

○総務省告示第四百十一号

電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画を次のように定め、令和三年一月一日から施行する。

なお、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）は、令和二年十二月三十一日限り廃止する。

令和二年十二月二十二日

総務大臣　武田　良太

## 周波数割当計画

### 第1 総則

1 この計画において、法第26条第2項第1号に規定する無線局の行う無線通信の態様は、無線通信規則第1条に規定される次の無線業務により表示する。

### 固定業務

特定の固定地点間の無線通信業務をいう。

### 固定衛星業務

1 又は2以上の衛星を使用する際に与えられる位置における地球局相互間の無線通信業務をいう。与えられる位置とは、特定の固定地点又は特定された領域内の全ての固定地点を含むことができる。ある場合には、この業務は、衛星間業務においても設定することができる衛星間の回線を含む。この業務は、他の宇宙無線通信業務のためのフィーダリンクを含むことができる。

### 衛星間業務

人工衛星相互間を接続する無線通信業務をいう。

### 宇宙運用業務

専ら宇宙機の運用、特に宇宙追尾、宇宙遠隔測定及び宇宙遠隔指令に関する無線通信業務をいう。これらの機能は、通常、宇宙局を運用している業務の範囲内で行われる。

### 移動業務

移動局と陸上局との間又は移動局相互間の無線通信業務をいう。

### 移動衛星業務

次の無線通信業務をいう。この業務は、その運用に必要なフィーダリンクを含むことができる。

### 陸上移動業務

・ 移動地球局と1若しくは2以上の宇宙局との間又はこの業務で使用される宇宙局相互間の無線通信業務

・ 移動地球局相互間の1又は2以上の宇宙局を経由する無線通信業務

### 陸上移動衛星業務

移動地球局が陸上にあるときの移動衛星業務をいう。

### 海上移動業務

海岸局と船舶局との間、船舶局相互間又は関係船上通信局相互間の移動業務をいう。救命浮機局及び非常用位置指示無線標識局も、この業務に参加することができる。

### 海上移動衛星業務

移動地球局が船舶上にあるときの移動衛星業務をいう。救命浮機局及び非常用位置指示無線標識局も、この業務に参加することができる。

### 航空移動業務

主として国内民間航空路又は国際民間航空路において安全及び正常な飛行に関する通信のために確保された航空移動業務をいう。

### 航空移動衛星（OR）業務

主として国内民間航空路又は国際民間航空路以外の飛行の調整に関するものを含む通信を目的とする航空移動業務をいう。

### 航空移動衛星業務

移動地球局が航空機上にあるときの移動衛星業務をいう。救命浮機局及び非常用位置指示無線標識局も、この業務に参加することができる。

### 航空移動衛星（R）業務

主として国内民間航空路又は国際民間航空路において安全又は正常な飛行に関する通信に確保された航空移動衛星業務をいう。

### 航空移動衛星（OR）業務

主として国内民間航空路又は国際民間航空路以外の飛行の調整に関するものを含む通信を目的とする航空移動衛星業務をいう。

### 放送業務

一般公衆によって直接に受信されることを目的とする無線通信業務をいう。この業務は、音響の伝送、テレビジョンの伝送又は他の型式の伝送を含むことができる。

### 放送衛星業務

一般公衆によって直接受信されることを目的として、信号を宇宙局によって伝送し、又は再伝送する無線通信業務をいう。この業務における「直接受信」には、個別受信及び共同受信の双方を含む。

### 無線測位業務

無線測位のための無線通信業務をいう。

### 無線測位衛星業務

1以上の宇宙局を使用する無線測位のための無線通信業務をいう。この業務は、その運用に必要なフィーダリンクを含むことができる。

### 無線航行業務

無線航行のための無線測位業務をいう。

### **無線航行衛星業務**

無線航行のための無線測位衛星業務をいう。この業務は、その運用に必要なファイダリングを含むことができる。

### **海上無線航行業務**

船舶及びその運航の安全のための無線航行業務をいう。

### **航空無線航行業務**

航空機及びその運航の安全のための無線航行業務をいう。

### **航空無線航行衛星業務**

地球局が航空機上にあるときの無線航行衛星業務をいう。

### **無線標定業務**

無線標定衛星業務  
無線標定のための無線測位業務をいう。

### **無線標定衛星業務**

無線標定のための無線測位衛星業務をいう。

### **気象援助業務**

気象（水象を含む。）上の観測及び調査のために使用する無線通信業務をいう。

### **地球探査衛星業務**

地球局と1又は2以上の宇宙局との間の次の事項を行う無線通信業務（宇宙局相互間の回線を含むことができる。）をいう。この業務は、その運用に必要なファイダリングを含むことができる。

- ・ 地球の特性及びその自然現象に関する情報を地球衛星上の能動検知器（電波の発射及び受信によって情報を得ることを可能とする測定機器）又は受動検知器（天然源の電波の受信によって情報を得ることを可能とする測定機器）から取得すること。
- ・ 前述の情報と同種の情報を空中又は地表にあるプラットフォームから収集すること。
- ・ これら的情報を関係通信系の地球局に配布すること。
- ・ プラットフォームに対して質問すること。

### **気象衛星業務**

気象のための地球探査衛星業務をいう。

### **標準周波数報時業務**

一般的受信のため、公表された高い精度の特定周波数、報時信号又はこれらの双方の発射を行う科学、技術その他の目的のための無線通信業務をいう。

### **標準周波数報時衛星業務**

標準周波数報時業務の目的と同一の目的で地球衛星上の宇宙局を使用する無線通信業務をいう。この業務は、その運用に必要なファイダリングを含むことができる。

### **宇宙研究業務**

科学又は技術の研究のために宇宙機その他の宇宙にある物体を使用する無線通信業務をいう。

### **アマチュア業務**

アマチュア、すなわち、金銭上の利益のためなく、専ら個人的に無線技術に興味をもち、正当に許可された者が行う自己訓練、通信及び技術研究のための無線通信業務をいう。

### **アマチュア衛星業務**

アマチュア業務の目的と同一の目的で地球衛星上の宇宙局を使用する無線通信業務をいう。

### **電波天文業務**

電波天文（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学をいう。）に使用する業務をいう。

2 この計画において法第26条第2項第2号に規定する無線局の目的は、次の表の左欄に掲げるとおり区分し、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲の無線局が該当するものとする。

| 無線局の目的    | 無線局の範囲  |
|-----------|---|
| 電気通信業務用   | 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第6号の電気通信業務並びに同法第164条第1項第1号及び第2号の電気通信事業を行う者が、電気通信役務を提供することを目的として開設するものであること（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。）に開設する無線局においては、本邦以外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とするものを含む。）。 |
| 公共業務用     | 人命及び財産の保護、治安の維持その他これに準ずる公共の業務を遂行するために開設するものであること（放送事業用の無線局に該当するものを除く。）。   |
| 簡易無線通信業務用 | 簡易な無線通信業務であって、かつ、アマチュア業務に該当しない業務を行うことを目的として開設するものであること。   |
| アマチュア業務用  | 金銭上の利益のためなく、専ら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務を行ふことを目的として開設するものであること。   |
| 放送用       | 放送を行うことを目的として開設するものであること（電気通信業務用の無線局に該当するものを除く。）。   |

|               |   |
|---------------|---|
| <b>放送事業用</b>  | 放送法(昭和25年法律第132号)第2条第23号に規定する基幹放送事業者又は同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者が、放送事業の円滑な遂行を図るために開設するものであること。 |
| <b>小電力業務用</b> | 次のいずれかに該当するものであること。<br>ア 施行規則第6条第1項第2号に規定するもの<br>イ 法第4条第2号又は第3号に規定するもの                    |
| <b>一般業務用</b>  | 以上のいずれにも該当しないものであること。   |

3 無線局が割当てを受けることができる周波数は、第2に規定する周波数割当表に定めるものによる。ただし、超広帯域無線システムの無線局が割当てを受けることができる周波数は、第3に掲げるものとする。

4 航空機上の無線局が割当てを受けることができる周波数は、前項の規定に定めるもののほか、無線通信規則第41条の規定に従い、第2に規定する周波数割当表に掲げる海上移動業務又は海上移動衛星業務の無線局が割当てを受けることができる周波数を含むものとする。

5 法第27条の13第4項の規定により指定する周波数は、第4に掲げるものとする。

6 各無線局に対する周波数の割当ては、次に掲げる事項を考慮して行うものとする。

- (1) 電波の型式、必要周波数帯幅、空中線電力、送信所及び受信所の位置、無線設備の特性、確保すべき電界強度及び混信保護比、隣接周波数に対する必要な周波数間隔、電波の伝搬特性その他技術的諸元
- (2) 通信憲章、通信条約及びこれらに基づく無線通信規則の規定並びに無線通信規則の規定に基づく国際調整
- (3) 前号に定めるもののほか、国際電気通信衛星機構に関する協定等、周波数の割当に関する多国間又は二国間の取決め及びこれらに基づく調整、認定その他の必要な手続
- (4) 第4に掲げる周波数
- (5) その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項

7 実験試験局、臨時かつ一時の目的のための無線局その他電波の公平かつ能率的な利用の確保の観点から特に必要と認められる無線局には、第3項の規定にかかわらず、周波数を割り当てることができる。

8 實用化試験局に対する周波数の割当ては、実用化試験を行おうとする無線局の実用化時に想定される無線通信業務、無線局の目的及び周波数の使用に関する条件に従って行うものとする。

## 第2 周波数割当表

1 周波数割当表中の各欄の示す内容は、次のとおりとする。

(1) 第1欄から第3欄までは、国際分配（無線通信規則第5条に規定する周波数の分配）を参考情報として示したものである。

(2) 第4欄は、国内分配（各周波数帯において、割当てを受けることができる無線局が行う無線業務）を示す。無線業務に括弧で付加された条件がある場合は、その条件の制限を受けるものとする。なお、周波数帯の上限（数値の大きい方）は当該周波数帯に含まれるが、下限（数値の小さい方）は当該周波数帯に含まれないことをする。

(3) 第1欄から第4欄までに示す無線業務については、次のとおりとする。  
ア 名称に下線を付していない無線業務（例：固定）を「一次業務」とし、名称に下線を付している無線業務（例：移動）を「二次業務」とする。

イ 二次業務の無線局は、次の条件に従って開設することを条件に周波数の割当てを受けることができる。

- ・ 周波数が既に割り当てられ、又は後日割り当てられる一次業務の無線局に有害な混信を生じさせてはならない。
- ・ 周波数が既に割り当てられ、又は後日割り当てられる一次業務の無線局からの有害な混信に対する保護を要求してはならない。

(4) 第5欄は、第4欄に定める無線業務の範囲内において、周波数の割当てを受けることができる無線局の目的を示す。

(5) 第6欄は、周波数の使用に関する条件を示し、周波数の割当てにおいて、同欄に記載された条件の制限を受けるものとする。

2 第4欄に2以上の無線業務が同次の無線業務として記載されている場合、各無線業務の記載の順序は、相対的な優先順位を示すものではない。

3 第4欄の脚注に記載された内容は、周波数の割当ての際の制限を示す。

4 第4欄の周波数の下に示す脚注の参照番号の内容は、その周波数帯全般に係ることを意味し、同欄の個別の無線業務の名称に続いて示す脚注の参照番号の内容は、その無線業務のみに係ることを意味する。

5 第4欄の脚注で同欄に掲げる無線業務以外の無線業務にも周波数の割当てが可能となっている場合、その無線業務の無線局の目的についてはその脚注等で特段規定されている場合を除き、以下のとおりとする。

| 無線業務   | 無線局の目的                                |
|--|---------------------------------------|
| 固定衛星業務<br>衛星間業務<br>移動衛星業務                                | 電気通信業務用<br>公共業務用                      |
| 航空移動（O R）業務<br>航空移動衛星（O R）業務<br>標準周波数報時業務<br>標準周波数報時衛星業務 | 公共業務用                                 |
| 放送業務<br>放送衛星業務   | 放送用                                   |
| 気象援助業務<br>地球探査衛星業務<br>気象衛星業務<br>宇宙研究業務                   | 公共業務用<br>一般業務用                        |
| アマチュア業務<br>アマチュア衛星業務<br>上記以外の無線業務<br>(受動業務を除く。)          | アマチュア業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用 |

周 波 数 割 当 表

第1表 8.3kHz - 27500kHz

| 第一地域<br>(1)  | 国 際 分 配 (kHz)                           |                  | 内 分 配 (kHz)<br>(4) | 無 線 局 の 目 的<br>(5) | 周 波 数 の 使 用 に 關 す る 条 件<br>(6) |
|--|---|------------------|--------------------|--------------------|--------------------------------|
|  | (2)                                     | (3)              |                    |                    |                                |
| 8.3未満<br>(分配されていなし)  | 8.3未満<br>J1                             |                  |                    |                    |                                |
| 8.3-9<br>気象援助<br>5.53 5.54                                     | 8.3-9<br>気象援助 J2                        |                  | 公共業務用<br>一般業務用     |                    |                                |
| 9-11.3<br>気象援助<br>5.54A  | 9-11.3<br>無線航行<br>気象援助 J2               |                  | 公共業務用<br>一般業務用     |                    |                                |
| 11.3-14<br>無線航行  | 11.3-14<br>無線航行                         |                  | 公共業務用<br>一般業務用     |                    |                                |
| 14-19.95<br>固定<br>海上移動 5.57                                    | 14-19.95<br>固定<br>海上移動 J3               |                  | 公共業務用<br>一般業務用     |                    |                                |
| 19.95-20.05<br>標準周波数報時 (20kHz)                                 | 19.95-20.05<br>標準周波数報時                  |                  | 公共業務用              | 割当ては、20kHzに限る。     |                                |
| 20.05-70<br>固定<br>海上移動 5.57                                    | 20.05-39<br>固定<br>海上移動 J3               |                  | 公共業務用<br>一般業務用     |                    |                                |
| 72-84<br>固定<br>海上移動 5.57<br>海上無線航行 5.60<br><u>無線標定</u><br>5.59 | 72-84<br>固定<br>海上移動 5.57<br>海上無線航行 5.57 |                  | 公共業務用<br>一般業務用     | 割当ては、40kHzに限る。     |                                |
| 84-86<br>無線航行 5.60<br>5.56                                     | 84-86<br>無線航行 5.60<br>固定<br>海上移動 5.57   |                  | 公共業務用<br>一般業務用     | 割当ては、60kHzに限る。     |                                |
| 86-90<br>固定<br>海上移動 5.57<br>無線航行<br>5.56                       | 86-90<br>固定<br>海上移動 5.57                |                  | 公共業務用<br>一般業務用     |                    |                                |
| 90-110<br>無線航行 5.62<br>5.61                                    | 90-110<br>無線航行                          |                  | 公共業務用              | ロランCシステム用とする。      |                                |
| 110-112<br>固定<br>固定<br>5.64                                    | 110-130<br>固定                           | 110-112<br>固定 J5 | 公共業務用<br>一般業務用     |                    |                                |

| 第一地域<br>(1)                                 | 国際分配<br>(kHz)<br>(2)                        | 第三地域<br>(3)   | 国内分配<br>(kHz)<br>(4)                                | 無線局の目的<br>(5)                    | 周波数の使用に関する条件<br>(6)                                   |
|---|---|---|---|----------------------------------|---|
| 海上移動<br>無線航行<br>5.64                        | 海上移動<br>海上無線航行<br>無線標定<br>5.60              | 海上移動<br>無線航行<br>5.60                                |   |                                  |   |
| 112-115<br>無線航行<br>5.60                     |   | 5.64  | 112-117.6<br>無線航行<br>5.60                           | 112-117.6<br>無線航行                | 公共業務用   |
| 115-117.6<br>無線航行<br>5.60                   |   |   |   |                                  |   |
| 5.64<br>5.66                                |   | 5.64<br>5.65  | 117.6-126<br>固定<br>海上移動<br>無線航行<br>5.60             | 固定 J6<br>海上移動 J6                 | 公共業務用<br>一般業務用  |
| 117.6-126<br>固定<br>海上移動<br>無線航行<br>5.60     |   |   |   |                                  |   |
| 5.64  |   | 5.64<br>5.65  | 126-129<br>無線航行<br>固定<br>海上移動<br>5.60               | 無線航行                             | 公共業務用   |
| 129-130<br>固定<br>海上移動<br>海上移動<br>5.60       |   | 5.64<br>5.64  | 129-135.7<br>固定<br>海上移動<br>無線航行<br>5.60             | 固定 J5<br>海上移動 J6                 | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用                      |
| 5.64  |   | 5.64  |   |                                  |   |
| 130-135.7<br>固定<br>海上移動<br>海上移動<br>5.60     |   | 5.64<br>5.64  | 130-135.7<br>固定<br>海上移動<br>無線航行<br>5.60             |                                  |   |
| 5.64<br>5.67                                |   | 5.64  |   |                                  |   |
| 135.7-137.8<br>固定<br>海上移動<br>アマチュア<br>5.67A | 135.7-137.8<br>固定<br>海上移動<br>アマチュア<br>5.67A | 135.7-137.8<br>固定<br>海上移動<br>無線航行<br>アマチュア<br>5.67A | 135.7-137.8<br>固定<br>海上移動<br>無線航行<br>アマチュア<br>5.67A | 固定 J5<br>海上移動 J6<br>アマチュア J7     | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>一般業務用<br>アマチュア業務用 |
| 5.64<br>5.67                                | 5.64  | 5.64  |   |                                  |   |
| 137.8-148.5<br>固定<br>海上移動<br>5.64<br>5.67   | 137.8-160<br>固定<br>海上移動<br>無線航行<br>5.64     | 137.8-160<br>固定<br>海上移動<br>無線航行<br>5.64             | 137.8-160<br>固定 J5<br>海上移動 J6                       | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用 | 船舶無線電信用及びファクシミリ用とする。<br>船舶無線電信用及びファクシミリ用とする。          |
| 148.5-255<br>放送                             | 160-190<br>固定                               | 160-190<br>固定                                       | 160-200<br>航空無線航行                                   | 航空無線航行                           | 無指向性無線標識用とする。   |
| 5.68<br>5.69<br>5.70                        | 200-275<br>航空無線航行                           | 200-285<br>航空無線航行                                   | 200-285<br>航空無線航行                                   | 航空無線航行                           | 無指向性無線標識用とする。   |
| 255-283.5<br>放送                             | 航空移動  | 275-285<br>航空移動                                     |   |                                  |   |
| 航空無線航行                                      | 航空無線航行                                      |   |   |                                  |   |

| 第一地域<br>(1) | 国 際 分 配 (kHz)<br>第二地域<br>(2)                            | 国 内 分 配 (kHz)<br>第三地域<br>(3)                                   | 無 線 局 の 目 的<br>(4)              | 周 波 数 の 使 用 に 關する 条 件<br>(6)  |
|-------------|---|--|---------------------------------|---|
| 5.70        | 航空移動<br>海上無線航行 (無線標識)                                   | 航空移動<br>海上無線航行 (無線標識)  | 海上無線航行 J8<br>315-325            | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>衛星測位誤差補正システム用及び無線標識用とする。                  |
| 5.73        | 航空無線航行 (無線標識)   | 航空無線航行<br>海上無線航行 (無線標識) 5.73                                   | 航空無線航行<br>海上無線航行 (無線標識) 5.73    | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>無指向性無線標識用とする。                             |
| 5.74        | 航空無線航行<br>海上無線航行 (無線標識)                                 | 航空無線航行<br>海上無線航行 (無線標識) 5.73                                   | 航空無線航行<br>海上無線航行 (無線標識) 5.73    | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>無指向性無線標識用とする。                             |
| 5.75        | 325-405   | 325-405<br>航空無線航行<br>航空移動<br>海上無線航行 (無線標識)                     | 航空無線航行<br>航空移動<br>海上無線航行 (無線標識) | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>無指向性無線標識用とする。                             |
| 405-415     | 405-415<br>無線航行 5.76                                    | 405-415<br>無線航行 5.76<br>航空移動                                   | 海上無線航行<br>航空無線航行                | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>無指向性無線標識用とする。                             |
| 415-435     | 415-472<br>海上移動 5.79                                    | 415-472<br>海上移動 5.79<br>航空無線航行 5.79                            | 海上移動 J8A<br>J9 J12              | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>ナブテックス用及び船舶無線電信用とし、ナブテックス用への割当は424kHzに限る。 |
| 435-472     | 435-472<br>海上移動 5.79<br>航空無線航行 5.77                     | 435-472<br>海上移動 5.79<br>航空無線航行 5.77                            | 航空無線航行                          | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>限る。                                       |
| 5.82        | 5.78 5.82   |  |                                 |   |
| 472-479     | 472-479<br>海上移動 5.79<br>アマチュア 5.80A<br>航空無線航行 5.77 5.80 | 472-479<br>J12   | 海上移動 J8A<br>J11                 | 公共業務用<br>一般業務用<br>アマチュア<br>アマチュア<br>アマチュア業務用                                  |
| 5.80B       | 5.82  |  |                                 |   |
| 479-495     | 479-495<br>海上移動 5.79 5.79A<br>航空無線航行 5.77               | 479-495<br>J12   | 海上移動 J8A J10<br>航空無線航行          | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用  |
| 5.82        | 5.82  |  |                                 |   |
| 495-505     | 495-505<br>海上移動 5.82C                                   | 495-505  | 海上移動 J10A                       | 公共業務用<br>一般業務用<br>船舶無線電信用とする。   |
| 505-526.5   | 505-510<br>海上移動 5.79 5.79A 5.84<br>航空無線航行               | 505-526.5<br>海上移動 5.79<br>510-525<br>海上移動 5.79A 5.84<br>航空無線航行 | 海上移動 J8A J10<br>J13             | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>ナブテックス用及び船舶無線電信用とし、ナブテックス用への割当は518kHzに限る。 |
| 526-536.5   | 526-535<br>放送 5.86<br>航空無線航行                            | 526.5-1606.5<br>放送<br>移動<br>5.88                               | 放送 J14 J15                      | 放送用<br>割当ては、別表1-1による。   |
| 535-1605    | 535-1605<br>放送  | 535-1605.5<br>放送   |                                 |   |
| 1606.5-1625 | 1606.5-1625<br>放送 5.89                                  | 1606.5-1705  | 移動 (航空移動を除く。)                   | 公共業務用<br>公共業務用での使用は路側通信用、船舶無線電信用、ファクシミリ用及び無線電話                                |

| 国 隆 分 配 (kHz)                                 |   | 内 分 配 (kHz)   | 無 線 局 の 目 的                               | 周 波 数 の 使 用 に 關する 条 件   |
|---|---|---|---|---|
| 第一地域<br>(1)                                   | 第二地域<br>(2)   | 第三地域<br>(3)   | (4)                                       | (5)   |
| 固定<br>海上移動<br>陸上移動<br>5.92                    | 5.90  | 固定<br>移動<br>無線標定<br>無線航行<br>5.90                            | 一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用 | 用とし、路側通信用への割当では、1629kHz 及び 1629kHz に限る。<br>航空無線航行<br>公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>無指向性無線標識用とする。<br>ラジオ・ブイ用とする。 |
| 1625-1635<br>無線標定<br>5.93                     | 1625-1705<br>固定<br>移動<br>放送<br>無線標定<br>5.89                       | 1705-1800<br>固定<br>移動<br>無線標定<br>航空無線航行<br>5.90             | 一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用 | 一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用   |
| 1635-1800<br>固定<br>海上移動<br>5.90               | 1705-1800<br>固定<br>移動<br>無線標定<br>航空無線航行<br>5.91                   | 1705-1800<br>固定<br>移動<br>無線航行<br>航空無線航行<br>5.91             | 一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用 | 一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用   |
| 1800-1810<br>無線標定<br>5.93                     | 1800-2000<br>固定<br>移動<br>無線航行<br>無線標定<br>5.99                     | 1800-1825<br>固定<br>移動<br>無線航行<br>無線航行<br>5.99               | 一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用 | 一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用   |
| 1810-1850<br>アマチュア<br>5.98                    | 1850-2000<br>アマチュア<br>固定<br>移動 (航空移動を除く。)<br>無線航行<br>無線航行<br>5.99 | 1825-1875<br>固定<br>移動 (航空移動を除く。)<br>無線航行<br>無線航行<br>5.100   | 一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用 | ラジオ・ブイ用とする。<br>ラジオ・ブイ用とする。  |
| 1850-2000<br>固定<br>移動 (航空移動を除く。)<br>5.98      | 1850-2000<br>アマチュア<br>固定<br>移動 (航空移動を除く。)<br>無線航行<br>無線航行<br>5.99 | 1875-1907.5<br>固定<br>移動 (航空移動を除く。)<br>無線航行<br>無線航行<br>5.103 | 一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用 | アマチュア業務用<br>アマチュア業務用<br>アマチュア業務用<br>アマチュア業務用<br>アマチュア業務用  |
| 2000-2025<br>固定<br>移動 (航空移動 (R) を除く。)<br>5.92 | 2000-2065<br>固定<br>移動<br>5.103                                    | 1912.5-2000<br>固定<br>移動 (航空移動を除く。)<br>無線航行<br>無線航行<br>5.103 | 一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用 | アマチュア業務用<br>アマチュア業務用<br>アマチュア業務用<br>アマチュア業務用<br>アマチュア業務用  |
| 2025-2045<br>固定<br>移動 (航空移動 (R) を除く。)<br>5.92 | 2000-2065<br>固定<br>移動 (航空移動を除く。)<br>5.103                         | 2000-2065<br>固定<br>移動 (航空移動を除く。)<br>5.97                    | 一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用 | ラジオ・ブイ用とする。<br>ラジオ・ブイ用とする。  |
| 2045-2160<br>固定<br>海上移動<br>陸上移動<br>5.92       | 2065-2107<br>海上移動<br>5.105  | 2065-2107<br>海上移動<br>5.105                                  | 一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用 | 公共業務用<br>公共業務用<br>公共業務用<br>公共業務用<br>公共業務用   |
| 2160-2170<br>無線標定<br>5.92                     | 2107-2170<br>固定<br>移動<br>5.106                                    | 2107-2170<br>固定<br>移動 (航空移動を除く。)<br>5.106                   | 一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用 |   |

| 国 隆 分 配 (kHz) |                              | 国 内 分 配 (kHz)  | 無 線 局 の 目 的              | 周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件  |
|---------------|------------------------------|--|--------------------------|--|
| 第一地域<br>(1)   | 第二地域<br>(2)                  | 第三地域<br>(3)  | (4)                      | (5)  |
| 5. 93 5. 107  | 海上移動                         | 2170~2173.5  | 海上移動                     | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>船舶デジタル選択呼出し用、船舶米帶域直接印刷電信用及び船舶無線電話用とする。 |
| 2170~2173.5   | 移動 (遭難及CS呼出し)                | 2173.5~2190.5<br>J16 J17 J18<br>J19                                  | 移動                       | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用   |
| 2190.5~2194   | 海上移動                         | 2190.5~2194  | 海上移動                     | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用   |
| 2194~2300     | 固定<br>移動 (航空移動 (R) を除く。)     | 2194~2300<br>固定<br>移動<br>5. 112                                      | 固定<br>移動 (航空移動を除く。)      | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用   |
| 2300~2498     | 固定<br>移動 (航空移動 (R) を除く。)     | 2300~2495<br>固定<br>移動<br>放送<br>5. 103                                | 固定<br>移動<br>放送<br>5. 113 | 固定<br>移動 (航空移動を除く。)  |
| 2498~2501     | 標準周波数報時 (2500kHz)            | 2495~2501<br>標準周波数報時 (2500kHz)                                       | 標準周波数報時                  | 公共業務用<br>割当ては、2500kHz に限る。   |
| 2501~2502     | 標準周波数報時 (宇宙研究)               | 2501~2502<br>標準周波数報時 (宇宙研究)  | 標準周波数報時                  | 公共業務用  |
| 2502~2625     | 標準周波数報時 (移動 (航空移動 (R) を除く。)) | 2502~2505<br>標準周波数報時<br>2505~2850<br>固定<br>移動<br>5. 92 5. 103 5. 114 | 標準周波数報時                  | 公共業務用  |
| 2625~2850     | 海上移動<br>海上無線航行               | 2505~2850<br>固定<br>移動<br>5. 92                                       | 固定<br>移動 (航空移動を除く。)      | 公共業務用<br>一般業務用   |
| 2850~3025     | 航空移動 (R)                     | 2850~3025<br>J18 J20   | 航空移動 (R)                 | 公共業務用<br>一般業務用<br>割当ては、別表 2-1 による。   |
| 3025~3155     | 航空移動 (OR)                    | 3025~3155  | 航空移動 (OR)                | 公共業務用<br>一般業務用<br>割当ては、別表 2-2 による。   |
| 3155~3200     | 固定<br>移動 (航空移動 (R) を除く。)     | 3155~3250<br>J21   | 固定<br>移動 (航空移動 (R) を除く。) | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用  |
| 3200~3230     | 固定<br>移動 (航空移動 (R) を除く。)     | 5. 116 5. 117<br>5. 116  |                          |  |
| 3230~3400     | 固定<br>移動 (航空移動を除く。)          | 3230~3400<br>放送 5. 113<br>5. 116 5. 118                              | 固定<br>移動 (航空移動を除く。)      | 公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>割当ては、別表 2-1 による。              |
| 3400~3500     | 航空移動 (R)                     | 3400~3500  | 航空移動 (R)                 | 公共業務用<br>一般業務用   |



| 国 隆 分 配 (kHz)                  |                                     |   | 国 内 分 配 (kHz)                   | 無 線 局 の 目 的  | 周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件                                |
|--------------------------------|-------------------------------------|---|---------------------------------|--|--|
| 第一地域<br>(1)                    | 第二地域<br>(2)                         | 第三地域<br>(3)   | (4)                             | (5)  | (6)  |
| 航空移動 (O R)<br>陸上移動<br>放送 5.113 | 移動 (航空移動 (R) を除く。)<br>放送 5.113      | 放送 5.113<br>陸上移動  |                                 |  |  |
| 4850-4995                      | 固定<br>陸上移動<br>放送 5.113              |   |                                 |  |  |
| 4995-5003                      | 標準周波数報時<br>宇宙研究                     | (5000kHz)   | 4995-5003                       | 標準周波数報時  | 割当ては、5000kHzに限る。                                       |
| 5003-5005                      |                                     |   | 5003-5005                       | 標準周波数報時<br>宇宙研究  |  |
| 5005-5060                      | 固定<br>放送 5.113                      |   | 5005-5060                       | 固定   |  |
| 5060-5250                      | 固定<br>移動 (航空移動を除く。)<br>5.133        |   | 5060-5250                       | 固定<br>移動 (航空移動を除く。)                                    |  |
| 5250-5275                      | 固定<br>移動 (航空移動を除く。)<br>無線標定 5.132A  | 5250-5275<br>固定<br>移動 (航空移動を除く。)<br>無線標定 5.132A             | 5250-5275                       | 固定<br>移動 (航空移動を除く。)                                    |  |
| 5275-5351.5                    | 固定<br>移動 (航空移動を除く。)<br>アマチュア 5.133B |   | 5275-5450                       | 固定<br>移動 (航空移動を除く。)                                    |  |
| 5351.5-5366.5                  | 固定<br>移動 (航空移動を除く。)                 |   |                                 |  |  |
| 5366.5-5450                    | 固定<br>移動 (航空移動を除く。)                 |   |                                 |  |  |
| 5450-5480                      | 固定<br>航空移動 (R)                      | 5450-5480<br>固定<br>航空移動 (O R)                               | 5450-5480                       | 固定<br>陸上移動<br>航空移動 (O R)                               | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用                                |
| 5480-5680                      | 固定<br>航空移動 (O R)                    |   | 5480-5680<br>J18 J20            | 航空移動 (R)   | 割当ては、別表2-1による。   |
| 5680-5730                      | 航空移動 (O R)                          |   | 5680-5730<br>J18 J20            | 航空移動 (O R)   | 割当ては、別表2-2による。   |
| 5730-5900                      | 固定<br>陸上移動<br>放送 5.134              | 5730-5900<br>固定<br>移動 (航空移動 (R) を除く。)<br>移動 (航空移動 (R) を除く。) | 5730-5900                       | 固定<br>移動 (航空移動を除く。)<br>航空移動 (O R)<br>放送 J15<br>J27 J28 | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>放送用                         |
| 5950-6200                      |                                     |   | 5950-6200                       | 放送 J15   |  |
| 6200-6525                      | 海上移動 5.109 5.110 5.130 5.132        |   | 6200-6525<br>J16 J19 J22<br>J24 | 海上移動   | 一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>割当ては、別表3-1、別表3-2及び別表3-3による。 |
| 6525-6685                      | 航空移動 (R)                            |   | 6525-6685                       | 航空移動 (R)   | 公共業務用<br>一般業務用<br>割当ては、別表2-1による。                       |
| 6685-6765                      | 航空移動 (O R)                          |   | 6685-6765                       | 航空移動 (O R)   | 公共業務用<br>一般業務用<br>割当ては、別表2-2による。                       |
| 6765-7000                      | 固定<br>移動 (航空移動 (R) を除く。)<br>5.138   |   | 6765-6795<br>129<br>6795-7000   | 固定<br>移動 (航空移動 (R) を除く。)<br>固定<br>移動 (航空移動 (R) を除く。)   | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用                       |

| 第一地域<br>(1) | 国 際 分 配 (kHz)<br>(2)  | 第二地域<br>(2)   | 第三地域<br>(3)   | 国 内 分 配 (kHz)<br>(4)                                | 無 線 局 の 目 的<br>(5)  | 周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件<br>(6)  |
|-------------|---|---|---|---|---|---|
| 7000-7100   | アマチュア衛星<br>アマチュア衛星  | アマチュア衛星<br>アマチュア衛星  | アマチュア衛星<br>アマチュア衛星  | 7000-7100<br>アマチュア衛星<br>アマチュア衛星                     | アマチュア業務用<br>アマチュア業務用  |   |
| 7100-7200   | 5.140 5.141 5.141A<br>アマチュア   | 5.140 5.141 5.141A<br>アマチュア   | 5.140 5.141 5.141B<br>アマチュア   | 7100-7200<br>固定<br>移動(航空移動(R)を除く。)<br>放送<br>放送      | 公共業務用<br>一般業務用<br>アマチュア業務用  |   |
| 7200-7300   | 5.142<br>放送   | 5.142<br>放送   | 5.142<br>放送   | 7200-7300<br>放送 J15<br>放送                           | 放送用   |   |
| 7300-7400   | 5.134<br>放送   | 5.134<br>放送   | 5.134<br>放送   | 7300-7350<br>放送 J15<br>放送                           | 放送用   |   |
| 7400-7450   | 5.143 5.143A 5.143B 5.143C 5.143D<br>固定<br>移動(航空移動(R)を除く。)<br>5.143B 5.143C | 5.143 5.143A 5.143B 5.143C 5.143D<br>固定<br>移動(航空移動(R)を除く。)<br>5.143A 5.143C | 5.143 5.143A 5.143B 5.143C 5.143D<br>固定<br>移動(航空移動(R)を除く。)<br>5.143A 5.143C | 7450-8100<br>固定<br>移動(航空移動(R)を除く。)<br>5.144<br>海上移動 | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>海上移動  | 船舶無線電話用とし、割当ては別表3-1による。   |
| 8100-8195   | 5.144<br>海上移動   | 5.144<br>海上移動   | 5.144<br>海上移動   | 8100-8195<br>固定<br>海上移動                             | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>海上移動  | 割当ては、別表3-1、別表3-2及び別表3-3による。   |
| 8195-8815   | 5.109 5.110 5.132 5.145<br>海上移動   | 5.109 5.110 5.132 5.145<br>海上移動   | 5.109 5.110 5.132 5.145<br>海上移動   | 8195-8815<br>J16 J18 J19<br>124 J32                 | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>海上移動  | 割当ては、別表3-1、別表3-2及び別表3-3による。   |
| 8815-8965   | 5.111<br>航空移動(R)  | 5.111<br>航空移動(R)  | 5.111<br>航空移動(R)  | 8815-8965<br>J16 J18 J19<br>124 J32                 | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>航空移動(R)                                       | 割当ては、別表2-1による。  |
| 8965-9040   | 5.143<br>航空移動(OR)   | 5.143<br>航空移動(OR)   | 5.143<br>航空移動(OR)   | 8965-9040<br>J16 J18 J19<br>124 J32                 | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>航空移動(OR)                                      | 割当ては、別表2-2による。  |
| 9040-9305   | 5.143<br>固定   | 5.143<br>固定   | 5.143<br>固定   | 9040-9305<br>固定<br>固定                               | 公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>固定  | 公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用<br>固定 |
| 9305-9355   | 5.145A<br>無線標定  | 5.145A<br>無線標定  | 5.145A<br>無線標定  | 9305-9355<br>固定<br>無線標定<br>5.145A                   | 公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用<br>固定 | 公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用<br>固定 |
| 9355-9400   | 5.145B<br>固定  | 5.145B<br>固定  | 5.145B<br>固定  | 9355-9400<br>固定<br>固定                               | 無線標定<br>J33   |   |
| 9400-9500   | 5.134<br>放送   | 5.134<br>放送   | 5.134<br>放送   | 9400-9500<br>J27                                    | 放送用   |   |
| 9500-9900   | 5.146<br>放送   | 5.146<br>放送   | 5.146<br>放送   | 9500-9900<br>放送 J15                                 | 放送用   |   |
| 9900-9995   | 5.147<br>固定   | 5.147<br>固定   | 5.147<br>固定   | 9900-9995<br>固定<br>固定                               | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用  |   |
| 9995-10003  | 標準周波数報時(10000kHz)   | 標準周波数報時(10000kHz)   | 標準周波数報時(10000kHz)   | 9995-10003<br>J18                                   | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用  | 割当ては、10000kHzに限る。   |
| 10003-10005 | 5.111<br>標準周波数報時<br>宇宙研究  | 10003-10005<br>J18  | 標準周波数報時<br>宇宙研究   | 10003-10005<br>J18                                  | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用  |   |
|             | 5.111   |   |   |   |   |   |

| 国 隆 分 配 (kHz) |   | 内 分 配 (kHz)   | 無 線 局 の 目 的  | 周 波 数 の 使 用 に 關する 条 件   |
|---------------|---|---|--|---|
| 第一地城<br>(1)   | 第二地城<br>(2)                             | 第三地城<br>(3)   | (4)  | (5)   |
| 10005-10100   | 航空移動 (R)                                | 10005-10100<br>J18  | 航空移動 (R)<br>-般業務用                                  | 割当ては、別表2-1による。  |
| 10100-10150   | 固定<br>アマチュア                             | 10100-10150<br>J18<br>5.111   | アマチュア J34<br>-般業務用                                 |   |
| 10150-11175   | 固定<br>移動 (航空移動 (R) を除く。)                | 10150-11175<br>J18<br>10150-11175<br>J34                                    | 固定 (航空移動を除く。)<br>-般業務用<br>航空移動 (OR)<br>-般業務用       |   |
| 11175-11275   | 航空移動 (OR)                               | 11175-11275<br>J18<br>11175-11275<br>J34                                    | 航空移動 (OR)<br>-般業務用                                 | 割当ては、別表2-2による。  |
| 11275-14400   | 航空移動 (R)                                | 11275-11400<br>J18<br>5.146   | 航空移動 (R)<br>-般業務用                                  | 割当ては、別表2-1による。  |
| 11400-16600   | 固定                                      | 11400-11600<br>J18<br>11600-11650<br>J27                                    | 固定<br>-般業務用  |   |
| 11600-16650   | 放送                                      | 11600-11650<br>J18<br>11650-12050<br>J27                                    | 放送 J15<br>放送用                                      |   |
| 11650-12050   | 放送                                      | 11650-12050<br>J18<br>5.147   | 放送 J15<br>放送用                                      |   |
| 12050-12100   | 放送                                      | 12050-12100<br>J18<br>5.146   | 放送 J15<br>放送用                                      |   |
| 12100-12230   | 固定                                      | 12100-12230<br>J18<br>5.146   | 固定<br>-般業務用  |   |
| 12230-13200   | 海上移動                                    | 12230-13200<br>J16<br>5.109<br>J19<br>5.110<br>J24<br>5.132<br>J32<br>5.145 | 海上移動<br>電気通信業務用<br>-般業務用                           | 割当ては、別表3-1、別表3-2及び別表3-3による。<br>公共業務用又は-般業務用での使用のうち、气象用ラジオ・ロボットへの割当ては、別表11-1による。 |
| 13200-13260   | 航空移動 (OR)                               | 13200-13260<br>J18<br>5.149   | 航空移動 (OR)<br>-般業務用                                 | 割当ては、別表2-2による。  |
| 13260-13360   | 航空移動 (R)                                | 13260-13360<br>J18<br>5.149   | 航空移動 (R)<br>-般業務用                                  | 割当ては、別表2-1による。  |
| 13360-13410   | 固定<br>電波天文                              | 13360-13410<br>J36  | 固定<br>-般業務用  |   |
| 13410-13450   | 固定<br>移動 (航空移動 (R) を除く。)                | 13410-13450<br>J18<br>5.149   | 固定 (航空移動を除く。)<br>-般業務用                             |   |
| 13450-13550   | 固定<br>移動 (航空移動 (R) を除く。)<br>無線標定 5.132A | 13450-13550<br>J18<br>5.149A  | 固定 (航空移動を除く。)<br>-般業務用<br>無線標定 5.132A<br>航空移動 (OR) | 公共業務用<br>-般業務用<br>公共業務用   |
| 13550-13570   | 固定<br>移動 (航空移動 (R) を除く。)                | 13550-13570<br>J37  | 固定 (航空移動を除く。)<br>-般業務用<br>航空移動 (OR)                | 公共業務用<br>-般業務用<br>公共業務用   |
| 13570-13600   | 放送                                      | 13570-13600<br>J27  | 放送 J15<br>放送用                                      |   |
| 13600-13800   | 放送                                      | 13600-13800<br>J27<br>5.151   | 放送 J15<br>放送用                                      |   |
| 13800-13870   | 放送                                      | 13800-13870<br>J27<br>5.151   | 放送 J15<br>放送用                                      |   |
| 13870-14000   | 固定<br>移動 (航空移動 (R) を除く。)                | 13870-14000<br>J27  | 固定 (航空移動を除く。)<br>-般業務用<br>航空移動 (OR)                | 公共業務用<br>-般業務用<br>公共業務用   |
| 14000-14250   | アマチュア                                   | 14000-14250<br>J27  | アマチュア業務用   |   |

| 国 隆 分 配 (kHz)                                   |                                   | 内 分 配 (kHz)                       | 無 線 局 の 目 的                      | 周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件     |
|---|-----------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|-----------------------------|
| 第一地域<br>(1)                                     | 第二地域<br>(2)                       | 第三地域<br>(3)                       | (4)                              | (5)                         |
| 14250-14350<br>アマチュア衛星                          |                                   | 14250-14350<br>アマチュア衛星            | アマチュア業務                          | アマチュア業務用                    |
| 14350-14990<br>固定 移動（航空移動（R）を除く。）               | 5, 152                            | 14350-14990<br>固定 移動（航空移動を除く。）    | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用          | 割当ては、15000kHzに限る。           |
| 14990-15005<br>標準周波数報時 (15000kHz)               | 5, 111                            | 14990-15005<br>標準周波数報時 (15000kHz) | 公共業務用<br>宇宙研究<br>標準周波数報時<br>宇宙研究 | 割当ては、15000kHzに限る。           |
| 15005-15010<br>標準周波数報時                          | 15005-15010<br>標準周波数報時            | 15005-15010<br>標準周波数報時<br>宇宙研究    | 公共業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用 | 割当ては、別表2-2による。              |
| 15010-15100<br>航空移動（O.R.)                       | 15010-15100<br>放送                 | 15010-15100<br>航空移動（O.R.)         | 公共業務用<br>放送用                     | 割当ては、別表2-2による。              |
| 15100-15600<br>放送                               | 15100-15600<br>放送                 | 15100-15600<br>放送                 | 放送用                              |                             |
| 15600-15800<br>放送                               | 15600-15800<br>放送                 | 15600-15800<br>放送                 | 放送用                              |                             |
| 15800-16100<br>固定                               | 15800-16100<br>固定                 | 15800-16100<br>固定                 | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用          |                             |
| 16100-16200<br>固定<br>無線標定 5, 145A               | 16100-16200<br>固定<br>無線標定 5, 145A | 16100-16200<br>固定<br>無線標定 5, 145A | 無線標定 J33                         | 公共業務用<br>一般業務用<br>一般業務用     |
| 16200-16360<br>固定                               |                                   | 16200-16360<br>固定                 | 公共業務用<br>一般業務用                   |                             |
| 16360-17410<br>海上移動 5, 109 5, 110 5, 132 5, 145 |                                   | 16360-17410<br>海上移動               | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用        | 割当ては、別表3-1、別表3-2及び別表3-3による。 |
| 17410-17480<br>固定                               |                                   | 17410-17480<br>固定                 | 公共業務用<br>一般業務用                   |                             |
| 17480-17550<br>放送 5, 134                        |                                   | 17480-17550<br>放送 J15             | 放送用                              |                             |
| 17550-17900<br>放送 5, 146                        |                                   | 17550-17900<br>放送 J15             | 放送用                              |                             |
| 17900-17970<br>航空移動（R）                          |                                   | 17900-17970<br>航空移動（R）            | 公共業務用<br>一般業務用                   | 割当ては、別表2-1による。              |
| 17970-18030<br>航空移動（O.R.)                       |                                   | 17970-18030<br>航空移動（O.R.)         | 公共業務用<br>一般業務用                   | 割当ては、別表2-2による。              |
| 18030-18052<br>固定                               |                                   | 18030-18052<br>固定                 | 公共業務用<br>一般業務用                   |                             |
| 18052-18068<br>固定 宇宙研究                          |                                   | 18052-18068<br>宇宙研究               | 公共業務用<br>一般業務用                   |                             |
| 18068-18168<br>アマチュア衛星                          | 5, 154                            | 18068-18168<br>アマチュア衛星            | アマチュア業務用<br>アマチュア業務用             |                             |
| 18168-18780<br>固定 移動（航空移動を除く。）                  | 18168-18780<br>海上移動               | 18168-18780<br>固定                 | 公共業務用<br>一般業務用                   |                             |
| 18780-18900<br>海上移動                             | 18780-18900<br>海上移動               | 18780-18900<br>海上移動               | 公共業務用<br>一般業務用                   | 割当ては、別表3-1、別表3-2及び別表3-3による。 |
| 18900-19020<br>放送 5, 134                        |                                   | 18900-19020<br>放送 J15             | 放送用                              |                             |
| 19020-19680<br>固定                               | 5, 146                            | 19020-19680<br>固定                 | 公共業務用<br>一般業務用                   |                             |



| 国 際 分 配 (kHz) |   |             | 國 内 分 配 (kHz)  | 無 線 局 の 目 的                         | 周 波 数 の 使 用 に 關 す る 条 件   |
|---------------|---|-------------|--|-------------------------------------|---|
| 第一地域<br>(1)   | 第二地域<br>(2)                                 | 第三地域<br>(3) | (4)  | (5)                                 | (6)   |
| 25070-25210   | 海上移動  |             | 25070-25210<br>海上移動  | 公共業務用<br>一般業務用                      | 割当ては、別表3-1、別表3-2及び別表3-3による。   |
| 25210-25550   | 固定<br>移動(航空移動を除く。)                          |             | 25210-25550<br>固定<br>移動(航空移動を除く。)                          | 公共業務用<br>一般業務用                      |   |
| 25550-25670   | 電波天文  |             | 25550-25670<br>電波天文<br>J36                                 | 電波天文<br>J36                         |   |
| 5.149         |   |             |  |                                     |   |
| 25670-26100   | 放送  |             | 25670-26100<br>放送<br>J15                                   | 放送用                                 |   |
| 26100-26175   | 海上移動 5.132                                  |             | 26100-26175<br>海上移動<br>J24                                 | 公共業務用<br>一般業務用                      | 割当ては、別表3-1、別表3-2及び別表3-3による。   |
| 26175-26200   | 固定<br>移動(航空移動を除く。)                          |             | 26175-26200<br>固定<br>移動(航空移動を除く。)                          | 公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用             |   |
| 26200-26350   | 固定<br>移動(航空移動を除く。)<br>無線標定 5.132A<br>5.133A |             | 26200-26350<br>固定<br>移動(航空移動を除く。)<br>無線標定 5.132A<br>5.133A | 公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用<br>無線標定 J26 |   |
| 26350-27500   | 固定<br>移動(航空移動を除く。)                          |             | 26350-27500<br>固定<br>移動(航空移動を除く。)                          | 公共業務用<br>放送事業用<br>小電力業務用<br>一般業務用   | 小電力業務用での使用はラジコン用発振器用、ラジオマイク用及び市民ラジオ用とし、ラジコン用送振器用及びラジオマイク用への割当ては別表8-1に、市民ラジオ用への割当ては別表8-2による。 |
| 5.150         |   |             | 5.150  |                                     |   |

第2表 27.5MHz - 10000MHz

| 第一地域<br>(1)  | 国際分配<br>(MHz)<br>(2)            | 第三地域<br>(3)  | 国内分配<br>(MHz)<br>(4) | 無線局の目的<br>(5)     | 周波数の使用に関する条件<br>(6)   |
|--------------|---------------------------------|--|----------------------|-------------------|---|
| 27.5-28      | 気象援助<br>固定<br>移動                |  | 27.5-28              | 移動                | 公共業務用<br>一般業務用  |
| 28-29.7      | アマチュア衛星<br>固定<br>移動             |  | 28-29.7              | アマチュア衛星<br>移動     | 公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用   |
| 29.7-30.005  | アマチュア衛星<br>固定<br>移動             |  | 29.7-37.5            | アマチュア衛星<br>移動     | アマチュア業務用<br>放送事業用<br>一般業務用  |
| 30.005-30.01 | 宇宙運用 (衛星識別)<br>固定<br>移動<br>宇宙研究 |  |                      |                   |   |
| 30.01-37.5   | 固定<br>移動                        |  |                      |                   |   |
| 37.5-38.25   | 固定<br>移動<br><u>電波天文</u>         |  | 37.5-38.25           | 移動<br><u>電波天文</u> | 公共業務用   |
| 38.25-39     | 固定<br>移動                        | 38.25-39.986   | 38.25-39.5           | 移動                | 公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用   |
| 39-39.5      | 固定<br>移動<br>無線標定<br>5.132A      |  |                      |                   |   |
| 5.159        |                                 |  |                      |                   |   |
| 39.5-39.986  | 固定<br>移動<br>無線標定<br>5.132A      | 39.5-39.986  | 39.5-40              | 移動                | 公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用   |
| 39.986-40.02 | 固定<br>移動<br>宇宙研究                | 39.986-40<br>固定<br>移動<br>無線標定<br>5.132A<br><u>宇宙研究</u> | 39.5-40              | 無線標定<br>J26       | 公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用   |
| 40.02-40.98  | 固定<br>移動<br>宇宙研究                | 40-40.02<br>固定<br>移動<br>宇宙研究                           | 40-40.6              | 移動                | 公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用   |
| 40.98-41.015 | 固定<br>移動<br>宇宙研究                |  | 40.6-40.86<br>J37    | 放送事業用<br>小電力業務用   | 放送事業用での使用は、ラジオマイク用とする。<br>小電力業務用での使用はラジコン用発振器用及びラジオマイク用とし、割当ては別表8-1による。 |
| 41.015-42    | 固定<br>移動                        | 5.150  | 40.86-41             | 移動                | 公共業務用   |
| 42-42.5      |                                 | 5.160<br>5.161   | 41-43.436            | 移動                | 公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用   |
|              |                                 | 5.160<br>5.161A  |                      | 無線標定<br>J26       | 公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用   |
|              |                                 |  |                      |                   |   |
|              |                                 |  | 42-42.5              |                   |   |

| 国 隆 分 配 (MHz)                                   |  | 国 内 分 配 (MHz)                                       |   | 無線局の目的  | 周波数の使用に関する条件                                    |
|---|--|---|---|---|---|
| 第一地域<br>(1)                                     | 第二地域<br>(2)  | 第三地域<br>(3)   | (4)   | (5)   | (6)   |
| 固定<br>移動<br><u>無線標定</u><br>5.132A               | 固定<br>移動<br>5.161  |   |   |   |   |
| 5.160 5.161B                                    | 固定<br>移動<br>5.161  |   | 43.436-43.544<br>J41  | 無線標定<br>移動<br><u>無線標定</u>   | ラジオ・マイ用とする。<br>公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用 |
| 47-50<br>放送                                     | 47-50<br>固定<br>移動<br>5.162A  | 47-50<br>固定<br>移動<br>放送<br>5.162A                   | 43.544-44<br>44-50  | 放送事業用<br>移動<br>放送事業用<br>一般業務用   | 放送事業用での使用は、ラジオマイ用とする。<br>放送事業用<br>一般業務用         |
| 50-52<br>放送                                     | 50-54<br>アマチュア<br><u>アマチュア</u><br>5.166A 5.166B 5.166C<br>5.166D 5.166E 5.169<br>5.169A 5.169B | 50-54<br>アマチュア                                      | 54.54-7625<br>54.7625-54.9575                                       | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用<br>公共業務用  | 放送事業用での使用は、占有周波数帯幅が100kHz以下の場合に限る。              |
| 52-68<br>放送                                     | 54.68<br>放送<br>固定<br>移動<br>放送<br>5.162A 5.164 5.165  | 54.68-54.9575<br>54.9575-55.2125<br>55.2125-55.2275 | 54.54-7625<br>54.7625-54.9575<br>54.9575-55.2125<br>55.2125-55.2275 | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用<br>公共業務用 | 放送事業用での使用は、占有周波数帯幅が100kHz以下の場合に限る。              |
| 55.2275-56.9825                                 | 固定<br>移動<br>56.9825-57.0425  | 55.2275-56.9825<br>固定<br>移動<br>56.9825-57.0425      | 57.0425-57.8525<br>57.8525-57.8675                                  | 放送事業用での使用は、占有周波数帯幅が100kHz以下の場合に限る。  | 放送事業用での使用は、占有周波数帯幅が100kHz以下の場合に限る。              |
| 57.8675-60.5375                                 | 固定<br>移動<br>57.8675  | 57.8675-60.5375<br>固定<br>移動<br>57.8675              | 57.8675-60.5375<br>固定<br>移動<br>57.8675                              | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用<br>公共業務用   | 放送事業用での使用は、占有周波数帯幅が100kHz以下の場合に限る。              |
| 60.5375-60.7925                                 | 固定<br>移動<br>50.7925  | 60.5375-60.7925<br>固定<br>移動<br>50.7925              | 60.7925-68  | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用   | 放送事業用での使用は、占有周波数帯幅が100kHz以下の場合に限る。              |
| 5.162A 5.163 5.164 5.165<br>5.169 5.169A 5.169B |  |   |   |   |   |

| 国 隆 分 配 (MHz)                           |                                   |               | 国 内 分 配 (MHz)                |              | 無 線 局 の 目 的               | 周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件                 |     |
|---|-----------------------------------|---------------|------------------------------|--------------|---------------------------|---|-----|
| 第一 地 域<br>(1)                           |                                   | 第二 地 域<br>(2) | 第三 地 域<br>(3)                | (4)          |                           | (5)                                     | (6) |
| 5.171                                   | 5.172                             |               | 5.162A                       |              |                           | 一般業務用                                   |     |
| 68-74.8<br>固定<br>移動(航空移動を除く。)           | 68-72.125<br>放送<br>固定<br>移動       |               | 68-74.8<br>固定<br>移動          |              |                           | 公共業務用<br>一般業務用                          |     |
| 5.173                                   |                                   |               |                              |              |                           |   |     |
| 72-73<br>固定<br>移動                       |                                   |               | 72-125-72.215<br>移動          |              | 小電力業務用                    | ラジコン用発振器用とし、割当ては別表8-1による。               |     |
|   |                                   |               | 72-215-72.745<br>移動          |              | 公共業務用<br>一般業務用            |   |     |
|   |                                   |               | 72-745-72.875<br>移動          |              | 小電力業務用                    | ラジコン用登録器用とし、割当ては別表8-1による。               |     |
|   |                                   |               | 72-875-73<br>移動              |              | 公共業務用<br>一般業務用            |   |     |
|   |                                   |               | 73-73.21<br>J36<br>電波天文      |              | 公共業務用<br>一般業務用            |   |     |
|   |                                   |               | 73.21-73.33<br>J36           |              | 小電力業務用                    | ラジコン用発振器用とし、割当ては別表8-1による。               |     |
|   |                                   |               | 73.33-74.655<br>J36<br>移動    |              | 公共業務用<br>一般業務用            |   |     |
|   |                                   |               | 74.55-74.6<br>J36<br>移動      |              | 小電力業務用                    | ラジオマイク用とし、割当ては別表9-6による。                 |     |
|   |                                   |               | 74.6-74.8<br>固定<br>移動        |              | 小電力業務用                    | マーカ・ビーコン用とする。                           |     |
| 5.149 5.175 5.177 5.179                 | 5.149 5.176 5.179                 |               | 74.8-75.2<br>J42<br>航空無線航行   |              | 公共業務用                     |   |     |
| 75.2-87.5<br>固定<br>移動(航空移動を除く。)         | 75.2-75.4<br>固定<br>移動             | 5.179         | 75.2-75.6<br>移動              |              | 小電力業務用                    | 袖懸援助用ラジオマイク用とし、割当ては別表9-7による。            |     |
|   |                                   |               |                              |              |                           |   |     |
|   |                                   |               | 75.4-76<br>固定<br>移動          |              | 小電力業務用                    | 音声アンスト用無線電話用とし、割当ては別表9-9による。            |     |
|   |                                   |               | 75.6-76<br>固定<br>移動          |              | 小電力業務用                    |   |     |
|   |                                   |               | 76-88<br>放送<br>固定<br>移動      |              | 放送用<br>電気通信業務用            | 無線呼出用とし、割当ては放送局の設備を共用し、放送の電波に重量する場合に限る。 |     |
| 5.175 5.179 5.187<br>放送                 | 87-100<br>固定<br>移動                | 5.185         | 87-100<br>固定<br>移動           | 90-108<br>放送 | 放送用                       |   |     |
| 5.190<br>放送                             | 88-100<br>放送                      |               |                              |              |                           |   |     |
| 100-108<br>放送                           |                                   |               |                              |              |                           |   |     |
| 108-117.975<br>航空無線航行                   | 5.192 5.194                       |               | 108-117.975<br>J43<br>航空無線航行 |              | 公共業務用                     | ILS用カラーライザ用、VOR用及びGBAS用とし、割当ては別表2-3による。 |     |
| 5.197 5.197A<br>航空移動(R)                 |                                   |               |                              |              |                           |   |     |
| 117.975-137<br>航空移動(R)                  | 117.975-136<br>J18 J44 J45<br>J46 |               | 117.975-136<br>航空移動(R)       |              | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用 |   |     |
|   | 136-137<br>航空移動(R)                |               |                              |              | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用 |   |     |
| 5.111 5.200 5.201 5.202<br>宇宙運用(宇宙から地球) | 5.203C                            |               | 137-137.025<br>宇宙運用(宇宙から地球)  |              | 公共業務用                     |   |     |



| 国 隆 分 配 (MHz)   |   |                                  | 国 内 分 配 (MHz)                               |                       | 無 線 局 の 目 的                                 | 周 波 数 の 使 用 に 關する 条 件             |
|---|---|----------------------------------|---|-----------------------|---|-----------------------------------|
| 第一地域<br>(1)   | 第二地域<br>(2)                                     | 第三地域<br>(3)                      | (4)   |                       | (5)   | (6)                               |
| 148-149.9<br>固定<br>移動 (航空移動 (R) を除く。)<br>移動衛星 (地球から宇宙)<br>5.209 | 5.217<br>148-149.9<br>固定<br>移動衛星 (地球から宇宙) 5.209 | 5.217<br>J51 J53 J54<br>J55 J55a | 148-149.9<br>J49<br>J51 J53 J54<br>J55 J55a | 移動衛星 (地球から宇宙)<br>陸上移動 | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用 | 電気通信業務用での使用は、携帯移動衛星データ通信用とする。     |
| 5.218 5.218A 5.219 5.221  | 5.218 5.218A 5.219 5.221                        | 5.209 5.220<br>5.149             | 149.9-150.05<br>J49 J56<br>J51              | 移動衛星 (地球から宇宙)<br>陸上移動 | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用          | 電気通信業務用での使用は、携帯移動衛星データ通信用とする。     |
| 150.05-153<br>固定<br>移動 (航空移動を除く。)<br>電波天文                       | 150.05-154<br>固定<br>移動                          | 150.05-154.44<br>J51             | 150.05-154.44<br>J49 J56<br>J51             | 移動衛星 (地球から宇宙)<br>陸上移動 | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用          | 一周波方式による使用に限る。                    |
| 153-154<br>固定<br>移動 (航空移動 (R) を除く。)<br>気象援助                     | 154-156 4875<br>固定<br>移動                        | 154-156 4875<br>固定<br>移動         | 154.44-154.62<br>J51                        | 陸上移動                  | 簡易無線通信業務用<br>公共業務用                          | 割当ては、別表7-1による。                    |
| 156.5-625-156.7625<br>固定<br>移動 (航空移動 (R) を除く。)                  | 156.5-625-156.7625<br>固定<br>移動                  | 5.226<br>5.226                   | 154.62-154.7<br>J51                         | 陸上移動                  | 公共業務用                                       | 二周波方式による使用は、159.3-160.6MHz帯と対とする。 |
| 5.226   | 5.226   | 5.226                            | 154.7-156<br>J51                            | 陸上移動                  | 公共業務用                                       | 割当ては、別表3-4及び別表3-5による。             |
| 156.7625-156.7875<br>海上移動<br>移動衛星 (地球から宇宙)                      | 156.7625-156.7875<br>海上移動<br>移動衛星 (地球から宇宙)      | 5.226<br>5.226                   | 156.7625-156.7875<br>J18 J60 J61            | 海上移動                  | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用                   | 割当ては、別表3-4及び別表3-5による。             |
| 5.111 5.226 5.228   | 5.111 5.226 5.228                               | 5.111 5.226 5.228                | 156.7875-156.8125<br>J18 J60 J61            | 海上移動                  | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用                   | 割当ては、別表3-4及び別表3-5による。             |
| 156.8125-156.8375<br>海上移動<br>移動衛星 (地球から宇宙)                      | 156.8125-156.8375<br>海上移動<br>移動衛星 (地球から宇宙)      | 5.111 5.226<br>5.111 5.226 5.228 | 156.8125-157.1875<br>J63                    | 海上移動                  | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用                   | 割当ては、別表3-4及び別表3-5による。             |
| 156.8375-157.1875<br>固定<br>移動 (航空移動を除く。)                        | 156.8375-157.1875<br>固定<br>移動                   | 5.226                            | 157.1875-157.3375<br>J63                    | 海上移動                  | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用                   | 割当ては、別表3-4及び別表3-5による。             |
| 5.208B 5.228AB 5.228AC  | 5.208B 5.228AB 5.228AC                          | J63                              | 157.1875-157.3375<br>J47 J48 J63B J63C      | 海上移動<br>移動衛星 (地球から宇宙) | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用          | 割当ては、別表3-4及び別表3-5による。             |

| 国 隆 分 配 (MHz)                           |                               | 国 内 分 配 (MHz)   |                                  | 無 線 局 の 目 的                        | 周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件            |                |
|---|-------------------------------|---|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|----------------|
| 第一地域<br>(1)                             | 第二地域<br>(2)                   | 第三地域<br>(3)   | (4)                              | (5)                                | (6)                                |                |
| 5.226                                   | 5.226                         | 157.3375-157.45   | 海上移動                             | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用 | 割当ては、別表3-4及び別表3-5による。              |                |
| 157.3375-161.7875<br>固定<br>移動(航空移動を除く。) | 157.3375-161.7875<br>固定<br>移動 | J63<br>移動衛星(地球から宇宙)                                       | J63<br>移動(航空移動を除く。)              | 公共業務用<br>一般業務用                     | 二周波方式による使用は、154.7-156MHz帯と対応する。    |                |
| 160.6-160.975                           | 160.6-160.975                 | 海上移動  | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用        | 割当ては、別表3-4による。                     |                                    |                |
| 160.975-161.475                         | 160.975-161.475               | 海上移動  | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用        | 割当ては、別表3-4による。                     |                                    |                |
| 161.475-161.7875                        | 161.475-161.7875              | 海上移動  | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用        | 割当ては、別表3-4による。                     |                                    |                |
| 5.226                                   | 5.226                         | 161.7875-161.9375<br>固定<br>移動(航空移動を除く。)<br>海上移動衛星(地球から宇宙) | 海上移動<br>海上移動衛星<br>海上移動衛星(地球から宇宙) | J47 J48 J63B J63C<br>(地球から宇宙)      | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用          | 割当ては、別表3-4による。 |
| 5.226                                   | 5.226                         | 161.9375-161.9625<br>固定<br>移動(航空移動を除く。)<br>海上移動衛星(地球から宇宙) | 海上移動<br>海上移動衛星<br>海上移動衛星(地球から宇宙) | J63A<br>(地球から宇宙)                   | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用          | 割当ては、別表3-4による。 |
| 5.226                                   | 5.226                         | 161.9625-161.9875<br>固定<br>移動(航空移動を除く。)<br>海上移動衛星(地球から宇宙) | 海上移動<br>海上移動<br>海上移動衛星(地球から宇宙)   | J63<br>J63<br>J63<br>(地球から宇宙)      | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用          | 割当ては、別表3-4による。 |
| 5.226                                   | 5.226                         | 161.9875-162.0125<br>固定<br>移動(航空移動を除く。)<br>海上移動衛星(地球から宇宙) | 海上移動<br>海上移動<br>海上移動衛星(地球から宇宙)   | J65<br>J65<br>J65<br>(地球から宇宙)      | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用          | 割当ては、別表3-4による。 |
| 5.226                                   | 5.226                         | 162.0125-162.0375<br>固定<br>移動(航空移動を除く。)<br>海上移動衛星(地球から宇宙) | 海上移動<br>海上移動<br>海上移動衛星(地球から宇宙)   | J64<br>J64<br>J64<br>(地球から宇宙)      | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用          | 割当ては、別表3-4による。 |
| 5.226                                   | 5.226                         | 162.0375-174<br>固定<br>移動(航空移動を除く。)                        | 海上移動                             | 公共業務用<br>放送事業用                     | 放送事業用での使用は、占有周波数帯幅が100kHz以下の場合に限る。 |                |

| 国 隆 分 配 (MHz)     |  | 国 内 分 配 (MHz)                              |   | 無 線 局 の 目 的                                       | 周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件                    |
|-------------------|--|--|---|---|--|
| 第一地域<br>(1)       | 第二地域<br>(2)                              | 第三地域<br>(3)                                | (4)                                     | (5)   | (6)  |
|                   |  |  |   | 一般業務用<br>小電力業務用<br>一般業務用<br>公共業務用                 | 小電力業務用での使用は補聴援助用ラジオマイク用とし、割当では別表9-7による。    |
| 5.226 5.229       | 5.226 5.230 5.231                        | 174-216<br>放送<br>固定<br>移動<br>放送            | 174-223<br>固定<br>移動<br>放送               | 移動<br>169-170<br>J67                              | 一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用           |
| 174-223           |  | 205-222<br>固定<br>移動<br>放送                  | 205-222<br>固定<br>移動<br>放送 J15           | 移動<br>205-205                                     | 一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用           |
| 5.235 5.237 5.243 | 5.242                                    | 220-225<br>アマチュア<br>固定<br>移動<br>無線標定 5.241 | 222-223<br>移動<br>航空無線航行<br>無線標定         | 移動<br>223-230<br>固定<br>移動<br>放送<br>航空無線航行<br>無線標定 | 公共業務用<br>公共業務用<br>公共業務用                    |
| 223-230           |  | 223-236<br>移動<br>無線標定                      | 223-236<br>移動<br>226-251<br>J18 J69 J70 | 移動<br>226-223<br>移動<br>226-251<br>J18 J69 J70     | 公共業務用<br>一般業務用                             |
| 5.243 5.246 5.247 | 5.250                                    | 230-235<br>固定<br>移動<br>航空無線航行              | 230-235<br>固定<br>移動<br>放送<br>航空無線航行     |   |  |
| 235-267           | 5.251 5.252                              | 5.250                                      | 251-253, 85<br>移動                       | 公共業務用<br>一般業務用<br>小電力業務用<br>公共業務用                 | 公共業務用<br>一般業務用<br>コードレス電話用とし、割当では別表3-3による。 |
| 267-272           | 5.111 5.252 5.254 5.256 5.256A           | 266-271<br>J67                             | 266-271<br>J67                          | 移動<br>271-275<br>J67                              | 公共業務用<br>公共業務用                             |
| 272-273           | 5.254 5.257<br>宇宙運用 (宇宙から地球)<br>固定<br>移動 | 275-276, 65<br>移動 (航空移動を除く)<br>船移動         |   |   | 狭帯域デジタル通信方式用とし、割当では262-266MHz帯と対の二周波方式に限る。 |
| 273-312           | 5.254                                    |  |   |   |  |

| 国 隆 分 配 (MHz) |                          | 周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件    |                                    |  |
|---------------|--------------------------|----------------------------|------------------------------------|--|
| 第一地域<br>(1)   | 第二地域<br>(2)              | 第三地域<br>(3)                | 国 内 分 配 (MHz)<br>(4)               | 無 線 局 の 目 的<br>(5)                                   |
|               |                          |                            |                                    |  |
| 276.65-277.95 | 移動                       |                            | 一般業務用<br>電気通信業務用                   | 電気通信業務用での使用は、無線呼出用とする。                               |
| 277.95-278.15 | 移動（航空移動を除く。）<br>航空移動     |                            | 公共業務用<br>公共業務用<br>公共業務用<br>一般業務用   |  |
| 278.15-279.15 | 移動                       |                            | 電気通信業務用<br>電気通信業務用                 | 電気通信業務用での使用は、無線呼出用とする。                               |
| 279.15-279.95 | 移動（航空移動を除く。）<br>航空移動     |                            | 公共業務用<br>公共業務用<br>公共業務用<br>一般業務用   | 電気通信業務用での使用は、無線呼出用とする。                               |
| 279.95-287.95 | 移動                       |                            | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>公共業務用<br>公共業務用 | 電気通信業務用での使用は、無線呼出用とする。                               |
| 287.95-322    | 移動 J71                   |                            | 小電力業務用<br>小電力業務用<br>一般業務用          | 小電力業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用とし、割当ては別表9-1による。 |
| 312-315       | 固定<br>移動<br>移動衛星（地球から宇宙） | 5.254 5.255                | 航空移動                               | 一般業務用  |
| 315-322       | 固定<br>移動                 | 5.254                      | 移動                                 |  |
| 322-328.6     | 固定<br>移動<br>電波天文         | 322-322.425<br>J36         | 移動                                 | 小電力業務用   |
| 5.149         | 322.425-328.6            | J36                        | 電波天文                               |  |
| 328.6-335.4   | 航空無線航行                   | 5.258                      | 航空無線航行                             | 公共業務用  |
| 5.259         |                          | 322-322.425<br>J36         | 移動                                 | TL.Sグライドバス用とし、割当ては別表2-3による。                          |
| 335.4-387     | 固定<br>移動                 | 335.4-347.7<br>J66 J72 J73 | 固定<br>移動（航空移動を除く。）                 | 公共業務用<br>一般業務用                                       |
|               |                          | 347.7-348.55               | 固定                                 | 公共業務用  |
|               |                          | 348.55-348.8125            | 移動                                 | 簡易無線通信業務用  |
|               |                          | 348.8125-351.9             | 固定                                 | 割当ては、別表7-2による。<br>使用は、令和4年11月30日までに限る。               |
|               |                          |                            | 移動                                 | 一般業務用  |
|               |                          |                            | 一般業務用                              | 簡易無線通信業務用への割当ては、別表7-3による。                            |
|               |                          | 351.9-364.2                | 固定<br>移動（航空移動を除く。）                 | 公共業務用<br>一般業務用                                       |
|               |                          | 364.2-365.8                | 固定<br>移動                           | 二周波方式による使用は、335.4-347.7MHz帯と対とする。                    |
|               |                          | 365.8-368.2                | 固定<br>陸上移動                         | 公共業務用<br>一般業務用                                       |
|               |                          | 368.2-369.1                | 固定                                 | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用                            |
|               |                          | 369.1-369.5                | 固定                                 | 二周波方式による使用は、383.8-386.2MHz帯と対とする。                    |
|               |                          | 369.5-370                  | 固定                                 | 公共業務用<br>一般業務用                                       |
|               |                          | 370-370.6                  | 固定<br>移動                           | 二周波方式による使用は、387.1-387.5MHz帯と対とする。                    |
|               |                          | 370.6-370.85               | 固定<br>移動                           | 公共業務用<br>電気通信業務用                                     |

| 国 隆 分 配 (MHz)  |   | 国 内 分 配 (MHz)     |                                       | 無 線 局 の 目 的 | 周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件 |
|----------------|---|-------------------|---------------------------------------|-------------|-------------------------|
| 第一地域<br>(1)    | 第二地域<br>(2)   | 第三地域<br>(3)       | (4)                                   | (5)         | (6)                     |
| 370.85-372.2   | 固定  | 電気通信業務用<br>公共業務用  | 二周波方式による使用は、394.95-396.3MHz 帯と対とする。   |             |                         |
| 372.2-373.8    | 移動  | 電気通信業務用<br>公共業務用  |                                       |             |                         |
| 373.8-375.4    | 固定  | 一般業務用             | 二周波方式による使用は、390.1-391.7MHz 帯と対とする。    |             |                         |
| 375.4-379      | 移動  | 一般業務用             |                                       |             |                         |
| 379-380.2      | 固定  | 一般業務用             | 二周波方式による使用は、393.1-394.3MHz 帯と対とする。    |             |                         |
| 380.2-381.325  | 移動  | 小電力業務用            | コードレス電話用としては別表8-3による。                 |             |                         |
| 381.325-382.2  | 移動  | 電気通信業務用<br>公共業務用  | 二周波方式による使用は、397.425-398.4MHz 帯と対とする。  |             |                         |
| 382.2-382.7    | 固定  | 公共業務用             |                                       |             |                         |
| 382.7-383.8    | 固定  | 一般業務用             | 二周波方式による使用は、398.7-399.7875MHz 帯と対とする。 |             |                         |
| 383.8-386.2    | 固定<br>陸上移動<br>J66                                     | 一般業務用             | 二周波方式による使用は、365.8-368.2MHz 帯と対とする。    |             |                         |
| 386.2-387.1    | 固定  | 公共業務用<br>一般業務用    | 二周波方式による使用は、368.2-369.1MHz 帯と対とする。    |             |                         |
| 387-390        | 固定<br>移動<br>移動衛星（宇宙から地球）<br>5.208A 5.208B 5.254 5.255 | 公共業務用<br>一般業務用    | 二周波方式による使用は、369.1-369.5MHz 帯と対とする。    |             |                         |
| 387.1-387.5    | 固定  | 一般業務用             | 二周波方式による使用は、369.5-370MHz 帯と対とする。      |             |                         |
| 387.5-388      | 固定  | 一般業務用             | 二周波方式による使用は、369.5-370MHz 帯と対とする。      |             |                         |
| 388-388.6      | 固定  | 公共業務用<br>一般業務用    | 二周波方式による使用は、370-370.6MHz 帯と対とする。      |             |                         |
| 388.6-390.1    | 固定<br>移動  | 公共業務用             | 二周波方式による使用は、370-370.6MHz 帯と対とする。      |             |                         |
| 390-399.9      | 固定<br>移動<br>移動衛星（宇宙から地球）<br>5.254                     | 公共業務用<br>一般業務用    | 二周波方式による使用は、373.8-375.4MHz 帯と対とする。    |             |                         |
| 391.7-393.1    | 固定<br>移動  | 公共業務用             | 二周波方式による使用は、379-380.2MHz 帯と対とする。      |             |                         |
| 393.1-394.3    | 固定<br>移動  | 一般業務用             | 二周波方式による使用は、370.85-372.2MHz 帯と対とする。   |             |                         |
| 394.3-394.95   | 固定  | 電気通信業務用           | 二周波方式による使用は、370.85-372.2MHz 帯と対とする。   |             |                         |
| 394.95-396.3   | 固定<br>移動  | 電気通信業務用<br>公共業務用  | 二周波方式による使用は、370.85-372.2MHz 帯と対とする。   |             |                         |
| 396.3-397.425  | 固定<br>移動  | 一般業務用             | 二周波方式による使用は、381.325-382.2MHz 帯と対とする。  |             |                         |
| 397.425-398.4  | 固定<br>移動  | 電気通信業務用<br>公共業務用  | 二周波方式による使用は、382.7-383.8MHz 帯と対とする。    |             |                         |
| 398.4-398.7    | 固定<br>移動  | 公共業務用             | 二周波方式による使用は、382.7-383.8MHz 帯と対とする。    |             |                         |
| 398.7-399.7875 | 固定<br>移動  | 一般業務用<br>公共業務用    | 二周波方式による使用は、382.7-383.8MHz 帯と対とする。    |             |                         |
| 399.7875-399.9 | 固定<br>移動  | 公共業務用             |                                       |             |                         |
| 399.9-400.05   | 移動衛星（地球から宇宙）<br>5.209                                 | 電気通信業務用           |                                       |             |                         |
| 400.05-400.15  | 標準周波数報時衛星（400.1MHz）<br>J74                            | J49 J56 J73A J73B | 公共業務用                                 |             |                         |
| 400.15-401     | 気象衛星（宇宙から地球）  | J76               | 移動衛星（宇宙から地球）<br>電気通信業務用<br>公共業務用      |             |                         |

| 国 際 分 配 (MHz)                  |                                      | 国 内 分 配 (MHz)          |  | 無線局の目的                           | 周波数の使用に関する条件   |
|--------------------------------|--------------------------------------|------------------------|--|----------------------------------|--|
| 第一地域<br>(1)                    | 第二地域<br>(2)                          | 第三地域<br>(3)            |  | (4)                              | (6)  |
| 移動衛星 (宇宙から地球)<br>宇宙研究 (宇宙から地球) | 5.208A<br>5.263                      | 5.208B<br>5.209        | 宇宙研究 (宇宙から地球)<br>J75                                       | 気象衛星 (宇宙から地球)<br>一般業務用           |  |
| 5.262<br>5.264                 |                                      |                        | 宇宙運用 (宇宙から地球)<br>J75                                       | 公共業務用                            |  |
| 401-402                        |                                      | 401-402<br>J75A J75B   | 地球探査衛星<br>(地球から宇宙)<br>気象衛星 (地球から宇宙)<br>固定<br>移動 (航空移動を除く。) | 公共業務用<br>一般業務用                   |  |
| 5.264A<br>5.264B               |                                      | 402-403<br>J75A J75B   | 気象援助<br>地球探査衛星<br>(地球から宇宙)<br>気象衛星 (地球から宇宙)<br>固定<br>移動    | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用 | 気象用ラジオ・ロボット用とし、割当ては別表 11-1 による。  |
| 403-406                        |                                      | 403-406<br>J77         | 気象援助<br>固定<br>移動 (航空移動を除く。)                                | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用 | 公共業務用又は一般業務用での使用は、気象援助業務に密接な関係を有する場合に限る。小電力業務用での使用は体内植込型医療用データ伝送用とし、割当ては別表 9-3 による。                |
| 5.265<br>5.266<br>5.267        |                                      | 406-406.1<br>J78 J79   | 移動衛星 (地球から宇宙)  | 公共業務用<br>一般業務用                   | 公共業務用又は一般業務用での使用は、気象援助業務に密接な関係を有する場合に限る。小電力業務用での使用は体内植込型医療用データ伝送用及び体内植込型医療用遠隔計測用とし、割当ては別表 9-3 による。 |
| 406.1-410                      | 固定<br>移動 (航空移動を除く。)<br>電波天文          | 406.1-407.7875<br>J36  | 固定<br>陸上移動<br>電波天文   | 公共業務用<br>一般業務用                   | 衛星位置指示無線標識用とし、割当ては 406.025MHz、406.028MHz、406.031MHz、406.033MHz 又は 406.040MHz に限る。                  |
| 5.265                          |                                      | 407.7875-408.25<br>J36 | 固定<br>陸上移動<br>電波天文   | 公共業務用<br>一般業務用                   | 二周波方式による使用は、452.3875-452.7MHz 帯又は 453.8875-454.0375MHz 帯と対とする。                                     |
| 408.25-410                     |                                      | 408.25-410<br>J36      | 固定<br>陸上移動<br>電波天文   | 公共業務用<br>一般業務用                   |  |
| 5.149<br>5.265                 |                                      | 410-410.3<br>J66       | 固定<br>陸上移動<br>宇宙研究 (宇宙から宇宙)                                | 公共業務用<br>一般業務用                   |  |
| 410-420                        | 固定<br>移動 (航空移動を除く。)<br>宇宙研究 (宇宙から宇宙) | 410-3-411.0375<br>J66  | 固定<br>陸上移動<br>宇宙研究 (宇宙から宇宙)                                | 公共業務用<br>一般業務用                   | 二周波方式による使用は、457.4-457.5MHz 帯又は 457.5875-458.2375MHz 帯と対する。   |
| 411.0375-411.3<br>J66          | 固定<br>陸上移動<br>宇宙研究 (宇宙から宇宙)          | 411.0375-411.3<br>J70  | 固定<br>陸上移動<br>宇宙研究 (宇宙から宇宙)                                | 公共業務用<br>一般業務用                   |  |
| 411.3-411.35                   | 固定<br>陸上移動<br>宇宙研究 (宇宙から宇宙)          |                        | 公共業務用  |                                  | 二周波方式による使用は、457.3625-457.4125MHz 帯と対する。  |

| 国 隆 分 配 (MHz)    |                                     | 周波数の使用に関する条件                         |  |
|------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|--|
| 第一地域<br>(1)      | 第二地域<br>(2)                         | 第三地域<br>(3)                          |  |
| 国 内 分 配 (MHz)    |                                     | 無線局の目的                               |  |
|                  | (4)                                 | (5)                                  | (6)  |
| 411.35-412.35    | J80                                 | 一般業務用                                | 二周波方式による使用は、452.7-453.1MHz帯と対とする。  |
| J66              | 陸上移動<br>宇宙研究（宇宙から宇宙）                | 公共業務用<br>一般業務用                       |  |
| 412.35-412.35    | J80                                 | 一般業務用                                | 二周波方式による使用は、451.5125-452.3875MHz帯と対とする。  |
| J66              | 固定<br>宇宙研究（宇宙から宇宙）                  | 公共業務用<br>一般業務用                       |  |
| 412.35-413.69375 | J80                                 | 一般業務用                                |  |
| J66              | 固定<br>陸上移動<br>宇宙研究（宇宙から宇宙）          | 公共業務用<br>一般業務用                       |  |
| 413.69375-414.15 | J80                                 | 小電力業務用                               | 無線電話用とし、割当ては別表9-8による。  |
|                  | 宇宙研究（宇宙から宇宙）                        | 公共業務用<br>一般業務用                       |  |
| 414.15-414.5     | J80                                 | 公共業務用                                | 二周波方式による使用は、451.5125-452.3875MHz帯と対とする。  |
| J66              | 固定<br>陸上移動<br>宇宙研究（宇宙から宇宙）          | 公共業務用<br>一般業務用                       |  |
| 414.5-415.5      | J80                                 | 公共業務用                                |  |
| J66              | 固定<br>陸上移動<br>宇宙研究（宇宙から宇宙）          | 公共業務用<br>一般業務用                       |  |
| 415.5-417.5      | J80                                 | 電気通信業務用                              | 二周波方式による使用は、460-462MHz帯と対とする。  |
| J66              | 固定<br>陸上移動<br>宇宙研究（宇宙から宇宙）          | 公共業務用<br>一般業務用                       |  |
| 417.5-420        | J80                                 | 電気通信業務用                              | 二周波方式による使用は、454.9125-457.3625MHz帯と対とする。  |
| J66              | 固定<br>陸上移動<br>宇宙研究（宇宙から宇宙）          | 公共業務用<br>一般業務用                       |  |
| 420-430          | J80                                 | 公共業務用<br>一般業務用                       |  |
|                  | 無線標定                                | 小電力業務用                               |  |
|                  | 移動                                  | 小電力業務用                               | テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用、無線呼出用並びに無線電話用とし、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用への割当ては別表9-1に、無線呼出用への割当ては別表9-5に、無線電話用への割当ては別表9-8による。 |
|                  | 陸上移動                                | 公共業務用<br>一般業務用                       | 小電力業務用での使用は医療用テレメーター用及び小電力セキュリティシステム用とし、医療用テレメーター用への割当ては別表9-2に、小電力セキュリティシステム用への割当ては別表8-4による。                           |
|                  | 海上移動                                | 小電力業務用                               | 小電力セキュリティシステム用とし、割当ては別表8-4による。   |
| 430-432          | J80                                 | アマチュア業務用                             |  |
| アマチュア<br>無線標定    | 無線標定<br>アマチュア                       | 公共業務用                                |  |
| 5.277            | 5.274 5.275 5.276                   | アマチュア J84                            |  |
|                  | 5.271 5.276 5.278 5.279             | アマチュア業務用<br>小電力業務用                   | 国際輸送用データ伝送用とし、割当ては別表9-4による。  |
| 432-438          | J82                                 | アマチュア<br>無線標定<br>アマチュア<br>地球探査衛星（能動） | 公共業務用  |
|                  | 5.279A                              | 地球探査衛星（能動）                           | 公共業務用  |
| 5.138            | 5.271 5.276 5.277                   | 一般業務用                                |  |
| 5.280            | 5.281 5.282                         |                                      |  |
|                  | 5.271 5.276 5.278 5.279 5.281 5.282 |                                      |  |

| 国 隆 分 配 (MHz)   |   |  | 国 内 分 配 (MHz)                 |  | 無 線 局 の 目 的  | 周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件 |
|---|---|--|-------------------------------|--|--|-------------------------|
| 第一地域<br>(1)   | 第二地域<br>(2)   | 第三地域<br>(3)                            | (4)                           | (5)  | (6)  |                         |
| 438-440<br>アマチュア<br>無線標準  | 438-440<br>無線標準<br>アマチュア  | 438-440<br>無線標準                        | 438-440<br>アマチュア J34          | アマチュア業務用   |  |                         |
| 5.271 5.274 5.275 5.276<br>5.277 5.283                                | 5.271 5.276 5.278 5.279   |  |                               |  |  |                         |
| 440-450<br>固定<br>移動（航空移動を除く。）   | 440-450<br>固定<br>移動   | 440-450<br>無線標準<br>陸上移動                | 公共業務用<br>一般業務用<br>小電力業務用      | 公共業務用<br>一般業務用<br>小電力業務用                             | テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに無線電話用とし、テレメータ用、データ用及びデータ伝送用への割当ては別表9-1に、無線電話用での使用は医療用テレメーター用とし、割当ては別表9-2による。 |                         |
| 5.269 5.270 5.271 5.284 5.285 5.286<br>5.286AA                        | 5.269 5.270 5.271 5.284 5.285 5.286<br>5.286AA                        | 450-451.5125<br>J85                    | 固定<br>移動                      | 公共業務用<br>一般業務用                                       | 二周波方式による使用は、458.2975-459.5125MHz 帯と対とする。   |                         |
| 451.5125-452.3875<br>固定<br>移動   | 451.5125-452.3875<br>固定<br>移動   | 451.5125-452.3875<br>固定<br>移動          | 公共業務用<br>一般業務用                | 二周波方式による使用は、412-412.35MHz 帶又は414.15-414.5MHz 帯と対とする。 |  |                         |
| 452.3875-452.7<br>固定<br>移動  | 452.3875-452.7<br>固定<br>移動  | 452.3875-452.7<br>固定<br>移動             | 公共業務用<br>一般業務用                | 二周波方式による使用は、407.7875-408.25MHz 帯と対とする。               |  |                         |
| 452.7-453.1<br>固定<br>移動   | 452.7-453.1<br>固定<br>移動   | 452.7-453.1<br>固定<br>移動                | 公共業務用<br>一般業務用                | 二周波方式による使用は、411.35-412MHz 帯と対とする。                    |  |                         |
| 453.1-453.8875<br>固定<br>移動  | 453.1-453.8875<br>固定<br>移動  | 453.1-453.8875<br>固定<br>移動             | 公共業務用<br>一般業務用                | 二周波方式による使用は、467.65-468.54375MHz 帯と対とする。              |  |                         |
| 453.8875-454.04375<br>固定<br>移動<br>陸上移動                                | 453.8875-454.04375<br>固定<br>移動<br>陸上移動                                | 453.8875-454.04375<br>固定<br>移動<br>陸上移動 | 公共業務用<br>一般業務用<br>一般業務用       | 二周波方式による使用は、407.7875-408.25MHz 帯と対とする。               |  |                         |
| 454.04375-454.2<br>移動   | 454.04375-454.2<br>移動   | 454.04375-454.2<br>移動                  | 公共業務用<br>放送事業用<br>小電力業務用      | 二周波方式による使用は、467.65-468.54375MHz 帯と対とする。              |  |                         |
| 454.2-454.9125<br>固定<br>移動  | 454.2-454.9125<br>固定<br>移動  | 454.2-454.9125<br>固定<br>移動             | 公共業務用                         | 二周波方式による使用は、465.2-465.9125MHz 帯と対とする。                |  |                         |
| 5.269 5.271 5.286A 5.286B 5.286C 5.286D<br>5.286E                     | 5.269 5.271 5.286A 5.286B 5.286C 5.286D<br>5.286AA                    | 455-456<br>固定<br>移動                    | 455-456<br>固定<br>移動           | 電気通信業務用<br>公共業務用                                     | 二周波方式による使用は、417.5-420MHz 帯と対とする。   |                         |
| 5.269 5.271 5.286A 5.286B 5.286C 5.286D<br>5.286B<br>5.286C<br>5.286E | 5.269 5.271 5.286A 5.286B 5.286C 5.286D<br>5.286B<br>5.286C<br>5.286E | 455-456<br>固定<br>移動                    | 455-456<br>固定<br>移動           | 電気通信業務用<br>公共業務用                                     | 二周波方式による使用は、410.3-410.35MHz 帯と対とする。  |                         |
| 456-459<br>固定<br>移動   | 456-459<br>固定<br>移動   | 456-459<br>固定<br>移動                    | 456-459<br>固定<br>移動           | 公共業務用  | 二周波方式による使用は、410.3-410.35MHz 帯と対とする。  |                         |
| 5.271 5.287 5.288<br>5.286AA  | 5.271 5.287 5.288<br>5.286AA  | 457.3625-457.5125<br>固定<br>移動          | 457.3625-457.5125<br>固定<br>移動 | 公共業務用  | 二周波方式による使用は、410.3-410.35MHz 帯と対とする。  |                         |
| 459-460<br>固定<br>移動   | 459-460<br>固定<br>移動   | 459-460<br>固定<br>移動                    | 459.5125-457.5875<br>固定<br>移動 | 公共業務用<br>一般業務用                                       | 船上通信用とし、割当ては別表3-5による。  |                         |
| 5.209 5.271 5.286A 5.286B<br>5.286B                                   | 5.209 5.271 5.286A 5.286B<br>5.286B                                   | 459.5125-457.5875<br>固定<br>移動          | 457.5875-458.2375<br>固定<br>移動 | 公共業務用  | 二周波方式による使用は、410.4-411.0375MHz 帯と対とする。  |                         |
| 459-460<br>固定<br>移動   | 459-460<br>固定<br>移動   | 459-460<br>固定<br>移動                    | 458.2375-459.5125<br>固定<br>移動 | 公共業務用<br>一般業務用                                       | 二周波方式による使用は、450-451.5125MHz 帯と対とする。  |                         |
| 5.209 5.271 5.286A 5.286B<br>5.286B                                   | 5.209 5.271 5.286A 5.286B<br>5.286B                                   | 459.5125-460<br>固定<br>移動               | 460-462<br>固定                 | 放送事業用  | 二周波方式による使用は、469.5-470MHz 帯と対とする。   |                         |
| 460-470   |   |  |                               | 電気通信業務用  | 二周波方式による使用は、415.5-417.5MHz 帯と対とする。   |                         |

| 国 隆 分 配 (MHz)                                   |                           | 国 内 分 配 (MHz)             |                         | 無 線 局 の 目 的  | 周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件   |
|---|---------------------------|---------------------------|-------------------------|--|---|
| 第一地域<br>(1)                                     | 第二地域<br>(2)               | 第三地域<br>(3)               | (4)                     | (5)  | (6)   |
| 移動 5.286MHz<br>気象衛星 (宇宙から地球)                    |                           | J87<br>移動                 |                         | 一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用                              |   |
|   |                           |                           | 気象衛星 (宇宙から地球)<br>J86    | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用 | 電気通信業務用の無線呼出用への割当ては、462.25MHz、462.275MHz 及び 462.3MHz に限る。放送事業用での使用は、占有周波数帯幅が 100kHz 以下の場合に限る。 |
| 462-465<br>J87<br>移動                            |                           |                           | 気象衛星 (宇宙から地球)<br>J86    | 一般業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用   | 割当ては、占有周波数帯幅が 100kHz 以下の場合に限る。  |
| 465-465.175<br>移動                               |                           |                           |                         | 簡易無線通信業務用  | 割当ては、別表 7-1 による。<br>使用は、令和 4 年 11 月 30 日までに限る。  |
| 465.175-465.2<br>移動                             |                           |                           |                         | 公共業務用<br>一般業務用                                       |   |
| 465.2-465.9125<br>J87<br>移動                     | 固定                        |                           |                         | 公共業務用<br>一般業務用                                       | 二周波方式による使用は、454.2-454.9125MHz 帶と対とする。   |
| 465.9125-467.5<br>J87<br>移動                     | 固定                        |                           | 気象衛星 (宇宙から地球)<br>J86    | 公共業務用<br>一般業務用                                       |   |
| 467.5-467.65<br>移動                              |                           |                           |                         | 簡易無線通信業務用<br>一般業務用                                   | 船上通信用とし、割当ては別表 3-5 による。   |
| 467.65-468.54375<br>J87<br>移動                   | 固定                        |                           | 気象衛星 (宇宙から地球)<br>J86    | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用                     | 二周波方式による使用は、453.1-454.04375MHz 帯と対とする。  |
| 468.54375-468.875<br>J87<br>移動                  |                           |                           |                         | 簡易無線通信業務用  | 割当ては、別表 7-1 による。<br>使用は、令和 4 年 11 月 30 日までに限る。  |
| 468.875-469.425<br>J87<br>移動                    | 固定                        |                           | 気象衛星 (宇宙から地球)<br>J86    | 公共業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用                   |   |
| 469.425-469.5<br>移動                             |                           |                           |                         | 一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用                              | テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用とし、割当ては別表 9-1 による。   |
| 469.5-470<br>J87<br>移動                          | 固定                        |                           | 放送事業用                   |  | 二周波方式による使用は、459.5125-460MHz 帯と対とする。   |
| 5.287 5.288 5.289 5.290<br>気象衛星 (宇宙から地球)<br>J86 |                           |                           | 公共業務用                   |  |   |
| 470-694<br>放送<br>固定<br>移動                       | 470-512<br>放送<br>固定<br>移動 | 470-585<br>固定<br>移動<br>放送 | 放送事業用<br>放送事業用<br>放送事業用 | 一般業務用<br>電気通信業務用                                     | 特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用とする。  |
| 5.292 5.293 5.295<br>放送                         |                           |                           | 放送<br>J88 J89           | 放送用  | エリヤ放送用とする。  |
| 585-610<br>固定<br>移動<br>放送<br>無線航行               |                           |                           |                         |  |   |

| 国 隆 分 配 (MHz)   |             | 国 内 分 配 (MHz)                            |                                  | 無 線 局 の 目 的                                  | 周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件   |
|---|-------------|--|----------------------------------|--|---|
| 第一地域<br>(1)   | 第二地域<br>(2) | 第三地域<br>(3)                              | (4)                              | (5)  | (6)   |
| 5.295 5.297   |             |  | 5.149 5.305 5.306 5.307          |  |   |
| 603-614<br>電波天文<br>移動衛星(航空移動衛星<br>(地球から宇宙)を除く。)             |             |  | 610-890<br>固定<br>移動              |  |   |
| 614-698<br>放送<br>固定<br>移動                                   |             |  | 5.296A 5.313A<br>5.317A<br>放送    |  |   |
| 5.149 5.291A 5.294 5.296<br>5.300 5.304 5.306 5.312         |             | 5.293 5.308 5.308A<br>5.309              |                                  |  |   |
| 694-790<br>移動(航空移動を除く。)<br>5.312A 5.317A<br>放送              |             |  | 698-806<br>移動 5.317A<br>放送       | 陸上移動<br>放送事業用<br>一般業務用                       | 特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用とする。  |
| 790-882<br>固定<br>移動(航空移動を除く。)<br>5.316B 5.317A<br>放送        |             |  | 710-714<br>固定<br>移動 5.317A<br>放送 | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>小電力業務用<br>一般業務用          | 携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。<br>700MHz帯高度道路交通システム用とし、小電力業務用への割当ては別表8-10による。   |
| 862-890<br>固定<br>移動(航空移動を除く。)<br>5.311A<br>放送 5.322         |             |  | 714-750<br>固定<br>陸上移動<br>J91     | 電気通信業務用<br>一般業務用                             | 電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。  |
| 5.312 5.319   |             |  | 770-806<br>移動 J93                | 電気通信業務用<br>一般業務用                             | 電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。  |
| 806-890<br>固定<br>移動 5.317A<br>放送                            |             |  | 806-810<br>移動                    | 公共業務用<br>小電力業務用                              | 小電力業務用での使用はラジオマイク用とし、割当ては別表9-6による。  |
| 862-890<br>固定<br>移動(航空移動を除く。)<br>5.311A<br>放送 5.322         |             |  | 810-850<br>J67                   | 電気通信業務用                                      | 携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。  |
| 5.319 5.323   |             |  | 850-860<br>J67                   | 移動 J68                                       | デジタルMCA陸上移動通信用とし、930-940MHz帯と対の二周波方式に限る。  |
| 890-942<br>固定<br>移動(航空移動を除く。)<br>5.317A<br>放送 5.322<br>無線標定 |             |  | 860-895<br>J67 J94               | 移動 J68                                       | 携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。  |
| 5.317 5.318   |             | 5.149 5.305 5.306 5.307<br>5.320         |                                  |  |   |
| 890-902<br>固定<br>移動(航空移動を除く。)<br>5.317A<br>無線標定             |             | 890-942<br>固定<br>移動 5.317A<br>放送<br>無線標定 | 895-900<br>J67                   | 移動 J68                                       | -般業務用   |
| 5.318 5.325   |             | 900-915<br>J67                           | 移動 J68                           | 電気通信業務用                                      | 高度MCA陸上移動通信用とし、940-945MHz帯と対の二周波方式に限る。<br>携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。  |
| 902-928<br>固定<br>アマチュア<br>移動(航空移動を除く。)<br>5.325A<br>無線標定    |             |  |                                  |  |   |
| 5.150 5.325 5.326   |             | 915-930<br>J67                           | 移動 J68                           | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>小電力業務用<br>一般業務用 | 小電力業務用での使用はテレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用とし、テレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用への割当ては別表9-1に、移動体識別用への割当ては別表9-10による。<br>一般業務用のうち、移動体識別用への割当ては、別表6-2による。 |
| 928-942<br>固定<br>移動(航空移動を除く。)                               |             | 930-940<br>J67                           | 移動 J68                           | 一般業務用  | デジタルMCA陸上移動通信用とし、850-860MHz帯と対の二周波方式に限る。  |

| 国 隆 分 配 (MHz)   |                                  |  | 周波数の使用に関する条件                   |  |
|---|----------------------------------|--|--------------------------------|--|
| 第一地域<br>(1)   | 第二地域<br>(2)                      | 第三地域<br>(3)                                    | 国 内 分 配 (MHz)                  | 無線局の目的<br>(5)  |
| 5.317A<br>無線標定  | 5.325                            | 5.327  | 940-945<br>J67                 | 移動 J68<br>一般業務用  |
| 942-960<br>固定<br>移動 (航空移動を除く。)<br>5.317A<br>放送 5.322                                | 942-960<br>固定<br>移動 5.317A<br>放送 | 942-960<br>固定<br>移動 5.317A<br>放送               | 945-960<br>J67 J94             | 移動 J68<br>電気通信業務用<br>携帯無線通信用とし、割当ては別表 10-2 による。  |
| 5.323   |                                  |  | 5.320                          |  |
| 960-1164<br>航空移動 (R)<br>5.328A  |                                  |  | 960-1164                       | 航空無線航行<br>公共業務用<br>航空用DME用、タカノ用、ATCRBS用及びACAS用とし、割当ては別表 2-3 による。   |
| 1164-1215<br>航空無線航行<br>5.328  | 1164-1215<br>J97                 | 無線航行衛星<br>(宇宙から地球)<br>(宇宙から宇宙)<br>J98          | 公共業務用<br>一般業務用                 | 航空用DME用及びタカン用とし、割当ては別表 2-3 による。  |
| 1215-1240<br>無線標定<br>無線航行衛星 (能動)<br>無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙)<br>宇宙研究 (能動)<br>5.329A | 1215-1240                        | 無線航行衛星<br>(宇宙から地球)<br>(宇宙から宇宙)<br>J98 J99 J100 | 移動<br>小電力業務用<br>一般業務用          | 電力業務用での使用は別表 9-1 による。<br>一般業務用での使用は別表 2-3 による。<br>一般業務用での使用はテレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用とし、割当ては別表 6-1 による。                               |
| 5.330 5.331 5.332<br>無線標定<br>無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙)<br>宇宙研究 (能動)<br>アマチュア         | 1240-1260                        | 無線航行衛星<br>(宇宙から宇宙)<br>J98 J99 J100             | 移動<br>放送事業用<br>小電力業務用<br>一般業務用 | 電力業務用での使用はテレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送とし、割当ては別表 9-1 による。<br>一般業務用での使用はテレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用とし、テレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送への割当ては別表 6-1 による。 |
| 1260-1300<br>J82  | J101                             | 無線航行衛星<br>(宇宙から地球)<br>J98 J99 J100             | 公共業務用<br>一般業務用                 |  |
| 5.282 5.330 5.331 5.332 5.335 5.335A<br>航空無線航行 5.337                                | 1300-1350                        | 無線航行衛星<br>アマチュア                                | 公共業務用                          |  |

| 国 隆 分 配 (MHz)                                   |                             |  | 国 内 分 配 (MHz)                      |                                 | 無線局の目的  | 周波数の使用に関する条件  |
|---|-----------------------------|--|------------------------------------|---------------------------------|---|---|
| 第一地域<br>(1)                                     | 第二地域<br>(2)                 | 第三地域<br>(3)  | (4)                                |                                 | (5)   |   |
| 無線航行衛星(地球から宇宙)<br>無線標定                          |                             |  | J36                                | J105                            | 無線航行<br>(地球から宇宙)  | 一般業務用   |
| 5.149 5.337A                                    | 1350-1400<br>無線標定 5.338A    |  | 1350-1400<br>J36 J106              |                                 | 無線標定  | 公共業務用<br>一般業務用  |
| 1400-1427<br>地球探査衛星(受動)<br>電波天文<br>宇宙研究(受動)     |                             | 1400-1427<br>J107  | 地球探査衛星(受動)<br>宇宙研究(受動)<br>電波天文     |                                 |   | 航空路監視用レーダー(CARS)用とする。   |
| 1427-1429<br>宇宙運用(地球から宇宙)<br>固定<br>移動(航空移動を除く。) | 5.340 5.341<br>5.338A 5.341 | 1427-1429<br>5.341A 5.341B 5.341C                              | 固定<br>宇宙運用(地球から宇宙)<br>移動(航空移動を除く。) | 電気通信業務用<br>一般業務用<br>電気通信業務用     | エントランス回線用とし、割当ては別表10-2による。  |   |
| 1429-1452<br>固定<br>移動(航空移動を除く。)                 | 5.341A                      | 1429-1452<br>固定<br>移動 5.341B 5.341C 5.343                      | 1429-1475.9<br>J67                 | 固定<br>移動                        | 携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。<br>エントランス回線用とし、割当ては1429-1462.9MHz帯に限る。<br>携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。 |   |
| 1452-1492<br>固定<br>移動(航空移動を除く。)                 | 5.338A 5.341 5.342          | 1452-1492<br>固定<br>移動 5.341B 5.343 5.346A<br>放送<br>放送衛星 5.208B |                                    |                                 |   |   |
| 5.341 5.342 5.345                               | 5.341 5.344 5.345           | 1492-1518<br>固定<br>移動(航空移動を除く。)                                | 1492-1518<br>固定<br>移動 5.341B 5.343 | 1492-1518<br>固定<br>移動 5.341C    | 1475.9-1518<br>J67 J94  | 電気通信業務用<br>電気通信業務用<br>エントランス回線用とし、割当ては1475.9-1510.9MHz帯に限る。<br>携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。 |
| 5.341 5.342                                     | 5.341 5.344                 | 5.341  |                                    |                                 |   |   |
| 1518-1525<br>固定<br>移動(航空移動を除く。)                 | 5.341A                      | 1518-1525<br>固定<br>移動 5.343                                    | 1518-1525<br>固定<br>移動 5.343        | 1518-1525<br>固定<br>移動衛星(宇宙から地球) | 1518-1525<br>J67  | 移動<br>移動衛星(宇宙から地球)<br>電気通信業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用                                       |
| 5.341 5.342                                     | 5.341 5.344                 | 5.341  |                                    |                                 |   | 携帯無線通信用とする。   |
| 1525-1530<br>宇宙運用(宇宙から地球)<br>固定<br>移動衛星(宇宙から地球) | 5.348 5.348A 5.348B         | 1525-1530<br>宇宙運用(宇宙から地球)<br>固定<br>移動衛星(宇宙から地球)                | 1525-1530<br>J113 J114 J115        | 移動衛星(宇宙から地球)                    | J48   | 船舶地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表4による。<br>航空機地球局への割当ては、別表5による。                                    |
| 5.349<br>地球探査衛星<br>移動(航空移動を除く。)                 | 5.349                       | 5.349  |                                    |                                 |   |   |
| 5.341 5.351                                     |                             |  |                                    |                                 |   |   |

| 国 隆 分 配 (MHz)                     |                          |                          |                                     | 国 内 分 配 (MHz)   |  | 無 線 局 の 目 的   | 周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件   |
|-----------------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------------------|---|--|---|---|
| 第一 地 域<br>(1)                     |                          | 第二 地 域<br>(2)            |                                     | 第三 地 域<br>(3)   |  | (4)   |   |
| 5.352A<br>5.354                   | 5.341<br>5.351<br>5.354  | 5.341<br>5.351<br>5.354  | 5.341<br>5.351<br>5.354             | 1530-1535<br>宇宙運用 (宇宙から地球)<br>移動衛星 (宇宙から地球)<br><u>地球探査衛星</u><br><u>固定</u><br><u>移動 (航空移動を除く。)</u> | 1530-1535<br>宇宙運用 (宇宙から地球)<br>移動衛星 (宇宙から地球)<br>5.208B<br>5.351A<br>5.353A<br>5.343             | J114 J115 J116<br>J48   | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>航空機地球局及び携帯移動地球局への割当は、別表5による。<br>船舶地球局及び携帯移動地球局への割当は、別表4による。 |
| 5.341<br>5.342<br>5.351<br>5.354  | 5.341<br>5.351<br>5.354  | 5.341<br>5.351<br>5.354  | 5.208B<br>5.351A                    | 1535-1559<br>移動衛星 (宇宙から地球)  | 1535-1559<br>移動衛星 (宇宙から地球)   | J115 J117<br>J48  | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>航空機地球局及び携帯移動地球局への割当は、別表5による。                                |
| 5.341<br>5.351<br>5.353A<br>5.354 | 5.341<br>5.351<br>5.354  | 5.341<br>5.351<br>5.354  | 5.208B<br>5.351A<br>5.353A<br>5.359 | 1540-1555<br>移動衛星 (宇宙から地球)<br>5.359<br>J114 J115 J119<br>J48                                      | 1540-1555<br>移動衛星 (宇宙から地球)<br>5.359<br>J114 J115 J119<br>J48                                   | J114 J115 J119<br>J48   | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>船舶地球局及び携帯移動地球局への割当は、別表5による。                        |
| 5.341<br>5.351<br>5.353A<br>5.354 | 5.341<br>5.351<br>5.354  | 5.341<br>5.351<br>5.354  | 5.208B<br>5.351A<br>5.353A<br>5.359 | 1559-1610<br>航空無線航行<br>無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙)<br>5.328B<br>5.329A                               | 1559-1610<br>無線航行衛星 (宇宙から地球)<br>(宇宙から宇宙)<br>5.328B<br>5.329A                                   | J114 J115<br>J48  | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>船舶地球局及び携帯移動地球局への割当は、別表5による。                        |
| 5.341                             | 5.341                    | 5.341                    | 5.341                               | 1610-1610.6<br>移動衛星 (地球から宇宙)<br>航空無線航行  | 1610-1610.6<br>移動衛星 (地球から宇宙)<br>航空無線航行<br>無線測位衛星 (地球から宇宙)<br>無線測位衛星 (地球から宇宙)                   | J120<br>J121 J122<br>J122 J123 J124 J125<br>J122 J123 J124 J125 | 船舶地球局及び携帯移動地球局への割当は、別表5による。<br>航空機地球局及び携帯移動地球局への割当は、別表4による。                     |
| 5.341<br>5.351A<br>5.356          | 5.341<br>5.351A<br>5.364 | 5.341<br>5.351A<br>5.364 | 5.341<br>5.351A<br>5.364            | 1610-1610.6<br>移動衛星 (地球から宇宙)<br>航空無線航行<br>無線測位衛星 (地球から宇宙)<br>無線測位衛星 (地球から宇宙)                      | 1610-1610.6<br>移動衛星 (地球から宇宙)<br>航空無線航行<br>無線測位衛星 (地球から宇宙)<br>無線測位衛星 (地球から宇宙)                   | J120<br>J121 J122<br>J122 J123 J124 J125<br>J122 J123 J124 J125 | 船舶地球局及び携帯移動地球局への割当は、別表5による。<br>航空機地球局への割当は、別表4による。                              |
| 5.341<br>5.351A<br>5.364          | 5.341<br>5.351A<br>5.364 | 5.341<br>5.351A<br>5.364 | 5.341<br>5.351A<br>5.364            | 1610-1613.8<br>移動衛星 (地球から宇宙)<br>電波天文<br>航空無線航行  | 1610-1613.8<br>移動衛星 (地球から宇宙)<br>電波天文<br>航空無線航行<br>無線測位衛星 (地球から宇宙)<br>無線測位衛星 (地球から宇宙)           | J120<br>J121 J122<br>J122 J123 J124 J125<br>J122 J123 J124 J125 | 船舶地球局及び携帯移動地球局への割当は、別表5による。<br>航空機地球局及び携帯移動地球局への割当は、別表4による。                     |
| 5.341<br>5.351A<br>5.367          | 5.341<br>5.351A<br>5.367 | 5.341<br>5.351A<br>5.367 | 5.341<br>5.351A<br>5.367            | 1610-1613.8<br>移動衛星 (地球から宇宙)<br>電波天文<br>航空無線航行<br>無線測位衛星 (地球から宇宙)                                 | 1610-1613.8<br>移動衛星 (地球から宇宙)<br>電波天文<br>航空無線航行<br>無線測位衛星 (地球から宇宙)                              | J120<br>J121 J122<br>J122 J123 J124 J125<br>J122 J123 J124 J125 | 船舶地球局及び携帯移動地球局への割当は、別表5による。<br>航空機地球局及び携帯移動地球局への割当は、別表4による。                     |
| 5.341<br>5.351A<br>5.369          | 5.341<br>5.351A<br>5.369 | 5.341<br>5.351A<br>5.369 | 5.341<br>5.351A<br>5.369            | 1613.8-1621.35<br>移動衛星 (地球から宇宙)<br>航空無線航行<br>移動衛星 (宇宙から地球)<br>5.208B                              | 1613.8-1621.35<br>移動衛星 (地球から宇宙)<br>航空無線航行<br>移動衛星 (地球から宇宙)<br>移動衛星 (宇宙から地球)<br>無線測位衛星 (地球から宇宙) | J120<br>J121 J122<br>J122 J123 J124 J125<br>J122 J123 J124 J125 | 船舶地球局及び携帯移動地球局への割当は、別表5による。<br>航空機地球局及び携帯移動地球局への割当は、別表4による。                     |
| 5.341<br>5.351A<br>5.369          | 5.341<br>5.351A<br>5.371 | 5.341<br>5.351A<br>5.372 | 5.341<br>5.351A<br>5.372            | 1621.35-1626.5<br>海上移動衛星 (宇宙から地球)   | 1621.35-1626.5<br>海上移動衛星 (宇宙から地球)  | J123 J124 J125<br>J123 J124 J125<br>J123 J124 J125              | 船舶地球局及び携帯移動地球局への割当は、別表5による。<br>航空機地球局及び携帯移動地球局への割当は、別表4による。                     |
| 5.341<br>5.351A<br>5.369          | 5.341<br>5.351A<br>5.371 | 5.341<br>5.351A<br>5.372 | 5.341<br>5.351A<br>5.372            | 1621.35-1626.5<br>海上移動衛星 (宇宙から地球)   | 1621.35-1626.5<br>海上移動衛星 (宇宙から地球)  | J123 J124 J125<br>J123 J124 J125<br>J123 J124 J125              | 船舶地球局及び携帯移動地球局への割当は、別表5による。<br>航空機地球局及び携帯移動地球局への割当は、別表4による。                     |

| 国 隆 分 配 (MHz)                                      |  |  | 周波数の使用に関する条件                                  |  |
|--|--|--|---|--|
| 第一地域<br>(1)  | 第二地域<br>(2)  | 第三地域<br>(3)                                | 国 内 分 配 (MHz)<br>(4)                          | 無線局の目的<br>(5)  |
| 移動衛星(地球から宇宙)                                       | 移動衛星(地球から宇宙)   | 移動衛星(地球から宇宙)                               | J126<br>5.351A                                | 移動衛星(地球から宇宙)<br>航空無線航行<br>無線測位衛星(地球から宇宙)<br>移動衛星(宇宙から地球)<br>(海上移動衛星(宇宙から地球<br>)を除く。) |
| 航空無線航行<br>移動衛星(宇宙から地球)<br>(海上移動衛星(宇宙から地球<br>)を除く。) | 航空無線航行<br>無線測位衛星(地球から宇宙)<br>移動衛星(宇宙から地球)<br>(海上移動衛星(宇宙から地球<br>)を除く。) | 移動衛星(地球から宇宙)                               | J126A<br>5.351A                               | 航空無線航行<br>無線測位衛星<br>(地球から宇宙)   |
| 5.208B<br>5.341<br>5.364<br>5.368<br>5.369         | 5.355<br>5.359<br>5.366<br>5.367<br>5.372                            | 5.208B<br>5.341<br>5.364<br>5.365<br>5.368 | 5.351A  | 公共業務用<br>一般業務用   |
| 5.208B<br>5.341<br>5.364<br>5.368<br>5.369         | 5.355<br>5.359<br>5.366<br>5.367<br>5.372                            | 5.341<br>5.364<br>5.365<br>5.367<br>5.368  | 5.351A  | 電気通信業務用  |
| 1626.5-1660  | 移動衛星(地球から宇宙)   | 移動衛星(地球から宇宙)                               | 1626.5-1631.5<br>J114<br>J115<br>J116         | 電気通信業務用<br>公共業務用   |
| 1631.5-1636.5                                      | 移動衛星(地球から宇宙)   | 移動衛星(地球から宇宙)                               | 1631.5-1636.5<br>J114<br>J115<br>J116<br>J117 | 電気通信業務用<br>公共業務用   |
| 1636.5-1645.5                                      | 移動衛星(地球から宇宙)   | 移動衛星(地球から宇宙)                               | 1636.5-1645.5<br>J114<br>J115<br>J116<br>J117 | 電気通信業務用<br>公共業務用   |
| 1645.5-1646.5                                      | 移動衛星(地球から宇宙)   | 移動衛星(地球から宇宙)                               | 1645.5-1646.5<br>J115<br>J118                 | 電気通信業務用<br>公共業務用   |
| 1646.5-1656.5                                      | 移動衛星(地球から宇宙)   | 移動衛星(地球から宇宙)                               | 1646.5-1656.5<br>J114<br>J115<br>J120<br>J128 | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用  |
| 1656.5-1660  | 移動衛星(地球から宇宙)   | 移動衛星(地球から宇宙)                               | 1656.5-1660<br>J114<br>J115<br>J127           | 電気通信業務用<br>公共業務用   |
| 1660-1660.5  | 電波天文   | 電波天文                                       | 1660-1660.5<br>J36<br>J114<br>J115<br>J129    | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用  |
| 1660-1668  | 電波天文<br>宇宙研究(受動)<br>固定<br>移動(航空移動を除く。)                               | 電波天文<br>宇宙研究(受動)                           | 1660-1668<br>J36                              | 電波天文<br>電波天文   |
| 1668-1668.4  | 電波天文<br>宇宙研究(受動)<br>固定<br>移動(航空移動を除く。)                               | 電波天文<br>宇宙研究(受動)                           | 1668-1668.4<br>J36<br>J36<br>J130             | 電波天文<br>電波天文   |
| 1668.4-1670  | 電波天文<br>宇宙研究(受動)<br>固定<br>移動(航空移動を除く。)                               | 電波天文<br>宇宙研究(受動)                           | 1668.4-1670<br>J36<br>J36<br>J130<br>J133     | 電波天文<br>電波天文   |
| 1670-1675  | 電波天文<br>宇宙研究(受動)<br>固定<br>移動(航空移動を除く。)                               | 電波天文<br>宇宙研究(受動)                           | 1670-1675<br>J130<br>J133<br>J134             | 電波天文<br>電波天文   |
| 1675-1690  | 気象援助   | 移動   | 1675-1690                                     | 電気通信業務用<br>公共業務用   |

| 国 隆 分 配 (MHz)  |  | 国 内 分 配 (MHz)  |  | 無 線 局 の 目 的                        | 周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件   |
|--|--|--|--|------------------------------------|---|
| 第一地域<br>(1)  | 第二地域<br>(2)                                | 第三地域<br>(3)  | (4)  | (5)                                | (6)   |
| 1690-1700<br>気象援助<br>気象衛星 (宇宙から地球)<br><u>固定</u><br>移動 (航空移動を除く。) | 1690-1700<br>気象援助<br>気象衛星 (宇宙から地球)         | 1700-1710<br>気象衛星 (宇宙から地球)<br>宇宙研究 (宇宙から地球)<br>移動 (航空移動を除く。) | 5.341<br>気象援助<br>気象衛星 (宇宙から地球)   | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用   | ラジオゾンデ用とし、公共業務用への割当では別表11-1による。   |
| 1700-1710<br>固定<br>移動 (宇宙から地球)<br>移動 (航空移動を除く。)                  | 1700-1710<br>固定<br>移動 5.384A 5.388A 5.388B | 1700-1710<br>固定<br>J36 J94 J135                              | 5.289 5.341 5.384<br>1710-1850<br>移動 J136  | 公共業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用          | この周波数の使用は、令和7年3月31日までに限る。<br>電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当では別表10-2による。   |
| 1850-1885<br>固定<br>移動 5.388A 5.388B                              | 1850-1885<br>固定<br>移動 J136                 | 1850-1885<br>J94   | 1850-1885<br>移動 J136   | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>小電力業務用         | 電気通信業務用での使用はPHS用及び携帯無線通信用とし、PHS用への割当<br>は別表8-7に、携帯無線通信用への割当では別表10-2による。<br>小電力業務用での使用はPHS用とし、割当では別表8-7による。  |
| 1930-1970<br>固定<br>移動 5.388A 5.388B                              | 1930-1970<br>固定<br>移動 5.388A 5.388B        | 1930-1970<br>J137  | 1930-1970<br>移動 J138 J139  | 電気通信業務用<br>小電力業務用                  | 電気通信業務用での使用はPHS用及び携帯無線通信用とし、PHS用への割当<br>は別表8-7に、携帯無線通信用への割当では別表10-2による。<br>小電力業務用での使用はデジタルコードレス電話用及びPHS用とし、デジタルコ<br>ードレス電話用への割当では別表8-6に、PHS用への割当では別表8-7によ<br>る。 |
| 1970-1980<br>固定<br>移動 5.388A 5.388B                              | 1970-1980<br>固定<br>移動 5.388A 5.388B        | 1970-1980<br>5.388   | 1970-1980<br>5.388   | 電気通信業務用<br>小電力業務用                  | 電気通信業務用での使用はPHS用及び携帯無線通信用とし、PHS用への割当<br>は別表8-7に、携帯無線通信用への割当では別表10-2による。   |
| 1980-2010<br>固定<br>移動 移動衛星 (地球から宇宙)                              | 1980-2010<br>固定<br>移動 J137 J140            | 1980-2010<br>J137 J140                                       | 1980-2010<br>移動 J112   | 電気通信業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用        | 電気通信業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用   |
| 2010-2025<br>固定<br>移動 5.388A 5.388B                              | 2010-2025<br>固定<br>移動 移動衛星 (地球から宇宙)        | 2010-2025<br>J137  | 2010-2025<br>移動 J138 J139  | 電気通信業務用                            | 携帯無線通信用とし、割当では別表10-3による。  |
| 2025-2110<br>固定<br>移動 5.388A 5.388B                              | 2025-2110<br>固定<br>移動 移動衛星 (地球から宇宙)        | 2025-2110<br>J142  | 2025-2110<br>宇宙運用 (地球から宇宙) (宇宙から宇宙)<br>地球探査衛星 (地球から宇宙)<br>固定 5.391<br>宇宙研究 (地球から宇宙) (宇宙から宇宙) | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用          |   |
| 2110-2120<br>固定<br>移動 宇宙研究 (深宇宙) (地球から宇宙)                        | 2110-2120<br>固定<br>移動 J94 J137             | 2110-2120<br>J94 J137  | 2110-2120<br>移動 J138 J139<br>宇宙研究 (深宇宙) (地球から宇宙)   | 公共業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用 | 携帯無線通信用とし、割当では別表10-2による。  |

| 国 隆 分 配 (MHz)   |   | 国 内 分 配 (MHz)   |                          | 無 線 局 の 目 的                               | 周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件   |
|---|---|---|--------------------------|---|---|
| 第一地域<br>(1)   | 第二地域<br>(2)   | 第三地域<br>(3)   |                          | (4)                                       | (5)   |
| 5.388   |   |   |                          |   |   |
| 2120-2160<br>固定<br>移動                                   | 2120-2160<br>固定<br>移動                                   | 2120-2160<br>固定<br>移動                                   | 2120-2170<br>J94 J137    | 移動 J138 J139                              | 電気通信業務用   |
| 5.388A 5.388B   | 5.388A 5.388B   | 5.388A 5.388B   | 5.388A 5.388B            |   | 携帯無線通信用とし、割当ては別表 10-2 による。  |
| 5.388   | 5.388   | 5.388   | 5.388                    |   |   |
| 2160-2170<br>固定<br>移動                                   | 2160-2170<br>固定<br>移動                                   | 2160-2170<br>固定<br>移動                                   | 2160-2170<br>J94 J137    |   |   |
| 5.388A 5.388B   | 5.388A 5.388B   | 5.388A 5.388B   | 5.388A 5.388B            |   |   |
| 5.388   | 5.388   | 5.388   | 5.388                    |   |   |
| 2170-2200<br>固定<br>移動                                   | 2170-2200<br>固定<br>移動衛星 (宇宙から地球)                        | 2170-2200<br>固定<br>移動衛星 (宇宙から地球)                        | 2170-2200<br>J137 J140   | 移動<br>移動衛星 (宇宙から地球)                       | 電気通信業務用   |
| 5.388 5.389C 5.389E                                     | 5.388 5.389C 5.389E                                     | 5.388 5.389C 5.389E                                     | 5.388 5.389C 5.389E      |   | 電気通信業務用   |
| 5.388   | 5.388   | 5.388   | 5.388                    |   |   |
| 2200-2290<br>固定<br>移動                                   | 2200-2290<br>固定<br>移動衛星 (宇宙から宇宙)                        | 2200-2290<br>固定<br>移動衛星 (宇宙から宇宙)                        | 2200-2290<br>J142        | 宇宙運用 (宇宙から宇宙)<br>地球探査衛星 (宇宙から宇宙) (宇宙から宇宙) | 電気通信業務用   |
| 5.388A 5.389F   | 5.388A 5.389F   | 5.388A 5.389F   | 5.388A 5.389F            |   | 公共業務用   |
| 5.388   | 5.388   | 5.388   | 5.388                    |   |   |
| 2290-2300<br>固定<br>移動 (航空移動を除く。)<br>宇宙研究 (深宇宙) (宇宙から地球) | 2290-2300<br>固定<br>移動 (航空移動を除く。)<br>宇宙研究 (深宇宙) (宇宙から地球) | 2290-2300<br>固定<br>移動 (航空移動を除く。)<br>宇宙研究 (深宇宙) (宇宙から地球) | 2290-2300<br>J142        | 宇宙運用 (宇宙から宇宙)<br>地球探査衛星 (宇宙から宇宙) (宇宙から宇宙) | 電気通信業務用   |
| 5.389   | 5.389   | 5.389   | 5.389                    |   | 公共業務用   |
| 2300-2450<br>固定<br>移動<br><u>アマチュア</u><br><u>無線標準</u>    | 2300-2450<br>固定<br>移動<br><u>アマチュア</u><br><u>無線標準</u>    | 2300-2450<br>固定<br>移動<br><u>アマチュア</u><br><u>無線標準</u>    | 2300-2330<br>J37 J82     | 公共業務用<br>放送事業用<br>公共業務用                   | 一般業務用   |
| 5.384A  | 5.384A  | 5.384A  | 5.384A                   |   |   |
| 2370-2400<br>固定<br>移動                                   | 2370-2400<br>固定<br>移動                                   | 2370-2400<br>固定<br>移動                                   | 2370-2400<br>J37 J82     | 公共業務用<br>小電力業務用<br>一般業務用                  | 一般業務用   |
| 5.392   | 5.392   | 5.392   | 5.392                    |   |   |
| 2450-2483.5<br>固定<br>移動<br><u>アマチュア</u><br><u>無線標準</u>  | 2450-2483.5<br>固定<br>移動<br><u>アマチュア</u><br><u>無線標準</u>  | 2450-2483.5<br>固定<br>移動<br><u>アマチュア</u><br><u>無線標準</u>  | 2450-2483.5<br>J37       | 小電力業務用<br>一般業務用<br>小電力業務用<br>一般業務用        | 小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用及び移動体識別用とし、小電力データ通信システム用への割当ては別表 8-5 に、移動体識別用への割当ては別表 9-10 による。<br>一般業務用での使用は移動体識別用とし、割当ては別表 6-2 による。<br>小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表 8-5 による。 |
| 5.150 5.282 5.395                                       | 5.150 5.282 5.393 5.394                                 | 5.150 5.282 5.393 5.394                                 | 5.150 5.282 5.393 5.394  |   |   |
| 2483-5-2500<br>固定<br>移動<br><u>アマチュア</u><br><u>無線標準</u>  | 2483-5-2500<br>固定<br>移動<br><u>アマチュア</u><br><u>無線標準</u>  | 2483-5-2500<br>固定<br>移動<br><u>アマチュア</u><br><u>無線標準</u>  | 2483-5-2500<br>J37 J144  | 移動<br>無線標準                                | 小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用及び移動体識別用とし、小電力データ通信システム用への割当ては別表 8-5 に、移動体識別用への割当ては別表 9-10 による。<br>一般業務用での使用は移動体識別用とし、割当ては別表 6-2 による。<br>小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表 8-5 による。 |
| 5.150   | 5.150   | 5.150   | 5.150                    |   |   |
| 2483-5-2500<br>固定<br>移動<br>移動衛星 (宇宙から地球)                | 2483-5-2500<br>固定<br>移動<br>移動衛星 (宇宙から地球)                | 2483-5-2500<br>固定<br>移動<br>移動衛星 (宇宙から地球)                | 2483-5-2500<br>J37 J144  | 移動<br>移動衛星 (宇宙から地球)                       | 公共業務用<br>小電力業務用<br>一般業務用  |
| 5.351A  | 5.351A  | 5.351A  | 5.351A                   |   |   |
| 5.398<br>無線測位衛星 (宇宙から地球)                                | 5.398<br>無線測位衛星 (宇宙から地球)                                | 5.398<br>無線測位衛星 (宇宙から地球)                                | 5.398<br>無線測位衛星 (宇宙から地球) | 移動衛星 (宇宙から地球)                             | 電気通信業務用<br>公共業務用  |
|   |   |   |                          | J112                                      |   |
|   |   |   |                          |   | 無線測位衛星  |

| 国 隆 分 配 (MHz)  |  |   | 周波数の使用に関する条件  |   |  |
|--|--|---|---|---|--|
| 第一地域<br>(1)  | 第二地域<br>(2)  | 第三地域<br>(3)   | 国 内 分 配 (MHz)<br>(4)  | 無線局の目的<br>(5)   |  |
| 無線標準<br>5.398A   | 5.398  | 5.398<br>(宇宙から地球)   | 5.398<br>(宇宙から地球)<br>J143   | 一般業務用<br>公共業務用  |  |
| 5.150 5.399 5.401 5.402  | 5.150 5.402  | 5.150 5.401 5.402<br>固定衛星 (宇宙から地球)  | 2500-2520<br>固定 5.410<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>5.415<br>移動 (航空移動を除く。)<br>5.384A  | 2500-2520<br>固定 5.410<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>5.415<br>移動 (航空移動を除く。)<br>5.384A  | 移動 (航空移動を除く。)<br>移動衛星 (宇宙から地球)<br>J146 J147<br>J112 J145 |
| 5.412  | 5.404  | 5.404 5.415A<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>5.415<br>移動 (航空移動を除く。)<br>5.384A   | 2520-2535<br>固定 5.410<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>5.415<br>移動 (航空移動を除く。)<br>5.384A  | 電気通信業務用<br>公共業務用  | 電気通信業務用での使用は、携帯移動衛星通信とする。                                |
| 2520-2555<br>固定 5.410<br>移動 (航空移動を除く。)<br>5.384A<br>放送衛星 5.413 5.416 | 2520-2555<br>固定 5.410<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>5.415<br>移動 (航空移動を除く。)<br>5.384A | 2535-2545<br>固定 5.410<br>移動 (航空移動を除く。)<br>5.384A  | 移動 (航空移動を除く。)<br>電気通信業務用  | 電気通信業務用   |  |
| 5.403 5.414A 5.415A  | 2535-2545<br>固定 5.410<br>移動 (航空移動を除く。)<br>5.384A                           | 2545-2575<br>194<br>固定衛星 5.413 5.416  | 移動 (航空移動を除く。)<br>J94  | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用   | 広帯域移動無線アクセスシステム用とする。                                     |
| 5.39 5.412 5.418B  | 5.339 5.418B 5.418C<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>5.415<br>移動 (航空移動を除く。)<br>5.384A   | 2555-2670<br>固定 5.410<br>移動 (航空移動を除く。)<br>5.384A<br>放送衛星 5.208B 5.415<br>地球探査衛星 (受動)<br>電波天文<br>宇宙研究 (受動) | 2555-2670<br>固定衛星 (地球から宇宙)<br>5.415<br>移動 (航空移動を除く。)<br>5.384A<br>放送衛星 5.208B 5.413 5.416<br>地球探査衛星 (受動)<br>電波天文<br>宇宙研究 (受動) | 移動 (航空移動を除く。)<br>電気通信業務用<br>公共業務用   | 電気通信業務用での使用は、携帯移動衛星通信とする。                                |
| 5.149 5.412  | 5.149  | 5.149 5.420   | 2670-2690<br>固定 5.410<br>移動 (航空移動を除く。)<br>5.384A<br>地球探査衛星 (受動)<br>電波天文<br>宇宙研究 (受動)  | 2670-2690<br>固定 5.410<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>5.415<br>移動 (航空移動を除く。)<br>5.384A<br>移動衛星 (地球から宇宙)<br>5.351A<br>地球探査衛星 (受動)<br>電波天文<br>宇宙研究 (受動) | 移動衛星 (地球から宇宙)<br>J112 J150                               |

| 国 隆 分 配 (MHz)     |  |  | 国 内 分 配 (MHz)  |  | 無線局の目的  | 周波数の使用に関する条件                                  |
|-------------------|--|--|--|--|---|---|
| 第一地域<br>(1)       | 第二地域<br>(2)  | 第三地域<br>(3)  | (4)  |  | (5)   | (6)   |
| 5.149 5.412       | 5.149  | 5.149  | 2690-2700<br>J107  | 地球探査衛星(受動)<br>電波天文<br>宇宙研究(受動)   | 地球探査衛星(受動)<br>宇宙研究(受動)<br>電波天文                              |   |
| 2700-2900         |  | 5.340 5.422<br>無線標定  | 2700-2900  | 航空無線航行 5.337<br>無線標定   | 航空無線航行 J104<br>無線標定 J151                                    | 空港監視レーダー(A.S.R.)用とする。                         |
| 2900-3100         | 5.423 5.424<br>無線航行                                | 5.421A<br>5.426  | 2900-3100<br>J152 J154   | 無線航行 J153<br>無線標定 J155   | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用                            | 船舶無線航行用レーダー用とする。                              |
| 3100-3300         | 5.425 5.427<br>無線標定<br>地球探査衛星(能動)<br>宇宙研究(能動)      |  | 3100-3300<br>J36 J156  | 無線標定<br>地球探査衛星(能動)<br>宇宙研究(能動)   | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用                            |   |
| 3300-3400<br>無線標定 | 5.149 5.428<br>無線標定<br>アマチュア<br>固定<br>移動           | 3300-3400<br>J36   | 3300-3400<br>J36   | 移動   | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用                          |   |
| 3400-3600         | 5.149 5.429 5.429A<br>固定衛星(宇宙から地球)<br>移動(航空移動を除く。) | 3400-3500<br>5.149 5.429C 5.429D<br>固定衛星(宇宙から地球)<br>移動(航空移動を除く。) | 3400-3500<br>5.149 5.429F<br>固定衛星(宇宙から地球)<br>アマチュア<br>移動 5.431A 5.431B<br>無線標定 5.433 | 3400-3456<br>J157 J216<br>固定衛星(航空移動を除く。)<br>固定衛星(宇宙から地球)<br>アマチュア<br>移動 5.432 5.432B<br>無線標定 5.433 | 固定衛星(航空移動を除く。)<br>固定衛星(宇宙から地球)<br>電気通信業務用<br>放送事業用<br>公共業務用 | 電気通信業務用<br>放送事業用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-3による。 |
| 3500-3600         | 5.282<br>無線標定 5.433                                | 3500-3600<br>固定<br>固定衛星(宇宙から地球)<br>移動(航空移動を除く。)                  | 3456-3600<br>J157 J216<br>固定衛星(宇宙から地球)<br>移動(航空移動を除く。)                               | 3456-3600<br>J157 J216<br>固定衛星(宇宙から地球)<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>電気通信業務用<br>携帯無線通信用とし、割当ては別表10-3による。  | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>電気通信業務用<br>電気通信業務用                      |   |
| 3600-4200         | 5.431<br>固定衛星(宇宙から地球)                              | 3600-3700<br>固定<br>固定衛星(宇宙から地球)<br>移動(航空移動を除く。)                  | 3600-3700<br>5.433<br>無線標定 5.433   | 3600-4200<br>J158<br>固定衛星(宇宙から地球)<br>移動  | 固定衛星(宇宙から地球)<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>電気通信業務用                 |   |
| 3700-4200         |  |  |  |  |   |   |
| 4200-4400         | 5.437 5.439 5.440<br>固定<br>移動                      | 4200-4400<br>J159<br>航空無線航行(R)<br>固定衛星(宇宙から地球)<br>移動(航空移動を除く。)   | 4200-4400<br>J159<br>航空無線航行(R)<br>無線標定 J160<br>地球探査衛星(受動)<br>宇宙研究(受動)                | 航空移動(R) J159A<br>一般業務用<br>電気通信業務用  | 航空移動(R) J159A<br>一般業務用<br>電気通信業務用                           | 携帯無線通信用とし、割当ては別表10-3による。                      |
| 4400-4500         |  |  | 4400-4500  | 移動   | 電気通信業務用   |   |

| 国 隆 分 配 (MHz) |  |                                   | 国 内 分 配 (MHz)   | 無 線 局 の 目 的   | 周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件                              |
|---------------|--|-----------------------------------|---|---|--|
| 第一地域<br>(1)   | 第二地域<br>(2)  | 第三地域<br>(3)                       | (4)   | (5)   | (6)  |
| 4500-4800     | 固定<br>固 定衛星 (宇宙から地球)<br>移動<br>移動 5.440A                | 5.441                             | 4500-4600<br>固定<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>J161<br>移動<br>電気通信業務用                 | 公共業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>電気通信業務用<br>一般業務用<br>公共業務用  |  |
| 4600-4800     | 固定<br>固 定衛星 (宇宙から地球)<br>電波天文                           |                                   | J161<br>固定<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>J161<br>移動<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用    | 電気通信業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>電気通信業務用<br>一般業務用         | 電気通信業務用での使用は携帯無線通信とし、割当ては別表 10-3による。                 |
| 4800-4990     | 固定<br>移動 5.440A<br>電波天文                                | 5.441A 5.441B 5.442               | 4800-4900<br>移動<br>J162<br>電波天文   | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用                               | ローカル5G用とする。  |
| 4990-5000     | 固定<br>電波天文<br>宇宙研究 (受動)                                | 5.149 5.339 5.443                 | 4900-5000<br>移動 J162<br>電波天文  | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>小電力業務用<br>一般業務用            | 5GHz帯無線アクセスシステム用とし、割当ては別表 11-2による。                   |
| 5000-5010     | 航空移動衛星 (R)<br>航空無線航行<br>無線航行衛星 (地球から宇宙)                |                                   | 5000-5010<br>航空移動衛星 (R) J163<br>無線航行衛星 (地球から宇宙) J120A                     | 公共業務用<br>公共業務用<br>一般業務用                                 |  |
| 5010-5030     | 航空移動衛星 (R)<br>航空無線航行<br>無線航行衛星 (宇宙から宇宙)<br>5.443B      | 5.443AA<br>5.328B                 | 5010-5030<br>航空移動衛星 (R) J163<br>航空無線航行<br>無線航行衛星 (宇宙から宇宙) J198 J164       | 公共業務用<br>公共業務用<br>一般業務用                                 |  |
| 5030-5091     | 航空移動 (R)<br>航空移動衛星 (R)<br>航空無線航行                       | 5.443C<br>5.443D                  | 5030-5091<br>航空移動 (R) J169<br>航空移動衛星 (R) J170<br>航空無線航行                   | 公共業務用<br>公共業務用  | MLS用とし、割当ては別表 2-3による。                                |
| 5091-5150     | 固定衛星 (地球から宇宙)<br>航空移動衛星 5.443B<br>航空移動衛星 (R)<br>航空無線航行 | 5.444A<br>5.443AA                 | 5091-5150<br>固定衛星 (地球から宇宙) J167<br>航空移動 J166<br>航空移動衛星 (R) J163<br>航空無線航行 | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>公共業務用                               |  |
| 5150-5250     | 航空無線航行<br>固定衛星 (地球から宇宙)<br>移動 (航空移動を除く。)               | 5.447A<br>5.446A 5.446B           | 5150-5250<br>固定衛星 (地球から宇宙) J171 J172<br>移動 J173 J174 J175                 | 電気通信業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>公共業務用<br>小電力業務用<br>一般業務用 | 5.2GHz帯高出力データ通信システム用及び小電力データ通信システム用とし、割当ては別表 8-5による。 |
| 5250-5255     | 無線標定<br>宇宙研究 5.447D<br>移動 (航空移動を除く。)                   | 5.446C 5.446D 5.447 5.447B 5.447C | 5250-5255<br>移動 J173 J175 J179<br>無線標定<br>地球探査衛星 (能動)<br>宇宙研究             | 小電力業務用<br>公共業務用<br>一般業務用                                | 小電力データ通信システム用とし、割当ては別表 8-5による。                       |

| 国 隆 分 配 (MHz)   |  | 国 内 分 配 (MHz)   |                                    | 無 線 局 の 目 的  | 周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件                             |
|---|--|---|------------------------------------|--|---|
| 第一地域<br>(1)   | 第二地域<br>(2)  | 第三地域<br>(3)   | (4)                                | (5)  | (6)   |
| 5.447E 5.448 5.448A<br>地球探査衛星 (能動)<br>無線標定<br>宇宙研究 (能動)<br>移動 (航空移動を除く。)<br>無線標定 3.448D | 5.447E 5.448 5.448A<br>地球探査衛星 (能動)<br>無線標定<br>宇宙研究 (能動)<br>移動 (能動)<br>無線標定 5.449 | 5.447E 5.448 5.448A<br>地球探査衛星 (能動)<br>無線標定<br>宇宙研究 (能動)<br>移動 (能動)<br>無線標定 5.448D | 5255-5350<br>J176 J178             | 移動 J173 J175 J179<br>無線標定<br>地球探査衛星 (能動)<br>宇宙研究 (能動)                      | 小電力業務用<br>公共業務用<br>一般業務用                            |
| 5.447E 5.448 5.448A<br>地球探査衛星 (能動)<br>無線標定<br>宇宙研究 (能動)<br>移動 (能動)<br>無線標定 3.448D       | 5350-5460<br>J180  | 航空無線航行<br>無線標定 J182<br>地球探査衛星 (能動)<br>宇宙研究 (能動)                                   | 5350-5460<br>J180                  | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用   | 航空機無線航行用レーダー用とする。                                   |
| 5.447E 5.448 5.448A<br>地球探査衛星 (能動)<br>無線標定<br>宇宙研究 (能動)<br>無線標定 5.448D                  | 5460-5470<br>J180  | 航空無線航行<br>地球探査衛星 (能動)<br>宇宙研究 (能動)<br>無線標定 J182                                   | 5460-5470<br>J180                  | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>公共業務用   | 航空機無線航行用レーダー用とする。                                   |
| 5.448B<br>海上無線航行<br>移動 (航空移動を除く。)<br>地球探査衛星 (能動)<br>宇宙研究 (能動)<br>無線標定 5.450B            | 5470-5570<br>J180  | 移動 J173 J175 J183<br>海上無線航行<br>無線標定 J184<br>地球探査衛星 (能動)<br>宇宙研究 (能動)              | 5470-5570<br>J180                  | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>小電力業務用<br>一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>公共業務用    | 小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。            |
| 5.448B 5.450 5.451<br>海上無線航行<br>移動 (航空移動を除く。)<br>無線標定 5.450B                            | 5570-5650<br>J82   | 移動 J173 J175 J183<br>海上無線航行<br>無線標定 J184  | 5570-5650<br>J82                   | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>小電力業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>公共業務用    | 小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。            |
| 5.450 5.451 5.452<br>無線標定<br>移動 (航空移動を除く。)<br>アマチュア<br>宇宙研究 (深宇宙)                       | 5650-5725<br>J82   | 移動 J183<br>無線標定<br>アマチュア  | 5650-5725<br>J82                   | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>小電力業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>アマチュア業務用 | 小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。            |
| 5725-5830<br>固定衛星 (地球から宇宙)<br>無線標定<br>アマチュア   | 5725-5830<br>J37   | 移動<br>無線標定<br>アマチュア   | 5725-5770<br>J37                   | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>小電力業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>アマチュア業務用                   | 小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。            |
| 5830-5850<br>固定衛星 (地球から宇宙)<br>無線標定<br>アマチュア<br>(宇宙から地球)                                 | 5830-5850<br>J37   | 移動<br>無線標定<br>アマチュア   | 5770-5850<br>J37                   | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>小電力業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>アマチュア業務用                   | 小電力業務用又は一般業務用のうち、狭域通信システムの基地局への割当ては別表8-8及び別表8-9による。 |
| 5.150 5.451 5.453 5.455<br>固定衛星 (地球から宇宙)<br>アマチュア<br>(宇宙から地球)                           | 5.150 5.453 5.455<br>固定 5.452  | 無線標定<br>アマチュア<br>アマチュア衛星<br>(宇宙から地球)  | 5.150 5.453 5.455<br>固定衛星 (地球から宇宙) | 電気通信業務用<br>放送事業用<br>電気通信業務用  |   |
| 5850-5925<br>固定衛星 (地球から宇宙)  | 5850-5925<br>固定  | 固定衛星 (地球から宇宙)   | 5850-5925<br>J37                   | 電気通信業務用  |   |

| 国 隆 分 配 (MHz)              |                            |                                      | 周波数の使用に関する条件         |                  |
|----------------------------|----------------------------|--------------------------------------|----------------------|------------------|
| 第一地域<br>(1)                | 第二地域<br>(2)                | 第三地域<br>(3)                          | 国 内 分 配 (MHz)<br>(4) | 無線局の目的<br>(5)    |
| 移動<br>アマチュア<br><u>無線標準</u> | 移動<br>無線標準                 | 移動<br>無線標準                           | 移動                   | 公共業務用<br>放送事業用   |
| 5.150                      | 5.150                      | 5.150                                | 5925-6425            | 電気通信業務用<br>公共業務用 |
| 5925-6700                  | 固定衛星 (地球から宇宙)<br>移動 5.457C | 固定衛星 (地球から宇宙)<br>5.457A 5.457B       | 固定<br>J186           | 電気通信業務用<br>公共業務用 |
| 6425-6570                  | 固定衛星 (地球から宇宙)              | 固定衛星 (地球から宇宙)                        | 固定<br>J187           | 電気通信業務用<br>公共業務用 |
| 6570-6870                  | 固定衛星 (地球から宇宙)              | 固定衛星 (地球から宇宙)                        | 固定<br>J187A          | 電気通信業務用<br>公共業務用 |
| 6870-7075                  | 固定衛星 (地球から宇宙)              | 固定衛星 (地球から宇宙)                        | 固定<br>J161           | 電気通信業務用<br>公共業務用 |
| 7075-7145                  | 固定<br>移動                   | 固定衛星 (地球から宇宙)                        | 固定<br>J161           | 電気通信業務用<br>公共業務用 |
| 7075-7145                  | 固定<br>移動                   | 固定衛星 (地球から宇宙)                        | 固定<br>J161           | 電気通信業務用<br>公共業務用 |
| 7145-7190                  | 固定<br>移動                   | 固定衛星 (地球から宇宙)                        | 固定<br>J161           | 電気通信業務用<br>公共業務用 |
| 7145-7190                  | 固定<br>移動                   | 固定衛星 (地球から宇宙)                        | 固定<br>J161           | 電気通信業務用<br>公共業務用 |
| 7190-7235                  | 固定<br>移動                   | 固定衛星 (地球から宇宙)<br>宇宙研究 (深宇宙) (地球から宇宙) | 固定<br>J161           | 電気通信業務用<br>公共業務用 |
| 7190-7235                  | 固定<br>移動                   | 固定衛星 (地球から宇宙)<br>宇宙研究 (深宇宙) (地球から宇宙) | 固定<br>J161           | 電気通信業務用<br>公共業務用 |
| 7235-7250                  | 固定<br>移動                   | 固定衛星 (地球から宇宙)                        | 固定<br>J161           | 電気通信業務用<br>公共業務用 |
| 7250-7300                  | 固定<br>移動                   | 固定衛星 (宇宙から地球)<br>移動 (航空移動を除く。)       | 固定<br>J189           | 電気通信業務用<br>公共業務用 |
| 7300-7375                  | 固定<br>移動                   | 固定衛星 (宇宙から地球)<br>移動 (航空移動を除く。)       | 固定<br>J189A          | 電気通信業務用<br>公共業務用 |
| 7375-7450                  | 固定                         | 固定衛星 (宇宙から地球)                        | 固定<br>J189B          | 電気通信業務用<br>公共業務用 |

| 国 隆 分 配 (MHz) |   |                   | 國 内 分 配 (MHz) | 無 線 局 の 目 的             | 周 波 数 の 使 用 に 關する 条 件 |
|---------------|---|-------------------|---------------|-------------------------|-----------------------|
| 第一地域<br>(1)   | 第二地域<br>(2)   | 第三地域<br>(3)       | (4)           | (5)                     | (6)                   |
| 7450-7550     | 移動 (航空移動を除く。)<br>海上移動衛星 (宇宙から地球)  |                   |               |                         |                       |
|               | 固定<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>移動 (航空移動を除く。)<br>海上移動衛星 (宇宙から地球) 5.461AA 5.461AB |                   |               |                         |                       |
| 7550-7750     | 5.461A  |                   |               |                         |                       |
|               | 固定<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>移動 (航空移動を除く。)<br>海上移動衛星 (宇宙から地球) 5.461AA 5.461AB |                   |               |                         |                       |
| 7750-7900     | 5.461B  |                   |               |                         |                       |
|               | 固定<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>移動 (航空移動を除く。) 5.461B                             |                   |               |                         |                       |
| 7900-8025     | 7900-8025   | J191              |               |                         |                       |
|               | 固定衛星 (地球から宇宙)<br>移動 5.463   |                   |               |                         |                       |
| 8025-8175     | 8025-8175   | J191A             |               |                         |                       |
|               | 地球探査衛星 (宇宙から地球)<br>固定衛星 (地球から宇宙)<br>気象衛星 (地球から宇宙)<br>移動 5.463           |                   |               |                         |                       |
| 8175-8215     | 8175-8215   | J191A             |               |                         |                       |
|               | 地球探査衛星 (宇宙から地球)<br>固定衛星 (地球から宇宙)<br>気象衛星 (地球から宇宙)<br>移動 5.463           |                   |               |                         |                       |
| 5.462A        |   |                   |               |                         |                       |
| 8215-8400     | 8215-8400   | J191A             |               |                         |                       |
|               | 地球探査衛星 (宇宙から地球)<br>固定衛星 (地球から宇宙)<br>移動 5.463                            |                   |               |                         |                       |
| 8400-8500     | 5.462A  |                   |               |                         |                       |
|               | 固定<br>移動 (航空移動を除く。)<br>宇宙研究 (宇宙から地球) 5.465 5.466                        |                   |               |                         |                       |
| 8500-8550     | 5.468 5.469   |                   |               |                         |                       |
| 8550-8650     | 無線標定<br>宇宙研究 (能動)<br>地球探査衛星 (能動)  | 8550-8650<br>J193 |               |                         |                       |
| 8650-8750     | 5.468 5.469   | 8650-8750         | 無線標定          | 公共業務用<br>公共業務用<br>一般業務用 |                       |
| 8750-8850     | 無線標定<br>航空無線航行  | 8750-8850         | 航空無線航行        | 公共業務用<br>一般業務用          |                       |

| 国 隆 分 配 (MHz) |  |  | 国 内 分 配 (MHz)                     |  | 無線局の目的   | 周波数の使用に関する条件                                |
|---------------|--|--|-----------------------------------|--|--|---|
| 第一地域<br>(1)   | 第二地域<br>(2)                            | 第三地域<br>(3)                                  | (4)                               |  | (5)  |   |
| 5.471         |  |  |                                   | 無線標定                                       | 公共業務用  |   |
| 8850-9000     | 海上無線航行<br>無線標定                         | 5.472  | 8850-9000                         | 海上無線航行<br>無線標定                             | J194<br>—般業務用  |   |
| 9000-9200     | 航空無線航行<br>無線標定                         | 5.337  | 9000-9200<br>J195                 | 航空無線航行<br>無線標定                             | J104<br>公共業務用  |   |
| 9200-9300     | 海上無線航行<br>無線標定                         | 5.473A                                       | 9200-9300<br>J194                 | 海上無線航行<br>無線標定                             | J104<br>公共業務用<br>—般業務用<br>—般業務用                                    | 捜索救助用レーダー・トランスポンダ用とする。                      |
| 9300-9500     | 無線航行<br>無線標定<br>地球探査衛星(能動)<br>宇宙研究(能動) | 5.473<br>5.474<br>5.474A<br>5.474B<br>5.474C | 9300-9500<br>J197<br>J198<br>J199 | 海上無線航行<br>航空無線航行<br>地球探査衛星(能動)<br>宇宙研究(能動) | J194<br>J196<br>J195A<br>J195B<br>J195C<br>—般業務用<br>—般業務用<br>—般業務用 | 捜索救助用レーダー・トランスポンダ用とする。<br>航空機無線航行用レーダー用とする。 |
| 9500-9800     | 無線標定<br>無線航行<br>宇宙研究(能動)<br>地球探査衛星(能動) | 5.473<br>5.474<br>5.474A<br>5.475B<br>5.476A | 9500-9800<br>J199                 | 宇宙研究(能動)<br>無線標定<br>地球探査衛星(能動)<br>宇宙研究(能動) | J194<br>—般業務用<br>—般業務用   |   |
| 9800-9900     | 固定<br>無線標定<br>地球探査衛星(能動)<br>宇宙研究(能動)   | 5.476A<br>5.477<br>5.478<br>5.478A<br>5.478B | 9800-9900<br>J200<br>J201         | 固定<br>無線標定<br>地球探査衛星(能動)<br>宇宙研究(能動)       | J194<br>—般業務用  |   |
| 9900-10000    | 無線標定<br>地球探査衛星(能動)<br>固定               | 5.477<br>5.478<br>5.478A<br>5.478C           | 9900-10000<br>J202                | 固定<br>無線標定<br>地球探査衛星(能動)                   | J195A<br>J195B<br>J195C<br>—般業務用                                   |   |
|               |  | 5.474D                                       | 5.477<br>5.478<br>5.479           |  | J195D  |   |

第3表 10GHz - 3000MHz

| 第一地域<br>(1)   | 国際分配 (GHz)<br>(2)  | 第三地域<br>(3)  | 国内分配 (GHz)<br>(4)      | 無線局の目的<br>(5)  | 周波数の使用に関する条件<br>(6)  |
|---|--|--|------------------------|--|--|
| 10-10.4<br>固定<br>移動<br>無線標定<br>地球探査衛星 (能動)<br>5.474A 5.474B 5.474C<br><u>アマチュア</u>  | 10-10.4<br>無線標定<br>地球探査衛星 (能動)<br>5.474A 5.474B 5.474C<br><u>アマチュア</u> | 10-10.4<br>固定<br>移動<br>無線標定<br>地球探査衛星 (能動)<br>5.474A 5.474B 5.474C<br><u>アマチュア</u> | 10-10.25<br>J202       | 無線標定<br>地球探査衛星 (能動)<br>J195A J195B J195C<br>J195D<br>アマチュア                                     | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用 |
| 10-4-10.45<br>固定<br>移動<br>無線標定<br>アマチュア   | 10-4-10.45<br>無線標定<br>アマチュア  | 10-4-10.45<br>固定<br>移動<br>無線標定<br>アマチュア  | 10-4-10.45<br>J202     | 無線標定<br>地球探査衛星 (能動)<br>J195A J195B J195C<br>J195D<br>アマチュア                                     | 放送事業用<br>公共業務用<br>一般業務用  |
| 5.474D 5.479  | 5.474D 5.479 5.480   | 5.474D 5.479   | 10-4-10.5<br>J203      | アマチュア<br>アマチュア衛星   | アマチュア業務用   |
| 10-5-10.55<br>固定<br>移動<br>無線標定  | 10-5-10.55<br>固定<br>移動<br>無線標定   | 10-5-10.55<br>J36  | 10-5-10.55<br>J36      | 無線標定<br>固定<br>移動 (航空移動を除く。)<br>地球探査衛星 (受動)<br>固定<br>移動 (航空移動を除く。)<br>電波天文<br>宇宙研究 (受動)<br>無線標定 | 公共業務用<br>小電力業務用<br>一般業務用<br>放送事業用<br>放送事業用<br>小電力業務用<br>一般業務用        |
| 10.6-10.68  | 10.6-10.68   | 10.6-10.68   | 10.6-10.68<br>J36      | 固定<br>移動 (航空移動を除く。)<br>地球探査衛星 (受動)<br>宇宙研究 (受動)<br>電波天文  | 放送事業用  |
| 5.149 5.482 5.482A  | 5.149 5.482 5.482A<br>地球探査衛星 (受動)<br>電波天文<br>宇宙研究 (受動)                 | 10.68-10.7   | 10.68-10.7             | 地球探査衛星 (受動)<br>宇宙研究 (受動)<br>電波天文   |  |
| 10.7-10.95<br>固定<br>固定衛星<br>(宇宙から地球)<br>5.441<br>(地球から宇宙)<br>5.484<br>移動 (航空移動を除く。) | 10.7-10.95<br>固定<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>5.441<br>移動 (航空移動を除く。)            | 10.7-11.7<br>固定  | 10.7-11.7<br>J161 J206 | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>電気通信業務用                                       | 一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>電気通信業務用                                 |
| 10.95-11.2<br>固定<br>固定衛星<br>(宇宙から地球)<br>5.441<br>(地球から宇宙)<br>5.484<br>移動 (航空移動を除く。) | 10.95-11.2<br>固定<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>5.441<br>移動 (航空移動を除く。)            | 10.95-11.2<br>固定   | 10.95-11.2<br>J206     | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>電気通信業務用                                       | 臨時回線用とする。  |
| 11.2-11.45<br>固定<br>固定衛星<br>(宇宙から地球)<br>5.441<br>移動 (航空移動を除く。)                      | 11.2-11.45<br>固定<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>5.441<br>移動 (航空移動を除く。)            |  |                        |  |  |

| 第二地域<br>(1)   | 国際分配(GHz)<br>(2)   | 第三地域<br>(3)   | 国内分配(GHz)<br>(4)  | 無線局の目的<br>(5)  | 周波数の使用に関する条件<br>(6)  |
|---|--|---|---|--|--|
| (地球から宇宙)<br>移動(航空移動を除く。)  |  |   |   |  |  |
| 11.45-11.7<br>固定衛星<br>(宇宙から地球)<br>5.484A<br>(地球から宇宙)<br>5.484   | 11.45-11.7<br>固定衛星(宇宙から地球)<br>5.484A<br>移動(航空移動を除く。)                           |   | 11.7-12.1<br>固定衛星(宇宙から地球)<br>5.486<br>移動(航空移動を除く。)                                | 放送 J15<br>放送衛星 J15   | 放送用<br>割当ては、別表1-2による。  |
| 放送<br>放送衛星 5.492  |  | 5.485   | 11.7-12.1<br>固定衛星(宇宙から地球)<br>5.484B<br>移動(航空移動を除く。)                               | 放送 J15<br>放送衛星 J15   | 放送用<br>割当ては、別表1-2による。  |
| 11.7-12.5<br>固定<br>移動(航空移動を除く。)   | 11.7-12.1<br>固定衛星(宇宙から地球)<br>5.486<br>移動(航空移動を除く。)                             | 11.7-12.2<br>固定衛星(宇宙から地球)<br>5.484A<br>移動(航空移動を除く。)                             | 11.7-12.2<br>固定<br>移動(航空移動を除く。)   | 放送 J15<br>放送衛星 J15   | 放送用<br>割当ては、別表1-2による。  |
| 放送<br>放送衛星 5.492  | 5.485  | 5.485<br>5.489  | 12.2-12.7<br>固定<br>移動(航空移動を除く。)   | 12.2-12.5<br>固定<br>移動(航空移動を除く。)  | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>電気通信業務用<br>放送用 |
| 12.5-12.75<br>固定衛星<br>(宇宙から地球)<br>5.484A<br>(地球から宇宙)<br>5.484B  | 12.7-12.75<br>固定<br>固定衛星(宇宙から宇宙)<br>5.484A<br>移動(航空移動を除く。)                     | 12.5-12.75<br>固定<br>固定衛星(宇宙から地球)<br>5.488<br>移動(航空移動を除く。)                       | 12.5-12.75<br>固定<br>移動衛星(宇宙から地球)<br>J15<br>放送衛星 J15<br>放送衛星 J15                   | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送用                              | 放送事業用での使用は、衛星補助放送の放送番組中継用とする。  |
| 5.487<br>5.487A   | 5.487A<br>5.488<br>5.490   | 5.487A<br>5.488<br>5.490  | 5.487A<br>5.488<br>5.490  | 放送衛星 J88<br>放送衛星 J15<br>放送衛星 J15   | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送用                              |
| 12.75-13.25<br>固定衛星(地球から宇宙)<br>5.441<br>移動<br>宇宙研究(深宇宙)(宇宙から地球)   | 12.75-12.95<br>固定衛星(地球から宇宙)<br>5.441<br>移動<br>宇宙研究(深宇宙)(宇宙から地球)                | 12.75-12.95<br>固定衛星(地球から宇宙)<br>J161<br>宇宙研究(深宇宙)<br>(宇宙から地球)                    | 12.75-12.95<br>固定<br>固定衛星(地球から宇宙)<br>J161<br>宇宙研究(深宇宙)<br>(宇宙から地球)                | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用 |  |
| 13.25-13.4<br>地球探査衛星(能動)<br>航空無線航行<br>5.497<br>宇宙研究(能動)   | 13.25-13.4<br>地球探査衛星(能動)<br>航空無線航行<br>5.497<br>宇宙研究(能動)                        | 13.25-13.4<br>航空無線航行 J210<br>地球探査衛星(能動)<br>宇宙研究(能動)                             | 13.25-13.4<br>移動<br>固定衛星(地球から宇宙)<br>J161<br>航空無線航行 J210<br>地球探査衛星(能動)<br>宇宙研究(能動) | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用          |  |
| 13.4-13.65<br>固定衛星(宇宙から地球)<br>5.499A<br>無線標定<br>地球探査衛星(能動)<br>宇宙研究 5.499C<br>5.499D<br>宇宙研究 5.499C<br>5.499D<br>標準周波数報時衛星<br>(地球から宇宙) | 13.4-13.65<br>無線航行<br>無線標定<br>地球探査衛星(能動)<br>宇宙研究 J212<br>標準周波数報時衛星<br>(地球から宇宙) | 13.4-13.65<br>無線航行<br>無線標定<br>地球探査衛星(能動)<br>宇宙研究 J212A<br>標準周波数報時衛星<br>(地球から宇宙) | 13.4-13.65<br>無線航行<br>無線標定<br>地球探査衛星(能動)<br>宇宙研究 J212A<br>標準周波数報時衛星<br>(地球から宇宙)   | 公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>公共業務用<br>公共業務用<br>公共業務用   |  |

| 第一地域<br>(1)                  | 国際分配<br>(GHz)<br>(2)     | 第三地域<br>(3) | 国内分配<br>(GHz)<br>(4)                    | 無線局の目的<br>(5)   | 周波数の使用に関する条件<br>(6)   |   |
|------------------------------|--------------------------|-------------|---|---|---|---|
|                              |                          |             |   |   |   |   |
| 5.499E 5.500 5.501<br>5.501B | 5.499 5.500 5.501 5.501B |             |   |   |   |   |
| 13.65-13.75                  |                          |             | 13.35-13.75<br>J211 J212                | 無線航行<br>無線測定<br>無線探査衛星 (能動)<br>宇宙研究 5.501A<br>標準周波数報時衛星 (地球から宇宙)  | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用   |   |
| 13.75-14                     |                          |             | 13.75-14<br>J213 J214                   | 固定衛星 (地球から宇宙)<br>無線探査衛星<br>標準周波数報時衛星 (地球から宇宙)<br>宇宙研究   | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>公共業務用<br>一般業務用                           | 放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のファーダリング用及び衛星補助放送の放送番組中離用とする。                               |
| 14.14.25                     |                          |             | 14-14.4<br>J206<br>J207                 | 固定衛星 (地球から宇宙)<br>無線航行 5.504<br>移動衛星 (地球から宇宙) 5.504B<br>宇宙研究 5.504A  | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>電気通信業務用<br>公共業務用                         | 電気通信業務用での使用は、放送用のファーダリング用を含む。<br>放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のファーダリング用とする。              |
| 14.25-14.3                   |                          |             | 14-14.4<br>J186 J206<br>J215            | 固定衛星 (地球から宇宙)<br>無線航行 5.504<br>移動衛星 (地球から宇宙) 5.504B<br>宇宙研究 5.504A  | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>電気通信業務用<br>公共業務用                         |   |
| 14.3-14.4                    |                          |             | 14-3-14.4<br>J207                       | 固定衛星 (地球から宇宙)<br>固定衛星 (地球から宇宙)<br>固定衛星 (地球から宇宙)<br>移動衛星 (地球から宇宙)<br>移動衛星 (地球から宇宙)<br>移動衛星 (地球から宇宙)<br>無線航行衛星 5.504A                 | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>電気通信業務用<br>公共業務用                         |   |
| 14.4-14.47                   |                          |             | 14-3-14.4<br>J207                       | 固定衛星 (地球から宇宙)<br>固定衛星 (地球から宇宙)<br>固定衛星 (地球から宇宙)<br>移動衛星 (航空移動を除く。)<br>移動衛星 (地球から宇宙) 5.504B<br>移動衛星 (地球から宇宙) 5.506A<br>無線航行衛星 5.504A | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用     | 電気通信業務用での使用は、放送用のファーダリング用を含む。<br>放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のファーダリング用とする。              |
| 14.47-14.5                   |                          |             | 14-47-14.5<br>J207<br>J186 J206<br>J215 | 固定衛星 (地球から宇宙)<br>固定衛星 (地球から宇宙)<br>移動 (航空移動を除く。)<br>移動衛星 (地球から宇宙) 5.504B<br>電波天文 5.149   | 電気通信業務用<br>電気通信業務用<br>放送事業用<br>電気通信業務用<br>電気通信業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用 | 電気通信業務用での使用は、放送用のファーダリング用を含む。<br>放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のファーダリング用とする。<br>臨時回線用に限る。 |
| 14.5-14.75                   |                          |             | 14-5-15.35                              | 固定  | 電気通信業務用   |   |

| 第一地域<br>(1)  |  | 国際分配<br>(GHz)<br>(2)   |  | 国内分配<br>(GHz)<br>(3)                                     |               | 無線局の目的<br>(5)       |                           | 周波数の使用に関する条件<br>(6)       |   |
|--|--|--|--|--|---------------|---------------------|---------------------------|---------------------------|---|
|  |  |  |  |  |               |                     |                           |                           |   |
| 固定衛星<br>(地球から宇宙)<br>5.509F   | 5.510  | 5.509B   | 5.509C   | 5.509D   | 5.509E        | J106                | 公共業務用<br>一般業務用<br>電気通信業務用 | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用 | 電気通信業務用での使用は、臨時回線用とする。  |
| 移動<br>宇宙研究<br>5.509G   |  |  |  |  |               |                     | 移動<br>宇宙研究<br>公共業務用       | 公共業務用<br>一般業務用            | 公共業務用での使用は、画像伝送用とする。  |
| 固定<br>衛星<br>(地球から宇宙)<br>5.510  |  | 14.75-14.8<br>固定衛星<br>(地球から宇宙)<br>5.509B<br>5.509C<br>5.509D<br>5.509E<br>5.509F<br>5.509G | 14.75-14.8<br>固定衛星<br>(地球から宇宙)<br>5.509B<br>5.509C<br>5.509D<br>5.509E<br>5.509F<br>5.509G | J106   | 無線局の目的<br>(5) | 周波数の使用に関する条件<br>(6) |                           |                           |   |
| 移動<br>宇宙研究<br>5.509G   |  |  |  |  |               |                     |                           |                           |   |
| 14.8-15.35<br>固定<br>移動<br>宇宙研究                                       |  |  |  |  |               |                     |                           |                           |   |
| 5.339  |  | 15.35-15.4<br>地球探査衛星(受動)<br>電波天文<br>宇宙研究(受動)   | 15.35-15.4<br>J107<br>地球探査衛星(受動)<br>電波天文   | J107   | 無線局の目的<br>(5) | 周波数の使用に関する条件<br>(6) |                           |                           |   |
| 15.35-15.4<br>電波天文<br>宇宙研究(受動)                                       |  |  |  |  |               |                     |                           |                           |   |
| 5.340<br>5.511   |  | 15.4-15.43<br>無線標定<br>5.511E<br>5.511F<br>航空無線航行   | 15.4-15.43<br>J218<br>無線標定<br>5.511E<br>5.511F<br>航空無線航行                                   | J218   | 無線局の目的<br>(5) | 周波数の使用に関する条件<br>(6) |                           |                           |   |
| 15.4-15.43<br>無線標定<br>5.511E<br>5.511F<br>航空無線航行                     |  |  |  |  |               |                     |                           |                           |   |
| 15.43-15.63<br>無線標定<br>5.511E<br>5.511F<br>航空無線航行                    |  | 15.43-15.63<br>J218<br>無線標定<br>5.511E<br>5.511F<br>航空無線航行                                  | 15.43-15.63<br>J218<br>無線標定<br>5.511E<br>5.511F<br>航空無線航行                                  | J218   | 無線局の目的<br>(5) | 周波数の使用に関する条件<br>(6) |                           |                           |   |
| 15.43-15.63<br>無線標定<br>5.511E<br>5.511F<br>航空無線航行                    |  |  |  |  |               |                     |                           |                           |   |
| 5.511C   |  | 15.63-15.7<br>無線標定<br>5.511F<br>航空無線航行   | 15.63-15.7<br>J219<br>無線標定<br>5.511F<br>航空無線航行   | J219   | 無線局の目的<br>(5) | 周波数の使用に関する条件<br>(6) |                           |                           |   |
| 15.63-15.7<br>無線標定<br>5.511F<br>航空無線航行                               |  |  |  |  |               |                     |                           |                           |   |
| 15.7-16.6<br>無線標定  |  | 15.7-17.2<br>無線標定<br>5.512<br>5.513<br>無線標定<br>宇宙研究(深宇宙)(地球から宇宙)                           | 15.7-17.2<br>J220<br>無線標定<br>5.512<br>5.513<br>無線標定<br>宇宙研究(深宇宙)(地球から宇宙)                   | J220   | 無線局の目的<br>(5) | 周波数の使用に関する条件<br>(6) |                           |                           |   |
| 15.7-16.6<br>無線標定  |  |  |  |  |               |                     |                           |                           |   |
| 16.6-17.1<br>無線標定<br>宇宙研究(深宇宙)(地球から宇宙)                               |  | 5.512<br>5.513<br>無線標定<br>宇宙研究(深宇宙)(地球から宇宙)  | 5.512<br>5.513<br>無線標定<br>宇宙研究(深宇宙)(地球から宇宙)  | 5.512<br>5.513<br>無線標定<br>宇宙研究(深宇宙)(地球から宇宙)              | 無線局の目的<br>(5) | 周波数の使用に関する条件<br>(6) |                           |                           |   |
| 16.6-17.1<br>無線標定<br>宇宙研究(深宇宙)(地球から宇宙)                               |  |  |  |  |               |                     |                           |                           |   |
| 17.1-17.2<br>無線標定  |  | 5.512<br>5.513<br>無線標定<br>宇宙研究(能動)   | 5.512<br>5.513<br>無線標定<br>宇宙研究(能動)   | 5.512<br>5.513<br>無線標定<br>宇宙研究(能動)                       | 無線局の目的<br>(5) | 周波数の使用に関する条件<br>(6) |                           |                           |   |
| 17.1-17.2<br>無線標定  |  |  |  |  |               |                     |                           |                           |   |
| 17.2-17.3<br>無線標定<br>宇宙研究(能動)  |  | 17.2-17.3<br>J221<br>無線標定<br>宇宙研究(能動)  | 17.2-17.3<br>J221<br>無線標定<br>宇宙研究(能動)  | 17.2-17.3<br>J221<br>無線標定<br>宇宙研究(能動)                    | 無線局の目的<br>(5) | 周波数の使用に関する条件<br>(6) |                           |                           |   |
| 17.2-17.3<br>無線標定<br>宇宙研究(能動)  |  |  |  |  |               |                     |                           |                           |   |
| 5.514  | 5.514<br>5.515   | 5.512<br>5.513<br>5.513A   | 5.512<br>5.513<br>5.513A   | 5.512<br>5.513<br>5.513A                                 | 無線局の目的<br>(5) | 周波数の使用に関する条件<br>(6) |                           |                           |   |
| 5.514  | 5.514<br>5.515   | 5.512<br>5.513<br>5.513A   | 5.512<br>5.513<br>5.513A   | 5.512<br>5.513<br>5.513A                                 | 無線局の目的<br>(5) | 周波数の使用に関する条件<br>(6) |                           |                           |   |
| 17.3-17.7<br>固定衛星<br>(地球から宇宙)<br>(宇宙から地球)<br>5.516<br>5.516B<br>無線標定 | 17.3-17.7<br>固定衛星<br>(地球から宇宙)<br>(宇宙から地球)<br>5.516<br>5.516B<br>無線標定 | 17.3-17.7<br>固定衛星<br>(地球から宇宙)<br>5.516   | 17.3-17.7<br>固定衛星<br>(地球から宇宙)<br>5.516   | 17.3-17.7<br>固定衛星<br>(地球から宇宙)<br>5.516                   | 固定衛星(地球から宇宙)  | 固定衛星(地球から宇宙)        | 固定衛星(宇宙から地球)              | 固定衛星(宇宙から地球)              | 放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のファーダリンク用とする。11.7-12.2GHz帯を使用した衛星基幹放送局のファーダリンク用への割当ては、別表1-2による。 |
| 17.3-17.7<br>固定衛星<br>(地球から宇宙)<br>(宇宙から地球)<br>5.516<br>5.516B<br>無線標定 | 17.3-17.7<br>固定衛星<br>(地球から宇宙)<br>(宇宙から地球)<br>5.516<br>5.516B<br>無線標定 | 17.3-17.7<br>固定衛星<br>(地球から宇宙)<br>5.516   | 17.3-17.7<br>固定衛星<br>(地球から宇宙)<br>5.516   | 17.3-17.7<br>固定衛星<br>(地球から宇宙)<br>5.516                   | 固定衛星(宇宙から地球)  | 固定衛星(宇宙から地球)        | 固定衛星(宇宙から地球)              | 固定衛星(宇宙から地球)              | 放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のファーダリンク用とする。11.7-12.2GHz帯を使用した衛星基幹放送局のファーダリンク用への割当ては、別表1-2による。 |
| 17.7-18.1<br>固定<br>衛星<br>(宇宙から地球)<br>5.484A<br>5.517A<br>無線標定        | 17.7-17.8<br>固定衛星<br>(宇宙から地球)<br>5.517<br>5.517A<br>無線標定             | 17.7-18.1<br>固定衛星<br>(宇宙から地球)<br>5.517<br>5.517A<br>無線標定                                   | 17.7-18.1<br>固定衛星<br>(宇宙から地球)<br>5.517<br>5.517A<br>無線標定                                   | 17.7-18.1<br>固定衛星<br>(宇宙から地球)<br>5.517<br>5.517A<br>無線標定 | 固定衛星(宇宙から地球)  | 固定衛星(宇宙から地球)        | 固定衛星(宇宙から地球)              | 固定衛星(宇宙から地球)              | 放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のファーダリンク用とする。11.7-12.2GHz帯を使用した衛星基幹放送局のファーダリンク用への割当ては、別表1-2による。 |
| 17.7-18.1<br>固定<br>衛星<br>(宇宙から地球)<br>5.484A<br>5.517A<br>無線標定        | 17.7-17.8<br>固定衛星<br>(宇宙から地球)<br>5.517<br>5.517A<br>無線標定             | 17.7-18.1<br>固定衛星<br>(宇宙から地球)<br>5.517<br>5.517A<br>無線標定                                   | 17.7-18.1<br>固定衛星<br>(宇宙から地球)<br>5.517<br>5.517A<br>無線標定                                   | 17.7-18.1<br>固定衛星<br>(宇宙から地球)<br>5.517<br>5.517A<br>無線標定 | 固定衛星(宇宙から地球)  | 固定衛星(宇宙から地球)        | 固定衛星(宇宙から地球)              | 固定衛星(宇宙から地球)              | 放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のファーダリンク用とする。11.7-12.2GHz帯を使用した衛星基幹放送局のファーダリンク用への割当ては、別表1-2による。 |

| 国際分配(GHz)  |             | 国内分配(GHz)  |                    | 無線局の目的   | 周波数の使用に関する条件   |
|--|-------------|--|--------------------|--|--|
| 第一地域<br>(1)  | 第二地域<br>(2) | 第三地域<br>(3)  | (4)                | (5)  | (6)  |
| 移動<br>5.515  |             |  |                    |  |  |
| 17.8-18.1<br>固定衛星<br>(宇宙から地球)<br>5.51A<br>(地球から宇宙)                                     | 5.516       | 17.82-17.85<br>固定<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>5.484A   | J206 J222A<br>J222 | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用          | 電気通信業務用での使用は、衛星基幹放送局のフィーダーリング用とする。                             |
| 17.85-17.97<br>固定<br>固定衛星 (地球から宇宙)<br>5.519  |             | 17.97-18.1<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>5.520   | J206 J222A<br>J222 | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用 | 電気通信業務用での使用は、エントランス回線用とする。<br>放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフィーダーリング用とする。 |
| 18.4-18.6<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>5.51B<br>移動<br>5.519 5.521                               | 5.517A      | 18.1-18.4<br>固定<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>5.516B 5.517A  | J223               | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用 | 電気通信業務用での使用は、衛星基幹放送局のフィーダーリング用とする。                             |
| 18.6-18.8<br>地球探査衛星 (受動)<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>5.51A 5.52B<br>移動 (航空移動を除く。)<br>宇宙研究 (受動) | 5.518       | 18.6-18.8<br>地球探査衛星 (受動)<br>固定<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>5.516B 5.517A 5.52B<br>移動 (航空移動を除く。)<br>宇宙研究 (受動) | J224               | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用          | 電気通信業務用での使用は、エントランス回線用とする。                                     |
| 5.522A 5.522C<br>5.522A  | 5.522A      | 18.72-18.8<br>固定<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>5.516B 5.517A 5.523A<br>移動                                      | J224<br>J222A J225 | 電気通信業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用        | 電気通信業務用<br>電気通信業務用   |
| 18.8-19.3<br>固定衛星 (宇宙から地球)   |             | 18.8-19.22<br>固定<br>固定衛星 (宇宙から地球)  |                    | 電気通信業務用<br>電気通信業務用                                     |  |

| 第一地域<br>(1) |   | 国際分配<br>(GHz)<br>第二地域<br>(2)  | 第三地域<br>(3)   | 国内分配 (GHz)<br>(4)  | 無線局の目的<br>(5)             | 周波数の使用に関する条件<br>(6) |
|-------------|---|---|---|--|---------------------------|---------------------|
| 19.3-19.7   | 固定衛星 (宇宙から地球)<br>5.484A<br>5.484B<br>5.516B<br>5.527A<br>移動衛星 (宇宙から地球)                            | 19.7-20.1<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>5.484A<br>5.484B<br>5.516B<br>5.527A<br>移動衛星 (宇宙から地球) | 19.7-20.1<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>5.484A<br>5.484B<br>5.516B<br>5.527A<br>移動衛星 (宇宙から地球) | 19.7-20.1<br>固定 J231<br>移動 J231<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>J233 J234<br>J235 J236 | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用 |                     |
| 19.7-20.1   | 固定衛星 (宇宙から地球)<br>5.484A<br>5.484B<br>5.516B<br>5.527A<br>移動衛星 (宇宙から地球)                            | 19.7-20.1<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>5.484A<br>5.484B<br>5.516B<br>5.527A<br>移動衛星 (宇宙から地球) | 19.7-20.1<br>固定 J231<br>移動 J231<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>J233 J234<br>J235 J236          | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用  |                           |                     |
| 20.1-20.2   | 固定衛星 (宇宙から地球)<br>5.484A<br>5.484B<br>5.516B<br>5.527A<br>移動衛星 (宇宙から地球)                            | 20.1-20.2<br>固定 J231<br>移動 J231<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>J233 J234<br>J235 J236          | 20.1-20.2<br>固定 J231<br>移動 J231<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>J233 J234<br>J235 J236          | 電気通信業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用  |                           |                     |
| 20.2-21.2   | 固定衛星 (宇宙から地球)<br>5.524<br>5.525<br>5.526<br>5.527<br>5.528<br>移動衛星 (宇宙から地球)<br>標準開波数報時衛星 (宇宙から地球) | 20.2-21.2<br>固定 J231<br>移動 J231<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>J233 J234<br>J235 J236          | 20.2-21.2<br>固定 J231<br>移動 J231<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>J233 J234<br>J235 J236          | 電気通信業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用  |                           |                     |
| 21.2-21.4   | 地球探査衛星 (受動)<br>固定<br>移動<br>宇宙研究 (受動)  | 21.2-21.4<br>固定<br>移動<br>地球探査衛星 (受動)  | 21.2-21.4<br>固定<br>移動<br>宇宙研究 (受動)  | 公共業務用<br>公共業務用<br>一般業務用  |                           |                     |
| 21.4-22     | 固定<br>移動<br>放送衛星<br>5.208B<br>5.530A<br>5.530B  | 21.4-22<br>固定<br>移動<br>放送衛星<br>5.208B<br>5.530A<br>5.530B                           | 21.4-22<br>固定<br>移動<br>放送衛星<br>J15 J48  | 公共業務用<br>公共業務用<br>放送用  |                           |                     |
| 22.21-22.21 | 固定<br>移動 (航空移動を除く。)   | 22.21-22.14<br>J36  | 固定<br>移動 (航空移動を除く。)   | 公共業務用<br>公共業務用   |                           |                     |
| 22.21-22.5  | 地球探査衛星 (受動)<br>固定<br>移動 (航空移動を除く。)<br>電波天文<br>宇宙研究 (受動)   | 22.14-22.21<br>J36  | 固定<br>移動 (航空移動を除く。)   | 公共業務用<br>公共業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用                                  |                           | 割当では、別表10-1による。     |
| 22.5-22.55  | 固定<br>移動  | 22.5-22.55  | 固定<br>移動 (航空移動を除く。)   | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用   |                           | エントランス回線用とする。       |
| 5.149       | 固定<br>移動  | 5.149<br>5.532  | J36   | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用   |                           |                     |



| 国際分配(GHz)  |  |   | 国内分配(GHz)  |   | 無線局の目的   | 周波数の使用に関する条件(6)   |
|--|--|---|--|---|--|---|
| 第一地域<br>(1)  | 第二地域<br>(2)  | 第三地域<br>(3)   | (4)  |   |  |   |
| 移動(航空移動を除く。)<br>5.338A 5.532AB                                 | 移動(航空移動を除く。)<br>5.338A 5.532AB   | 無線航行<br>5.533   | 衛星間<br>J244  | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用   |  |   |
| 固定衛星(地球から宇宙)<br>5.53B<br>衛星間<br>移動(航空移動を除く。)<br>5.338A 5.532AB | 固定衛星(地球から宇宙)<br>5.532AA<br>衛星間<br>移動(航空移動を除く。)<br>5.338A 5.532AB   | 固定衛星(地球から宇宙)<br>5.53B<br>衛星間<br>移動 5.338A 5.532AB<br>5.338A 5.532AB   | 衛星間<br>J243  | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>小電力データ通信システム用とし、割当は別表8-5による。 |  |   |
| 固定<br>固定衛星(地球から宇宙)<br>5.52B<br>移動(航空移動を除く。)<br>5.338A 5.532AB  | 固定<br>固定衛星(地球から宇宙)<br>5.52AA<br>移動 5.535<br>5.338A 5.532AB   | 固定衛星(地球から宇宙)<br>5.525<br>固定衛星(地球から宇宙)<br>5.535<br>移動 5.338A 5.532AB   | 固定衛星(地球から宇宙)<br>J245   | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用    | 放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフイーダリング用とする。<br>割当は、別表10-1による。  |   |
| 25. 25-25.5  | 24.75-25.25<br>固定<br>衛星間<br>5.536<br>移動<br>5.338A 5.532AB  | 24.75-25.25<br>固定<br>固定衛星(地球から宇宙)<br>5.535<br>移動 5.338A 5.532AB       | 24.75-25.25<br>固定衛星(地球から宇宙)<br>5.536<br>移動   | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用    | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用 | 小電力データ通信システム用とし、割当は別表8-5による。                              |
| 25. 5-27   | 地球探査衛星(宇宙から地球)<br>5.536B<br>衛星間<br>5.536<br>移動<br>5.338A 5.532AB<br>標準周波数報時衛星(地球から宇宙)<br>5.536C<br>標準周波数報時衛星(地球から宇宙) | 25. 5-27<br>固定<br>衛星間<br>J246<br>移動                                   | 固定<br>衛星間<br>J246<br>移動  | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用    | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用 | 割当は、別表10-1による。  |
| 27.-27.5   | 固定<br>衛星間<br>5.536<br>移動<br>5.338A 5.532AB   | 27-27.5<br>固定衛星(地球から宇宙)<br>5.536<br>衛星間<br>5.536<br>移動 5.338A 5.532AB | 27-27.5<br>固定衛星(宇宙から地球)<br>J247<br>宇宙研究(宇宙から地球)<br>J247<br>標準周波数報時衛星(地球から宇宙)<br>5.536A | 標準周波数報時衛星(地球から宇宙)<br>5.536A<br>固定衛星(宇宙から地球)<br>J246<br>移動   | 標準周波数報時衛星(地球から宇宙)<br>5.536A<br>固定衛星(宇宙から地球)<br>J246<br>移動  | 標準周波数報時衛星(地球から宇宙)<br>5.536A<br>固定衛星(宇宙から宇宙)<br>J246<br>移動 |
| 27.-28.5   | 固定<br>衛星間<br>5.536<br>移動<br>5.338A 5.532AB   | 27-28.2<br>固定衛星(地球から宇宙)<br>5.516B<br>移動                               | 27-27.5<br>固定衛星(地球から宇宙)<br>J246...J222A J249<br>移動<br>固定 J252                          | 固定衛星(地球から宇宙)<br>J206...J222A J249<br>移動<br>固定 J252  | 固定衛星(地球から宇宙)<br>J206...J222A J249<br>移動<br>固定 J252   | 標準周波数報時衛星(地球から宇宙)<br>5.536A<br>固定衛星(宇宙から宇宙)<br>J246<br>移動 |
| 28.-28.5   | 固定<br>衛星間<br>5.536<br>移動   | 28-28.5<br>固定衛星(地球から宇宙)<br>J206 J222A J252 J249<br>移動<br>固定           | 28-28.5<br>固定衛星(地球から宇宙)<br>J206 J222A J252 J249<br>移動<br>固定                            | 固定衛星(地球から宇宙)<br>J206 J222A J252 J249<br>移動<br>固定  | 固定衛星(地球から宇宙)<br>J206 J222A J252 J249<br>移動<br>固定   | 標準周波数報時衛星(地球から宇宙)<br>5.536A<br>固定衛星(宇宙から宇宙)<br>J246<br>移動 |

| 国 隆 分 隆 (GHz)                          |  | 国 内 分 隆 (GHz) |           | 無 線 局 の 目 的 | 周 波 数 の 使 用 に 關 す る 条 件                                   |
|--|--|---------------|-----------|-------------|---|
| 第一地域<br>(1)                            | 第二地域<br>(2)                            | 第三地域<br>(3)   |           |             |   |
| 28.5-29.1                              |  |               | (4)       |             |   |
| 固定衛星 (地球から宇宙)<br>5.539                 | 固定衛星 (地球から宇宙)<br>5.484A                | 5.516B        | 5.517A    | 5.523A      | 固定衛星 (地球から宇宙)<br>J206 J222A J226 J232<br>電気通信業務用<br>公共業務用 |
| 移動衛星 (地球から宇宙)<br>5.541                 | 移動衛星 (地球から宇宙)<br>5.539                 | 5.517A        | 5.523C    | 5.523E      | 電気通信業務用<br>公共業務用  |
| 地球探査衛星 (地球から宇宙)<br>5.541               | 地球探査衛星 (地球から宇宙)<br>5.541               | J251          | J249      | J252A       | 電気通信業務用<br>公共業務用  |
| 固定                                     |  |               |           |             | ローカル5G用とする。   |
| 29.1-29.5                              |  |               | 29.1-29.5 |             |   |
| 固定衛星 (地球から宇宙)<br>5.540                 | 固定衛星 (地球から宇宙)<br>5.516B                | 5.517A        | 5.523C    | 5.523E      | 固定衛星 (地球から宇宙)<br>J222A J229 J230 J232<br>電気通信業務用<br>公共業務用 |
| 移動衛星 (地球から宇宙)<br>5.541                 | 移動衛星 (地球から宇宙)<br>5.541                 | J251          | J249      | J254 J255   | 電気通信業務用<br>公共業務用  |
| 地球探査衛星 (地球から宇宙)<br>5.541               | 地球探査衛星 (地球から宇宙)<br>5.541               | J253          | J253      | J254 J255   | 電気通信業務用<br>公共業務用  |
| 固定                                     |  |               |           |             | 電気通信業務用での使用は携帯無線通信とし、割当ては別表10-3による。                       |
| 29.5-29.9                              |  |               | 29.5-29.9 |             |   |
| 固定衛星 (地球から宇宙)<br>5.540                 | 固定衛星 (地球から宇宙)<br>5.516B                | 5.484A        | 5.484B    | 5.516B      | 固定衛星 (地球から宇宙)<br>J233 J234 J251<br>電気通信業務用<br>公共業務用       |
| 移動衛星 (地球から宇宙)<br>5.541                 | 移動衛星 (地球から宇宙)<br>5.539                 | 5.484A        | 5.484B    | 5.516B      | 移動衛星 (地球から宇宙)<br>J206 J232 J255A<br>電気通信業務用<br>公共業務用      |
| 地球探査衛星 (地球から宇宙)<br>5.541               | 地球探査衛星 (地球から宇宙)<br>5.541               | J251          | J252A     | J256        | 固定衛星 (地球から宇宙)<br>J256<br>電気通信業務用<br>公共業務用                 |
| 移動衛星 (地球から宇宙)<br>5.541                 | 移動衛星 (地球から宇宙)<br>5.541                 | J253          | J253      | J256        | 移動衛星 (地球から宇宙)<br>J256<br>電気通信業務用<br>公共業務用                 |
| 固定衛星 (地球から宇宙)<br>5.540                 | 固定衛星 (地球から宇宙)<br>5.516B                | 5.525         | 5.526     | 5.527       | 固定衛星 (地球から宇宙)<br>J233 J234 J251<br>電気通信業務用<br>公共業務用       |
| 移動衛星 (地球から宇宙)<br>5.540                 | 移動衛星 (地球から宇宙)<br>5.539                 | 5.527A        | 5.527     | 5.529       | 移動衛星 (地球から宇宙)<br>J233 J234 J250<br>電気通信業務用<br>公共業務用       |
| 地球探査衛星 (地球から宇宙)<br>5.540               | 地球探査衛星 (地球から宇宙)<br>5.543               | J251          | J251      | J253 J257   | 地球探査衛星 (地球から宇宙)<br>J253 J257<br>電気通信業務用<br>公共業務用          |
| 30.3-31                                |  |               | 30-31     |             |   |
| 固定衛星 (地球から宇宙)<br>5.542                 | 固定衛星 (地球から宇宙)<br>5.538A                | 5.526         | 5.527     | 5.538       | 固定衛星 (地球から宇宙)<br>J233 J234 J251<br>電気通信業務用<br>公共業務用       |
| 移動衛星 (地球から宇宙)<br>5.542                 | 移動衛星 (地球から宇宙)<br>5.538A                | 5.527         | 5.538     | 5.540       | 移動衛星 (地球から宇宙)<br>J233 J234 J250<br>電気通信業務用<br>公共業務用       |
| 標準周波数報時衛星 (宇宙から地球)                     | 標準周波数報時衛星 (宇宙から地球)                     | J251          | J251      | J253 J257   | 標準周波数報時衛星 (宇宙から地球)<br>J253 J257<br>電気通信業務用<br>公共業務用       |
| 31-31.3                                |  |               | 31-31.3   |             |   |
| 固定衛星 (地球から宇宙)<br>5.542                 | 固定衛星 (地球から宇宙)<br>5.538A                | 5.526         | 5.527     | 5.538       | 固定衛星 (地球から宇宙)<br>J233 J234 J251<br>電気通信業務用<br>公共業務用       |
| 移動衛星 (宇宙から地球)<br>5.542                 | 移動衛星 (宇宙から地球)<br>5.538A                | 5.527         | 5.538     | 5.540       | 移動衛星 (地球から宇宙)<br>J233 J234 J251<br>電気通信業務用<br>公共業務用       |
| 標準周波数報時衛星 (宇宙から地球)<br>5.542            | 標準周波数報時衛星 (宇宙から地球)<br>5.542            | J251          | J251      | J253 J257   | 標準周波数報時衛星 (宇宙から地球)<br>J253 J257<br>電気通信業務用<br>公共業務用       |
| 31.3-31.5                              |  |               | 31.3-31.5 |             |   |
| 固定衛星 (受動)<br>5.149                     | 固定衛星 (受動)<br>5.149                     | 5.340         | 5.340     | 5.340       | 固定衛星 (受動)<br>J233 J234 J251<br>電気通信業務用<br>公共業務用           |
| 電波天文<br>宇宙研究 (受動)<br>固定                | 電波天文<br>宇宙研究 (受動)<br>固定                | 31.5-31.8     | 31.5-31.8 | 31.5-31.8   | 電波天文<br>宇宙研究 (受動)<br>固定                                   |
| 地球探査衛星 (受動)<br>電波天文<br>宇宙研究 (受動)<br>固定 | 地球探査衛星 (受動)<br>電波天文<br>宇宙研究 (受動)<br>固定 | J36 J107      | J36 J107  | J36 J107    | 地球探査衛星 (受動)<br>宇宙研究 (受動)<br>電波天文                          |

| 国際分配(GHz)   |  |             | 国内分配(GHz)            |  | 無線局の目的  | 周波数の使用に関する条件                   |
|-------------|--|-------------|----------------------|--|---|--------------------------------|
| 第一地域<br>(1) | 第二地域<br>(2)                            | 第三地域<br>(3) | (4)                  | (5)                                    | (6)   |                                |
| 5.149 5.546 | 5.340                                  | 5.149       | 31.8-32<br>J260 J262 | 固定 J261                                | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用   |                                |
| 31.8-32     | 固定 5.547A<br>無線航行<br>宇宙研究(深宇宙)(宇宙から地球) |             | 32-32.3<br>J260 J262 | 無線航行<br>宇宙研究(深宇宙)<br>(宇宙から地球)          | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用   |                                |
| 32-32.3     | 固定 5.547A<br>無線航行<br>宇宙研究(深宇宙)(宇宙から地球) |             | 32-32.3<br>J260 J262 | 固定 J261                                | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用   |                                |
| 32-33       | 固定 5.547A<br>衛星間<br>無線航行               |             | 32-3-33<br>J260 J262 | 衛星間<br>無線航行                            | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用 |                                |
| 33-33.4     | 固定 5.547A<br>無線航行                      |             | 33-33.4<br>J260      | 固定 J261                                | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用 |                                |
| 33.4-34.2   | 無線標定                                   |             | 5.547 5.547E         | 無線航行                                   | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用 |                                |
| 34.2-34.7   | 無線標定<br>宇宙研究(深宇宙)(地球から宇宙)              |             | 5.549                | 無線標定<br>宇宙研究(深宇宙)<br>(地球から宇宙)          | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用 |                                |
| 34.7-35.2   | 無線標定<br>宇宙研究                           | 5.550       | 34.7-35.2            | 無線標定<br>宇宙研究                           | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用 |                                |
| 35.2-35.5   | 気象援助<br>無線標定                           |             | 5.549                | 無線標定<br>気象援助                           | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用 |                                |
| 35.5-36     | 気象援助<br>地球探査衛星(能動)<br>無線標定<br>宇宙研究(能動) |             | 5.549 5.549A         | 無線標定<br>気象援助<br>地球探査衛星(能動)<br>宇宙研究(能動) | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用 |                                |
| 36-37       | 地球探査衛星(受動)<br>固定<br>移動<br>宇宙研究(受動)     |             | 36-37<br>J36 J264    | 固定<br>移動<br>地球探査衛星(受動)                 | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用 |                                |
| 37-37.5     | 固定<br>移動(航空移動を除く)<br>宇宙研究(宇宙から地球)      | 5.550B      | 37-37.5<br>J260      | 固定<br>移動(航空移動を除く)<br>宇宙研究(宇宙から地球)      | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用 |                                |
| 37.5-38     | 固定<br>固定衛星(宇宙から地球)                     | 5.550C      | 37.5-38<br>J260      | 固定                                     | 電気通信業務用<br>公共業務用                              | 電気通信業務用での使用は、PHS用エントランス回線用とする。 |



| 国際分配(GHz)                             |  | 国内分配(GHz)   |  | 無線局の目的  | 周波数の使用に関する条件                    |
|---------------------------------------|--|---|--|---|---------------------------------|
| 第一地域<br>(1)                           | 第二地域<br>(2)  | 第三地域<br>(3)   | (4)  | (5)   | (6)                             |
|                                       |  |   | 放送衛星 J15<br>放送 J15                                 | 放送用   |                                 |
| 42-42.5<br>J260<br>J265<br>J266       |  | 固定<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>J26A<br>移動<br>放送 J15<br>放送衛星 J15 | 公共業務用<br>放送事業用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>放送用 |   |                                 |
| 5.547<br>5.551F<br>5.551H<br>5.551I   | 固定<br>固定衛星 (地球から宇宙)<br>5.552<br>移動 (航空移動を除く。)<br>5.550B                    | 42.5-43.5<br>J36<br>J260                                | 固定衛星 (地球から宇宙)<br>電波天文                              | 公共業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用   |                                 |
| 5.149<br>5.547                        | 移動<br>移動衛星<br>無線航行<br>無線航行衛星   | 43.5-47<br>J268   | 移動<br>J267<br>移動衛星<br>無線航行<br>無線航行衛星               | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>—般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>公共業務用<br>—般業務用   |                                 |
| 5.554                                 | アマチュア衛星  | 47-47.2   | アマチュア衛星<br>アマチュア衛星                                 | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>—般業務用   |                                 |
| 47.2-47.5<br>J269<br>J270             | 固定<br>固定衛星 (地球から宇宙)<br>5.550C<br>移動<br>5.553B                              | 47.2-47.5<br>J269<br>J270                               | 固定<br>固定衛星 (地球から宇宙)<br>J264A                       | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用                     | 放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のファーダリンク用とする。 |
| 5.552A                                |  | 47.5-47.9<br>J269                                       | 固定<br>固定衛星 (地球から宇宙)<br>5.550C<br>移動<br>5.553B      | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用                     | 放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のファーダリンク用とする。 |
| 47.9-48.2<br>J269<br>J270             | 固定<br>固定衛星 (地球から宇宙)<br>5.550C<br>移動<br>5.553B                              | 47.9-48.2<br>J269<br>J270                               | 固定<br>固定衛星 (地球から宇宙)<br>J264A                       | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用                     | 放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のファーダリンク用とする。 |
| 48.2-48.54<br>J264A<br>J265A          | 固定<br>固定衛星 (地球から宇宙)<br>5.550C<br>移動<br>5.552<br>5.553B<br>5.554A<br>5.553B | 48.2-50.2<br>J36<br>J269<br>J271                        | 固定<br>固定衛星 (地球から宇宙)<br>J264A                       | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用 | 放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のファーダリンク用とする。 |
| 48.54-49.44<br>5.552A                 | 固定<br>固定衛星 (地球から宇宙)<br>5.550C<br>移動<br>5.552                               |   |  |   |                                 |
| 49.44-50.2<br>5.149<br>5.340<br>5.555 | 固定衛星   |   |  |   |                                 |

| 国際分配(GHz)  |                  | 国内分配(GHz)                  |   | 無線局の目的   | 周波数の使用に関する条件   |
|--|------------------|----------------------------|---|--|----------------|
| 第一地域<br>(1)  | 第二地域<br>(2)      | 第三地域<br>(3)                | (4)   | (5)  | (6)            |
| (地球から宇宙)<br>5.338A<br>(宇宙から地球)<br>5.552<br>5.550C<br>5.555<br>5.554A<br>5.555B<br>移動 | 5.338A<br>5.516B |                            |   |  |                |
| 5.149<br>5.340<br>5.555<br>宇宙研究(受動)  |                  | 50.2-50.4<br>J107          | 地球探査衛星(受動)<br>宇宙研究(受動)                        |  |                |
| 5.340<br>固定衛星(地球から宇宙)<br>5.338A<br>5.550C<br>移動衛星(地球から宇宙)                            |                  | 50.4-51.4<br>J264A         | 固定衛星(地球から宇宙)<br>移動衛星(地球から宇宙)                  | 簡易無線通信業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用  | 割当ては、別表7-4による。 |
| 51.4-52.4<br>固定<br>固定衛星(地球から宇宙)<br>5.556C<br>移動                                      |                  | 51.4-52.4<br>J260<br>J272  | 固定衛星(地球から宇宙)<br>移動衛星(地球から宇宙)                  | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用                            |                |
| 52.4-52.6<br>固定<br>5.338A<br>移動  |                  | 52.4-52.6<br>J206<br>J272  | 固定<br>移動                                      | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用  |                |
| 52.6-54.25<br>固定衛星(受動)<br>5.547<br>5.556<br>宇宙研究(受動)                                 |                  | 52.6-54.25<br>J107<br>J272 | 地球探査衛星(受動)<br>宇宙研究(受動)                        | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用  |                |
| 54.25-55.78<br>地球探査衛星(受動)<br>衛星間<br>5.556A<br>宇宙研究(受動)                               |                  | 54.25-55.78<br>J275        | 衛星間<br>J274                                   | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用  |                |
| 55.78-56.9<br>地球探査衛星(受動)<br>固定<br>5.557A<br>衛星間<br>5.556A<br>移動<br>5.558<br>宇宙研究(受動) |                  | 55.78-56.9<br>J260         | 地球探査衛星(受動)<br>宇宙研究(受動)                        | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用                                       |                |
| 56.9-57<br>地球探査衛星(受動)<br>固定<br>衛星間<br>5.558A<br>移動<br>5.558<br>宇宙研究(受動)              |                  | 56.9-57<br>J260            | 衛星間<br>J274<br>無線標定<br>地球探査衛星(受動)<br>宇宙研究(受動) | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用 |                |
| 57-58.2<br>地球探査衛星(受動)<br>固定<br>衛星間<br>5.556A<br>移動<br>5.558<br>宇宙研究(受動)              |                  | 57-58.2<br>J260            | 衛星間<br>J274                                   | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用                                       |                |

| 国際分配 (GHz)  |                            | 国内分配 (GHz)           |                      | 無線局の目的   | 周波数の使用に関する条件 (6)  |
|-------------|----------------------------|----------------------|----------------------|--|---|
| 第一地域<br>(1) | 第二地域<br>(2)                | 第三地域<br>(3)          | (4)                  | (5)  |   |
|             |                            |                      | 移動 J273 J277         | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>小電力業務用<br>一般業務用                     | 小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。                          |
|             |                            |                      | 無線標準                 | 公共業務用<br>小電力業務用<br>一般業務用   | 小電力業務用での使用は移動体検知センサー用とし、割当ては別表9-12による。                            |
|             |                            |                      | 地球探査衛星 (受動)          | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>小電力業務用<br>一般業務用                     | 電気通信業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。                         |
| 58.2-59     | 固定<br>移動<br>宇宙研究 (受動)      | 58.2-59<br>J260 J272 | 固定<br>移動 J273        | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>小電力業務用<br>一般業務用                     | 電気通信業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。                         |
|             |                            |                      | 無線標準                 | 一般業務用<br>小電力業務用  | 小電力業務用での使用は移動体検知センサー用とし、割当ては別表9-12による。                            |
|             |                            |                      | 宇宙研究 (受動)            | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>小電力業務用<br>一般業務用                     | 電気通信業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。                         |
| 59.3-64     | 固定<br>衛星間<br>移動<br>無線標準    | 59.3-64<br>J29       | 固定<br>衛星間<br>移動 J277 | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>小電力業務用<br>一般業務用                     | 電気通信業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。                         |
|             |                            |                      | 無線標準 J279            | 小電力業務用<br>小電力業務用<br>一般業務用  | 小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。                                     |
|             |                            |                      | 地球探査衛星 (受動)          | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>小電力業務用<br>一般業務用                     | 電気通信業務用での使用は移動体検知センサー用とし、割当ては別表9-12による。                           |
|             |                            |                      | 宇宙研究 (受動)            | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>小電力業務用<br>一般業務用                     | 電気通信業務用での使用は移動体検知センサー用とし、割当ては別表9-12による。                           |
| 64-65       | 固定<br>衛星間<br>移動 (航空移動を除く。) | 64-65<br>J260 J272   | 固定<br>衛星間<br>移動 J277 | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用           | 電気データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。<br>9-11により、移動体検知センサー用の割当ては別表9-12による。 |
|             |                            |                      | 無線標準 J279            | 小電力業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用 | ミリ波レーダー用及び移動体検知センサー用とし、ミリ波レーダー用の割当ては別表9-12による。                    |
| 65-66       | 固定<br>衛星間<br>移動 (航空移動を除く。) | 65-66<br>J260        | 固定<br>衛星間<br>移動 J277 | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用           | 電気データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。<br>移動体検知センサー用とし、割当ては別表9-12による。       |
|             |                            |                      | 無線標準 J279            | 小電力業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用 | 電気データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。                                      |
| 66-71       | 衛星間<br>移動                  | 66-71<br>J268        | 衛星間<br>移動衛星          | 小電力業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用                     | 移動体検知センサー用とし、割当ては別表9-12による。                                       |

| 第1地域<br>(1) | 国際分配(GHz)<br>第二地域<br>(2) | 第三地域<br>(3)  | 国内分配(GHz)  |   | 無線局の目的<br>(5)                        | 周波数の使用に関する条件<br>(6) |
|-------------|--------------------------|--|--|---|--------------------------------------|---------------------|
|             |                          |  | 移動<br>(4)  | J267 J277   |                                      |                     |
| 71-74       | 5.554                    | 固定衛星 (宇宙から地球)<br>無線航行衛星  | 無線航行衛星   |   | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用            |                     |
| 74-76       | 71-74                    | 固定衛星 (宇宙から地球)<br>移動<br>放送衛星 (宇宙から地球)                           | 固定衛星 (宇宙から地球)<br>無線航行衛星  | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用                            |                                      |                     |
| 76-77.5     | 74-76<br>J282            | 固定衛星 (宇宙から地球)<br>移動<br>放送衛星 J15<br>宇宙研究 (宇宙から地球)               | 固定衛星 (宇宙から地球)<br>無線航行衛星  | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送用 |                                      |                     |
| 77.5-78     | 76-77.5<br>J36           | 電波天文<br>無線標定<br>アマチュア衛星<br>アマチュア衛星<br>アマチュア衛星<br>宇宙研究 (宇宙から地球) | 電波天文<br>無線標定<br>アマチュア衛星<br>アマチュア衛星<br>アマチュア衛星<br>宇宙研究 (宇宙から地球) | 公共業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用            | 小電力業務用での使用はミリ波レーダー用とし、割当ては別表9-11による。 |                     |
| 78-79       | 77.5-78<br>J36           | アマチュア衛星<br>無線標定<br>アマチュア衛星<br>電波天文<br>宇宙研究 (宇宙から地球)            | アマチュア衛星<br>無線標定<br>アマチュア衛星<br>電波天文<br>宇宙研究 (宇宙から地球)            | アマチュア業務用<br>公共業務用<br>アマチュア業務用<br>小電力業務用<br>公共業務用<br>一般業務用     | ミリ波レーダー用とし、割当ては別表9-11による。            |                     |
| 79-81       | 78-79<br>J36             | 無線標定<br>アマチュア衛星<br>電波天文<br>宇宙研究 (宇宙から地球)                       | 無線標定<br>アマチュア衛星<br>電波天文<br>宇宙研究 (宇宙から地球)                       | 公共業務用<br>小電力業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>アマチュア業務用        | 小電力業務用での使用はミリ波レーダー用とし、割当ては別表9-11による。 |                     |
| 81-84       | 5.149                    | 電波天文<br>無線標定<br>アマチュア<br>アマチュア衛星<br>宇宙研究 (宇宙から地球)              | 電波天文<br>無線標定<br>アマチュア衛星<br>アマチュア衛星<br>宇宙研究 (宇宙から地球)            | 公共業務用<br>小電力業務用<br>一般業務用<br>一般業務用<br>一般業務用                    | 小電力業務用での使用はミリ波レーダー用とし、割当ては別表9-11による。 |                     |
| 81-84       | 81-84<br>J36             | 固定衛星 (地球から宇宙)<br>移動<br>電波天文<br>宇宙研究 (宇宙から地球)                   | 固定衛星 (地球から宇宙)<br>移動<br>電波天文<br>宇宙研究 (宇宙から地球)                   | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用                 |                                      |                     |

| 国際分配 (GHz)   |                                       | 国内分配 (GHz)           |  | 無線局の目的                                      | 周波数の使用に関する条件   |
|--|---------------------------------------|----------------------|--|---|--|
| 第一地域<br>(1)  | 第二地域<br>(2)                           | 第三地域<br>(3)          | (4)  | (5)   | (6)  |
| 84-86<br>固定衛星 (地球から宇宙)<br>移動<br>電波天文                 | 5.149 5.338A<br>5.561B                | 84-86<br>J36         | 固定<br>移動                                   | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用<br>放送事業用 |  |
| 86-92<br>地球探査衛星 (受動)<br>電波天文<br>宇宙研究 (受動)            | 5.149<br>5.340                        | 86-92<br>J107        | 固定<br>移動<br>無線標準                           | 電波天文<br>地球探査衛星 (受動)<br>宇宙研究 (受動)<br>電波天文    |  |
| 92-94<br>固定<br>移動<br>電波天文<br>無線標準                    | 5.338A<br>J36                         | 92-94<br>J36         | 固定<br>移動<br>無線標準                           | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用 |  |
| 94-94.1<br>地球探査衛星 (能動)<br>無線標準<br>宇宙研究 (能動)<br>電波天文  | 5.562 5.562A<br>5.562 5.562A          | 94-94.1<br>J284 J285 | 94-94.1<br>J36                             | 無線標準<br>地球探査衛星 (能動)<br>宇宙研究 (能動)<br>電波天文    | 公共業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用 |
| 94.1-95<br>固定<br>移動<br>電波天文<br>無線標準                  | 5.149<br>95-100                       | 94.1-95<br>J36       | 固定<br>移動<br>無線標準                           | 電波天文  |  |
| 95-100<br>固定<br>移動<br>電波天文<br>無線標準<br>無線航行<br>無線航行衛星 | 5.149 5.554<br>100-102<br>5.340 5.341 | 95-100<br>J36 J268   | 固定<br>移動<br>無線航行<br>無線航行衛星<br>無線標準<br>電波天文 | 電波天文<br>地球探査衛星 (受動)<br>宇宙研究 (受動)<br>電波天文    | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>一般業務用 |
| 102-105<br>固定<br>移動<br>電波天文                          | 5.149 5.341                           | 102-105<br>J36       | 固定<br>移動<br>電波天文                           | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用                   |  |
| 105-109.5<br>固定<br>移動<br>電波天文<br>宇宙研究 (受動)           | 5.149 5.341<br>5.149 5.341            | 105-109.5<br>J36     | 固定<br>移動<br>電波天文                           | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用                   |  |
| 109.5-111.8<br>地球探査衛星 (受動)<br>電波天文<br>宇宙研究 (受動)      | 5.340 5.341                           | 109.5-111.8<br>J107  | 宇宙研究 (受動)<br>電波天文                          | 地圖探査衛星 (受動)<br>宇宙研究 (受動)<br>電波天文            |  |

| 国際分配 (GHz)   |  |                      | 国内分配 (GHz)   |  |  | 無線局の目的 |  | 周波数の使用に関する条件 (6) |  |
|--|--|----------------------|--|--|--|--------|--|------------------|--|
| 第一地域<br>(1)  | 第二地域<br>(2)  | 第三地域<br>(3)          | (4)  | (5)  | (6)  |        |  |                  |  |
| 111.8-114.25<br>固定<br>移動<br>電波天文<br>宇宙研究 (受動)<br>5.149 5.341       | 111.8-114.25<br>固定<br>移動<br>電波天文<br>宇宙研究 (受動)<br>5.149 5.341 | 111.8-114.25<br>J36  | 111.8-114.25<br>固定<br>移動<br>電波天文<br>宇宙研究 (受動)<br>5.149 5.341 | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用                                  | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用  |        |  |                  |  |
| 114.25-116<br>地球探査衛星 (受動)<br>電波天文<br>宇宙研究 (受動)<br>5.149 5.341      | 114.25-116<br>J107   | 114.25-116<br>J107   | 114.25-116<br>J107   | 地球探査衛星 (受動)<br>宇宙研究 (受動)<br>電波天文                           | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用  |        |  |                  |  |
| 116-119.98<br>地球探査衛星 (受動)<br>衛星間 5.562C<br>宇宙研究 (受動)<br>5.341      | 116-119.98<br>J287   | 116-119.98<br>J287   | 116-119.98<br>J287   | 地球探査衛星 (受動)<br>宇宙研究 (受動)<br>電波天文                           | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用  |        |  |                  |  |
| 119.98-122.25<br>地球探査衛星 (受動)<br>衛星間 5.562C<br>宇宙研究 (受動)<br>5.341   | 119.98-122.25<br>J29   | 119.98-122.25<br>J29 | 119.98-122.25<br>J29   | 地球探査衛星 (受動)<br>宇宙研究 (受動)<br>電波天文                           | 放送事業用<br>電気通信業務用<br>公共業務用  |        |  |                  |  |
| 122.25-123<br>固定<br>衛星間<br>移動 5.558<br>アマチュア<br>電波天文 5.562D        | 122.25-123<br>J29  | 122.25-123<br>J29    | 122.25-123<br>J29  | 固定<br>移動 J277<br>衛星間<br>アマチュア                              | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>アマチュア業務用 |        |  |                  |  |
| 123-130<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>移動衛星 (宇宙から地球)<br>無線航行衛星<br>電波天文 5.562D | 123-130<br>J268  | 123-130<br>J268      | 123-130<br>J268  | 固定衛星 (宇宙から地球)<br>移動衛星 (宇宙から地球)<br>無線航行衛星<br>移動 J84<br>電波天文 | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>放送事業用<br>放送事業用<br>アマチュア業務用   |        |  |                  |  |
| 130-134<br>固定<br>衛星間<br>移動 5.558<br>電波天文<br>5.149 5.354            | 130-134<br>J36 J285  | 130-134<br>J36 J285  | 130-134<br>J277  | 固定<br>移動 J277<br>衛星間<br>アマチュア                              | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>放送事業用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用             |        |  |                  |  |
| 134-136<br>アマチュア<br>アマチュア衛星<br>電波天文                                | 134-136<br>J36   | 134-136<br>J36       | 134-136<br>J36   | アマチュア<br>アマチュア衛星<br>電波天文                                   | アマチュア業務用<br>アマチュア衛星<br>電波天文  |        |  |                  |  |
| 136-141<br>電波天文<br>無線標定<br>アマチュア<br>アマチュア衛星                        | 136-141<br>J36   | 136-141<br>J36       | 136-141<br>J36   | 無線標定<br>電波天文<br>アマチュア<br>アマチュア衛星                           | 公共業務用<br>一般業務用<br>アマチュア業務用   |        |  |                  |  |
| 141-148.5<br>固定<br>移動<br>電波天文<br>無線標定                              | 141-148.5<br>J36   | 141-148.5<br>J36     | 141-148.5<br>J36   | 固定<br>移動<br>無線標定<br>電波天文                                   | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用                        |        |  |                  |  |
| 148.5-151.5<br>地球探査衛星 (受動)<br>電波天文                                 | 148.5-151.5<br>J107  | 148.5-151.5<br>J107  | 148.5-151.5<br>J107  | 地球探査衛星 (受動)<br>宇宙研究 (受動)                                   |  |        |  |                  |  |

| 国際分配 (GHz)  |   | 国内分配 (GHz)  |                                | 無線局の目的   | 周波数の使用に関する条件 (6)                                       |
|-------------|---|-------------|--------------------------------|--|--|
| 第一地域<br>(1) | 第二地域<br>(2)   | 第三地域<br>(3) |                                |  |  |
|             | 宇宙研究 (受動)<br>5.340  |             | 電波天文<br>151.5-155.5<br>J36     | 固定<br>移動<br>電波天文<br>無線標定                               | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>無線標定    |
| 151.5-155.5 |   |             | 電波天文<br>155.5-158.5<br>J36     | 固定<br>移動<br>電波天文                                       | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電波天文                      |
| 155.5-158.5 |   |             | 電波天文<br>158.5-164<br>J107      | 固定<br>移動<br>電波天文                                       | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電波天文                      |
| 158.5-164   |   |             | 電波天文<br>164-167<br>J107        | 固定<br>移動<br>電波天文                                       | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電波天文                      |
| 164-167     | 地球探査衛星 (受動)<br>電波天文<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>移動衛星 (宇宙から地球)<br>宇宙研究 (受動)<br>5.340 |             | 電波天文<br>167-174.5<br>J36       | 固定<br>移動<br>電波天文                                       | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用          |
| 167-174.5   |   |             | 電波天文<br>174.5-174.8<br>J277    | 固定<br>移動<br>電波天文                                       | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用          |
| 174.5-174.8 | 固定<br>衛星間<br>移動<br>5.558  |             | 電波天文<br>174.8-182<br>J291      | 固定<br>移動<br>衛星間  | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用          |
| 174.8-182   | 地球探査衛星 (受動)<br>衛星間<br>5.562H  |             | 電波天文<br>182-185<br>J107        | 地球探査衛星 (受動)<br>宇宙研究 (受動)<br>電波天文<br>宇宙研究 (受動)<br>5.340 | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用          |
| 182-185     | 地球探査衛星 (受動)<br>電波天文<br>宇宙研究 (受動)<br>5.340                                   |             | 衛星間<br>182-190<br>J291         | 地球探査衛星 (受動)<br>宇宙研究 (受動)<br>電波天文<br>宇宙研究 (受動)          | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用          |
| 185-190     | 地球探査衛星 (受動)<br>衛星間<br>5.562H  |             | 衛星間<br>190-191.8<br>J107       | 地球探査衛星 (受動)<br>宇宙研究 (受動)                               | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用          |
| 190-191.8   | 地球探査衛星 (受動)<br>宇宙研究 (受動)<br>5.340   |             | 衛星間<br>191.8-200<br>J36-J268   | 固定<br>移動<br>衛星間  | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用 |
| 191.8-200   | 固定<br>衛星間<br>移動<br>5.558  |             | 衛星間<br>無線航行<br>無線航行衛星<br>5.341 | 固定<br>移動<br>衛星間<br>無線航行<br>無線航行衛星<br>5.341             | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用 |

| 国際分配 (GHz)  |   |                                  | 国内分配 (GHz)           |   |  | 無線局の目的 | 周波数の使用に関する条件 |
|-------------|---|----------------------------------|----------------------|---|--|--------|--------------|
| 第一地域<br>(1) | 第二地域<br>(2)   | 第三地域<br>(3)                      | (4)                  | (5)                                       | (6)  |        |              |
| 200-209     | 固定<br>電波天文<br>宇宙研究 (受動)                             | 地球探査衛星 (受動)<br>電波天文<br>宇宙研究 (受動) | 200-209<br>J107 J292 | 地球探査衛星 (受動)<br>宇宙研究 (受動)<br>電波天文          |  |        |              |
| 209-217     | 固定<br>固定衛星 (地球から宇宙)<br>移動<br>電波天文                   | 5.340 5.341 5.563A               | 209-217<br>J36       | 固定<br>移動                                  | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用                              |        |              |
| 217-226     | 固定<br>固定衛星 (地球から宇宙)<br>移動<br>電波天文<br>宇宙研究 (受動)      | 5.149 5.341                      | 217-226<br>J36       | 固定<br>移動                                  | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用                              |        |              |
| 226-231.5   | 固定<br>固定衛星 (受動)<br>電波天文<br>宇宙研究 (受動)                | 5.149 5.341                      | 226-231.5<br>J107    | 固定<br>移動<br>電波天文<br>宇宙研究 (受動)<br>電波天文     | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用                              |        |              |
| 231.5-232   | 固定<br>移動<br>無線標定                                    | 5.340                            | 231.5-232            | 固定<br>移動<br>無線標定                          | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用                              |        |              |
| 232-235     | 固定<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>移動<br>無線標定                   |                                  | 232-235              | 固定<br>移動<br>無線標定                          | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用                              |        |              |
| 235-238     | 固定<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>宇宙研究 (受動)                    | 5.563A 5.563B                    | 235-238<br>J292 J293 | 固定衛星 (宇宙から地球)<br>電波探査衛星 (受動)<br>宇宙研究 (受動) | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用                              |        |              |
| 238-240     | 固定<br>固定衛星 (宇宙から地球)<br>移動<br>無線標定<br>無線航行<br>無線航行衛星 |                                  | 238-240              | 固定<br>移動<br>無線航行<br>無線航行衛星                | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用 |        |              |
| 240-241     | 固定<br>移動<br>無線標定                                    |                                  | 240-241              | 固定<br>移動<br>無線標定<br>無線航行<br>無線航行衛星        | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用                              |        |              |
| 241-248     | 電波天文<br>無線標定<br>アマチュア<br>アマチュア衛星                    | 5.138 5.149                      | 241-248<br>J29 J36   | 無線標定<br>アマチュア<br>アマチュア衛星                  | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用                              |        |              |
| 248-250     | アマチュア   |                                  | 248-250              | アマチュア                                     | アマチュア業務用   |        |              |

| 国際分配 (GHz)                        |             |             | 国内分配 (GHz)            |                       |   | 無線局の目的   |     | 周波数の使用に関する条件 (6) |  |
|-----------------------------------|-------------|-------------|-----------------------|-----------------------|---|--|-----|------------------|--|
| 第一地域<br>(1)                       | 第二地域<br>(2) | 第三地域<br>(3) |                       |                       |   | (4)  | (5) | (6)              |  |
| アマチュア衛星<br>電波天文                   |             |             | J36                   |                       |   | アマチュア衛星<br>電波天文  |     |                  |  |
| 5.149                             |             |             |                       |                       |   |  |     |                  |  |
| 地球探査衛星 (受動)<br>電波天文<br>宇宙研究 (受動)  |             |             | 250-252<br>J107 J29   | 250-252<br>J107 J29   | 地球探査衛星 (受動)<br>宇宙研究 (受動)<br>電波天文                    |  |     |                  |  |
| 5.340 5.563A                      |             |             | 252-265<br>J36 J268   | 252-265<br>J36 J268   | 固定<br>移動<br>移動衛星 (地球から宇宙)<br>電波天文<br>無線航行<br>無線航行衛星 | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電波天文 |     |                  |  |
| 5.149 5.554                       |             |             |                       |                       |   |  |     |                  |  |
| 固定<br>固定衛星 (地球から宇宙)<br>移動<br>電波天文 |             |             | 265-275<br>J36 J292   | 265-275<br>J36 J292   | 固定<br>移動<br>固定衛星 (地球から宇宙)<br>電波天文                   | 電気通信業務用<br>公共業務用<br>一般業務用<br>電気通信業務用<br>公共業務用                                      |     |                  |  |
| 5.149 5.563A<br>(分配されていない)        |             |             | 275-3000<br>J294 J295 | 275-3000<br>J294 J295 |   |  |     |                  |  |
| 5.564A 5.565                      |             |             | J296                  |                       |   |  |     |                  |  |

J1 8.3kHz 未満の周波数の割当では、8.3kHz 以上の周波数帯を使用する業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする。

J2 気象援助業務によるこの周波数帯の使用は、受信用に限る。当該周波数帯において、気象援助業務の局は、2013年1月1日前に無線通信局に通告された無線航行業務の局からの保護を要求してはならない。気象援助業務の局と同日後に通告された無線航行業務の局との共用については、ITU-R勧告RS.1881 を適用する。

J3 海上移動業務によるこの周波数帯の使用は、海岸局によるA1A 又はF1B 電波の発射に限る。ただし、この周波数帯を割り当てられた海岸局は、当該電波の発射に使用される必要周波数帯幅を超えないことを条件として、J2B 又はJ7B 電波の発射をすることができる。

J4 この周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数報時信号を送信することができる。この場においては、他の無線局による有害な混信からの保護を与えられる。

J5 固定業務によるこの周波数帯の使用は、A1A、A2C、A3C、F1B、F1C 又はF3C 電波の発射に限る。

J6 海上移動業務によるこの周波数帯の使用は、A1A、A2C、A3C、J2B、J7B、F1B、F1C 又はF3C 電波の発射に限る。

J7 この周波数帯を使用するアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力で1W を超えてはならず、無線通信規則第 5.67 号に掲げる国で運用されている無線航行業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

J8 この周波数帯を使用する海上無線航行業務の無線航行陸上局は、衛星測位誤差補正情報及び補足的な航行情報を伝送することができる。

J9 上海上移動業務による415-495kHz 及び505-526.5kHz の周波数帯の使用は、無線電信に限り、また、関係主管庁及び影響を受ける主管庁の同意を得ることを条件として、最新版のITU-R 勧告 M.2010 に従い、NAVDAT システムにも使用することができる。NAVDAT の送信局は、海岸局に限る。

J10 450-460kHz の周波数帯の使用は、中波放送受信機の中間周波数を保護するため、中波放送の受信に有害な混信を与えない場合に限る。

J11 490kHz、518kHz 及び4209.5kHz の周波数の電波を用いるナビテックス用の海岸局を開設するときは、国際海事機関(IMO)の手続(決議第 339(WRC-97、改)参照)に従い、運用特性の調整を行わなければならない。

J10A 495-505kHz の周波数帯は、最新版の ITU-R 勧告 M.2010 に示す国際的な NAVDAT システムに使用される。NAVDAT の送信局は、海岸局に限る。

J11 この周波数帯におけるアマチュア業務の局の等価等方輻射電力は、1W を超えてはならない。また、当該周波数帯において、アマチュア業務の局は航空無線航行業務の局に対して有害な混信を生じさせない場合に限る。アマチュア業務による472-479kHz の周波数帯の使用は、490kHz の周波数に有害な混信を生じさせない場合に限る。AMO による472-479kHz の周波数帯の使用は、490kHz の周波数に有害な混信を生じさせない場合に限る。

J12 この周波数帯におけるアマチュア業務の局の等価等方輻射電力は、1W を超えてはならない。また、当該周波数帯において、アマチュア業務の局は航空無線航行業務による415-495kHz の周波数帯の使用は、490kHz の周波数に有害な混信を生じさせない場合に限る。アマチュア業務による472-479kHz の周波数帯の使用は、490kHz の周波数に有害な混信を生じさせない場合に限る。

J13 518kHz の周波数は、狭帯域直接印刷電信を使用する国際ナブテックス用の海岸局による船舶への気象警報、航行警報及び緊急情報の送信にのみ使用することができる。

J14 放送業務によるこの周波数帯の使用は、第一地域及び第三地域におけるMF 帶並びに第一地域におけるLF 帶の周波数の放送業務による使用に関する地域協定(1975年、ジュネーヴ)(昭和51年郵政省告示第 810 号)に合致することを条件とする。

J15 放送業務又は放送衛星業務に分配するこの周波数は、法第 26 条第 2 項第 5 号イに規定する周波数とする。

J16 2174.5kHz、4177.5kHz、6268kHz、8376.5kHz、12520kHz 及び16695kHz の周波数は、狭帯域直接印刷電信による国際遭難周波数とする。

J17 2182kHz の搬送周波数は、無線電話による国際呼出し・応答周波数として、J3E 電波のみ使用することができる。なお、この周波数の保護周波数帯は、2173.5-2190.5kHz とする。

J18 2182kHz、3023kHz、5680kHz 及び8364kHz の搬送周波数並びに 121.5MHz、156.525MHz、156.8MHz 及び243MHz の周波数は、地上無線通信の業務に対する手続に従い、有人の宇宙飛行体に関する捜索救助作業のためにも使用することができる。1003kHz、14993kHz 及び19993kHz の周波数についても同様とする。これらの周波数の電波の発射における周波数の帯域幅は、±3kHz を超えてはならない。

J19 2187.5kHz、4207.5kHz、6312kHz、8414.5kHz、12577kHz 及び16804.5kHz の周波数は、デジタル選択呼出による国際遭難周波数とする。

J20 2187.5kHz 及び5680kHz の搬送周波数は、共同の捜索救助作業に従事する海上移動業務の局にも使用することができる。

3155-3195kHz の周波数帯は、小電力の無線補聴器にも使用することができる。

J32 8291kHz、12290kHz 及び 16420kHz の搬送周波数は、無線電話による遭難周波数及び呼出周波数とする。

J22 4125kHz 及び 6215kHz の搬送周波数は、2182kHz の搬送周波数の補助周波数とする。これらの周波数は、無線電話による国際呼出し・応答周波数とする。

J23 4209.5kHz の周波数は、狭帶域直接印刷電信を使用するナブテックス用の海岸局による船舶への気象警報、航行警報及び緊急情報の送信のみ使用することができる。

J24 4210kHz、6314kHz、8416.5kHz、12579kHz、16806.5kHz、19680.5kHz、22376kHz 及び 26100.5kHz の周波数は、海上安全情報(MSI)の送信のための国際周波数とする。

J25 A1A 電波 4630kHz の周波数は、非常通信の連絡設定に使用するものとし、連絡設定後の非常通信は、通常使用する電波によるものとする。ただし、通常使用する電波によって非常通信を行うことができないか又は著しく困難な場合は、この限りでない。

J26 無線標準業務の局は、固定業務又は移動業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。無線標準業務によるこの周波数帯の使用は、決議第 612 (WRC-12、改) に従って運用する海洋レーダーに限る。

J27 A1A 電波 4630kHz の周波数は、4630-13410kHz、25550-25670kHz、37.5-38.25MHz、322-328.6MHz、406.1-410MHz、608-614MHz、1330-1400MHz、1610.6-1613.8MHz、1660-1670MHz、1718.8-1722.2MHz、2655-2690MHz、3260-3267MHz、3332-3339MHz、3345.8-3352.5MHz、6650-6675.2MHz、10.6-10.68GHz、14.47-14.5GHz、22.01-22.21GHz、22.21-22.5GHz、22.81-22.86GHz、23.07-23.12GHz、31.2-31.3GHz、31.5-31.8GHz、36.43-36.5GHz、42.5-43.5GHz、42.77-42.87GHz、43.07-43.17GHz、43.37-43.47GHz、48.94-49.04GHz、76-86GHz、92-94GHz、94.1-100GHz、102-109.5GHz、111.8-114.25GHz、128.33-128.59GHz、129.23-129.49GHz、130-134GHz、136-148.5GHz、151.5-158.5GHz、168.59-168.93GHz、171.11-171.45GHz 及び 172.31-172.65GHz、173.52-173.85GHz、195.75-196.15GHz、209-226GHz、241-250GHz 及び 252-275GHz の周波数帯の使用は、電波天文業務を有害な混信から保護するための実行可能な全ての措置を執らなければならない。宇宙局又は航空機上の局からの電波の発射は、電波天文業務に対する著しく重大な混信源となり得る(無線通信規則第 4.5 号、第 4.6 号及び第 29 条参照)。

J28

この周波数帯は、一次業務で固定業務に、二次業務で移動業務(航空移動(R)を除く。)の局に使用することができる。

J29 6765-6795kHz(中心周波数 6780kHz)、61-61.5GHz(中心周波数 61.25GHz)、122-123GHz(中心周波数 122.5GHz) 及び 244-246GHz(中心周波数 246GHz) の周波数帯は、ITU-R の研究結果を踏まえて産業科学医療用(ISM)装置にも使用することとする。なお、6765-6795kHz(中心周波数 6780kHz) 及び 244-246GHz(中心周波数 245GHz) の周波数帯については、固定業務及び陸上移動業務の局に対する新たな割当には保留する。

J30 この周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務及び陸上移動業務の局で、日本国内で通信を行うものに使用することができる。これらの業務にこの周波数帯を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮しなければならない。

J31 7995-8005kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数報時(信号を送信することができる。

J32 8291kHz、12290kHz 及び 16420kHz の周波数は、無線電話による遭難周波数及び呼出周波数とする。

J33 無線標準業務の局は、固定業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならず、その局からの保護を要求してはならない。無線標準業務による使用は、決議第 612 (WRC-12、改) に従って運用する海洋レーダーに限る。

J34 アマチュア業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用しているアマチュア業務以外の業務の外国の無線局に妨害を与えない場合に限る。

J35 この周波数帯は、航空機の飛行の安全に関する固定業務に使用する。

J36 13360-13410kHz、25550-25670kHz、37.5-38.25MHz、322-328.6MHz、406.1-410MHz、608-614MHz、1330-1400MHz、1610.6-1613.8MHz、1660-1670MHz、1718.8-1722.2MHz、2655-2690MHz、3260-3267MHz、3332-3339MHz、3345.8-3352.5MHz、6650-6675.2MHz、10.6-10.68GHz、14.47-14.5GHz、22.01-22.21GHz、22.21-22.5GHz、22.81-22.86GHz、23.07-23.12GHz、31.2-31.3GHz、31.5-31.8GHz、36.43-36.5GHz、42.5-43.5GHz、42.77-42.87GHz、43.07-43.17GHz、43.37-43.47GHz、48.94-49.04GHz、76-86GHz、92-94GHz、94.1-100GHz、102-109.5GHz、111.8-114.25GHz、128.33-128.59GHz、129.23-129.49GHz、130-134GHz、136-148.5GHz、151.5-158.5GHz、168.59-168.93GHz、171.11-171.45GHz 及び 172.31-172.65GHz、173.52-173.85GHz、195.75-196.15GHz、209-226GHz、241-250GHz 及び 252-275GHz の周波数帯の使用は、電波天文業務を有害な混信から保護するための実行可能な全ての措置を執らなければならない。宇宙局又は航空機上の局からの電波の発射は、電波天文業務に対する著しく重大な混信源となり得る(無線通信規則第 4.5 号、第 4.6 号及び第 29 条参照)。

J37

13553-13567kHz(中心周波数 13560kHz)、26957-27283kHz(中心周波数 27120kHz)、40.66-40.70MHz(中心周波数 40.68MHz)、2400-2500MHz(中心周波数 2450MHz)、5725-5875MHz(中心周波数 5800MHz) 及び 24-24.25GHz(中心周波数 24.125GHz) の周波数帯は、産業科学医療用(ISM)に使用する。これらの周波数帯で運用する無線通信業務は、この使用によって生ずる有害な混信を否認しなければならない。

J38

15995-16005kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数報時(信号を送信することができる)。この周波数帯の使用は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用している宇宙研究業務以外の業務の外国の無線局に妨害を与えない場合に限る。

J39

固定業務によるこの周波数帯の使用は、航空機の飛行の安全に関する業務に限る。

J40 この周波数帯の使用は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用している無線標準業務以外の業務の局に妨害を与えない場合に限る。

J41

7995-8005kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数報時(信号を送信することができる)。

75MHz の周波数は、マーク・ビーコンに割り当てる。電力又は地理的位置によりマーク・ビーコンに有害な混信を生じさせではなくらず、制約を与えるおそれがある他の業務は、74.8-75.2MHz の保護周波数帯の境界に近い周波数の使用はできない。

J43 この周波数帯は、国際航空標準に従って、航空航行監視機能の援助のための航行情報を送信するシステムに限り、一次業務で航空移動(R)業務にも分配される。この周波数帯の使用は、決議第 413(WRC-07 改)の規定に従わなければならない。108-112MHz の周波数帯の航空移動(R)業務による使用は、国際航空標準に従い、航空航行監視機能の援助のための航行情報を提供する地上に設置する送信機とそれに対応する受信機で構成されるシステムに限る。

J44 この周波数帯において、121.5MHz の周波数は、航空移動業務における非常用周波数とし、必要な場合には、123.1MHz の周波数を 121.5MHz の補助周波数とする。海上移動業務の局は、遭難及び安全の目的又は簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示無線標識を回収する目的のためにこれら周波数で航空移動業務の局と通信することができる。

J45 この周波数帯は、空港内の地上管制業務を行う陸上移動業務の局にも使用することができる。

J46 132-136MHz の周波数帯は、一次業務で航空移動(OR)業務にも分配する。航空移動(OR)業務の局の使用に当たっては、航空移動(R)業務を行う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。

J46A 137-138MHz の周波数帯における短期間ミッショングの非静止衛星システムによる宇宙運用業務(宇宙から地球)の使用は、決議第 660(WRC-19)に従うことを条件とする。決議第 32(WRC-19)の規定を適用する。これらのシステムは、この周波数帯に一次的基礎で分配された既存業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、当該既存業務からの保護を要求してはならない。

J47 この周波数帯を使用する移動衛星業務の宇宙局は、150.05-153MHz、322-328.6MHz、406.1-410MHz 及び 608-614MHz の周波数帯で運用する電波天文業務を不要発射による有害な混信から保護するために最新版の ITU-R 勘告 RA.769 に示されている実行可能な全ての措置を執らなければならぬ。

J48 137-138MHz、157.1875-157.3375MHz、161.9375MHz、400.15-401MHz、1525-1610MHz 及び 21.4-22GHz の周波数帯は、決議第 739(WRC-19、改)の規定を適用する。

J49 移動衛星業務による使用は、非静止衛星システムに限る。

J50 移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従つて調整することを条件とする。

J50A 無線通信規則付録第 4 号に従つて短期間ミッショングに特定された非静止衛星システムの宇宙運用業務による 137.175-137.825MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号の規定を適用しない。

J51 この周波数帯は、陸上移動業務に密接な関係を有する陸上移動業務以外の移動業務及び固定業務の局にも使用することができる。

J52 この周波数帯は、放送業務に限り、法第 6 条第 2 項に規定する基幹放送以外の無線通信の送信として、電気通信業務による移動業務に使用することができる。

J53 この周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従つて関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。個々の発射における周波数の帯域幅は、±25kHz を超えてはならない。

J54 この周波数帯によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従つて調整することを条件とする。移動衛星業務は、148-149.9MHz の周波数帯の固定業務、移動業務及び宇宙運用業務と使用を妨げてはならない。短期間ミッショングとして特定された非静止衛星システムの宇宙運用業務による 148-149.9MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号の規定は適用しない。

J55 この周波数帯を使用する移動衛星業務の局は、無線通信規則第 5.221 号に掲げる国で運用される固定業務又は移動業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。

J56 宇宙運用業務(地球から宇宙)による 148-149.9MHz の周波数帯の使用は、短期間ミッショングの非静止衛星システムに使用することができる。決議第 32(WRC-19)に従つた短期間ミッショングに使用される宇宙運用業務の非静止衛星システムは、無線通信規則第 9.21 号の規定に従つた同意を条件としない。調整の段階では、無線通信規則第 9.17 号及び第 9.18 号の規定も適用される。148-149.9MHz の周波数帯では、短期間ミッショングの非静止衛星システムは、この周波数帯において既存の一次業務に對して有害な混信を生じさせ、これらの業務からの保護を要求してはならず、また、宇宙運用業務及び移動衛星業務を更なる制限を課してはならない。さらに、148-149.9MHz の周波数帯で短期間ミッショングを行う宇宙運用業務の非静止衛星システムの地球局は、アルミニウム、アルミニウム、ベラルーチ、中華人民共和国、大韓民国、キューバ、インド、イスラム、日本、カザフスタン、マレーシア、ウズベキスタン、キルギス、タイ及びベトナムとの国境沿いで、時間率 1% 以上で電力束密度が -149dBW/(m<sup>2</sup>·4kHz)) を超えてはならない。この電力束密度の制限値を超える場合は、この脚注に掲げられた国から無線通信規則第 9.21 号の規定に基づく同意を得なければならない。

J57 移動衛星業務による 149.9-150.05MHz 及び 399.9-400.05MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従つて調整することを条件とする。

J57(未使用)

J58(未使用)

J59(未使用)

J60 156.525MHz の周波数は、デジタル選択呼出しによる国際遭難周波数及び国際呼出周波数とする。

J61 156.8MHz の周波数は、無線電話による国際遭難周波数及び国際呼出周波数とする。

J70 247.9-250.2MHz の周波数帯は、一次業務で、同報用の固定業務の局にも使用することができる。

J62 この周波数帯は、海上移動業務に密接な関係のある海上移動業務以外の移動業務及び固定業務の局にも使用することができる。この周波数帯は、海上移動業務に密接な関係のある海上移動業務以外の移動業務及び固定業務の局にも使用することができる。

J63 移動衛星業務(地球から宇宙)による 156.7625-156.7875 MHz 及び 156.8125-156.8375MHz の周波数帯の使用は、長距離情報(メッセージ)、ITU-R 勘定 M.1371 を参照)の船舶自動識別装置(AIS)による信号を受信する場合に限る。船舶自動識別装置(AIS)の発射を除き、通信用の海上移動業務で運用を行うシステムによるこれらの周波数帯での電波の発射は、1W を超えてはならない。

J63A 海上移動衛星業務(地球から宇宙)による 161.9375-161.9625MHz 及び 161.9875-162.0125MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 18 号に従って運用するシステムに限る。

J63B 海上移動衛星業務(地球から宇宙)による 157.1875-157.3375MHz 及び 161.7875-161.9375MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 18 号に従って運用される非静止衛星システムに限る。

J63C 海上移動衛星業務(宇宙から地球)による 157.1875-157.3375MHz 及び 161.7875-161.9375MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 18 号に従って運用される非静止衛星システムに限る。この使用は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って、アゼルバイジャン、ペラルーシ、中華人民共和国、大韓民国、キューバ、ロシア、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、南アフリカ共和国及びベトナムの地上無線通信業務に対して同意を得ることを条件とする。

J64 161.9625-161.9875MHz 及び 162.0125-162.0375MHz の周波数帯における航空移動(OR)業務による船舶自動識別装置(AIS)の使用は、捜索救助活動その他安全に関連する通信を目的とする航空機局による。

J65 161.9625-161.9875MHz 及び 162.0125-162.0375MHz の周波数帯における航空機局による船舶自動識別装置(AIS)の周波数帯における航空移動(OR)業務による船舶自動識別装置(AIS)の信号を受信する場合に限る。

J66 この周波数帯は、陸上移動業務に密接な関係を有する陸上移動業務以外の移動業務の局にも使用することができる。

J67 この周波数帯は、移動業務に密接な関係を有する固定業務の局にも使用することができる。

J68 806-960MHz の周波数帯は、一部を IMT に使用することができる(決議第 224(WRC-19、改)及び決議第 749(WRC-19、改)参照)。

J69 243MHz の周波数は、救命浮機及びその他の救命目的のために使用する。

J71 小電力業務用の無線局によるこの周波数帯の使用は、この周波数帯当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせではなく、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならない。

J72 この周波数帯に現存する航空移動業務の局は、当分の間、その運用を継続することができる。

J73 この周波数帯は、海上移動業務に密接な関係を有する海上移動業務以外の移動業務の局にも使用することができる。

J73A 399.9-400.05MHz の周波数帯において、移動衛星業務の地球局のいかなる発射の最大等価等方輻射電力も、任意の 4kHz の周波数帯域幅において 5dBW を超えてはならず、かつ、移動衛星業務の各地球局の等価等方輻射電力は、399.9-400.05MHz の周波数帯全体で 5dBW を超えてはならない。2022 年 11 月 22 日までの間、2019 年 11 月 22 日までに完全な通告情報が無線通信局に受領され、その時までに利用が開始されている衛星システムには、この制限は適用しない。2022 年 11 月 22 日以降、これらの制限は、この周波数帯で運用される移動衛星業務の全てのシステムに適用される。

J73B 399.99-400.02MHz の周波数帯では、上記の等価等方輻射電力の制限は、2022 年 11 月 22 日以降、移動衛星業務の全てのシステムに適用される。

J74 400.02-400.05MHz の周波数帯における移動衛星業務の遠隔指令の上り回線には、無線通信規則第 5.260A 号の規定は適用しない。

J75 この周波数帯は、有人宇宙船間の通信に使用するため、宇宙空間における宇宙研究業務にも分配する。この分配において、宇宙研究業務は安全確保のための業務とはみなさない。

J75A 401-403MHz の周波数帯においては、気象衛星業務及び地球探査衛星業務の地球局は、遠地点高度が 35.786km 以上の軌道を持つ静止衛星システム及び非静止衛星システムに対して、いかなる発射の最大等価等方輻射電力も、任意の 4kHz の周波数帯域幅において 22dBW を超えてはならない。

気象衛星業務及び地球探査衛星業務の地球局は、遠地点高度が 35.786km 未満の軌道を持つ非静止衛星システムに対して、いかなる発射の最大等価等方輻射電力も、任意の 4kHz の周波数帯域幅において 7dBW を超えてはならない。

気象衛星業務及び地球探査衛星業務の地球局は、遠地点高度が 35.786km 以上の軌道を持つ静止衛星システム及び非静止衛星システムに対して、いかなる発射の最大等価等方輻射電力も、401-403MHz の周波数帯全体で 22dBW を超えてはならない。気象衛星業務及び地球探査衛星業務の地球局は、遠地点高度が 35.786km 未満の軌道を持つ非静止衛星システムに対して、いかなる発射の最大等価等方輻射電力も、401-403MHz の周波数帯全体で 7dBW を超えてはならない。

2029 年 11 月 22 日までの間、この制限は、2019 年 11 月 22 日までに完全な通告情報が無線通信局に受領され、その時までに利用が開始されている衛星システムには適用しない。2029 年 11 月 22 日以降、これらの制限は、この周波数帯で運用される気象衛星業務及び地球探査衛星業務の全てのシス

テムに適用される。

J75B

2007年4月28日より前に完全な通告情報が無線通信局に受領された気象衛星業務及び地球探査衛星業務の非静止衛星システムは、無線通信規則第5.264A号の規定の適用が免除され、401.898-402.522MHzの周波数帯において、最大等価等方輻射電力が12dBWを超えない限り引き続き一次的基礎で運用することができる。

J76 移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に従って調整することを条件とする。

J77 固定業務によるこの周波数帯の使用は、気象援助業務に密接な関係を有する場合に限る。

J78 移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、衛星位置指示無線標識に限る。

J79 この周波数帯を使用する衛星位置指示無線標識に有害な混信を生じさせる可能性のあるいかなる発射も禁止する。

J80 宇宙研究業務による410-420MHzの周波数帯の使用は、有人宇宙船による宇宙から宇宙への送信に限る。この周波数帯では、宇宙研究業務は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求し、又はこれらの局の使用と発達を妨げてはならない。

J81 この周波数帯は、二次業務で陸上移動業務に密接な関係を有する固定業務にも使用することができる。

J82 435-438MHz、1260-1270MHz、2400-2450MHz及び5650-5670MHzの周波数帯において、アマチュア衛星業務は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する他の業務に有害な混信を生じさせないことを条件として運用することができる。ただし、1260-1270MHz及び5650-5670MHzの周波数帯の使用は、地球から宇宙への方向に限る。

J83 地球探査衛星業務(能動)のセンサーによる432-438MHzの周波数帯の使用は、ITU-R勧告SA.1260-2に従うものとする。この周波数帯における地球探査衛星業務(能動)は、中華人民共和国の航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。本脚注の規定は、地球探査衛星業務(能動)の無線通信規則第5.29号及び第5.30号の規定に従った二次業務としての運用を何ら損なうものではない。

J84 移動業務によるこの周波数帯の使用は、この周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならない。

J85 449.75-450.25MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、宇宙運用業務(地球から宇宙)及び宇宙研究業務(地球から宇宙)に使用することができる。

J86

この周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務として気象衛星業務(宇宙から地球)に使用することができる。

J87

460-470MHz及び1690-1710MHzの周波数帯は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する局に有害な混信を生じさせないことを条件として、気象衛星業務以外の地球探査衛星業務による宇宙から地球への伝送に使用することができる。

J88 放送業務又は放送衛星業務に分配するこの周波数は、法第26条第2項第5号ロに掲げる周波数とする。

J89 放送業務の電気通信業務用(エリア放送用)及び放送用(エリア放送用)によるこの周波数帯の使用は、470-710MHzの周波数帯を使用する陸上移動業務の放送事業用(特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用)及び一般業務用(特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用)の局に対し、有害な混信を生じさせてはならず、同局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

J90 608-614MHzの周波数帯は、二次業務で電波天文業務にも分配する。

J91 この周波数帯は、一次業務で陸上移動業務に密接な関係を有する固定業務の局にも使用することができる。

J92(未使用)

J93 この周波数帯における電気通信業務による移動業務の局は、2019年3月31日までは、この周波数帯を使用する他の移動業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならない。

J94 この周波数帯は、電気通信業務用を法第6条第1項の主たる目的とする移動業務の局に限り、放送用又は電気通信業務用を同項の従たる目的として行う放送業務に使用することができる。この場合において、当該周波数帯の周波数は、法第26条第2項第5号ロに掲げる周波数とする。

J95(未使用)

J96(未使用)

J97 この周波数帯における無線航行衛星業務の局は、決議第609(WRC-07, 改)の規定に従って運用するものとし、960-1215MHzの周波数帯における航空無線航行業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43A号の規定は適用されない。無線通信規則第21.18号の規定を適用する。

J98

この周波数帯は、無線通信規則第5.331号で承認された無線航行業務に対して有害な混信を生じさせず、また当該業務からの保護を要求しないことを条件として、無線航行衛星業務に使用することができる(決議第608(WRC-19、改)参照)。

J100

J101 この周波数帯では、無線航行衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、無線標準業務及び無線航行衛星業務に有害な混信を生じさせ、これらの業務からの保護を要求し、又はこれらの業務の運用若しくは発達に制限を課してはならない。

J102 この周波数帯では、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、無線標準業務に対し有害な混信を生じさせ、この業務からの保護を要求し、又はこの業務の運用若しくは発達に制限を課してはならない。

J103 この周波数帯では、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、無線標準業務に対し有害な混信を生じさせ、この業務からの保護を要求し、又はこの業務の運用若しくは発達に制限を課してはならない。

J104 この周波数帯における移動業務の局は、この周波数帯を使用する他の一次業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならず、また、同局からの保護を要求してはならない。

J105 この周波数帯における移動業務の局は、地上に設置されるレーダー及びこの周波数帯の周波数のみを送信する航空機上のトランスポンダであって、この周波数帯で運用するレーダーによってのみ作動するものに限る。

J106 この周波数帯における移動業務の局は、航空無線航行業務に対する混信を生じさせてはならない。

J107 この周波数帯における移動業務の局は、航空無線航行業務に対する混信を生じさせてはならない。

J108 (未使用)

J109 移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号の規定に従って調整を行うことと条件とする。この周波数帯における移動衛星業務の局は、固定業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43A号の規定は適用されない。

この周波数帯において、日本国内で運用された移動無線又は公衆電話交換網(PSTN)と接続して使用される陸上移動業務に関する、無線通信規則第9.11A号の規定の適用に当たつての移動衛星業務(宇宙から地球)の宇宙局に対する地表面での電力束密度の調整しきい値は、無線通信規則付録第5表2-2に記載された調整しきい値の代わりに、全ての仰角について任意の4kHzの帯域幅で150dB(W/m<sup>2</sup>)とする。この周波数帯における移動衛星業務の局は、日本国内で運用される移動業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43A号の規定は適用されない。

J111

この周波数帯において、移動衛星業務の局は、アメリカ合衆国の領域(無線通信規則第5.343号及び第5.344号参照)及び無線通信規則第5.342号に掲げる国の領域で運用される移動業務の航空移動テレメトリ局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43A号の規定は適用されない。

J112

1518-1544MHz、1545-1559MHz、1610-1645.5MHz、1646.5-1660.5MHz、1668-1675MHz、1980-2010MHz、2170-2200MHz、2483.5-2550MHz及び2670-2690MHzの周波数帯の移動衛星業務による使用については、決議第212(WRC-07、改)及び第225(WRC-07、改)を参照すること。

J113

この周波数帯において、移動衛星業務(海上移動衛星を除く。)の局は、無線通信規則第5.352A号に掲げる国及び地域における1998年4月1日前に通告された固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、その局からの保護を要求してはならない。

J114

1525-1544MHz、1545-1559MHz、1626.5-1645.5MHz及び1646.5-1660.5MHzの周波数帯は、いかなる業務のファイーダリンクにも使用してはならない。ただし、移動衛星業務の地球局を指定された地点で使用することができる。

J115

移動衛星業務による1525-1559MHz及び1626.5-1660.5MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に従つて調整することを条件とする。

J116

1530-1544MHz及び1626.5-1645.5MHzの周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第9条の第11節の手続の適用においては、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度(GMDSS)の遭難通信、緊急通信及び安全通信に必要なスペクトルの確保に優先権が与えられる。海上移動衛星による遭難通信、緊急通信及び安全通信には、ネットワークにおいて運用されている他の全ての移動衛星通信に対して優先アクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、GMDSSの遭難通信、緊急通信及び安全通信に許容し得ない混信を生じさせてはならず、保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先について考慮することとする(決議第222(WRC-12、改)の規定が適用される。)。

J117

移動衛星業務(宇宙から地球)による1544-1545MHzの周波数帯の使用は、遭難通信及び安全通信に限る。

J118

移動衛星業務(宇宙から地球)及び衛星間によるこの周波数帯の使用は、遭難通信及び安全通信に限る。

J119

この周波数帯は、衛星・航空機間の回線を拡張し補う場合にあっては、航空移動(R)業務の航空局から航空機局への直接の伝送及び航空機局相互間の伝送にも使用することができる。

J120

1545-1555MHz 及び 1646.5-1656.5MHz の周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第 9 条の第 11 節の手続の適用においては、無線通信規則第 44 条 1 から 6 までの優先権を有する通報を送信する航空移動衛星(R)業務に必要なスペクトルの確保に優先権が与えられる。無線通信規則第 44 条 1 から 6 までの優先権を有する航空移動衛星(R)業務は、必要であれば、ネットワークにおいて運用されている他の全ての移動衛星通信に対する優先アクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、無線通信規則第 44 条 1 から 6 までの優先権を有する航空移動衛星(R)業務に対し許容し得ない混信を生じさせてはならず、保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先についても考慮することとする(決議第 222(WRC-12、改)の規定が適用される。)。

J120A

この周波数帯は、二次業務で無線航行衛星業務と同一の電波を使用して送信する公共業務用の移動衛星業務にも使用することができる。

J121

この周波数帯は、航空機上の航行援助電子装置及び直接これに関係する地上又は衛星上の装置による使用に限る。なお、衛星上での使用は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件とする。

J122

この周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って開設主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で航空移動衛星(R)業務にも使用することができる。

J123

無線測位衛星業務及び移動衛星業務の局に関しては、この周波数帯では、無線通信規則第 4.10 号の規定は適用しない。ただし、1610-1626.5MHz の周波数帯では、無線通信規則第 5.306 号に従って運用する航空無線航行衛星業務、無線通信規則第 5.367 号に従って運用する航空移動衛星(R)業務及び 1621.35-1626.5MHz の周波数帯における GMSS に使用する海上移動業務に關して、無線通信規則第 4.10 号の規定は適用される。

J124

移動衛星業務(地球から宇宙)及び無線測位衛星業務(地球から宇宙)による 1610-1626.5MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。この周波数帯においていずれかの業務により運用する移動地球局は、その影響を受ける主管庁の同意を得ない限り、無線通信規則第 5.366 号(無線通信規則第 4.10 号が適用されるシステム)に従って運用しているシステムに使用される周波数帯で、最大の等価等方輻射電力による電力密度は-15dBW/4kHz を超えてはならない。そのようなシステムが運用されていない周波数帯において、移動地球局の平均の等価等方輻射電力による電力密度は-3dBW/4kHz を超えてはならない。移動衛星業務の局は航空無線航行業務の局、無線通信規則第 5.366 号に従って運用している固定業務の局に対して、これらの局からの保護を要求してはならない。

J125

無線測位衛星業務及び移動衛星業務の局は、1610.6-1613.8MHz の周波数帯を使用する電波天文業務に対して有害な混信を与えではない。1613.8-1626.5MHz の周波数帯で運用する移動衛星業務(宇宙から地球)の非静止衛星システムの全ての宇宙局から生じる 1610.6-1613.8MHz の周波数帯における等価電力束密度(epfd)は、ITU-R 勧告 M.1583-1 に示す方法及び ITU-R 勧告 Ra.1631-0 に示す電波天文業務の参照アンテナパターンを使用して、ITU-R 勧告 Ra.769-2 及び ITU-R 勧告 Ra.1513-2 に規定される保護基準を遵守しなければならない。

J126 移動衛星業務(宇宙から地球)によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。

J126A

移動衛星業務の局は、1610.6-1613.8MHz の周波数帯を使用する電波天文業務の局に有害な混信を生じさせてはならない(第 29.13 号適用)。1613.8-1626.5MHz の周波数帯で運用する移動衛星業務(宇宙から地球)の非静止衛星システムの全ての宇宙局から生じる 1610.6-1613.8MHz の周波数帯における等価電力束密度(epfd)は、ITU-R 勧告 M.1583-1 に示す方法及び ITU-R 勧告 Ra.1631-0 に示す電波天文業務の参照アンテナパターンを使用して、ITU-R 勧告 Ra.769-2 及び ITU-R 勧告 Ra.1513-2 に規定される保護基準を遵守しなければならない。

J127

1621.35-1626.5MHz の周波数帯で受信している海上移動地球局は、通告主管庁間で合意がなされたのでなければ、無線通信規則に従い、1610-1621.35MHz の周波数帯で運用する海上移動衛星業務の地球局又は無線測位衛星業務の海上地球局、あるいは無線通信規則に従い、1626.5-1660.5MHz の周波数帯で運用する海上移動衛星業務の地球局に對して追加の制約を課してはならない。

J128

この周波数帯は、衛星・航空機間の回線を拡張し補う場合にあっては、航空移動(R)業務の航空機局から航空局への直接の伝送及び航空機局相互間の伝送にも使用することができる。

J129

この周波数帯で運用する移動地球局は、電波天文業務に有害な混信を生じさせてはならない。

J130

この周波数帯においては、移動衛星業務、固定業務、移動業務及び宇宙研究業務(受動)の共用のため、決議第 744(WRC-07、改)を適用する。

J131

移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号の規定に基づく調整に従うことを条件とする。ただし、1668-1668.4MHz の周波数帯においては、決議第 904(WRC-07)も適用する。

J132 この周波数帯における電波天文業務を保護するため、この周波数帯で運用される移動衛星業務のネットワーク内の移動地球局から生じる総電力束密度は、国際周波数登録原簿に登録されたいがなる電波天文業務の局においても、2000 秒間の期間のうち 2%以上で、10MHz の帯域幅で-181dB(W/m<sup>2</sup>)及び任意の 20kHz の帯域幅で-194 dB(W/m<sup>2</sup>)を超えてはならない。

J133

この周波数帯における移動衛星業務の局は、無線通信規則第5.379号に掲げる国の気象援助業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

J134 無線通信規則第5.380A号を参照すること。

J135

1750-1850MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従って関係主管庁の同意を得ること及び対流圈散乱による通信に特に配慮することを条件として、一次業務で宇宙運用業務(地球から宇宙)及び宇宙研究業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

J136

この周波数帯は、決議第223(WRC-07、改)に従ってIMTに使用することができる。

J137

1885-2025MHz及び2110-2200MHzの周波数帯は、IMTに使用することができる。この場合においては、決議第212(WRC-15、改)に従わなければならない。(決議第223(WRC-15、改)参照)。

J138

決議第221(WRC-07、改)に従い、1885-1980MHz、2010-2025MHz及び2110-2170MHzの周波数帯は、IMTを提供する基地局としての高高度プラットフォーム局(HAPS)に使用することができる。

J139

無線通信規則第5.388B号に掲げる国の固定業務及びIMTを提供する移動局を含む移動業務を同一チャネル干渉から保護するため、1885-1980MHz、2010-2025MHz及び2110-2170MHzの周波数帯においてIMTを提供する基地局として運用する高高度プラットフォーム局(HAPS)は、HAPSの通告時点に影響を受ける主管庁の明確な同意がない場合、国境外の地表面で-127dB(W/m<sup>2</sup>·MHz)の同一チャネル電力束密度を超えてはならない。

J140

移動衛星業務による1880-2010MHz及び2170-2200MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に基づく調整及び決議第716(WRC-2000、改)に従うことを条件とする。

J141

2025-2110MHz及び2200-2290MHzの周波数帯における移動業務の使用に当たっては、ITU-R勧告SA.1154-0に従い、高密度の移動システムを導入してはならず、その他のいかなる種類の移動システムの導入に際してもこの勧告を考慮しなければならない。

J142

2025-2110MHz及び2200-2290MHzの周波数帯の宇宙研究業務、宇宙運用業務及び地球探査衛星業務において、2以上の非静止衛星間の宇宙から宇宙への発射は、これらの業務における静止及び非静止衛星間の地球から宇宙、宇宙から地球及び宇宙から宇宙への発射に対して制限を課さないことを条件とする実行可能な全ての措置を執らなければならぬ。

J143

この周波数帯の無線測位衛星業務に関しては、無線通信規則第4.10号は適用しない。

J144

移動衛星業務及び無線測位衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に従つて調整することを条件とする。この周波数帯の電波の発射については、特に、その第二高調波により

生じる4990-5000MHzの周波数帯の電波天文業務への有害な混信を防止するため、実行可能な全ての措置を執らなければならない。

J145

2515-2535MHzの周波数帯の移動衛星業務(宇宙から地球)への分配は、無線通信規則第9.11A号に従つて調整することを条件とする。

J146

2515-2535MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.11A号に従つて調整すること及び無線通信規則第9.21号に従つて関係主管庁の同意を得ることを条件として、移動衛星業務(航空移動衛星を除く。)(宇宙から地球)の日本国内に限定した運用のためにも使用することができる。

J147

2520-2535MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従つて調整すること及び無線通信規則第9.21号に従つて関係主管庁の同意を得ることを条件として、移動衛星業務(航空移動衛星を除く。)(宇宙から地球)の日本国内に限定した運用のためにも使用することができる。

J148

移動業務の局による2545-2555MHzの周波数帯の使用は、2500-2535MHzの周波数帯を使用する移動衛星業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

J149

2655-2670MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.11A号に従つて調整すること及び無線通信規則第9.21号の規定に従つて同意を得ることを条件として、日本国内においては、移動衛星業務(航空移動衛星を除く。)(宇宙から宇宙)にも使用することができる。

J150

2670-2690MHzの周波数帯に移動衛星システムを導入する場合は、1992年3月3日前にこの周波数帯で運用している衛星システムを保護するため、必要な全ての措置を執らなければならない。この周波数帯における移動衛星システムの調整は、無線通信規則第9.11A号に従うものとする。

J151

この周波数帯において、地上に設置した気象用レーダーは、一次業務で運用することができる。

J152

この周波数帯における船上トランスポンダの使用は、2930-2950MHzの周波数帯に限る。

J153

航空無線航行業務によるこの周波数帯の使用は、地上に設置するレーダーに限る。

J154

2920-3100MHz及び9320-9500MHzの周波数帯は、海上無線航行業務の固定周波数を用いるレーダービーコンでは使用できない。

J155

この周波数帯において、無線標準業務の局は、無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならず、そのシステムからの保護を要求してはならない。

J156

3100-3266MHzの周波数帯は、レーダービーコン及び船舶用のレーダーでも使用することができる。

J157 無線通信規則第5.432A号及び第5.433A号を参照すること。

J158

この周波数帯は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する他の業務の局に有害な混信を生じさせないことを条件に、放送衛星業務(内外放送に限る。)の局にも割り当てる。また、放送衛星業務(内外放送に限る。)の局は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する他の業務からの有害な混信に対して、保護を要求してはならない。

J159

4200-4204MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件に、標準周波数報時衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J160

航空移動業務(R)の局による4200-4400MHzの周波数帯の使用は、航空機上の電波高度計及びこれと連携する地上のトランスポンダのために保留する。この使用は、決議第424(WRC-15)の規定に従うものとする。

J161

無線通信規則第5.441号を参照すること。

J162

4825-4835MHz及び4950-4990MHzの周波数帯における移動業務に対する分配は、移動業務(航空移動を除く。)に限る。

J163

航空移動衛星(R)業務による5000-5030MHz及び5091-5150MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.21号に定める手続に従つて同意を得ることを条件とする。航空移動衛星(R)業務によるこの周波数帯の使用は、国際標準の航空システムに限る。

J164

5030MHz以上で運用するマイクロ波着陸システムに有害な混信を生じさせないよう、この周波数帯で運用する無線航行衛星業務システム(宇宙から地球)内の全ての宇宙局により5030-5150MHzの周波数帯において地表面で生ずる総電力束密度は、150kHzの帯域幅で-124.5dB(W/m<sup>2</sup>)を超えてはならぬ。4990-5000MHzの周波数帯の電波天文業務に有害な混信を生じさせないよう、この周波数帯で運用する無線航行衛星業務システムは、決議第741(WRC-12、改)で定められた4990-5000MHzの周波数帯における制限値に従わなければならぬ。

J165(未使用)

J166

航空移動業務による5091-5150MHzの周波数帯の使用は、次のものに限る。  
— 航空移動(R)業務に運用されるシステムで、国際航空標準に従い、空港での地上の用途に限られるもの。この使用は、決議第748(WRC-15、改)に従うものとする。  
— 決議第418(WRC-15、改)に従った航空機局(無線通信規則第1.83号参照)からの航空遠隔測定伝送。

J167 無線通信規則第5.444A号を参照すること。

J168

固定衛星業務(地球から宇宙)への分配は、移動衛星業務の非静止衛星システムのファーダリンクに限るものとし、無線通信規則第9.11A号に従つて調整することを条件とする。

J169

航空移動(R)業務によるこの周波数帯の使用は、国際的に標準化された航空システムに限る。この周波数帯における航空移動(R)業務からの不要発射の等価等方輻射電力密度は、ITU-R勧告による規定がなされるまでは、-75dBW/MHzの制限値を使用するものとする。

J170

航空移動衛星(R)業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に定める手續に従つて同意を得ることを条件とし、国際的に標準化された航空システムに限る。

J171

この周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従つて関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で移動業務にも使用することができる。

J172

5150-5216MHzの周波数帯は、二次業務で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。無線測位衛星業務による使用は、1610-1626.5MHz及び2483.5-2500MHzの周波数帯で運用する無線測位衛星業務に接続するフィーダリングに限る。なお、地表面での総電力束密度は、全ての仰角において-159dBW/m<sup>2</sup>/4kHzを超えてはならない。

J173

移動業務(航空移動を除く。)の局による5150-5350MHz及び5470-5650MHzの周波数帯の使用は、決議第229(WRC-12、改)に従わなければならぬ。ただし、5.2GHz帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局並びにこれらと通信する無線局については、この限りでない。

J174

この周波数帯において、移動業務の局は、固定衛星業務の地球局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43A号は、固定衛星業務の地球局に対する移動業務には適用しない。

J175

5150-5650MHzの周波数帯は、航空機内における移動業務の小電力データ通信システム用でも使用することができる。なお、5150-5350MHzの周波数帯の使用は、屋内その他屋内と電波の遮蔽効果が同等と認められる場合に限る。

J176

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、無線標準業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43A号の規定は適用しない。

J177

一次業務の宇宙研究業務によるこの周波数帯の使用は、能動宇宙検知器に限る。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次業務とする。

J178

5250-5350MHzの周波数帯は、一次業務で固定業務にも分配する。固定業務によるこの周波数帯の使用は、固定無線アクセスシステムの導入のためのものであり、ITU-R勧告F.1613-0に従うものと

する。固定業務は、無線測位業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。ただし、無線通信規則第5.43A号は、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)に対する固定業務には適用しない。既存の無線測位システムを保護した上で、固定業務の固定無線アクセスシステムの導入後は、将来的に無線測位システムの導入によって、固定無線アクセスシステムにより厳格な制限を課してはならない。

J179  
この周波数帯において、移動業務の局は、無線標準業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。これらの業務は、決議第229(WRC-19、改)に規定されるものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

J180  
5350-5570MHz の周波数帯で運用する地球探査衛星業務(能動)及び5460-5570MHz の周波数帯で運用する宇宙研究業務(能動)は、5350-5460MHz の周波数帯における航空無線航行業務、5460-5470MHz の周波数帯における無線航行業務及び5470-5570MHz の周波数帯における海上無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。

J181  
この周波数帯で分配する宇宙研究業務(能動)は、この周波数帯に分配された他の業務に有害な混信を生じさせてはならず、それらの業務からの保護を要求してはならない。

J182  
この周波数帯において、無線標準業務の局は、無線通信規則第5.449号に従つて運用する航空無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならず、そのシステムからの保護を要求してはならない。

J183  
この周波数帯において、移動業務の局は、無線測位業務からの保護を要求してはならない。無線測位業務は、決議第229(WRC-19、改)に規定されるものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

J184  
この周波数帯において、5600-5650MHz の周波数帯における地上に設置した気象用レーダーを除く無線標準業務の局は、海上無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならず、そのシステムからの保護を要求してはならない。

J185  
5830-5850MHz の周波数帯は、二次業務でアマチュア衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J186  
5925-6425MHz 及び14-14.5GHz の周波数帯において、設備規則第49条の24の2に規定する携帯移動地球局は、決議第902(WRC-03)に従い、固定衛星業務の宇宙局と通信することができる。この場合において、同決議中「船上地球局」とあるのは、「設備規則第49条の24の2に規定する携帯移動地球局」とする。

J187  
6425-6429MHz の周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従つて関係主管庁の同意を得ることを条件として、標準周波数報時衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

J187A

この周波数帯は、固定業務の局及び固定衛星業務の局に対して有害な混信を生じさせないこと並びにこれらの局からの保護を要求しないことを条件として陸上移動業務の公共業務用にも使用することができます。

J188  
深宇宙に係る宇宙研究業務(地球から宇宙)による電波の発射は、7190-7235 MHz の周波数帯に影響を及ぼしてはならない。7190-7235MHz の周波数帯で運用する宇宙研究業務の静止衛星は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第5.43A号の規定は適用しない。

J188A  
地球探査衛星業務(地球から宇宙)による7190-7250MHz の周波数帯の使用は、宇宙機の運用のための追尾、遠隔制御及び遠隔指令に限る。7190-7250MHz の周波数帯の地球探査衛星業務(地球から宇宙)の宇宙局は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第5.43A号を適用しない。無線通信規則第9.17号を適用する。加えて、固定業務及び移動業務の既存及び将来の通信の相手方とするために、非静止衛星軌道又は静止衛星軌道でも地球探査衛星業務の宇宙機の通信の相手方とするために、距離の国境から最も低い距離での位置局について別に合意がなされた場合を除く。

J188B  
7190-7235MHz の周波数帯の地球探査衛星業務(地球から宇宙)の静止衛星軌道上にある宇宙局は、既存及び将来の宇宙研究業務を行う局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第5.43A号を適用しない。

J189  
7250-7375MHz の周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従つて関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で移動衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J189A  
7375-7425MHz の周波数帯は、二次業務で固定衛星業務(宇宙から地球)に密接な関係を有する移動衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J189B  
この周波数帯は、二次業務で固定衛星業務(宇宙から地球)に密接な関係を有する移動衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J190  
気象衛星業務(宇宙から地球)によるこの周波数帯の使用は、非静止衛星システム用に限る。

J191  
この周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従つて関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で移動衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

J191A  
この周波数帯は、二次業務で固定衛星業務(地球から宇宙)に密接な関係を有する移動衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

J192  
宇宙研究業務(宇宙から地球)による8400-8450MHz の周波数帯は、深宇宙での使用に限る。

J193

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、無線標準業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、その使用及び発達を妨げてはならない。

J194

海上無線航行業務による 8850–9000MHz 及び 9200–925MHz の周波数帯の使用は、海岸に設置されるレーダーに限る。

J195

この周波数帯において、無線標準業務で運用されている局は、無線通信規則第 5.337 号に従い航空無線航行業務で運用されているシステムや、無線通信規則第 5.471 号に掲げる国において一次業務で運用されている海上無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならず、これらのシステムから保護を要求してはならない。

J195A

地球探査衛星業務(能動)による 9200–9300MHz 及び 9900–10400MHz の周波数帯の使用は、9300–9900MHz の周波数帯内では十分に対応することができない 600MHz 以上の帯域を必要とするシステムに限り、この周波数帯において、無線標準業務で運用されている局は、無線通信規則第 5.337 号に従い航空無線航行業務で運用されているシステムや、無線通信規則第 5.471 号に掲げる国において一次業務で運用されている海上無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならず、これらのシステムから保護を要求してはならない。

J195B

地球探査衛星業務(能動)で運用する局は、ITU-R 勧告 RS.2066-0 に従う。

J195C

地球探査衛星業務(能動)で運用する局は、ITU-R 勧告 RS.2065-0 に従う。

J195D

地球探査衛星業務(能動)の局は、9200–9300MHz の周波数帯の海上無線航行業務及び無線標準業務、9900–10000MHz の周波数帯の無線航行業務及び無線標準業務並びに 10.0–10.4GHz の周波数帯の無線標準業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。

J196

航空無線航行業務によるこの周波数帯の使用は、航空機上に設置した気象用レーダー及び地上に設置したレーダーに限る。なお、地上に設置した航空無線航行業務のレーダービームは、海上無線航行業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする。

J197

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、9500–9800MHz の周波数帯を使用するシステムであって、その帯域幅よりも広い帯域幅を必要とするものに限る。

J198

この周波数帯で運用されている無線標準業務の局は、無線通信規則に従って運用されている無線航行業務のレーダーに有害な混信を生じさせてはならず、そのレーダーからの保護を要求してはならない。また、地上に設置した気象用レーダーは、他の無線標準業務の局に対して優先権を有する。

J199

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、無線航行業務及び無線標準業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、それらの局からの保護を要求してはならない。

J200

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)による 9800–9900MHz の周波数帯の使用は、9300–9800MHz の周波数帯を使用するシステムであって、その帯域幅よりも広い帯域幅を必要とするものに限る。

J201

9800–9900MHz 帯における地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)による 9800–9900MHz の周波数帯に二次業務で分配されている固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、この局からの保護を要求してはならない。

J202

9975MHz–10.025GHz の周波数帯は、二次業務で気象衛星業務(気象用レーダー用)にも使用することができる。

J203

この周波数帯の使用は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用しているアマチュア業務及びアマチュア衛星業務以外の外国の無線局に妨害を与えない場合に限る。

J204

この周波数帯は、非静止衛星システムに限るものとし、一次業務で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。

J205

無線通信規則付録第 30 号に掲げる地域計画に基づく放送衛星業務の局に対する割当ては、その送信がこの計画に従って運用する放送衛星業務の送信と比べて大きな混信を生じさせず、又は混信から大きな保護を必要としないことを条件として、固定衛星業務(宇宙から地球)の送信にも使用することができる。宇宙業務に関しては、この周波数帯は、主として放送衛星業務に使用しなければならない。

J206

固定衛星業務の非静止衛星システムによる 10.95–11.2GHz(宇宙から地球)、11.45–11.7GHz(宇宙から地球)、12.2–12.75GHz(宇宙から地球)、13.75–14.5GHz(地球から宇宙)、17.8–18.6GHz(宇宙から地球)、19.7–20.26GHz(宇宙から地球)、27.5–28.6GHz(地球から宇宙)及び 29.5–30GHz(地球から宇宙)の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第 9.12 号の規定に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の非静止衛星システムのための完全な調整情報又は通告情報のいずれかの無線通信局による受領の日にかかるらず、かつ、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、これらのが静止衛星通信網の保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号は適用されない。これらの周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないかかる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。

J207

この周波数帯において、二次業務の航空移動衛星業務における航空機地図局は固定衛星業務において宇宙局とも通信することができる。無線通信規則第 5.29 号から第 5.31 号までの規定を適用する。

J208

12.2–12.5GHz の周波数帯において、VSAT 地球局は、この周波数帯で運用される固定業務の局からの有害な混信に対して、保護を要求してはならない。

J209

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、無線航行業務及び無線標準業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、それらの局からの保護を要求してはならない。

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならず、その使用と発達を妨げてはならない。

J210 航空無線航行業務によるこの周波数帯の使用は、ドップラ一航行援助装置に限る。

J211

一次業務の宇宙研究業務によるこの周波数帯の使用は、能動宇宙検知器に限る。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次業務とする。

J212 地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、無線標準業務に有害な混信を生じさせてはならず、その使用と発達を妨げてはならない。

J213

宇宙研究業務への一次業務での分配は、次のものに限る。  
— 2015年11月27日までに無線通信局が事前公表情報として受領した、静止衛星軌道にある宇宙から運用される衛星システム  
— 能動宇宙検知器  
— 静止衛星軌道にある宇宙局から関連する地球局へデータを中継するための宇宙研究業務(宇宙から地球)で運用される衛星システム  
宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次業務とする。

J214

13.4-13.65GHz の周波数帯においては、宇宙研究業務(宇宙から地球)及び宇宙研究業務(宇宙から宇宙の衛星システムは、固定業務、移動業務、無線標準業務及び地球探査衛星(能動)業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

J215

無線通信規則第5.503号を参照すること。  
J216 無線通信規則第5.506A号を参照すること。

J217

3.400-3.600MHz の周波数帯は、二次業務で無線標準業務の公共業務用にも使用することができる。

J218

航空無線航行業務で運用する局は、ITU-R勧告S.1340-0に従って有効等価等方輻射電力を制限しなければならない。フィーダリング地球局からの有害な混信から航空無線航行局(無線通信規則第410号の適用があるものに限る。)を保護するために必要となる最低調整距離及びフィーダリング地球局によって局所在地平線に向けて送信される最大等価等方輻射電力は、ITU-R勧告S.1340-0に従わなければならない。

J219 無線標準業務によるこの周波数帯の使用は、航空無線航行業務で運用されている局に対して有害な天文業務を保護するため、いかなる電波天文観測所においても、当該周波数帯のうちの50MHzの周波数帯域幅当たり時間率2%以上で-156dB(W/m<sup>2</sup>)のレベルを超えてはならない。

J220

この周波数帯における無線標準業務の局の電力束密度は、15.35-15.4GHzの周波数帯における電波天文業務を保護するため、いかなる電波天文観測所においても、当該周波数帯のうちの50MHzの周波数帯域幅当たり時間率2%以上で-156dB(W/m<sup>2</sup>)のレベルを超えてはならない。

J221

固定衛星業務(地球から宇宙)による17.3-18.1GHz 及び18.1-18.4GHz の周波数帯の使用は、放送衛星業務のフィーダリンクに限る。

J222A

17.7-19.7GHz (宇宙から地球) 及び27.5-29.5GHz (地球から宇宙) の周波数帯を使用する、静止衛星系の固定衛星業務の宇宙局と通信する移動する地球局の運用は、決議第169(WRC-19)が適用される。

J223

この周波数帯は、一次業務で気象衛星業務(宇宙から地球)にも分配し、静止衛星による使用に限る。

J224

この周波数帯における固定業務及び固定衛星業務の局の電波の発射は、それぞれ無線通信規則第21.5A号及び第21.16.2号に示す値に制限される。

J225

固定衛星業務によるこの周波数帯の使用は、静止衛星システム及び遠地点高度が20000kmを超える軌道を持つシステムに限る。

J226

無線通信規則第5.523A号を参照すること。

J227

固定衛星業務(地球から宇宙)による19.3-19.6GHz の周波数帯の使用は、移動衛星業務を行う非静止衛星システムのフィーダリンクに限る。この場合は、無線通信規則第9.11A号に従って調整することを条件とし、無線通信規則第22.2号は適用されない。

J228

固定衛星業務を行う静止衛星システム及び移動衛星業務を行う非静止衛星システムのフィーダリンクによるこの周波数帯(宇宙から地球)の使用は、無線通信規則第9.11A号に従って調整することを条件とし、無線通信規則第22.2号は適用されない。固定衛星業務を行う非静止衛星システム又は無線通信規則第5.523C号及び5.523B号に示す値によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第9条(第9.11A号を除く。)、第11条及び第22.2号を条件とする。

J229

無線通信規則第5.523C号を参照すること。

J230 無線通信規則第5.523E号を参照すること。

J231 固定業務及び移動業務によるこの周波数帯の使用は、固定衛星業務又は一次業務で分配されている19.7-20.2GHzの周波数帯における移動衛星業務の宇宙局の電力束密度にいかなる制限も課さないものとする。

J232 19.7-20.2GHz(宇宙から地球)、28.45-29.1GHz(地球から宇宙)、29.46-30GHz(地球から宇宙)及び40-40.5GHz(宇宙から地球)の周波数帯は、固定衛星業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに利用することができる。

J233

移動衛星及び固定衛星業務の通信網相互間の地域間調整を容易にするため、19.7-20.2GHz及び29.5-30GHzの周波数帯においては、移動衛星業務における最も干渉に弱い搬送波は、できる限り周波数帯の高い部分に配置するものとする。

J234

19.7-20.2GHz及び29.5-30GHzの周波数帯の移動衛星業務には、無線通信規則第4.10号は適用されない。

J235

20.1-20.2GHz及び29.9-30GHzの周波数帯で、固定衛星業務及び移動衛星業務の通信網は、1又は2以上の衛星を介した対向通信及び多方向通信のための、特定地点の地球局、不特定の地点の地球局又は移動中の地球局の間に回線を設定することができる。

J236

移動衛星業務の宇宙局の使用に当たっては、狭域スポットビームアンテナや他の先進技術を用いるものとする。この周波数帯における移動衛星業務のシステムの運用は、無線通信規則第5.524号の規定に従う固定及び移動システムが運用する周波数帯の继续使用を確保するため、あらゆる実現可能な措置を講じなければならない。

J237

開発主官庁間で別に合意がなされた場合を除き、固定業務及び移動業務のどの局についても、他の主管庁の所掌範囲における任意の点の地上高3mにおいて、時間率20%以上で-120.4dB(W/(m<sup>2</sup>·MHz))を超える電力束密度を生じさせてはならない。この場合においては、ITU-R勧告P.452(ITU-R勧告B.1898を参照)に基づかなければならぬ。

J238

J239(未使用)

J240(未使用)

J241 地球探査衛星業務(受動)及び宇宙研究業務(受動)によるこの周波数帯の使用は、固定業務及び移動業務の運用に制約を課さないものとする。

J242

宇宙研究業務の地球局の位置は、既存の固定業務及び移動業務又はそれらの業務の将来的な発展を保護するため、隣接する国々との国境から最低でも54kmの距離を維持しなければならない。ただし、関係主管庁間でそれよりも短い距離での置局について別に合意がなされた場合を除く。この場合において、無線通信規則第9.17号及び第9.18号は適用しない。

J243

固定衛星業務(地球から宇宙)によるこの周波数帯の使用は、最小空中線口径を4.5mとする地球局に限る。

J244

衛星間業務によるこの周波数帯の使用は、空港面探査を行う無線航行業務からの有害な混信を容認しなければならない。

J245

この周波数帯については、放送衛星業務のフィーダリンクの局は、他の固定衛星業務(地球から宇宙)の使用より優先される。これ以外の使用については、これら衛星基幹放送局の既存又は計画されたフィーダリンクに干渉を与えてはならず、これらの局からの有害な干渉を容認しなければならない。

J246

衛星間業務によるこの周波数帯の使用は、宇宙研究及び地球探査衛星の利用に限るものとし、また宇宙における産業医療活動からのデータの送信に限る。

J247

地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地球局は、近隣国において運用している固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならない。地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地球局は、ITU-R勧告SA.1862を考慮して運用しなければならない。決議第242(WRC-19)を適用する。

J248

この周波数帯における衛星間業務で運用されていく非静止衛星を利用した宇宙業務に関しては、無線通信規則第22.2号は適用されない。

J249

この周波数帯は、放送衛星業務のために定められたフィーダリンクのための固定衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

J250

27.500-27.501GHz及び29.999-30.000GHzの周波数帯は、上り回線電力制御を行うためのビーコン波送信用として、一次業務で固定衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。このような宇宙から地球への送信は、静止軌道上で近接した衛星の方向において等価等方輻射電力で10dBWを超えてはならない。

J251

この周波数帯は、放送衛星業務のために定められたフィーダリンクのための固定衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J252

27.9-28.2GHzの周波数帯は、上り回線電力制御を行ったためのビーコン波送信用として、二次業務で固定衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J253 27.501-29.999GHzの周波数帯は、上り回線電力制御を行ったためのビーコン波送信用として、二次業務で固定衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

HAPSによる当該周波数帯の使用は、補助周波数帯とする。HAPSに割り当てられた当該周波数帯の使用は、HAPSから地上方向への運用に限定し、他の固定業務システム又は他の一次業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。

HAPSは、これらの他の業務の発達を妨げてはならない。決議第145(WRC-07、改)を参照すること。

J25A  
28.45-29.1GHz の周波数帯を使用する移動業務のローカル5Gの局は、固定衛星業務の地球局からの保護を要求してはならない。

J253  
この周波数帯において、地球探査衛星業務は局間のデータ伝送に限るものとし、能動又は受動センサーによる情報収集に優先させるものであってはならない。

J254  
無線通信規則第5.535A号を参照すること。

J255  
無線通信規則第5.541号を参照すること。

J255A  
29.5-30GHz の周波数帯において、設備規則第49条の23の4に規定する携帯移動地球局は、決議第156(WRC-15)に従い、固定衛星業務の宇宙局と通信することができる。

J256  
固定業務又は移動業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第21.3号及び第21.5号に定め電力制限値を適用する。

J257  
29.95-30GHz の周波数帯は、遠隔測定、追尾及び制御の目的のために、二次業務で地球探査衛星業務(宇宙から宇宙)にも使用することができる。

J258  
無線通信規則第5.543B号を参照すること。

J259  
宇宙研究業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第21条表21-4に定める値を超えないことを条件とする。

J260  
31.8-33.4GHz、37-40GHz、40.5-43.5GHz、51.4-52.6GHz、55.78-59GHz 及び 64-66GHz の周波数帯は、固定業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに使用することができる(決議第75(WRC-2000)参照)。

J261  
航空機上レーダーシステムの運用上の必要性を考慮して、この周波数帯における固定業務の局と無線航行業務の航空機上の局との間の混信は、極力抑えるものとする。

J262  
32.3-33GHz の周波数帯における衛星間業務、32-33GHz の周波数帯における無線航行業務及び31.8-32.3GHz の周波数帯における宇宙研究業務(深宇宙)の通信システムを設計するに当たっては、無線航行業務の安全面に留意しつつ、これらの業務間の有害な混信を防止するために必要な全ての措置を執らなければならない(勧告第707参照)。

この周波数帯において、地球探査衛星業務(能動)又は宇宙研究業務(能動)のあらゆる宇宙検知器により生ずる地表面での平均電力束密度は、ビームの中心から0.8度を超えるいかなる角度においても、この周波数帯で~73.3dB(W/m<sup>2</sup>)を超えてはならない。

J264  
地球探査衛星業務(受動)と固定業務及び移動業務との間の36-37GHz帯の共用に当たっては、決議第752(WRC-07)を適用する。

J264A  
固定衛星業務の非静止衛星システムによる37.5-39.5GHz(宇宙から地球)、39.5-42.5GHz(宇宙から地球)、47.2-50.2GHz(地球から宇宙)及び50.4-51.4GHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整に関する無線通信規則第9.12号の規定が適用される(他の業務の非静止衛星システムとの調整のためには適用されない)。決議第770(WRC-19)も適用され、無線通信規則第22.2号も引き続き適用される。

J264C  
38-39.5GHz の周波数帯の固定業務に対する分配は、全世界において高度プラットフォーム局(HAPS)での使用に特定される。HAPSから地上方向において、HAPS 地上局は固定、移動及び固定衛星業務の局からの保護を要求してはならず、無線通信規則第5.43A号は適用しない。この特定は、この周波数帯で分配されている他の固定業務のアプリケーション又は同等の優先度で分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。さらに、HAPSは固定衛星、固定及び移動業務の発展に過度な制約を課してはならない。このような固定業務の分配におけるHAPSの使用は、決議第168(WRC-19)に従う。

J265  
移動衛星業務(宇宙から地球)の非静止衛星システム及び固定衛星業務(宇宙から地球)の非静止衛星システムによる39.5-40GHz 及び 40-40.5GHz の周波数帯の使用は、固定衛星業務及び移動衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整に関する無線通信規則第9.12号の規定が適用されるが、他の業務の非静止衛星システムとの調整には適用されない。無線通信規則第22.2号は、非静止衛星システムに引き続き適用される。

J265  
無線通信規則第5.551H号を参照すること。

J266  
無線通信規則第5.5511号を参照すること。

J267  
43.5-47GHz 及び 66-71GHz の周波数帯において、陸上移動業務の局は、これらの周波数帯が分配されている宇宙無線通信業務に有害な混信を生じさせないことを条件として運用することができる(無線通信規則第5.43号参照)。

J268  
この周波数帯は、移動衛星業務又は無線航行衛星業務に関連して、特定の固定地点の陸上局を接続する衛星回線にも使用することができる。

J269  
47.2-49.2GHz の周波数帯は、40.5-42.5GHz の周波数帯で運用する放送衛星業務のファーディングに使用するため、周波数の割当てを保留する。

J270

47.2-47.5GHz 及び 47.9-48.2GHz の周波数帯における固定業務に対する分配は、高高度プラットフォーム局(HAPS)に割り当てる事ができる。なお、この周波数帯の使用は、決議第122(WRC-07、改)の規定に従うことを条件とする。

J271

48.94-49.04GHz の周波数帯は、一次業務で電波天文業務に分配する。

J271A

固定衛星業務(地球から宇宙)によるこの周波数帯の使用は、静止衛星ネットワークに限定される。地球局は、最小空中線口径が 2.4m のゲートウェイ地球局に限定される。

J272

51.4-54.25GHz、58.2-59GHz 及び 64-65GHz の周波数帯は、電波天文業務にも使用することができる。

J273

移動業務(小電力業務用を除く。)によるこの周波数帯の使用は、2021年12月31日までに限る。

J274

衛星間業務による 54.25-56.9GHz、57-58.2GHz 及び 59-59.3GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道上にある衛星相互間に限る。衛星間業務の局による地表面から 1000km までの高度における單一入射電力束密度は、全ての条件及び全ての変調方式について、全ての仰角に対し、 $-147\text{dBW/m}^2/100\text{MHz}$  を超えてはならない。

J275

この周波数帯は、低密度の使用として、一次業務で移動業務にも分配する。

J276

衛星間業務による 54.25-56.9GHz、57-58.2GHz 及び 59-59.3GHz の周波数帯においては、地球探査衛星業務(受動)の局を保護するため、固定業務の局における送信機より空中線へ送られる最大電力密度を、 $-26\text{dB (W/MHz)}$  に制限する。

J277

航空移動業務によるこの周波数帯の使用は、衛星間業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする(無線通信規則第5.43号参照)。

J278

衛星間システムによるこの周波数帯の使用は、静止衛星軌道における衛星間リンク及び高軌道非静止衛星から低軌道非静止衛星への送信に限る。静止衛星軌道における衛星間リンクについては、地表面から 1000km までの高度における單一入射電力束密度は、全ての条件及び全ての変調方式について、全ての仰角に対し、 $-147\text{dBW/m}^2/100\text{MHz}$  を超えてはならない。

J279

無線標準業務における航空機上のレーダーによるこの周波数帯の使用は、衛星間業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする(無線通信規則第5.43号参照)。

J280

この周波数帯は、一次業務で地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の宇宙局のレーダーにも使用することができる。

J281

81-81.5GHz の周波数帯は、二次業務でアマチュア業務及びアマチュア衛星業務にも分配する。

J282 固定業務、移動業務及び放送業務の局は、周波数割当計画に係る会議における放送衛星業務のための適切な決定に従って運用する固定衛星業務の局及び放送衛星業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。

J283

固定衛星業務(地球から宇宙)によるこの周波数帯の使用は、静止衛星軌道上の放送衛星業務のファーダリンクに限定される。

J284

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、宇宙雲レーダー用に限る。

J285

宇宙局の送信設備及び関連する電波天文業務の用に供する受信設備の運営体は、94-94.1GHz 及び 130-134GHz の周波数帯における地球探査衛星業務(能動)の宇宙局から電波天文受信機の空中線の主ビームに向けられた送信により発生する干渉を極力避けるため、相互に運用を計画するものとする。

J286

105-109.5GHz、111.8-114.25GHz 及び 217-226GHz の周波数帯において、この分配は、宇宙電波天文のみの使用に限る。

J287

衛星間業務によるこの周波数帯の使用は、静止衛星軌道の衛星に限る。全ての条件及び全ての変調方式に対して、地表面から 1000km までの高度及び受動検知器が存在する全ての静止衛星位置の近傍で、衛星間業務の局により生じる單一入射電力束密度は、全ての仰角において $-148\text{dB (W/(m}^2\cdot\text{MHz})$  を超えてはならない。

J288

地球探査衛星業務(能動)による使用は、133.5-134GHz の周波数帯に限る。

J289(未使用)

J290(未使用)

J291

衛星間業務による 174.8-182GHz 及び 185-190GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道の衛星に限る。全ての条件及び全ての変調方式に対して、地表面から 1000km までの高度及び受動検知器が存在する全ての静止衛星位置の近傍で、衛星間業務の局により生じる單一入射電力束密度は、全ての仰角において $-144\text{dB (W/(m}^2\cdot\text{MHz})$  を超えてはならない。

J292

200-209GHz、235-238GHz、250-252GHz 及び 265-275GHz の周波数帯では、大気成分を調べるため、地上設置型受動大気検知を行う。

J293

237.9-238GHz の周波数帯は、宇宙機搭載雲レーダーの場合のみ、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)にも分配する。

受動業務による275-1000GHzの周波数帯の使用は、能動業務による使用を妨げてはならない。

J295  
1000-3000GHzの周波数帯は、能動業務及び受動業務に使用することができる。

J296  
275-450GHzの周波数帯での固定及び陸上移動業務のアプリケーションの運用；

275-296GHz、306-313GHz、318-333GHz及び350-450GHzの周波数帯は、地球探査衛星業務（受動）を保護するために特定の条件を必要としない陸上移動及び固定業務のアプリケーションを導入しようとする主管庁によって特定される。

296-306GHz、313-318GHz及び333-356GHzの周波数帯は、地球探査衛星業務（受動）のアプリケーションの保護を確実にする特定の条件が、以下に従って決定される場合にのみ、固定及び陸上移動業務のアプリケーションで使用できる。

決議第731(WRC-19、改)。

電波天文のアプリケーションが使用される275-450GHzの周波数帯では、地上移動及び/又は固定業務のアプリケーションから電波天文のサイトを保護するため、決議第731(WRC-19、改)に従いケーブルベースで、特定の条件（最小離隔距離や回避度など）が必要になる場合がある。陸上移動及び固定業務のアプリケーションによる上記の周波数帯の使用は、275-450GHzの周波数帯の無線通信業務の他のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、優先権を確立するものでもない。

別表1-1 中波放送の周波数表

| チャネル番号 | 割当周波数(kHz) | チャネル番号 | 割当周波数(kHz) | チャネル番号 | 割当周波数(kHz) |
|--------|------------|--------|------------|--------|------------|
| 1      | 531        | 41     | 891        | 81     | 1251       |
| 2      | 540        | 42     | 900        | 82     | 1260       |
| 3      | 549        | 43     | 909        | 83     | 1269       |
| 4      | 558        | 44     | 918        | 84     | 1278       |
| 5      | 567        | 45     | 927        | 85     | 1287       |
| 6      | 576        | 46     | 936        | 86     | 1296       |
| 7      | 585        | 47     | 945        | 87     | 1305       |
| 8      | 594        | 48     | 954        | 88     | 1314       |
| 9      | 603        | 49     | 963        | 89     | 1323       |
| 10     | 612        | 50     | 972        | 90     | 1332       |
| 11     | 621        | 51     | 981        | 91     | 1341       |
| 12     | 630        | 52     | 990        | 92     | 1350       |
| 13     | 639        | 53     | 999        | 93     | 1359       |
| 14     | 648        | 54     | 1008       | 94     | 1368       |
| 15     | 657        | 55     | 1017       | 95     | 1377       |
| 16     | 666        | 56     | 1026       | 96     | 1386       |
| 17     | 675        | 57     | 1035       | 97     | 1395       |
| 18     | 684        | 58     | 1044       | 98     | 1404       |
| 19     | 693        | 59     | 1053       | 99     | 1413       |
| 20     | 702        | 60     | 1062       | 100    | 1422       |
| 21     | 711        | 61     | 1071       | 101    | 1431       |
| 22     | 720        | 62     | 1080       | 102    | 1440       |
| 23     | 729        | 63     | 1089       | 103    | 1449       |
| 24     | 738        | 64     | 1098       | 104    | 1458       |
| 25     | 747        | 65     | 1107       | 105    | 1467       |
| 26     | 756        | 66     | 1116       | 106    | 1476       |
| 27     | 765        | 67     | 1125       | 107    | 1485       |
| 28     | 774        | 68     | 1134       | 108    | 1494       |
| 29     | 783        | 69     | 1143       | 109    | 1503       |
| 30     | 792        | 70     | 1152       | 110    | 1512       |
| 31     | 801        | 71     | 1161       | 111    | 1521       |
| 32     | 810        | 72     | 1170       | 112    | 1530       |
| 33     | 819        | 73     | 1179       | 113    | 1539       |
| 34     | 828        | 74     | 1188       | 114    | 1548       |
| 35     | 837        | 75     | 1197       | 115    | 1557       |
| 36     | 846        | 76     | 1206       | 116    | 1566       |
| 37     | 855        | 77     | 1215       | 117    | 1575       |
| 38     | 864        | 78     | 1224       | 118    | 1584       |
| 39     | 873        | 79     | 1233       | 119    | 1593       |
| 40     | 882        | 80     | 1242       | 120    | 1602       |

別表1－2 放送衛星業務の周波数表

1

12GHz帯放送衛星業務の周波数表

| 衛星軌道位置 | 偏波 | チャネル番号                                 | 割当周波数(GHz)   |
|--------|----|--|--|
| 右旋円偏波  |    | 1<br>3<br>5<br>7<br>9                  | 11.72748<br>11.76584<br>11.8042<br>11.84256<br>11.88092                        |
|        |    | 11<br>13<br>15                         | 11.91928<br>11.95764<br>11.996   |
|        |    | 17<br>19<br>21<br>23                   | 12.03436<br>12.07272<br>12.11108<br>12.14944                                   |
| 東経110度 |    | 2<br>4<br>6<br>8                       | 11.74666<br>11.78502<br>11.82338<br>11.86174                                   |
| 左旋円偏波  |    | 10<br>12<br>14<br>16<br>18<br>20<br>22 | 11.9001<br>11.93846<br>11.97682<br>12.01518<br>12.05354<br>12.0919<br>12.13026 |

2 17GHz帯放送衛星業務のファーダリンク用の周波数表

1

17GHz帯放送衛星業務のファーダリンク用の周波数表

| 衛星軌道位置 | 偏波 | チャネル番号                                 | 割当周波数(GHz)   |
|--------|----|--|--|
| 右旋円偏波  |    | 1<br>3<br>5<br>7<br>9                  | 17.32748<br>17.36584<br>17.4042<br>17.44256<br>17.48092                        |
|        |    | 11<br>13<br>15                         | 17.51928<br>17.55764<br>17.596   |
|        |    | 17<br>19<br>21<br>23                   | 17.63436<br>17.67272<br>17.71108<br>17.74944                                   |
| 東経110度 |    | 2<br>4<br>6<br>8                       | 17.34666<br>17.38502<br>17.42338<br>17.46174                                   |
| 左旋円偏波  |    | 10<br>12<br>14<br>16<br>18<br>20<br>22 | 17.5001<br>17.53846<br>17.57682<br>17.61518<br>17.65354<br>17.6919<br>17.73026 |

別表2－1 航空移動（R）業務の専用周波数帯の周波数表（2-22MHz帯）

| 周波数<br>(kHz) | 使 用 許 可 区 域                             | 備 考                               |
|--------------|---|-----------------------------------|
| 2851         | M AFI<br>R 2A 3B 3C 9C 11B 13E 13F 14   | CC 3B 3C<br>CC 13E 13F<br>C001/2A |
| 2854         | M SAT<br>R 3A 3B 6E 10B                 | CC 3A 3B                          |
| 2857         | R 2B 2C 6B 13J                          | CC 2B 2C                          |
| 2860         | R 1B 3A 3C 9B 10B 12E 12J 13I<br>V VAFI | CC 3A 3C<br>CC 12E 12J<br>C001/1B |
| 2863         | R 2A 2C 7B 13C 13J 13K<br>V VPAC        | CC 2A 2C<br>CC 13C 13J 13K        |
| 2866         | R 2C 3C 4B 6D 10A                       | C001/3C                           |
| 2869         | M CEP<br>R 2A 2B 3A 6G 10E 13C 14G      | CC 2A 2B 3A<br>C009/6G            |
| 2872         | M NAT<br>R 3B 6A 6E 13G                 | CC 6A 6E                          |
| 2875         | R 2A 2B 3A 6G 10A 12G                   | CC 2A 2B 3A<br>C009/6G            |
| 2878         | M AFI<br>R 3B 3C 11B 13I 13J 14         | CC 3B 3C<br>CC 13I 13J            |
| 2881         | R 1B 2A 2B 3A 6C<br>V VSAM              | CC 2A 2B 3A<br>C001/1B            |
| 2884         | R 2C 3B 6D                              | C001/3B                           |
| 2887         | M CAR<br>R 2A 2B 3A 7E 13I 14C          | CC 2A 2B 3A<br>C001/2A 2B 3A      |
| 2890         | R 1B 6G 13J                             | 2965 R 1E 7B 10C 12F 12J 13H      |
| 2893         | R 2C 3 4B 10D 12F                       | CC 2C 3                           |
| 2896         | R 2A 2B 3A 6G                           | CC 2A 2B 3A<br>C009/6G            |
| 2899         | M NAT<br>R 5D 6G 13H                    | 2971 M NAT<br>R 5D 6G 13G         |
| 2902         | R 2B 2C 3B 6G 12J                       | CC 2B 2C 3B<br>C009/6G            |
| 2905         | R 3A 3C 5C 9B<br>V VNAT                 | CC 3A 3C<br>C001/3B<br>C009/6G    |
| 2908         | R 2B 2C 3B 13M                          | CC 2B 2C 3B                       |

|      |   |  |   |
|------|---|--|---|
| 2989 | R 1D 6G                                     |  |   |
| 2992 | M MID<br>R 10A 10E 13C                      |  |   |
| 2995 | R 6G  |  |   |
| 2998 | M CWP<br>R 7D 12E 12F 12G 12H 13F<br>V VEUR | CC 12E 12F 12G 12H   | 3401 R 2B 2C 3B 9B 12C 13K                  |
| 3001 | R 6A 6E                                     | CC 6A 6E   | 3404 R 3A 3C 9C 9D 10B<br>V VAFI            |
| 3004 | M NCA<br>R 11B 13K                          |  | 3407 R 2B 2C 3B 7C 12D 14D<br>V VEUR        |
| 3007 | W (世界的使用)                                   | C100/ II III   | 3410 R 1D 3C 11B 13J                        |
| 3010 | W (世界的使用)                                   | C100/ I IV   | 3413 M CEP<br>R 3B 6G 13C 14A 14E<br>V VEUR |
| 3013 | W (世界的使用)                                   | C100/ II V   | CC 14A 14E<br>C009/6G                       |
| 3016 | M EA NAT<br>R 9D 13G                        |  | 3416 R 1D 2A 2B 3A 6D                       |
| 3019 | M NCA<br>R 11B 13K                          |  | 3419 M AFI<br>R 3B 3C 9B 10D 12J 13I        |
| 3023 | W (世界的使用)<br>(R) 及び(OR)                     | この周波数の電波の全世界における使用は、次の場合に認められる。<br>1 航空機局では、次の通信に認められる。<br>(a) 進入管制及び飛行場管制との通信<br>(b) 航空局との間の他の周波数が使用不可能又は不明である場合の通信   | CC 2A 2B 3A<br>C001/6G                      |
|      |   | 2 航空局では、進入管制及び飛行場管制のため空中線回路における平均電力の値を20W以下に制限すること。<br>(a) 有書な混信を避けるため、使用空中線の型式について、その都度特別の注意を払うこと。<br>(b) この周波数を(a)及び(b)の条件で使用する航空局の電力は、直接関係する各主管局と業務が影響を受けるおそれがある主管局との間で調整を行うことを条件として、その電力を航空機の運航上の要求を満たすために必要な値にまで増加することができる。<br>3 この周波数を1及び2の目的に使用するための他の詳細な事項については、国際民間航空機関の会合が勧告することもある。この会合との共同の検索及び救助作業に参加する他の移動業務の局が使用することができる、また、その移動局とこの作業に参加する陸上局との間の通信にも使用することができる。航空局は、これらの局と通信を行うため、この周波数の使用を認められる。 | CC 2A 2B<br>C004/6G                         |
|      |   | 4 この周波数は、上空と地上との共同の検索及び救助作業に参加する他の移動業務の局が使用することができる、また、その移動局とこの作業に参加する陸上局との間の通信にも使用することができる。航空局は、これらの局と通信を行うため、この周波数は、特別取決めに従つて、ALA、A 1B又はA3E電波の発射のために使用することが  | CC 3A 3C<br>C001/3B                         |
| 5    |   |  | CC 3A 5A<br>C001/6G                         |
|      |   |  | CC 2A 2C<br>C004/6G                         |
| 3452 | M SAT<br>R 3A 3C 5A 5C 14C                  | CC 3A 3C<br>C009/6G  | CC 2B 2C 3B<br>C001/9B                      |
| 3455 | M CAR CWP                                   | CC 2A 2C   | CC 3A 9C<br>C001/2A 2B 3A                   |

できる。ただし、この周波数は、細分することはできない。  
6 共同の検索及び救助作業に直接参加してこの周波数の電波を使用する全ての局は、無線通信規則付録第27/57号に規定する場合を除くほか、上側波帶でのみ送信しなければならない。

|      |   |  |   |
|------|---|--|---|
|      | R 2A 2C 7B 13H                            | CC 13C 13J 13K<br>C001/1B                        | C001/6G   |
| 3458 | R 1B 10D 13C 13J 13K<br>V VSEA            | CC 13C 13J 13K<br>C001/1B                        | CC 10B 10D 10E  |
| 3461 | R 7F 9C 12E 12F 12G 12H 14<br>V VNCA      | CC 12E 12F 12G 12H                               | CC 10C 10D<br>C001/6G   |
| 3464 | R 1C 6G 12C 13K                           | CC AFI MID                                       | CC 2A 2B 3A<br>C001/4A<br>C001/6G   |
| 3467 | M AFI MID SP<br>R 10B 13D                 |  |   |
| 3470 | M SEA<br>R 1C 10A 13G                     |  | CC 6A 6E<br>C001/13G  |
| 3473 | M MID<br>R 1B 6C 10E 13C                  | C001/1B  | CC 14A 14G<br>C001/14A 14G  |
| 3476 | M INO NAT<br>R 9B 13F                     | C001/9B  | CC 2B 2C 3B   |
| 3479 | M EUR SAM<br>R 6A 6B 14                   |  | CC 3A 3C<br>14B 14C<br>C001/14B 14C   |
| 3482 | R 5D 6G                                   |  | W (世界的使用)   |
| 3485 | M EA SEA<br>R 7E 13H<br>V VNAT            | CC EA SEA  | C100/ I II III  |
| 3488 | R 1B 5B 6B 10B 12E 12F 12G 12H<br>14B 14F | CC 12E 12F 12G 12H<br>CC 14B 14F<br>C001/1B      | CC 2A 2B 3A<br>C001/6G  |
| 3489 | M EA<br>R 1E 4A 10C 13E                   | CC 1E 4A   | 4693 R 2B 2C 3 10B 12C 13I 14D<br>C001/14D  |
| 3491 | W (世界的使用)                                 | C100/ II   | 4696 R 2 6G 9 10 13J<br>C001/6G   |
| 3494 | W (世界的使用)                                 | C100/ II   | 4699 R 10F 11B 12F 12H 13I 13J<br>C001/13J  |
| 3497 | W (世界的使用)                                 | C100/ II   | 5454 R 10 12E 13F 13J<br>5457 R 10C 13N   |
| 4651 | R 1D 6C 6G 10B 10E 13E 13F                | CC 13E 13F<br>C001/6G                            | 5460 R 10B 10E 12C 13D<br>5463 R 11B 13H 13K 13M  |
| 4654 | W (世界的使用)                                 | C100/ I II                                       | 5466 R 10B 13I<br>5469 R 11B 13G  |
| 4657 | M AFI CEP<br>R 2A 2C 3B 6A 6E 13H         | CC 2A 2C<br>C001/2A 2C<br>CC 6A 6E<br>C001/6A 6E | 5472 R 10A 10D 13H<br>5475 R 10A 10D 12E 12F 13G<br>5481 R 2A 2C 4B 6G 7D 9C 10C 10E 12E<br>12J 13E 13F 13K 14D 14G<br>CC 12E 12F<br>CC 12E 12J<br>CC 13E 13F<br>CC 14D 14G |
| 4660 | R 2B 2C 9B 10C 13D 13M                    | CC 2B 2C<br>CC 13D 13M                           | CC 13E 13F 13K<br>CC 14D 14G  |
| 4663 | R 6G 10F 13E 13F 13K                      | CC 13E 13F 13K                                   |   |

|      |                                   |             |  |
|------|-----------------------------------|-------------|--|
| 5484 | R 1B 3A 3C 6A 9B 10A 10D 12C      | CC 3A 3C    |  |
| 5487 | R 2C 6G 10C 12E                   |             |  |
| 5490 | R 2A 2B 3A 6D 10A 10D 12C 13C     | CC 2A 2B 3A |  |
| 5493 | M AFI                             | C002/6G     |  |
|      | R 3B 6G                           |             |  |
| 5496 | R 2A 2B 3A 6F 10A 10D 12C 12J 13I | CC 2A 2B 3A |  |
| 5499 | R 3B 6G                           | C002/6G     |  |
|      | V VAFT                            |             |  |
| 5502 | R 2A 2B 3A 6B 10C 12C 13M         | CC 2A 2B 3A |  |
| 5505 | R 3B 6G                           | C003/6G     |  |
| 5508 | R 2B 2C 6F 7 9B 11B 12F 13N       | CC 2B 2C    |  |
| 5511 | R 3A 5B 6G                        | C002/6G     |  |
| 5514 | R 2C 3B 3C 6E 11B 13C             | CC 3B 3C    |  |
| 5517 | R 3A 6G                           | C002/6G     |  |
| 5520 | M CAR                             | CC 2B 2C 3B |  |
|      | R 2B 2C 3B 6D 7E                  |             |  |
| 5523 | R 2A 6G 9B 11B 12G 13I            |             |  |
| 5526 | M SAM                             | CC 2B 2C 3B |  |
|      | R 2B 2C 3B 5D 6E 10F 14           |             |  |
| 5529 | W (世界的使用)                         | C100/ I II  |  |
| 5532 | W (世界的使用)                         | C100/ I V   |  |
| 5535 | W (世界的使用)                         | C100/ I IV  |  |
| 5538 | W (世界的使用)                         | C100/ II V  |  |
| 5541 | W (世界的使用)                         | C100/ I IV  |  |
| 5544 | W (世界的使用)                         | C100/ II V  |  |
| 5547 | M CEP                             |             |  |
|      | R 2A 4A 6G 7F 13H 13K             |             |  |
| 5550 | M CAR                             | CC 2B 2C 3B |  |
|      | R 2B 2C 3B 5D 6C 6E 14G           |             |  |
| 5553 | R 6G 10B 13C                      |             |  |
| 5556 | R 2 3 12F                         | CC 2 3      |  |
| 5559 | M SP                              |             |  |
|      | R 2A 4A 6G 10E 12G 13J            |             |  |
| 5562 | R 2C 3B 3C 10C 12D 13D            | CC 3B 3C    |  |
| 5565 | M SAT                             |             |  |

|      |                                |                |  |
|------|--------------------------------|----------------|--|
| 5568 | R 6G 9B 10A                    |                |  |
| 5571 | R 1B 3A 3C 5B 6D 7F 10B 12 13J | CC 3A 3C       |  |
| 5574 | M CEP                          |                |  |
|      | R 2B 2C 4B 6D 13G              | CC 2B 2C       |  |
| 5577 | R 1C 5A 6G 7B 10E 13C 13J 13K  | CC 13C 13J 13K |  |
| 5580 | R 3A 3B 6A 6C 14G              | CC 3A 3B       |  |
|      | V VCAR                         |                |  |
| 5583 | R 1E 5A 5C 6G 7B 9 10B 12E 12F | CC 5A 5C       |  |
|      | 12H 13E 13F                    | CC 12E 12F 12H |  |
| 5586 | R 2C 3C 10D                    | CC 13E 13F     |  |
| 5589 | R 12C                          |                |  |
|      | V VMLD                         |                |  |
| 5592 | R 6G 7C 9D                     |                |  |
|      | V VNAT                         |                |  |
| 5595 | R 1C 2B 6B 10C 12E             |                |  |
| 5598 | M NAT                          |                |  |
|      | R 6G                           |                |  |
| 5601 | R 3A 3B 6A                     | CC 3A 3B       |  |
|      | V VSAM                         |                |  |
| 5604 | R 2A 2C 4B 6G 10 12A 12E 12F   | CC 2A 2C       |  |
|      | 13E 13F 13K 14                 | CC 12E 12F     |  |
|      | C100/ II V                     | CC 13E 13F     |  |
| 5607 | R 2B                           |                |  |
| 5610 | R 6G                           |                |  |
| 5613 | R 2B 12C                       |                |  |
| 5616 | M NAT                          |                |  |
|      | R 6G                           |                |  |
| 5619 | R 2B 12J                       |                |  |
| 5622 | R 1D 6G                        |                |  |
| 5625 | R 3A 5B 6B 10D                 |                |  |
| 5628 | M NP                           | C003/6G        |  |
|      | R 1D 6G                        |                |  |
| 5631 | R 6D 10A                       |                |  |
| 5634 | M IN0                          | C002/6G        |  |
|      | R 6G                           |                |  |



|      |   |                          |                |  |
|------|---|--------------------------|----------------|--|
|      | V | VEUR                     |                |  |
| 6583 | R | 2 3 6E                   | CC 2 3         |  |
| 6586 | M | CAR                      |                |  |
|      | R | 2C 6G 7 13G 14C          |                |  |
| 6589 | R | 3                        |                |  |
| 6592 | M | NCA                      |                |  |
|      | R | 12C                      |                |  |
| 6595 | R | 1B 3B 3C 5B 6D           | CC 3B 3C       |  |
| 6598 | M | EUR                      |                |  |
|      | R | 4B 6G 9B 10B 10E 12F 13H |                |  |
| 6601 | R | 2                        |                |  |
| 6604 | R | 1D 6G 7C 10A 13N 14B     | V VNAT         |  |
| 6607 | R | 3A 6A 6B                 |                |  |
| 6610 | R | 1D 6G 14F                |                |  |
| 6613 | R | 3A 6A 6B 13G             |                |  |
| 6616 | R | 4A 6G 12G 14E            |                |  |
| 6619 | R | 3A 6B                    |                |  |
| 6622 | M | NAT                      |                |  |
|      | R | 6G 7F 9B 12C 13D         |                |  |
| 6625 | M | MID                      |                |  |
|      | R | 3B                       |                |  |
| 6628 | M | NAT                      | CC 13D 13M     |  |
|      | R | 6G 7E 12C 13D 13M 14     |                |  |
| 6631 | M | MID                      |                |  |
|      | R | 3B 6C                    |                |  |
| 6634 | R | 6G                       |                |  |
| 6637 | W | (世界的使用)                  | C100/ I II III |  |
| 6640 | W | (世界的使用)                  | C100/ II V     |  |
| 6643 | W | (世界的使用)                  | C100/ I IV     |  |
| 6646 | W | (世界的使用)                  | C100/ II V     |  |
| 6649 | M | SAM                      |                |  |
|      | R | 3A 6G                    |                |  |
| 6652 | R | 6G 7B                    |                |  |
| 6655 | M | NP                       |                |  |
|      | R | 2B 6E                    |                |  |

|      |   |                           |                |  |
|------|---|---------------------------|----------------|--|
| 6658 | R | 3C 6A                     |                |  |
| 6661 | M | NP                        |                |  |
|      | R | 2B 6E                     |                |  |
| 6664 | R | 3C 5A                     |                |  |
| 6667 | R | 1E 2B 6F                  |                |  |
| 6670 | R | 3C                        |                |  |
| 6673 | M | AFI CEP                   |                |  |
|      | R | 2A 6G 10F 12D 13D 14B     |                |  |
| 6676 | V | VSEA                      |                |  |
| 6679 | V | VPAC                      |                |  |
| 6682 | R | 6G                        |                |  |
| 8816 | R | 4A 6G 12C 13J 14A         |                |  |
| 8819 | R | 2B 2C 9B 10 13C           | CC 2B 2C       |  |
| 8822 | R | 2A 3B 5A 5C 11B 13G 14    | CC 5A 5C       |  |
| 8825 | M | NAT                       |                |  |
|      | R | 6G 13H 14F                | C005/2A        |  |
| 8828 | R | 1D 13N                    |                |  |
|      | V | VPAC                      |                |  |
| 8831 | M | NAT                       |                |  |
|      | R | 6G 13F 14F                |                |  |
| 8834 | R | 2B 2C 6C 7C 10 13C        | CC 2B 2C       |  |
| 8837 | R | 3A 3C 4A 9B 10B 13M       | CC 3A 3C       |  |
| 8840 | R | 1C 6                      |                |  |
| 8843 | M | CEP                       |                |  |
|      | R | 5D 6G 10E 13C 13J 13K 14D | CC 13C 13J 13K |  |
| 8846 | M | CAR                       |                |  |
|      | R | 2 3 7F 9                  | CC 2 3         |  |
| 8849 | R | 13K                       |                |  |
|      | V | VSEA                      |                |  |
| 8852 | R | 3B 3C 9 12E               | CC 3B 3C       |  |
|      | V | VAFI                      |                |  |
| 8855 | M | SAM                       |                |  |
|      | R | 2 10A 14                  |                |  |
| 8858 | R | 4A 6G 10D 13E 13F 14D     | CC 13E 13F     |  |
| 8861 | M | SAT                       | CC 3A 3B       |  |
|      | R | 3A 3B 6E 9B               | C011/6E        |  |

|       |                               |                        |  |
|-------|-------------------------------|------------------------|--|
| 8864  | M NAT<br>R 2B 6B 6F 7E 13F    | CC 6B 6F               |  |
| 8867  | M SP<br>R 6G 10C 13D 13M      | CC 13D 13M             |  |
| 8870  | R 5 6G 14<br>V VNAT           | C004/6G                |  |
| 8873  | R 4 6G 9C 9D 12E 12F 13I      | CC 9C 9D<br>CC 12E 12F |  |
| 8876  | R 2A 10A 12D 14G              |                        |  |
| 8879  | M INO NAT<br>R 3B             |                        |  |
| 8882  | R 2C 6D                       |                        |  |
| 8885  | R 5 6B 11B 13G 14C            |                        |  |
| 8888  | R 2 6G 7                      | C009/6G                |  |
| 8891  | M NAT<br>R 6A 14E             |                        |  |
| 8894  | M AFI<br>R 3C 12F 14A         |                        |  |
| 8897  | M EA                          |                        |  |
| 8900  | R 3A 10D 13G 14B              |                        |  |
| 8903  | M AFL CWP<br>R 10B 13M        |                        |  |
| 8906  | M NAT<br>R 6A 6E 7B 9B 13H    | CC 6A 6E               |  |
| 8909  | R 2A 6E                       |                        |  |
| 8912  | R 5B 6G 11B 13D 14C           | C004/6G                |  |
| 8915  | R 3C 5A                       |                        |  |
| 8918  | M CAR MID<br>R 6C             |                        |  |
| 8921  | W (世界的使用)                     | C100/I III             |  |
| 8924  | W (世界的使用)                     | C100/I IV              |  |
| 8927  | W (世界的使用)                     | C100/II V              |  |
| 8930  | W (世界的使用)                     | C100/I III             |  |
| 8933  | W (世界的使用)                     | C100/II V              |  |
| 8936  | W (世界的使用)                     | C100/I II              |  |
| 8939  | R 2A 2C 6F 10B 13C            | CC 2A 2C               |  |
| 8942  | M SEA<br>R 3A                 |                        |  |
| 8945  | R 10F 13K 14E<br>V VMID       |                        |  |
| 8948  | R 6A 12C                      |                        |  |
| 8951  | M MID                         |                        |  |
| 8954  | R 3 10E 12J 14B               |                        |  |
| 8957  | R 3B 6D 12C 13D 14G<br>V VEUR |                        |  |
| 8960  | R 6G 7F                       |                        |  |
| 10006 | R 6A 10 13G                   |                        |  |
| 10009 | R 2B 2C 7B 9B 13K             |                        |  |
| 10012 | R 5 10 13J                    |                        |  |
| 10015 | R 2 6C 12D                    |                        |  |
| 10018 | M MID<br>R 6G 9 13J 13K       | CC 13J 13K<br>C003/6G  |  |
| 10021 | R 1 6B 12C 13G                |                        |  |
| 10024 | M SAM<br>R 2B 2C 3B 9B        | CC 2B 2C 3B            |  |
| 10027 | W (世界的使用)                     | C100/I II              |  |
| 10030 | W (世界的使用)                     | C100/I IV              |  |
| 10033 | W (世界的使用)                     | C100/II V              |  |
| 10036 | R 1E 6E 13G 13H               | CC 13G 13H             |  |
| 10039 | R 3B 3C 4A 9B 12C             | CC 3B 3C               |  |
| 10042 | M EA<br>R 9C 10F 13C 13J 13K  | CC 13C 13J 13K         |  |
| 10045 | R 2 3A 11B 13H 14             | CC 2 3A                |  |
| 10048 | M NP<br>R 2A 5D 13A 13B       | CC 13A 13B             |  |
| 10051 | R 6A 6E 13I<br>V VNAT         | CC 6A 6E               |  |
| 10054 | R 2A 2C 6G 12                 | CC 2A 2C<br>C004/6G    |  |
| 10057 | M CEP<br>R 3A<br>V VAIFI      |                        |  |
| 10060 | R 1D 6F 13K                   |                        |  |

|       |                         |                     |
|-------|-------------------------|---------------------|
| 10063 | R 4B 6G 12E             | CC004/6G            |
| 10066 | M SEA<br>R 1B 10A 13M   |                     |
| 10069 | W (世界的使用)               | C100/ I IV          |
| 10072 | W (世界的使用)               | C100/ I III         |
| 10075 | W (世界的使用)               | C100/ II V          |
| 10078 | W (世界的使用)               | C100/ I III         |
| 10081 | M CWP<br>R 4A 6A 7C 13F | CC006/6A            |
| 10084 | M EUR SP<br>R 6E 13D    |                     |
| 10087 | R 3 14<br>V VSAM        |                     |
| 10090 | R 12E 12F<br>V VNCA     | CC 12E 12F          |
| 10093 | R 5B 6B 11B 13N         |                     |
| 10096 | M NCA SAM<br>R 7D       |                     |
| 11276 | R 2A 2C 6G 10E 13J      | CC 2A 2C<br>C002/6G |
| 11279 | M NAT<br>R 2B 6F 9C     |                     |
| 11282 | M CEP<br>R 4A 6G 13H    | C003/6G             |
| 11285 | R 2A 3B 7               | CC 2A 3B            |
| 11288 | R 5A 6G 11B             |                     |
| 11291 | M SAT<br>R 3B 3C        | CC 3B 3C            |
| 11294 | R 2A 6G 7C              | C002/6G             |
| 11297 | R 2 12F                 |                     |
| 11300 | M AFI<br>R 6G 13H       | C002/6G             |
| 11303 | R 3C 13E                |                     |
| 11306 | R 6G 7E 11B             |                     |
| 11309 | M NAT<br>R 3A 6D        |                     |
| 11312 | R 5 9C 9D               | CC 9C 9D            |

|       |                      |              |
|-------|----------------------|--------------|
| 11315 | R 6G<br>V VCAR       |              |
| 11318 | R 3 4A 13D           |              |
| 11321 | R 6A 13F             |              |
| 11324 | R 3A 3C 4B 12C       | CC 3A 3C     |
| 11327 | M SP<br>R 3B 5 13C   |              |
| 11330 | M AFI NP<br>R 3A 13F |              |
| 11333 | R 2B 2C 10           | CC 2B 2C     |
| 11336 | M NAT<br>R 3         |              |
| 11339 | R 2B 6B 9 13K        |              |
| 11342 | W (世界的使用)            | C100/ II III |
| 11345 | W (世界的使用)            | C100/ I IV   |
| 11348 | W (世界的使用)            | C100/ II V   |
| 11351 | W (世界的使用)            | C100/ I III  |
| 11354 | W (世界的使用)            | C100/ II V   |
| 11357 | R 6A 6E 10A          | CC 6A 6E     |
| 11360 | M SAM<br>R 2 3 14    | CC 2 3       |
| 11363 | R 1 6E 10A           |              |
| 11366 | R 1C 6B 6F 13K       | CC 6B 6F     |
| 11369 | R 6G 13G             |              |
| 11372 | R 2C 3B 6D           |              |
| 11375 | M MID<br>R 10A 13C   |              |
| 11378 | R 3C 13M<br>V VEUR   |              |
| 11381 | R 6 12E 12J          | CC 12E 12J   |
| 11384 | M CWP<br>R 1D 12J    |              |
| 11387 | M CAR<br>V VSEA      |              |
| 11390 | R 2 10               |              |
| 11393 | R 9B 12E             |              |

|       |   |               |                   |                    |
|-------|---|---------------|-------------------|--------------------|
|       | V | VMID          |                   |                    |
| 11396 | M | CAR EA SEA    | CC EA SEA         | C100/ I IV         |
| 13261 | V | VAFI          |                   | C100/ II V         |
| 13264 | R | 14            |                   | C100/ I III        |
|       | V | VEUR          |                   | C100/ I IV         |
| 13267 | R | 3 13H         |                   | C100/ II V         |
| 13270 | R | 6G            |                   | C100/ I III        |
|       | V | VNAT          |                   | C100/ II V         |
| 13273 | M | AFL           |                   |                    |
| 13276 | R | 6G            |                   |                    |
|       | V | VNAT          |                   |                    |
| 13279 | V | VNCA VSAM     |                   |                    |
| 13282 | V | VPAC          |                   |                    |
| 13285 | R | 10            |                   |                    |
|       | V | VSEA          |                   |                    |
| 13288 | M | AFI EUR MID   | CC AFI EUR MID    |                    |
| 13291 | M | NAT           | CC CAR EA SAM SEA | CC CAR SAM         |
|       | R | 6             |                   | CC EA SEA          |
| 13294 | M | AFL           |                   |                    |
| 13297 | M | CAR EA SAM    | CC CAR SAM        |                    |
| 13300 | M | CEP CWP NP SP | CC CEP CWP NP SP  | C100/ I III        |
|       | R | 4             |                   | C100/ II IV        |
| 13303 | M | EA NCA        | CC EA NCA         | C100/ I III        |
| 13306 | M | INO NAT       |                   |                    |
| 13309 | M | EA SEA        | CC EA SEA         | C100/ II III       |
|       | R | 13C 13K       | CC 13C 13K        | C100/ IV V         |
| 13312 | M | MID           | 17943             | R 6                |
|       | R | 11B           | 17946             | M NAT              |
| 13315 | M | NCA SAT       |                   | R 14               |
| 13318 | M | SEA           | 17949             | R 5                |
|       | R | 13            | 17952             | R 3                |
| 13321 | R | 2 3           | 17955             | M SAT              |
|       |   | CC 2 3        |                   | R 6B               |
| 13324 | W | (世界的使用)       | 17958             | M NCA              |
| 13327 | W | (世界的使用)       | 17961             | M AFI EUR INO MID  |
| 13330 | W | (世界的使用)       | 17964             | CC AFI EUR INO MID |
| 13333 | W | (世界的使用)       | 17967             | R 2 11B            |
|       |   | C100/ I III   |                   | CC 13A 13B 13E 13F |

|       |           |          |
|-------|-----------|----------|
| 21940 | W (世界的使用) | C100/I   |
| 21943 | W (世界的使用) | C100/V   |
| 21946 | W (世界的使用) | C100/I   |
| 21949 | W (世界的使用) | C100/III |
| 21952 | W (世界的使用) | C100/I   |
| 21955 | W (世界的使用) | C100/IV  |
| 21958 | W (世界的使用) | C100/I   |
| 21961 | W (世界的使用) | C100/V   |
| 21964 | W (世界的使用) | C100/II  |
| 21967 | W (世界的使用) | C100/I   |
| 21970 | W (世界的使用) | C100/III |
| 21973 | W (世界的使用) | C100/I   |
| 21976 | W (世界的使用) | C100/IV  |
| 21979 | W (世界的使用) | C100/I   |
| 21982 | W (世界的使用) | C100/V   |
| 21985 | W (世界的使用) | C100/II  |
| 21988 | W (世界的使用) | C100/I   |
| 21991 | W (世界的使用) | C100/IV  |
| 21994 | W (世界的使用) | C100/V   |
| 21997 | W (世界的使用) | C100/I   |

1 この表の周波数は、SSBの搬送周波数である。  
2 表中の記号及び略語の説明

(1) 使用許可区域の欄

M : 主要世界航空路区域(MWARA)  
R : 地域的及び国内航空路区域(RDARA)  
V : 航空気象(VOLMET)区域

(2) 備考の欄

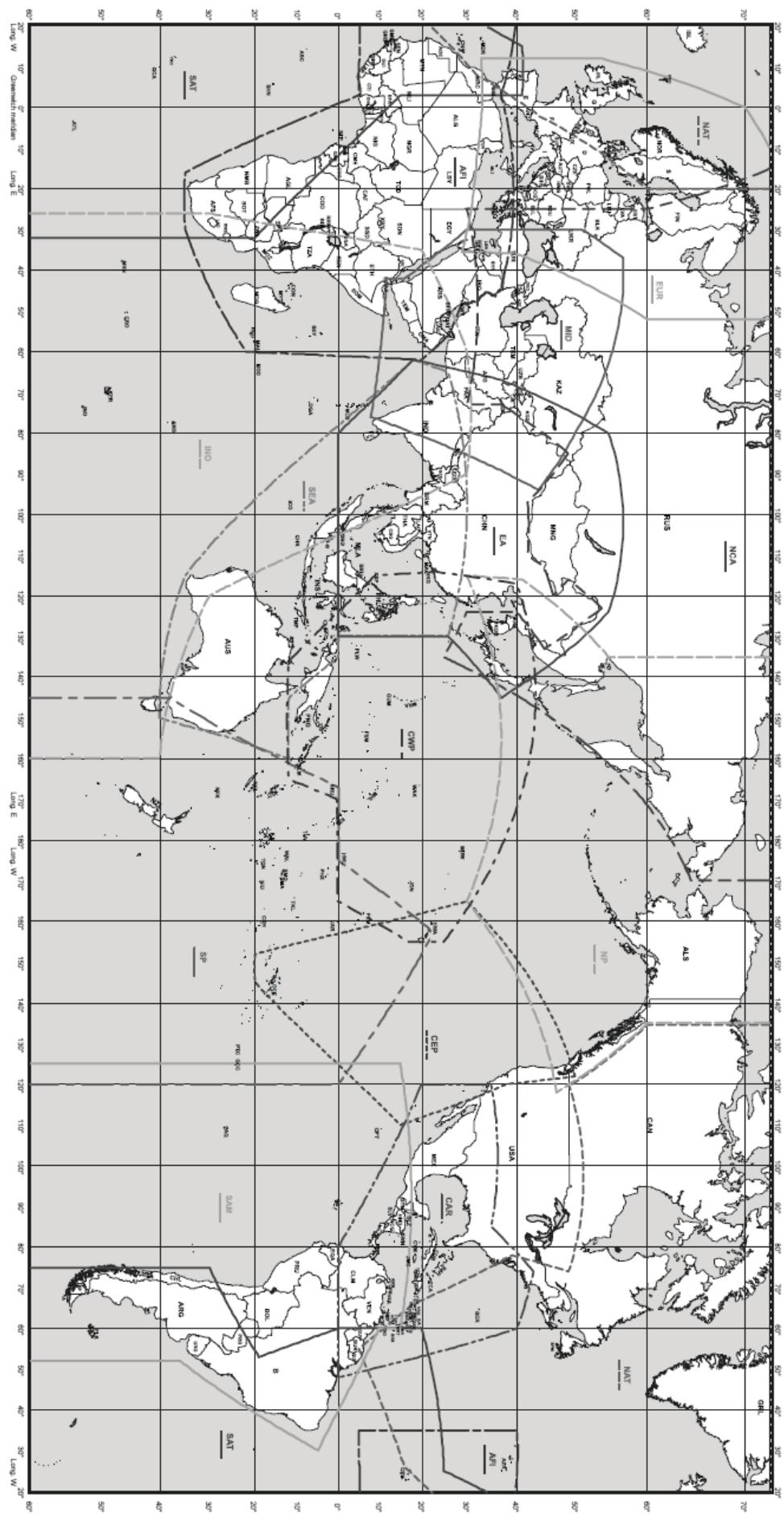
CC : 共通通信路  
C001/… : 斜線の次の示す区域では、昼間の使用に限る。  
C002/6G : 小区域6Gでは、東経95度の東に限り使用  
C003/6G : 小区域6Gでは、東経95度の西に限り使用  
C004/6G : 東経110度の東に限り使用  
C005/2A : 北緯60度の北に限り使用  
C006/6A : 東経75度の東に限り使用  
C007 : 使用されていない。

C008 : 使用されていない。  
C009/6G : 小区域6Gでは、東経110度の東で北緯25度の南に限り使用  
C010/6G : 小区域6Gでは、東経118度の東で北緯40度の北に限り使用  
C011/6E : 小区域6Eでは、北緯20度の南に限り使用  
C100/… : 世界的使用のための周波数区域分配。その使用区域は記号の次に示す。周波数の割当てのための手続については、無線通信規則付録第27/217号参照。

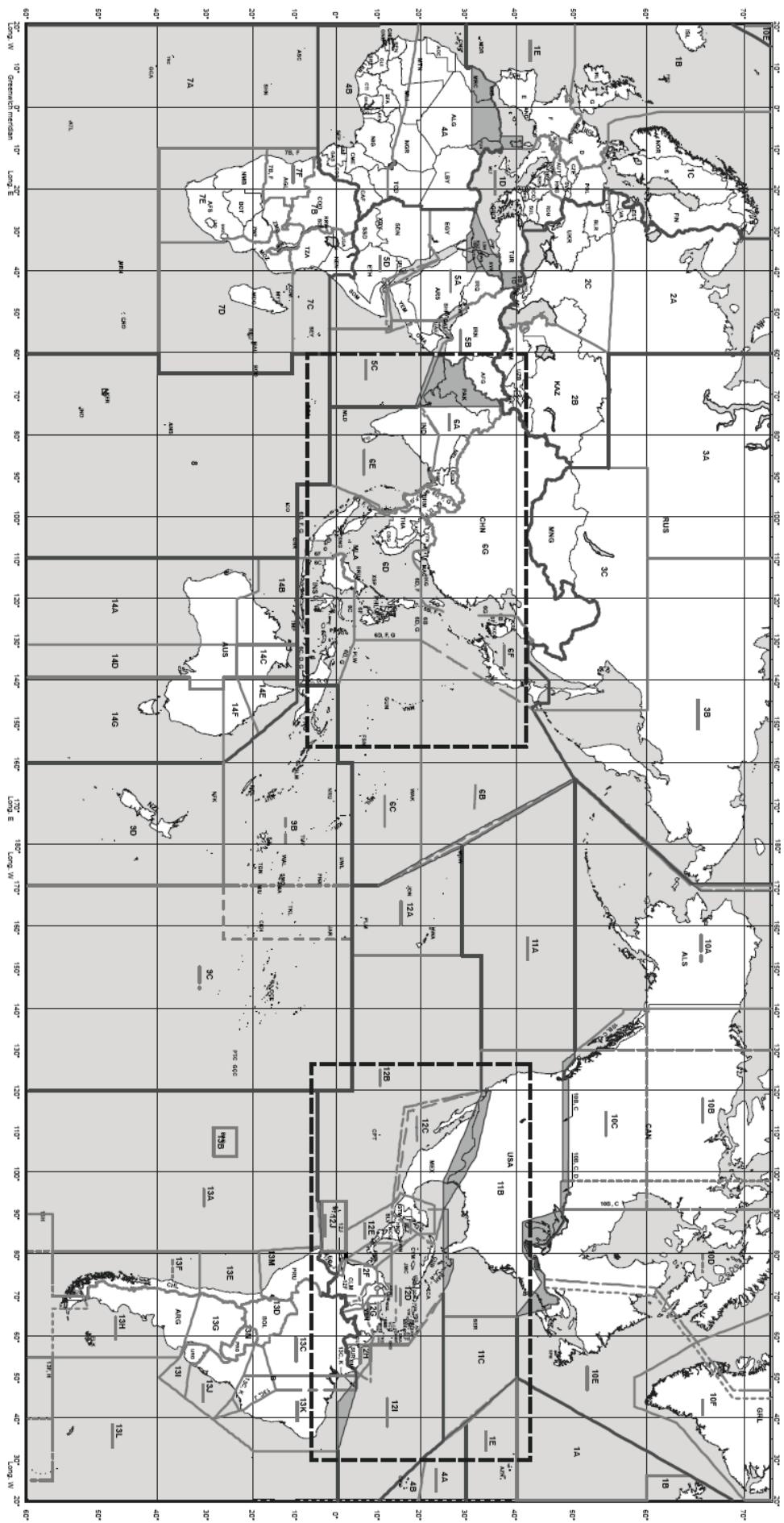
世界的使用のための周波数区域とは、次に掲げる区域に位置する航空局と世界のいざれの場所に就航中である航空機との間で、航空機の飛行の管理及び安全監視のための長距離通信を可能とするよう周波数が区域分配された区域をいう。

世界的区域Iは、RDARA1、2及び3で構成される。  
世界的区域IIは、RDARA10、11及び12Aから12Dまでで構成される。  
世界的区域IIIは、RDARA6、8、9及び14で構成される。  
世界的区域IVは、RDARA12Eから12Jまで及び13で構成される。  
世界的区域Vは、RDARA4、5及び7で構成される。

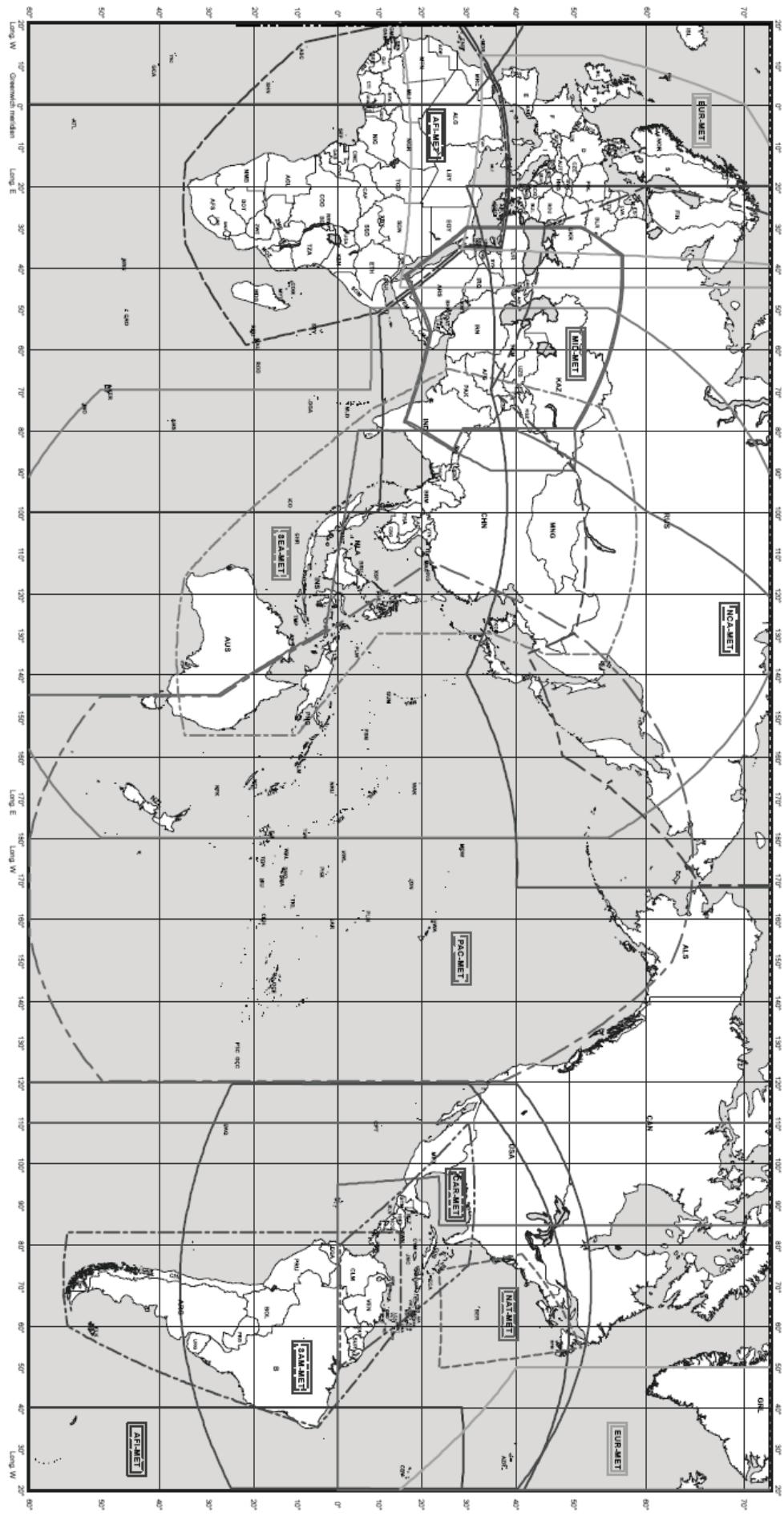
別表2－1付図(1) 主要世界航空路区域 (MWARRA)



別表2－1付図(2) 地域的及び国内航空路区域 (R D A R A)



別表2－1付図(3) 航空気象区域(VOLMET)



別表2-2 航空移動(O/R)業務の専用周波数帯の周波数表(3-18MHz)

| 3MHz帯 | 4MHz帯 | 5MHz帯 | 6MHz帯 | 9MHz帯 | 11MHz帯 | 13MHz帯 | 15MHz帯 | 18MHz帯 |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 3023  | 4700  | 5680  | 6685  | 8965  | 11175  | 13200  | 15010  | 17970  |
| 3026  | 4703  | 5684  | 6688  | 8968  | 11178  | 13203  | 15013  | 17973  |
| 3029  | 4706  | 5687  | 6691  | 8971  | 11181  | 13206  | 15016  | 17976  |
| 3032  | 4709  | 5690  | 6694  | 8974  | 11184  | 13209  | 15019  | 17979  |
| 3035  | 4712  | 5693  | 6697  | 8977  | 11187  | 13212  | 15022  | 17982  |
| 3038  | 4715  | 5696  | 6700  | 8980  | 11190  | 13215  | 15025  | 17985  |
| 3041  | 4718  | 5699  | 6703  | 8983  | 11193  | 13218  | 15028  | 17988  |
| 3044  | 4721  | 5702  | 6706  | 8986  | 11196  | 13221  | 15031  | 17991  |
| 3047  | 4724  | 5705  | 6709  | 8989  | 11199  | 13224  | 15034  | 17994  |
| 3050  | 4727  | 5708  | 6712  | 8992  | 11202  | 13227  | 15037  | 17997  |
| 3053  | 4730  | 5711  | 6715  | 8995  | 11205  | 13230  | 15040  | 18000  |
| 3056  | 4733  | 5714  | 6718  | 8998  | 11208  | 13233  | 15043  | 18003  |
| 3059  | 4736  | 5717  | 6721  | 9001  | 11211  | 13236  | 15046  | 18006  |
| 3062  | 4739  | 5720  | 6724  | 9004  | 11214  | 13239  | 15049  | 18009  |
| 3065  | 4742  | 5723  | 6727  | 9007  | 11217  | 13242  | 15052  | 18012  |
| 3068  | 4745  | 5726  | 6730  | 9010  | 11220  | 13245  | 15055  | 18015  |
| 3071  |       | 6733  | 9013  | 11223 | 13248  | 15058  | 18018  |        |
| 3074  |       | 6736  | 9016  | 11226 | 13251  | 15061  | 18021  |        |
| 3077  |       | 6739  | 9019  | 11229 | 13254  | 15064  | 18024  |        |
| 3080  |       | 6742  | 9022  | 11232 | 13257  | 15067  | 18027  |        |
| 3083  |       | 6745  | 9025  | 11235 | 15070  |        |        |        |
| 3086  |       | 6748  | 9028  | 11238 | 15073  |        |        |        |
| 3089  |       | 6751  | 9031  | 11241 | 15076  |        |        |        |
| 3092  |       | 6754  | 9034  | 11244 | 15079  |        |        |        |
| 3095  |       | 6757  | 9037  | 11247 | 15082  |        |        |        |
| 3098  |       | 6760  |       | 11250 | 15085  |        |        |        |
| 3101  |       |       |       | 11253 | 15088  |        |        |        |
| 3104  |       |       |       | 11256 | 15091  |        |        |        |
| 3107  |       |       |       | 11259 | 15094  |        |        |        |
| 3110  |       |       |       | 11262 | 15097  |        |        |        |
| 3113  |       |       |       | 11265 |        |        |        |        |
| 3116  |       |       |       | 11268 |        |        |        |        |
| 3119  |       |       |       | 11271 |        |        |        |        |
| 3122  |       |       |       |       |        |        |        |        |
| 3125  |       |       |       |       |        |        |        |        |
| 3128  |       |       |       |       |        |        |        |        |
| 3131  |       |       |       |       |        |        |        |        |
| 3134  |       |       |       |       |        |        |        |        |
| 3137  |       |       |       |       |        |        |        |        |
| 3140  |       |       |       |       |        |        |        |        |
| 3143  |       |       |       |       |        |        |        |        |
| 3146  |       |       |       |       |        |        |        |        |
| 3149  |       |       |       |       |        |        |        |        |
| 3152  |       |       |       |       |        |        |        |        |

1 この表の周波数は、SSBの搬送周波数である。  
 2 3023kHz及び5680kHzは、世界共通で使用する(別表2-1参照)。

別表2-3 ACAS、航空用DME、タカノ、VOR、ILS、MLS、ATCRBS及びGBA  
Sの無線局の周波数表

1 VOR、ILSローカライザ、ILSグライドバス、MLS角度系、機上DME、機上タカノ、  
地表に設置する航空用DME（以下「地上DME」という。）及び地表に設置するタカノ（以下  
「地上タカノ」という。）を使用する無線局の周波数表

| チャネル | 周波数 (MHz)            |           |        |                   |
|------|----------------------|-----------|--------|-------------------|
|      | VOR 又は<br>ILSローカライザ* | ILSグライドバス | MLS角度系 | 機上DME 及<br>び機上タカノ |
| 1X   | —                    | —         | —      | 1025              |
| 1Y   | —                    | —         | —      | 1025              |
| 2X   | —                    | —         | —      | 1026              |
| 2Y   | —                    | —         | —      | 1026              |
| 3X   | —                    | —         | —      | 1027              |
| 3Y   | —                    | —         | —      | 1027              |
| 4X   | —                    | —         | —      | 1028              |
| 4Y   | —                    | —         | —      | 1028              |
| 5X   | —                    | —         | —      | 1029              |
| 5Y   | —                    | —         | —      | 1029              |
| 6X   | —                    | —         | —      | 1030              |
| 6Y   | —                    | —         | —      | 1030              |
| 7X   | —                    | —         | —      | 1031              |
| 7Y   | —                    | —         | —      | 1031              |
| 8X   | —                    | —         | —      | 1032              |
| 8Y   | —                    | —         | —      | 1032              |
| 9X   | —                    | —         | —      | 1033              |
| 9Y   | —                    | —         | —      | 1033              |
| 10X  | —                    | —         | —      | 1034              |
| 10Y  | —                    | —         | —      | 1034              |
| 11X  | —                    | —         | —      | 1035              |
| 11Y  | —                    | —         | —      | 1035              |
| 12X  | —                    | —         | —      | 1036              |
| 12Y  | —                    | —         | —      | 1036              |
| 13X  | —                    | —         | —      | 1037              |
| 13Y  | —                    | —         | —      | 1037              |
| 14X  | —                    | —         | —      | 1038              |
| 14Y  | —                    | —         | —      | 1038              |
| 15X  | —                    | —         | —      | 1039              |
| 15Y  | —                    | —         | —      | 1039              |
| 16X  | —                    | —         | —      | 1040              |
| 16Y  | —                    | —         | —      | 1040              |
| 17X  | 108.00               | —         | —      | 1041              |
| 17Y  | 108.05               | —         | 5043.0 | 1104              |
| 17Z  | —                    | —         | 5043.3 | 1104              |
| 18X  | *108.10              | 334.7     | 5031.0 | 1042              |
| 18W  | —                    | —         | 5031.3 | 979               |
| 18Y  | *108.15              | 334.55    | 5043.6 | 1042              |
| 18Z  | —                    | —         | 5043.9 | 1042              |
| 19X  | 108.20               | —         | —      | 1043              |
| 19Y  | 108.25               | —         | 5044.2 | 1043              |
| 19Z  | —                    | —         | 5044.5 | 1043              |
| 20X  | *108.30              | 334.1     | 5031.6 | 1044              |
| 20W  | —                    | —         | 5031.9 | 1044              |
| 20Y  | *108.35              | 333.95    | 5044.8 | 1044              |
| 20Z  | —                    | —         | 5045.1 | 1044              |
| 21X  | 108.40               | —         | —      | 1045              |
| 21Y  | 108.45               | —         | 5045.4 | 1045              |
| 21Z  | —                    | —         | 5045.7 | 1045              |
| 22X  | *108.50              | 329.9     | 5032.2 | 1046              |
| 22W  | —                    | —         | 5032.5 | 1046              |
| 22Y  | *108.55              | 329.75    | 5046.0 | 1046              |
| 22Z  | —                    | —         | 5046.3 | 1046              |
| 23X  | 108.60               | —         | —      | 1047              |
| 23Y  | 108.65               | —         | 5046.6 | 1047              |
| 23Z  | —                    | —         | 5046.9 | 1047              |
| 24X  | *108.70              | 330.5     | 5032.8 | 1048              |
| 24W  | —                    | —         | 5033.1 | 1048              |
| 24Y  | *108.75              | 330.35    | 5047.2 | 1048              |
| 24Z  | —                    | —         | 5047.5 | 1048              |
| 25X  | 108.80               | —         | —      | 1049              |
| 25Y  | 108.85               | —         | 5047.8 | 1049              |
| 25Z  | —                    | —         | 5048.1 | 1049              |
| 26X  | *108.90              | 329.3     | 5033.4 | 1050              |
| 26W  | —                    | —         | 5033.7 | 1050              |
| 26Y  | *108.95              | 329.15    | 5048.4 | 1113              |
| 26Z  | —                    | —         | 5048.7 | 1113              |
| 27X  | 109.00               | —         | —      | 1051              |
| 27Y  | 109.05               | —         | 5049.0 | 1114              |

|     |         |        |        |      |      |     |         |        |        |      |      |
|-----|---------|--------|--------|------|------|-----|---------|--------|--------|------|------|
| 27Z | —       | —      | 5049.3 | 1051 | 1114 | 38Y | *110.15 | 334.25 | 5055.6 | 1062 | 1125 |
| 28X | —       | 331.4  | 5034.0 | 1052 | 989  | 38Z | —       | —      | 5055.9 | 1062 | 1125 |
| 28W | —       | —      | 5034.3 | 1052 | 989  | 39X | 110.20  | —      | —      | 1063 | 1000 |
| 28Y | *109.15 | 331.25 | 5049.6 | 1052 | 1115 | 39Y | 110.25  | —      | 5056.2 | 1063 | 1126 |
| 28Z | —       | —      | 5049.9 | 1052 | 1115 | 39Z | —       | —      | 5056.5 | 1063 | 1126 |
| 29X | 109.20  | —      | —      | 1053 | 990  | 40X | *110.30 | 335.0  | 5037.6 | 1064 | 1001 |
| 29Y | 109.25  | —      | —      | 1053 | 1116 | 40W | —       | —      | 5037.9 | 1064 | 1001 |
| 29Z | —       | —      | 5050.2 | 1053 | 1116 | 40Y | *110.35 | 334.85 | 5056.8 | 1064 | 1127 |
| 30X | *109.30 | 332.0  | 5034.6 | 1054 | 991  | 40Z | —       | —      | 5057.1 | 1064 | 1127 |
| 30W | —       | —      | 5034.9 | 1054 | 991  | 41X | 110.40  | —      | —      | 1065 | 1002 |
| 30Y | *109.35 | 331.85 | 5050.8 | 1054 | 1117 | 41Y | 110.45  | —      | 5057.4 | 1065 | 1128 |
| 30Z | —       | —      | 5051.1 | 1054 | 1117 | 41Z | —       | —      | 5057.7 | 1065 | 1128 |
| 31X | 109.40  | —      | —      | 1055 | 992  | 42X | *110.50 | 329.6  | 5038.2 | 1066 | 1003 |
| 31Y | 109.45  | —      | 5051.4 | 1055 | 1118 | 42W | —       | —      | 5038.5 | 1066 | 1003 |
| 31Z | —       | —      | 5051.7 | 1055 | 1118 | 42Y | *110.55 | 329.45 | 5058.0 | 1066 | 1129 |
| 32X | *109.50 | 332.6  | 5035.2 | 1056 | 993  | 42Z | —       | —      | 5058.3 | 1066 | 1129 |
| 32W | —       | —      | 5035.5 | 1056 | 993  | 43X | 110.60  | —      | —      | 1067 | 1004 |
| 32Y | *109.55 | 332.45 | 5052.0 | 1056 | 1119 | 43Y | 110.65  | —      | 5058.6 | 1067 | 1130 |
| 32Z | —       | —      | 5052.3 | 1056 | 1119 | 43Z | —       | —      | 5058.9 | 1067 | 1130 |
| 33X | 109.60  | —      | —      | 1057 | 994  | 44X | *110.70 | 330.2  | 5038.8 | 1068 | 1005 |
| 33Y | 109.65  | —      | 5052.6 | 1057 | 1120 | 44W | —       | —      | 5039.1 | 1068 | 1005 |
| 33Z | —       | —      | 5052.9 | 1057 | 1120 | 44Y | *110.75 | 330.05 | 5059.2 | 1068 | 1131 |
| 34X | *109.70 | 333.2  | 5035.8 | 1058 | 995  | 44Z | —       | —      | 5059.5 | 1068 | 1131 |
| 34W | —       | —      | 5036.1 | 1058 | 995  | 45X | 110.80  | —      | —      | 1069 | 1006 |
| 34Y | *109.75 | 333.05 | 5053.2 | 1058 | 1121 | 45Y | 110.85  | —      | 5059.8 | 1069 | 1132 |
| 34Z | —       | —      | 5053.5 | 1058 | 1121 | 45Z | —       | —      | 5060.1 | 1069 | 1132 |
| 35X | 109.80  | —      | —      | 1059 | 996  | 46X | *110.90 | 330.8  | 5039.4 | 1070 | 1007 |
| 35Y | 109.85  | —      | 5053.8 | 1059 | 1122 | 46W | —       | —      | 5039.7 | 1070 | 1007 |
| 35Z | —       | —      | 5054.1 | 1059 | 1122 | 46Y | *110.95 | 330.65 | 5060.4 | 1070 | 1133 |
| 36X | *109.90 | 333.8  | 5036.4 | 1060 | 997  | 46Z | —       | —      | 5060.7 | 1070 | 1133 |
| 36W | —       | —      | 5036.7 | 1060 | 997  | 47X | 111.00  | —      | —      | 1071 | 1008 |
| 36Y | *109.95 | 333.65 | 5054.4 | 1060 | 1123 | 47Y | 111.05  | —      | 5061.0 | 1071 | 1134 |
| 36Z | —       | —      | 5054.7 | 1060 | 1123 | 47Z | —       | —      | 5061.3 | 1071 | 1134 |
| 37X | 110.00  | —      | —      | 1061 | 998  | 48X | *111.10 | 331.7  | 5040.0 | 1072 | 1009 |
| 37Y | 110.05  | —      | 5055.0 | 1061 | 1124 | 48W | —       | —      | 5040.3 | 1072 | 1009 |
| 37Z | —       | —      | 5055.3 | 1061 | 1124 | 48Y | *111.15 | 331.55 | 5061.6 | 1072 | 1135 |
| 38X | *110.10 | 334.4  | 5037.0 | 1062 | 999  | 48Z | —       | —      | 5061.9 | 1072 | 1135 |
| 38W | —       | —      | 5037.3 | 1062 | 999  | 49X | 111.20  | —      | —      | 1073 | 1010 |

|     |         |        |        |      |      |     |        |   |      |      |
|-----|---------|--------|--------|------|------|-----|--------|---|------|------|
| 49Y | 111.25  | —      | 5062.2 | 1073 | 1136 | 62Y | —      | — | 1086 | 1149 |
| 49Z | —       | —      | 5062.5 | 1073 | 1136 | 63X | —      | — | 1087 | 1024 |
| 50X | *111.30 | 332.3  | 5040.6 | 1074 | 1011 | 63Y | —      | — | 1087 | 1150 |
| 50W | —       | —      | 5040.9 | 1074 | 1011 | 64X | —      | — | 1088 | 1151 |
| 50Y | *111.35 | 332.15 | 5062.8 | 1074 | 1137 | 64Y | —      | — | 1088 | 1025 |
| 50Z | —       | —      | 5063.1 | 1074 | 1137 | 65X | —      | — | 1089 | 1152 |
| 51X | 111.40  | —      | —      | —    | 1012 | 65Y | —      | — | 1089 | 1026 |
| 51Y | 111.45  | —      | 5063.4 | 1075 | 1138 | 66X | —      | — | 1090 | 1153 |
| 51Z | —       | —      | 5063.7 | 1075 | 1138 | 66Y | —      | — | 1090 | 1027 |
| 52X | *111.50 | 332.9  | 5041.2 | 1076 | 1013 | 67X | —      | — | 1091 | 1154 |
| 52W | —       | —      | 5041.5 | 1076 | 1013 | 67Y | —      | — | 1091 | 1028 |
| 52Y | *111.55 | 332.75 | 5064.0 | 1076 | 1139 | 68X | —      | — | 1092 | 1155 |
| 52Z | —       | —      | 5064.3 | 1076 | 1139 | 68Y | —      | — | 1092 | 1029 |
| 53X | 111.60  | —      | —      | 1077 | 1014 | 69X | —      | — | 1093 | 1156 |
| 53Y | 111.65  | —      | 5064.6 | 1077 | 1140 | 69Y | —      | — | 1093 | 1030 |
| 53Z | —       | —      | 5064.9 | 1077 | 1140 | 70X | 112.30 | — | 1094 | 1157 |
| 54X | *111.70 | 333.5  | 5041.8 | 1078 | 1015 | 70Y | 112.35 | — | 1094 | 1031 |
| 54W | —       | —      | 5042.1 | 1078 | 1015 | 71X | 112.40 | — | 1095 | 1158 |
| 54Y | *111.75 | 333.35 | 5065.2 | 1078 | 1141 | 71Y | 112.45 | — | 1095 | 1032 |
| 54Z | —       | —      | 5065.5 | 1078 | 1141 | 72X | 112.50 | — | 1096 | 1159 |
| 55X | 111.80  | —      | —      | 1079 | 1016 | 72Y | 112.55 | — | 1096 | 1033 |
| 55Y | 111.85  | —      | 5065.8 | 1079 | 1142 | 73X | 112.60 | — | 1097 | 1160 |
| 55Z | —       | —      | 5066.1 | 1079 | 1142 | 73Y | 112.65 | — | 1097 | 1034 |
| 56X | *111.90 | 331.1  | 5042.4 | 1080 | 1017 | 74X | 112.70 | — | 1098 | 1161 |
| 56W | —       | —      | 5042.7 | 1080 | 1017 | 74Y | 112.75 | — | 1098 | 1035 |
| 56Y | *111.95 | 330.95 | 5066.4 | 1080 | 1143 | 75X | 112.80 | — | 1099 | 1162 |
| 56Z | —       | —      | 5066.7 | 1080 | 1143 | 75Y | 112.85 | — | 1099 | 1036 |
| 57X | 112.00  | —      | —      | 1081 | 1018 | 76X | 112.90 | — | 1100 | 1163 |
| 57Y | 112.05  | —      | —      | 1081 | 1144 | 76Y | 112.95 | — | 1100 | 1037 |
| 58X | 112.10  | —      | —      | 1082 | 1019 | 77X | 113.00 | — | 1101 | 1164 |
| 58Y | 112.15  | —      | —      | 1082 | 1145 | 77Y | 113.05 | — | 1101 | 1038 |
| 59X | 112.20  | —      | —      | 1083 | 1020 | 78X | 113.10 | — | 1102 | 1165 |
| 59Y | 112.25  | —      | —      | 1083 | 1146 | 78Y | 113.15 | — | 1102 | 1039 |
| 60X | —       | —      | —      | 1084 | 1021 | 79X | 113.20 | — | 1103 | 1166 |
| 60Y | —       | —      | —      | 1084 | 1147 | 79Y | 113.25 | — | 1103 | 1040 |
| 61X | —       | —      | —      | 1085 | 1022 | 80X | 113.30 | — | 1104 | 1167 |
| 61Y | —       | —      | —      | 1085 | 1148 | 80Y | 113.35 | — | 1104 | 1041 |
| 62X | —       | —      | —      | 1086 | 1023 | 80Z | —      | — | 1104 | 1041 |

|     |         |   |         |      |      |      |         |   |         |      |      |
|-----|---------|---|---------|------|------|------|---------|---|---------|------|------|
| 81X | 113. 40 | — | 1105    | 1168 | 93Z  | —    | —       | — | 5075. 1 | 1117 | 1054 |
| 81Y | 113. 45 | — | 5067. 6 | 1105 | 1042 | 94X  | 114. 70 | — | —       | 1118 | 1181 |
| 81Z | —       | — | 5067. 9 | 1105 | 1042 | 94Y  | 114. 75 | — | —       | 1118 | 1055 |
| 82X | 113. 50 | — | —       | 1106 | 1169 | 94Z  | —       | — | 5075. 4 | 1118 | 1055 |
| 82Y | 113. 55 | — | 5068. 2 | 1106 | 1043 | 95X  | 114. 80 | — | 5075. 7 | 1118 | 1182 |
| 82Z | —       | — | 5068. 5 | 1106 | 1043 | 95Y  | 114. 85 | — | —       | 1119 | 1056 |
| 83X | 113. 60 | — | —       | 1107 | 1170 | 95Z  | —       | — | 5076. 0 | 1119 | 1056 |
| 83Y | 113. 65 | — | 5068. 8 | 1107 | 1044 | 96X  | 114. 90 | — | 5076. 3 | 1119 | 1183 |
| 83Z | —       | — | 5069. 1 | 1107 | 1044 | 96Y  | 114. 95 | — | 5076. 6 | 1120 | 1057 |
| 84X | 113. 70 | — | —       | 1108 | 1171 | 96Z  | —       | — | 5076. 9 | 1120 | 1057 |
| 84Y | 113. 75 | — | 5069. 4 | 1108 | 1045 | 97X  | 115. 00 | — | —       | 1121 | 1184 |
| 84Z | —       | — | 5069. 7 | 1108 | 1045 | 97Y  | 115. 05 | — | 5077. 2 | 1121 | 1058 |
| 85X | 113. 80 | — | —       | 1109 | 1172 | 97Z  | —       | — | 5077. 5 | 1121 | 1058 |
| 85Y | 113. 85 | — | 5070. 0 | 1109 | 1046 | 98X  | 115. 10 | — | —       | 1122 | 1185 |
| 85Z | —       | — | 5070. 3 | 1109 | 1046 | 98Y  | 115. 15 | — | 5077. 8 | 1122 | 1059 |
| 86X | 113. 90 | — | —       | 1110 | 1173 | 98Z  | —       | — | 5078. 1 | 1122 | 1059 |
| 86Y | 113. 95 | — | 5070. 6 | 1110 | 1047 | 99X  | 115. 20 | — | —       | 1123 | 1186 |
| 86Z | —       | — | 5070. 9 | 1110 | 1047 | 99Y  | 115. 25 | — | 5078. 4 | 1123 | 1060 |
| 87X | 114. 00 | — | —       | 1111 | 1174 | 99Z  | —       | — | 5078. 7 | 1123 | 1060 |
| 87Y | 114. 05 | — | 5071. 2 | 1111 | 1048 | 100X | 115. 30 | — | —       | 1124 | 1187 |
| 87Z | —       | — | 5071. 5 | 1111 | 1048 | 100Y | 115. 35 | — | 5079. 0 | 1124 | 1061 |
| 88X | 114. 10 | — | —       | 1112 | 1175 | 100Z | —       | — | 5079. 3 | 1124 | 1061 |
| 88Y | 114. 15 | — | 5071. 8 | 1112 | 1049 | 101X | 115. 40 | — | —       | 1125 | 1188 |
| 88Z | —       | — | 5072. 1 | 1112 | 1049 | 101Y | 115. 45 | — | 5079. 6 | 1125 | 1062 |
| 89X | 114. 20 | — | —       | 1113 | 1176 | 101Z | —       | — | 5079. 9 | 1125 | 1062 |
| 89Y | 114. 25 | — | 5072. 4 | 1113 | 1050 | 102X | 115. 50 | — | —       | 1126 | 1189 |
| 89Z | —       | — | 5072. 7 | 1113 | 1050 | 102Y | 115. 55 | — | 5079. 6 | 1126 | 1063 |
| 90X | 114. 30 | — | —       | 1114 | 1177 | 102Z | —       | — | 5080. 5 | 1126 | 1063 |
| 90Y | 114. 35 | — | 5073. 0 | 1114 | 1051 | 103X | 115. 60 | — | —       | 1127 | 1190 |
| 90Z | —       | — | 5073. 3 | 1114 | 1051 | 103Y | 115. 65 | — | 5080. 8 | 1127 | 1064 |
| 91X | 114. 40 | — | —       | 1115 | 1178 | 103Z | —       | — | 5081. 1 | 1127 | 1064 |
| 91Y | 114. 45 | — | 5073. 6 | 1115 | 1052 | 104X | 115. 70 | — | —       | 1128 | 1191 |
| 91Z | —       | — | 5073. 9 | 1115 | 1052 | 104Y | 115. 75 | — | 5081. 4 | 1128 | 1065 |
| 92X | 114. 50 | — | —       | 1116 | 1179 | 104Z | —       | — | 5081. 7 | 1128 | 1065 |
| 92Y | 114. 55 | — | 5074. 2 | 1116 | 1053 | 105X | 115. 80 | — | —       | 1129 | 1192 |
| 92Z | —       | — | 5074. 5 | 1116 | 1053 | 105Y | 115. 85 | — | 5082. 0 | 1129 | 1066 |
| 93X | 114. 60 | — | —       | 1117 | 1180 | 105Z | —       | — | 5082. 3 | 1129 | 1066 |
| 93Y | 114. 65 | — | —       | 1117 | 1054 | 106X | —       | — | —       | 1130 | 1193 |
|     |         |   | 5074. 8 |      |      |      |         |   | 115. 90 |      |      |

|      |         |         |      |      |   |         |   |         |      |      |
|------|---------|---------|------|------|---|---------|---|---------|------|------|
| 106Y | 115. 95 | 5082. 6 | 1130 | 1067 | 118Y  | 117. 15 | — | 5089. 8 | 1142 | 1079 |
| 106Z | —       | 5082. 9 | 1130 | 1067 | 118Z  | —       | — | 5090. 1 | 1142 | 1079 |
| 107X | 116. 00 | —       | 1131 | 1194 | 119X  | 117. 20 | — | —       | 1143 | 1206 |
| 107Y | 116. 05 | 5083. 2 | 1131 | 1068 | 119Y  | 117. 25 | — | 5090. 4 | 1143 | 1080 |
| 107Z | —       | 5083. 5 | 1131 | 1068 | 119Z  | —       | — | 5090. 7 | 1143 | 1080 |
| 108X | 116. 10 | —       | 1132 | 1195 | 120X  | 117. 30 | — | —       | 1144 | 1207 |
| 108Y | 116. 15 | 5083. 8 | 1132 | 1069 | 120Y  | 117. 35 | — | —       | 1144 | 1081 |
| 108Z | —       | 5084. 1 | 1132 | 1069 | 121X  | 117. 40 | — | —       | 1145 | 1208 |
| 109X | 116. 20 | —       | 1133 | 1196 | 121Y  | 117. 45 | — | —       | 1145 | 1082 |
| 109Y | 116. 25 | 5084. 4 | 1133 | 1070 | 122X  | 117. 50 | — | —       | 1146 | 1209 |
| 109Z | —       | 5084. 7 | 1133 | 1070 | 122Y  | 117. 55 | — | —       | 1146 | 1083 |
| 110X | 116. 30 | —       | 1134 | 1197 | 123X  | 117. 60 | — | —       | 1147 | 1210 |
| 110Y | 116. 35 | 5085. 0 | 1134 | 1071 | 123Y  | 117. 65 | — | —       | 1147 | 1084 |
| 110Z | —       | 5085. 3 | 1134 | 1071 | 124X  | 117. 70 | — | —       | 1148 | 1211 |
| 111X | 116. 40 | —       | 1135 | 1198 | 124Y  | 117. 75 | — | —       | 1148 | 1085 |
| 111Y | 116. 45 | 5085. 6 | 1135 | 1072 | 125X  | 117. 80 | — | —       | 1149 | 1212 |
| 111Z | —       | 5085. 9 | 1135 | 1072 | 125Y  | 117. 85 | — | —       | 1149 | 1086 |
| 112X | 116. 50 | —       | 1136 | 1199 | 126X  | 117. 90 | — | —       | 1150 | 1213 |
| 112Y | 116. 55 | 5086. 2 | 1136 | 1073 | 126Y  | 117. 95 | — | —       | 1150 | 1087 |
| 112Z | —       | 5086. 5 | 1136 | 1073 | * これらの周波数は、ILSロードライザを使用する無線局に限る。  |         |   |         |      |      |
| 113X | 116. 60 | —       | 1137 | 1200 | 2 ILSマーク・ビーコンを使用する無線局の周波数   |         |   |         |      |      |
| 113Y | 116. 65 | 5086. 8 | 1137 | 1074 | 3 ATCRBSの無線局の周波数  |         |   |         |      |      |
| 113Z | —       | 5087. 1 | 1137 | 1074 | (1) 地表に開設するもの   |         |   |         |      |      |
| 114X | 116. 70 | —       | 1138 | 1201 | (2) 地表に開設するもの以外のもの  |         |   |         |      |      |
| 114Y | 116. 75 | 5087. 4 | 1138 | 1075 | 4 ACASを使用する無線局の周波数  |         |   |         |      |      |
| 114Z | —       | 5087. 7 | 1138 | 1075 | 5 GBASの無線局の周波数  |         |   |         |      |      |
| 115X | 116. 80 | —       | 1139 | 1202 | 108. 025MHz以上117. 95MHz以下の周波数のうち108. 025MHz及び108. 025MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの |         |   |         |      |      |
| 115Y | 116. 85 | 5088. 0 | 1139 | 1076 | 1030MHz, 1090MHz  |         |   |         |      |      |
| 115Z | —       | 5088. 3 | 1139 | 1076 | 108. 025MHz以上117. 95MHz以下の周波数のうち108. 025MHz及び108. 025MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの |         |   |         |      |      |
| 116X | 116. 90 | —       | 1140 | 1203 | 1030MHz   |         |   |         |      |      |
| 116Y | 116. 95 | 5088. 6 | 1140 | 1077 | 1090MHz   |         |   |         |      |      |
| 116Z | —       | 5088. 9 | 1140 | 1077 | 1141  |         |   |         |      |      |
| 117X | 117. 00 | —       | 1141 | 1204 | 1141  |         |   |         |      |      |
| 117Y | 117. 05 | 5089. 2 | 1141 | 1078 | 1141  |         |   |         |      |      |
| 117Z | —       | 5089. 5 | 1141 | 1078 | 1142  |         |   |         |      |      |
| 118X | —       | —       | —    | —    | 1205  |         |   |         |      |      |

101

別表3－1 4～2MHz 帯海上移動業務（無線電話）の周波数表

## 1 海岸局及び船舶局間の複信（2周波数）通信の周波数表

| チャネル番号              | 4 MHz 带 |         |          |          | 8 MHz 带             |                   |         |                   |
|---------------------|---------|---------|----------|----------|---------------------|-------------------|---------|-------------------|
|                     | 海岸局     |         | 船舶局      |          | 海岸局                 |                   | 船舶局     |                   |
|                     | 搬送周波数   | 割当周波数   | 搬送周波数    | 割当周波数    | 搬送周波数               | 割当周波数             | 搬送周波数   | 割当周波数             |
| 401                 | 4357    | 4358.4  | 4065     | 4066.4   | 801                 | 8719              | 8720.4  | 8195              |
| 402                 | 4360    | 4361.4  | 4068     | 4069.4   | 802                 | 8722              | 8723.4  | 8198              |
| 403                 | 4363    | 4364.4  | 4071     | 4072.4   | 803                 | 8725              | 8726.4  | 8201              |
| 404                 | 4366    | 4367.4  | 4074     | 4075.4   | 804                 | 8728              | 8729.4  | 8204              |
| 405                 | 4369    | 4370.4  | 4077     | 4078.4   | 805                 | 8731              | 8732.4  | 8207              |
| 406                 | 4372    | 4373.4  | 4080     | 4081.4   | 806                 | 8734              | 8735.4  | 8210              |
| 407                 | 4375    | 4376.4  | 4083     | 4084.4   | 807                 | 8737              | 8738.4  | 8213              |
| 408                 | 4378    | 4379.4  | 4086     | 4087.4   | 811                 | 8749              | 8750.4  | 8214              |
| 409                 | 4381    | 4382.4  | 4089     | 4090.4   | 812                 | 8752              | 8753.4  | 8228              |
| 410                 | 4384    | 4385.4  | 4092     | 4093.4   | 813                 | 8755              | 8756.4  | 8229              |
| 411                 | 4387    | 4388.4  | 4095     | 4096.4   | 814                 | 8758              | 8759.4  | 8232              |
| 412                 | 4390    | 4391.4  | 4098     | 4099.4   | 815                 | 8761              | 8762.4  | 8233              |
| 413                 | 4393    | 4394.4  | 4101     | 4102.4   | 816                 | 8764              | 8765.4  | 8234              |
| 414                 | 4396    | 4397.4  | 4104     | 4105.4   | 817                 | 8767              | 8768.4  | 8244              |
| 415                 | 4399    | 4400.4  | 4107     | 4108.4   | 818                 | 8770              | 8771.4  | 8247              |
| 416                 | 4402    | 4403.4  | 4110     | 4111.4   | 819                 | 8773              | 8774.4  | 8250              |
| 417                 | 4405    | 4406.4  | 4113     | 4114.4   | 820                 | 8776              | 8777.4  | 8253              |
| 418                 | 4408    | 4409.4  | 4116     | 4117.4   | 821                 | 8779*             | 8780.4* | 8255              |
| 419                 | 4411    | 4412.4  | 4119     | 4120.4   | 822                 | 8782              | 8783.4  | 8258              |
| 420                 | 4414    | 4415.4  | 4122     | 4123.4   | 823                 | 8785              | 8786.4  | 8261              |
| 421                 | 4417*   | 4418.4* | 4125*, 3 | 4126, 4* | 824                 | 8788              | 8789.4  | 8264              |
| 422                 | 4420    | 4421.4  | 4128     | 4129.4   | 825                 | 8791              | 8792.4  | 8267              |
| 423                 | 4423    | 4424.4  | 4131     | 4132.4   | 826                 | 8794              | 8795.4  | 8270              |
| 424                 | 4426    | 4427.4  | 4134     | 4135.4   | 827                 | 8797              | 8798.4  | 8273              |
| 425                 | 4429    | 4430.4  | 4137     | 4138.4   | 828                 | 8800              | 8801.4  | 8276              |
| 426                 | 4432    | 4433.4  | 4140     | 4141.4   | 829                 | 8803              | 8804.4  | 8279              |
| 427                 | 4435    | 4436.4  | 4143     | 4144.4   | 830                 | 8806              | 8807.4  | 8282              |
| 428 <sup>1, 2</sup> | 4351    | 4352.4  | —        | —        | 831                 | 8809              | 8810.4  | 8285              |
| 429 <sub>1, 2</sub> | 4354    | 4355.4  | —        | —        | 832                 | 8812              | 8813.4  | 8288              |
| 6 MHz 带             |         |         |          |          |                     |                   |         |                   |
| チャネル番号              | 海岸局     | 搬送周波数   | 割当周波数    | 搬送周波数    | 割当周波数               | 海岸局               | 搬送周波数   | 割当周波数             |
| 601                 | 6501    | 6502.4  | 6200     | 6201.4   | 833                 | 8291 <sub>6</sub> | 8292.4  | 8291 <sub>6</sub> |
| 602                 | 6504    | 6505.4  | 6203     | 6204.4   | 834 <sup>2, 5</sup> | 8707              | 8708.4  | —                 |
| 603                 | 6507    | 6508.4  | 6206     | 6207.4   | 835 <sup>2, 5</sup> | 8710              | 8711.4  | —                 |
| 604                 | 6510    | 6511.4  | 6209     | 6210.4   | 836 <sup>2, 5</sup> | 8713              | 8714.4  | —                 |
| 605                 | 6513    | 6514.4  | 6212     | 6213.4   | 837 <sup>2, 5</sup> | 8716              | 8717.4  | —                 |
| 606                 | 6516*   | 6517.4* | 6215*    | 6216.4*  | —                   | —                 | —       | —                 |
| 607                 | 6519    | 6520.4  | 6218     | 6219.4   | —                   | —                 | —       | —                 |
| 608                 | 6522    | 6523.4  | 6221     | 6222.4   | —                   | —                 | —       | —                 |

| チャネル番号 | 8 MHz 带             |                   |         |                   |
|--------|---------------------|-------------------|---------|-------------------|
|        | 海岸局                 |                   | 船舶局     |                   |
|        | 搬送周波数               | 割当周波数             | 搬送周波数   | 割当周波数             |
| 601    | 801                 | 8719              | 8720.4  | 8195              |
| 602    | 802                 | 8722              | 8723.4  | 8198              |
| 603    | 803                 | 8725              | 8726.4  | 8202.4            |
| 604    | 804                 | 8728              | 8729.4  | 8205.4            |
| 605    | 805                 | 8731              | 8732.4  | 8208.4            |
| 606    | 806                 | 8734              | 8735.4  | 8211.4            |
| 607    | 807                 | 8737              | 8738.4  | 8213              |
| 608    | 808                 | 8740              | 8741.4  | 8217.4            |
| 609    | 809                 | 8743              | 8744.4  | 8220.4            |
| 610    | 810                 | 8746              | 8747.4  | 8222              |
| 611    | 811                 | 8749              | 8750.4  | 8226.4            |
| 612    | 812                 | 8752              | 8753.4  | 8229.4            |
| 613    | 813                 | 8755              | 8756.4  | 8232.4            |
| 614    | 814                 | 8758              | 8759.4  | 8234              |
| 615    | 815                 | 8761              | 8762.4  | 8238.4            |
| 616    | 816                 | 8764              | 8765.4  | 8240              |
| 617    | 817                 | 8767              | 8768.4  | 8244.4            |
| 618    | 818                 | 8770              | 8771.4  | 8247.4            |
| 619    | 819                 | 8773              | 8774.4  | 8249              |
| 620    | 820                 | 8776              | 8777.4  | 8252*             |
| 621    | 821                 | 8779*             | 8780.4* | 8256.4*           |
| 622    | 822                 | 8782              | 8783.4  | 8259.4            |
| 623    | 823                 | 8785              | 8786.4  | 8262.4            |
| 624    | 824                 | 8788              | 8789.4  | 8265.4            |
| 625    | 825                 | 8791              | 8792.4  | 8268.4            |
| 626    | 826                 | 8794              | 8795.4  | 8271.4            |
| 627    | 827                 | 8797              | 8798.4  | 8274.4            |
| 628    | 828                 | 8800              | 8801.4  | 8277.4            |
| 629    | 829                 | 8803              | 8804.4  | 8280.4            |
| 630    | 830                 | 8806              | 8807.4  | 8283.4            |
| 631    | 831                 | 8809              | 8810.4  | 8286.4            |
| 632    | 832                 | 8812              | 8813.4  | 8288              |
| 633    | 833                 | 8291 <sub>6</sub> | 8292.4  | 8291 <sub>6</sub> |
| 634    | 834 <sup>2, 5</sup> | 8707              | 8708.4  | —                 |
| 635    | 835 <sup>2, 5</sup> | 8710              | 8711.4  | —                 |
| 636    | 836 <sup>2, 5</sup> | 8713              | 8714.4  | —                 |
| 637    | 837 <sup>2, 5</sup> | 8716              | 8717.4  | —                 |

| チャネル番号 | 12MHz 帯 |         |                    |         |
|--------|---------|---------|--------------------|---------|
|        | 海岸局     | 割当周波数   | 搬送周波数              | 船舶局     |
| 1201   | 13077   | 13078.4 | 12230              | 12231.4 |
| 1202   | 13080   | 13081.4 | 12233              | 12234.4 |
| 1203   | 13083   | 13084.4 | 12236              | 12237.4 |
| 1204   | 13086   | 13087.4 | 12239              | 12240.4 |
| 1205   | 13089   | 13090.4 | 12242              | 12243.4 |
| 1206   | 13092   | 13093.4 | 12245              | 12246.4 |
| 1207   | 13095   | 13096.4 | 12248              | 12249.4 |
| 1208   | 13098   | 13099.4 | 12251              | 12252.4 |
| 1209   | 13101   | 13102.4 | 12254              | 12255.4 |
| 1210   | 13104   | 13105.4 | 12257              | 12258.4 |
| 1211   | 13107   | 13108.4 | 12260              | 12261.4 |
| 1212   | 13110   | 13111.4 | 12263              | 12264.4 |
| 1213   | 13113   | 13114.4 | 12266              | 12267.4 |
| 1214   | 13116   | 13117.4 | 12269              | 12270.4 |
| 1215   | 13119   | 13120.4 | 12272              | 12273.4 |
| 1216   | 13122   | 13123.4 | 12275              | 12276.4 |
| 1217   | 13125   | 13126.4 | 12278              | 12279.4 |
| 1218   | 13128   | 13129.4 | 12281              | 12282.4 |
| 1219   | 13131   | 13132.4 | 12284              | 12285.4 |
| 1220   | 13134   | 13135.4 | 12287              | 12288.4 |
| 1221   | 13137   | 13138.4 | 12290 <sup>7</sup> | 12291.4 |
| 1222   | 13140   | 13141.4 | 12293              | 12294.4 |
| 1223   | 13143   | 13144.4 | 12296              | 12297.4 |
| 1224   | 13146   | 13147.4 | 12299              | 12300.4 |
| 1225   | 13149   | 13150.4 | 12302              | 12303.4 |
| 1226   | 13152   | 13153.4 | 12305              | 12306.4 |
| 1227   | 13155   | 13156.4 | 12308              | 12309.4 |
| 1228   | 13158   | 13159.4 | 12311              | 12312.4 |
| 1229   | 13161   | 13162.4 | 12314              | 12315.4 |
| 1230   | 13164   | 13165.4 | 12317              | 12318.4 |
| 1231   | 13167   | 13168.4 | 12320              | 12321.4 |
| 1232   | 13170   | 13171.4 | 12323              | 12324.4 |
| 1233   | 13173   | 13174.4 | 12326              | 12327.4 |
| 1234   | 13176   | 13177.4 | 12329              | 12330.4 |
| 1235   | 13179   | 13180.4 | 12332              | 12333.4 |
| 1236   | 13182   | 13183.4 | 12335              | 12336.4 |
| 1237   | 13185   | 13186.4 | 12338              | 12339.4 |
| 1238   | 13188   | 13189.4 | 12341              | 12342.4 |
| 1239   | 13191   | 13192.4 | 12344              | 12345.4 |
| 1240   | 13194   | 13195.4 | 12347              | 12348.4 |
| 1241   | 13197   | 13198.4 | 12350              | 12351.4 |

| チャネル番号 | 16MHz 帯 |         |                    |         |
|--------|---------|---------|--------------------|---------|
|        | 海岸局     | 割当周波数   | 搬送周波数              | 船舶局     |
| 1601   | 17242   | 17243.4 | 16360              | 16361.4 |
| 1602   | 17245   | 17246.4 | 16363              | 16364.4 |
| 1603   | 17248   | 17249.4 | 16366              | 16367.4 |
| 1604   | 17251   | 17252.4 | 16369              | 16370.4 |
| 1605   | 17254   | 17255.4 | 16372              | 16373.4 |
| 1606   | 17257   | 17258.4 | 16375              | 16376.4 |
| 1607   | 17260   | 17261.4 | 16378              | 16379.4 |
| 1608   | 17263   | 17264.4 | 16381              | 16382.4 |
| 1609   | 17266   | 17267.4 | 16384              | 16385.4 |
| 1610   | 17269   | 17270.4 | 16387              | 16388.4 |
| 1611   | 17272   | 17273.4 | 16390              | 16391.4 |
| 1612   | 17275   | 17276.4 | 16393              | 16394.4 |
| 1613   | 17278   | 17279.4 | 16396              | 16397.4 |
| 1614   | 17281   | 17282.4 | 16399              | 16400.4 |
| 1615   | 17284   | 17285.4 | 16402              | 16403.4 |
| 1616   | 17287   | 17288.4 | 16405              | 16406.4 |
| 1617   | 17290   | 17291.4 | 16408              | 16409.4 |
| 1618   | 17293   | 17294.4 | 16411              | 16412.4 |
| 1619   | 17296   | 17297.4 | 16414              | 16415.4 |
| 1620   | 17299   | 17300.4 | 16417              | 16418.4 |
| 1621   | 17302   | 17303.4 | 16420 <sup>8</sup> | 16421.4 |
| 1622   | 17305   | 17306.4 | 16423              | 16424.4 |
| 1623   | 17308   | 17309.4 | 16426              | 16427.4 |
| 1624   | 17311   | 17312.4 | 16429              | 16430.4 |
| 1625   | 17314   | 17315.4 | 16432              | 16433.4 |
| 1626   | 17317   | 17318.4 | 16435              | 16436.4 |
| 1627   | 17320   | 17321.4 | 16438              | 16439.4 |
| 1628   | 17323   | 17324.4 | 16441              | 16442.4 |
| 1629   | 17326   | 17327.4 | 16444              | 16445.4 |
| 1630   | 17329   | 17330.4 | 16447              | 16448.4 |
| 1631   | 17332   | 17333.4 | 16450              | 16451.4 |
| 1632   | 17335   | 17336.4 | 16453              | 16454.4 |
| 1633   | 17338   | 17339.4 | 16456              | 16457.4 |
| 1634   | 17341   | 17342.4 | 16459              | 16460.4 |
| 1635   | 17344   | 17345.4 | 16462              | 16463.4 |
| 1636   | 17347   | 17348.4 | 16465              | 16466.4 |
| 1637   | 17350   | 17351.4 | 16468              | 16469.4 |
| 1638   | 17353   | 17354.4 | 16471              | 16472.4 |
| 1639   | 17356   | 17357.4 | 16474              | 16475.4 |
| 1640   | 17359   | 17360.4 | 16477              | 16478.4 |
| 1641   | 17362   | 17363.4 | 16480              | 16481.4 |
| 1642   | 17365   | 17366.4 | 16483              | 16484.4 |
| 1643   | 17368   | 17369.4 | 16486              | 16487.4 |
| 1644   | 17371   | 17372.4 | 16489              | 16490.4 |
| 1645   | 17374   | 17375.4 | 16492              | 16493.4 |
| 1646   | 17377   | 17378.4 | 16495              | 16496.4 |
| 1647   | 17380   | 17381.4 | 16498              | 16499.4 |
| 1648   | 17383   | 17384.4 | 16501              | 16502.4 |
| 1649   | 17386   | 17387.4 | 16504              | 16505.4 |
| 1650   | 17389   | 17390.4 | 16507              | 16508.4 |
| 1651   | 17392   | 17393.4 | 16510              | 16511.4 |
| 1652   | 17395   | 17396.4 | 16513              | 16514.4 |
| 1653   | 17398   | 17399.4 | 16516              | 16517.4 |
| 1654   | 17401   | 17402.4 | 16519              | 16520.4 |
| 1655   | 17404   | 17405.4 | 16522              | 16523.4 |
| 1656   | 17407   | 17408.4 | 16525              | 16526.4 |

| 18/19MHz 帯 |         |          |         |          |
|------------|---------|----------|---------|----------|
| チャネル番号     | 海岸局     |          | 船舶局     |          |
|            | 搬送周波数   | 割当周波数    | 搬送周波数   | 割当周波数    |
| 1801       | 19755   | 19756.4  | 18780   | 18781.4  |
| 1802       | 19758   | 19759.4  | 18783   | 18784.4  |
| 1803       | 19761   | 19762.4  | 18786   | 18787.4  |
| 1804       | 19764   | 19765.4  | 18789   | 18790.4  |
| 1805       | 19767   | 19768.4  | 18792   | 18793.4  |
| 1806       | 19770*  | 19771.4* | 18795*  | 18796.4* |
| 1807       | 19773   | 19774.4  | 18798   | 18799.4  |
| 1808       | 19776   | 19777.4  | 18801   | 18802.4  |
| 1809       | 19779   | 19780.4  | 18804   | 18805.4  |
| 1810       | 19782   | 19783.4  | 18807   | 18808.4  |
| 1811       | 19785   | 19786.4  | 18810   | 18811.4  |
| 1812       | 19788   | 19789.4  | 18813   | 18814.4  |
| 1813       | 19791   | 19792.4  | 18816   | 18817.4  |
| 1814       | 19794   | 19795.4  | 18819   | 18820.4  |
| 1815       | 19798.4 | 18822    | 18823.4 |          |

| 22MHz 帯 |        |          |        |          |
|---------|--------|----------|--------|----------|
| チャネル番号  | 海岸局    |          | 船舶局    |          |
|         | 搬送周波数  | 割当周波数    | 搬送周波数  | 割当周波数    |
| 2201    | 22696  | 22697.4  | 22000  | 22001.4  |
| 2202    | 22699  | 22700.4  | 22003  | 22004.4  |
| 2203    | 22702  | 22703.4  | 22006  | 22007.4  |
| 2204    | 22705  | 22706.4  | 22009  | 22010.4  |
| 2205    | 22708  | 22709.4  | 22012  | 22013.4  |
| 2206    | 22711  | 22712.4  | 22015  | 22016.4  |
| 2207    | 22714  | 22715.4  | 22018  | 22019.4  |
| 2208    | 22717  | 22718.4  | 22021  | 22022.4  |
| 2209    | 22720  | 22721.4  | 22024  | 22025.4  |
| 2210    | 22723  | 22724.4  | 22027  | 22028.4  |
| 2211    | 22726  | 22727.4  | 22030  | 22031.4  |
| 2212    | 22729  | 22730.4  | 22033  | 22034.4  |
| 2213    | 22732  | 22733.4  | 22036  | 22037.4  |
| 2214    | 22735  | 22736.4  | 22039  | 22040.4  |
| 2215    | 22738  | 22739.4  | 22042  | 22043.4  |
| 2216    | 22741  | 22742.4  | 22045  | 22046.4  |
| 2222    | 22744  | 22745.4  | 22048  | 22049.4  |
| 2223    | 22747  | 22748.4  | 22051  | 22052.4  |
| 2224    | 22750  | 22751.4  | 22054  | 22055.4  |
| 2225    | 22753  | 22754.4  | 22057  | 22058.4  |
| 2221    | 22756* | 22757.4* | 22060* | 22061.4* |
| 2222    | 22759  | 22760.4  | 22063  | 22064.4  |
| 2223    | 22762  | 22763.4  | 22066  | 22067.4  |
| 2224    | 22765  | 22766.4  | 22069  | 22070.4  |
| 2225    | 22768  | 22769.4  | 22072  | 22073.4  |
| 2226    | 22771  | 22772.4  | 22075  | 22076.4  |
| 2227    | 22774  | 22775.4  | 22078  | 22079.4  |
| 2228    | 22777  | 22778.4  | 22081  | 22082.4  |
| 2229    | 22780  | 22781.4  | 22084  | 22085.4  |
| 2230    | 22783  | 22784.4  | 22087  | 22088.4  |
| 2231    | 22786  | 22787.4  | 22090  | 22091.4  |
| 2232    | 22789  | 22790.4  | 22093  | 22094.4  |
| 2233    | 22792  | 22793.4  | 22096  | 22097.4  |
| 2234    | 22795  | 22796.4  | 22099  | 22100.4  |
| 2235    | 22798  | 22799.4  | 22102  | 22103.4  |
| 2236    | 22801  | 22802.4  | 22105  | 22106.4  |
| 2237    | 22804  | 22805.4  | 22108  | 22109.4  |
| 2238    | 22807  | 22808.4  | 22111  | 22112.4  |
| 2239    | 22810  | 22811.4  | 22114  | 22115.4  |
| 2240    | 22813  | 22814.4  | 22117  | 22118.4  |
| 2241    | 22816  | 22817.4  | 22120  | 22121.4  |
| 2242    | 22819  | 22820.4  | 22123  | 22124.4  |
| 2243    | 22822  | 22823.4  | 22126  | 22127.4  |
| 2244    | 22825  | 22826.4  | 22129  | 22130.4  |
| 2245    | 22828  | 22829.4  | 22132  | 22133.4  |
| 2246    | 22831  | 22832.4  | 22135  | 22136.4  |
| 2247    | 22834  | 22835.4  | 22138  | 22139.4  |
| 2248    | 22837  | 22838.4  | 22141  | 22142.4  |
| 2249    | 22840  | 22841.4  | 22144  | 22145.4  |
| 2250    | 22843  | 22844.4  | 22147  | 22148.4  |
| 2251    | 22846  | 22847.4  | 22150  | 22151.4  |
| 2252    | 22849  | 22850.4  | 22153  | 22154.4  |
| 2253    | 22852  | 22853.4  | 22156  | 22157.4  |

## 25/26MHz 帯

| チャネル番号 | 25/26MHz 帯 |           |        |           |
|--------|------------|-----------|--------|-----------|
|        | 海岸局        | 割当周波数     | 船舶局    | 割当周波数     |
| 2501   | 26145      | 26146, 4  | 25070  | 25071, 4  |
| 2502   | 26148      | 26149, 4  | 25073  | 25074, 4  |
| 2503   | 26151      | 26152, 4  | 25076  | 25077, 4  |
| 2504   | 26154      | 26155, 4  | 25079  | 25080, 4  |
| 2505   | 26157      | 26158, 4  | 25082  | 25083, 4  |
| 2506   | 26160      | 26161, 4  | 25085  | 25086, 4  |
| 2507   | 26163      | 26164, 4  | 25088  | 25089, 4  |
| 2508   | 26166      | 26167, 4  | 25091  | 25092, 4  |
| 2509   | 26169      | 26170, 4  | 25094  | 25095, 4  |
| 2510   | 26172*     | 26173, 4* | 25097* | 25098, 4* |

\* これら周波数は、呼出周波数とする(無線通信規則第52.221号及び第52.222号参照)。

1 これらの海岸局の周波数は、船舶局及び海岸局の単信通信のための周波数表(第2項参照)に掲げる船舶局の周波数又は関係主管庁が選択する4000~4063kHzの周波数帯の周波数表(第3項参照)と対で使用することができる。

2 これらの周波数は、単信通信(1周波数)に使用できる。

3 撥送周波数4125kHzの使用条件については、無線通信規則第52.224号、第52.225号及び付録第15号を参照すること。

4 播送周波数6215kHzの使用条件については、無線通信規則付録第15号を参照すること。

5 これらの海岸局の周波数は、船舶局及び海岸局の単信通信のための周波数表(第2項参照)に掲げる船舶局の周波数又は関係主管庁が選択する8100~8195kHzの周波数帯の周波数表(第4項参照)と対で使用することができる。

6 播送周波数8291kHzの使用条件については、無線通信規則付録第15号を参照すること。

7 播送周波数12290kHzの使用条件については、無線通信規則第52.221A号、第52.222A号及び付録第15号を参照すること。

8 播送周波数16420kHzの使用条件については、無線通信規則第52.221A号、第52.222A号及び付録第15号を参照すること。

| 周波数表 | 4 MHz 帯 <sup>1</sup> |       |         |       | 6 MHz 帯 |       |       |       | 8 MHz 帯 <sup>2</sup> |       |       |       |
|------|----------------------|-------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|----------------------|-------|-------|-------|
|      | 搬送周波数                | 割当周波数 | 搬送周波数   | 割当周波数 | 搬送周波数   | 割当周波数 | 搬送周波数 | 割当周波数 | 搬送周波数                | 割当周波数 | 搬送周波数 | 割当周波数 |
| 4146 | 4147, 4              | 6224  | 6225, 4 | 8294  | 8295, 4 |       |       |       |                      |       |       |       |
| 4149 | 4150, 4              | 6227  | 6228, 4 | 8297  | 8298, 4 |       |       |       |                      |       |       |       |

12MHz 帯<sup>3</sup>

| 搬送周波数 | 割当周波数    | 搬送周波数 | 割当周波数    | 16MHz 帯 <sup>3</sup> |          |       |       | 18/19MHz 帯 |       |       |       |
|-------|----------|-------|----------|----------------------|----------|-------|-------|------------|-------|-------|-------|
|       |          |       |          | 搬送周波数                | 割当周波数    | 搬送周波数 | 割当周波数 | 搬送周波数      | 割当周波数 | 搬送周波数 | 割当周波数 |
| 12353 | 12354, 4 | 16528 | 16529, 4 | 18825                | 18826, 4 |       |       |            |       |       |       |
| 12356 | 12357, 4 | 16531 | 16532, 4 | 18828                | 18829, 4 |       |       |            |       |       |       |

18831

18832.4

18833.4

18834

18835.4

18836

18837

18838.4

18839

18840

18841.4

18842

18843

18844.4

## 22MHz 帯

| 搬送周波数 | 割当周波数    | 搬送周波数 | 割当周波数    | 25/26MHz 帯 |       |       |       |
|-------|----------|-------|----------|------------|-------|-------|-------|
|       |          |       |          | 搬送周波数      | 割当周波数 | 搬送周波数 | 割当周波数 |
| 22159 | 22160, 4 | 25100 | 25101, 4 |            |       |       |       |
| 22162 | 22163, 4 | 25103 | 25104, 4 |            |       |       |       |
| 22165 | 22166, 4 | 25106 | 25107, 4 |            |       |       |       |
| 22168 | 22169, 4 | 25109 | 25110, 4 |            |       |       |       |
| 22171 | 22172, 4 | 25112 | 25113, 4 |            |       |       |       |
| 22174 | 22175, 4 | 25115 | 25116, 4 |            |       |       |       |
| 22177 | 22178, 4 | 25118 | 25119, 4 |            |       |       |       |

105

- 1 これらの周波数は、第1項の第428及び第429チャネルで運用する海岸局との複信運用に用いることができる。
- 2 これらの周波数は、第1項の第834から第837までのチャネルで運用する海岸局との複信運用に用いることができる。
- 3 1235kHz及び16537kHzの周波数については、無線通信規則第52.221A号及び第52.222A号を参照すること。

3 4000-4063kHz 帯における船舶局の周波数表

| チャネル番号 | 搬送周波数 | 割当周波数   |
|--------|-------|---------|
| 1      | 4000* | 4001.4* |
| 2      | 4003* | 4004.4* |
| 3      | 4006  | 4007.4  |
| 4      | 4009  | 4010.4  |
| 5      | 4012  | 4013.4  |
| 6      | 4015  | 4016.4  |
| 7      | 4018  | 4019.4  |
| 8      | 4021  | 4022.4  |
| 9      | 4024  | 4025.4  |
| 10     | 4027  | 4028.4  |
| 11     | 4030  | 4031.4  |
| 12     | 4033  | 4034.4  |
| 13     | 4036  | 4037.4  |
| 14     | 4039  | 4040.4  |
| 15     | 4042  | 4043.4  |
| 16     | 4045  | 4046.4  |
| 17     | 4048  | 4049.4  |
| 18     | 4051  | 4052.4  |
| 19     | 4054  | 4055.4  |
| 20     | 4057  | 4058.4  |
| 21     | 4060  | 4061.4  |

\* これら周波数は、第三地域を航行する場合の使用を禁止する。

この周波数表の周波数は、次のために使用することができる。

- 第1項による複信通信のための船舶局から海岸局へのチャネルを補足するため
- 船舶局相互間における単信(1周波数)通信及びクロスバンド通信のため
- 第4項のチャネルによる海岸局とのクロスバンド通信のため
- 4438-4650kHz 帯による海岸局との複信通信のため
- 第1項の第428及び第429チャネルとの複信通信のため

4 8100-8195kHz 帯における海岸局及び船舶局の周波数表

| チャネル番号 | 搬送周波数 | 割当周波数  |
|--------|-------|--------|
| 1      | 8101  | 8102.4 |
| 2      | 8104  | 8105.4 |
| 3      | 8107  | 8108.4 |
| 4      | 8110  | 8111.4 |
| 5      | 8113  | 8114.4 |
| 6      | 8116  | 8117.4 |
| 7      | 8119  | 8120.4 |
| 8      | 8122  | 8123.4 |
| 9      | 8125  | 8126.4 |
| 10     | 8128  | 8129.4 |
| 11     | 8131  | 8132.4 |
| 12     | 8134  | 8135.4 |
| 13     | 8137  | 8138.4 |
| 14     | 8140  | 8141.4 |
| 15     | 8143  | 8144.4 |
| 16     | 8146  | 8147.4 |
| 17     | 8149  | 8150.4 |
| 18     | 8152  | 8153.4 |
| 19     | 8155  | 8156.4 |
| 20     | 8158  | 8159.4 |
| 21     | 8161  | 8162.4 |
| 22     | 8164  | 8165.4 |
| 23     | 8167  | 8168.4 |
| 24     | 8170  | 8171.4 |
| 25     | 8173  | 8174.4 |
| 26     | 8176  | 8177.4 |
| 27     | 8179  | 8180.4 |
| 28     | 8182  | 8183.4 |
| 29     | 8185  | 8186.4 |
| 30     | 8188  | 8189.4 |
| 31     | 8191  | 8192.4 |

この周波数表の周波数は、次のために使用することができる。

- 第1項による複信通信のための船舶局から海岸局へ及び海岸局から船舶局へのチャネルを補足するため
- 船舶局相互間における単信(1周波数)通信及びクロスバンド通信のため
- 第3項のチャネルによる船舶局とのクロスバンド通信のため
- 船舶局から海岸局へ又は海岸局から船舶局への単信通信のため
- 第1項の第834、第835、第836及び第837チャネルとの複信通信のため

別表3－2 4-25MHz 常海上移動業務（無線電信）の周波数表

1 船舶局（海洋学データ伝送）の周波数表

| 4MHz 带 | 6MHz 带 | 8MHz 带 | 12MHz 带 | 16MHz 带 | 22MHz 带 |
|--------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 4063.3 | 6261.3 | 8340.3 | 12420.3 | 16617.3 | 22240.3 |
| 4063.6 | 6261.6 | 8340.6 | 12420.6 | 16617.6 | 22240.6 |
| 4063.9 | 6261.9 | 8340.9 | 12420.9 | 16617.9 | 22240.9 |
| 4064.2 | 6262.2 | 8341.2 | 12421.2 | 16618.2 | 22241.2 |
| 4064.5 | 6262.5 | 8341.5 | 12421.5 | 16618.5 | 22241.5 |
| 4064.8 |        |        |         |         |         |

2 海岸局の2周波数運用(FSKの場合100ポート、PSKの場合は200ポートを超えない速度の狭帯域直読印刷電信方式及び狭帯域データ伝送方式)の周波数表

| チャネル番号 | 4MHz帯   |         | 6MHz帯  |        | 8MHz帯   |         | 12MHz帯  |         | 16MHz帯  |         | 18/19MHz帯 |         | 22MHz帯  |         |
|--------|---------|---------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|
|        | 送信      | 受信      | 送信     | 受信     | 送信      | 受信      | 送信      | 受信      | 送信      | 受信      | 送信        | 受信      | 送信      | 受信      |
| 1      | 4210.5  | 4172.5  | 6314.5 | 6263   | 8376.5* | 8376.5* | 12579.5 | 12477   | 16807   | 16833.5 |           |         |         |         |
| 2      | 4211    | 4173    | 6315   | 6263.5 | 8417    | 8377    | 12580   | 12477.5 | 16807.5 | 16684   |           |         |         |         |
| 3      | 4211.5  | 4173.5  | 6315.5 | 6264   | 8417.5  | 8377.5  | 12580.5 | 12478   | 16808   | 16684.5 |           |         |         |         |
| 4      | 4212    | 4174    | 6316   | 6264.5 | 8418    | 8378    | 12581   | 12478.5 | 16808.5 | 16685   |           |         |         |         |
| 5      | 4212.5  | 4174.5  | 6316.5 | 6265   | 8418.5  | 8378.5  | 12581.5 | 12479   | 16809   | 16685.5 |           |         |         |         |
| 6      | 4213    | 4175    | 6317   | 6265.5 | 8419    | 8379    | 12582   | 12479.5 | 16809.5 | 16686   |           |         |         |         |
| 7      | 4213.5  | 4175.5  | 6317.5 | 6266   | 8419.5  | 8379.5  | 12582.5 | 12480   | 16810   | 16686.5 | 19684     | 18873.5 |         |         |
| 8      | 4214    | 4176    | 6318   | 6266.5 | 8420    | 8380    | 12583   | 12480.5 | 16810.5 | 16687   | 19684.5   | 18874   |         |         |
| 9      | 4214.5  | 4176.5  | 6318.5 | 6267   | 8420.5  | 8380.5  | 12583.5 | 12481   | 16811   | 16687.5 | 19685     | 18874.5 |         |         |
| 10     | 4215    | 4177    | 6319   | 6267.5 | 8421    | 8381    | 12584   | 12481.5 | 16811.5 | 16688   | 19685.5   | 18875   |         |         |
| 11     | 4177.5* | 4177.5* | 6268*  | 8421.5 | 8381.5  | 12584.5 | 12482   | 16812   | 16688.5 | 19686   | 19686.5   | 18875.5 |         |         |
| 12     | 4215.5  | 4178    | 6319.5 | 6268.5 | 8422    | 8382    | 12585   | 12482.5 | 16812.5 | 16689   | 19687.5   | 18876.5 | 22382.5 | 22290.5 |
| 13     | 4216    | 4178.5  | 6320   | 6269   | 8422.5  | 8382.5  | 12585.5 | 12483   | 16813   | 16689.5 | 19687.5   | 18877   | 22383   | 22291   |
| 14     |         |         | 6320.5 | 8423   | 8383    | 12586   | 12483.5 | 16813.5 | 16690   | 19688   | 19688.5   | 18877.5 | 22383.5 | 22291.5 |
| 15     |         |         | 8423.5 | 8383.5 | 12586.5 | 12484   | 16814   | 16690.5 | 19688   | 19688.5 | 18877.5   | 18878   | 22384   | 22292   |
| 16     |         |         |        |        | 12587   | 12484.5 | 16814.5 | 16691   | 19688.5 | 19689   | 19689.5   | 18878.5 | 22384.5 | 22292.5 |
| 17     |         |         |        |        | 12587.5 | 12485   | 16815   | 16691.5 | 19689   | 19689.5 | 18879     | 18879.5 | 22385   | 22293   |
| 18     |         |         |        |        | 12588   | 12485.5 | 16815.5 | 16692   | 19689.5 | 19689.5 | 18879.5   | 18879.5 | 22385.5 | 22293.5 |
| 19     |         |         |        |        | 12588.5 | 12486   | 16816   | 16692.5 | 19690   | 19690.5 | 19690.5   | 18880   | 22386   | 22294   |
| 20     |         |         |        |        | 12589   | 12486.5 | 16816.5 | 16693   | 19693.5 | 19693.5 | 19693.5   | 19693.5 | 22386.5 | 22294.5 |
| 21     |         |         |        |        | 12589.5 | 12487   | 16817   | 16693.5 | 19693.5 | 19694   | 19694     | 19694   | 22387   | 22295   |
| 22     |         |         |        |        | 12590   | 12487.5 | 16817.5 | 16694   | 19694   | 19694.5 | 19694.5   | 19694.5 | 22387.5 | 22295.5 |
| 23     |         |         |        |        | 12590.5 | 12488   | 16818   | 16694.5 | 19694.5 | 19695   | 19695*    | 19695*  | 22388   | 22296   |
| 24     |         |         |        |        | 12591   | 12488.5 | 16818.5 | 16695   | 19695.5 | 19695.5 | 19695.5   | 19695.5 | 22388.5 | 22296.5 |
| 25     |         |         |        |        | 12591.5 | 12489   | 16818.5 | 16695.5 | 19695.5 | 19696   | 19696     | 19696   | 22388.5 | 22296.5 |
| 26     |         |         |        |        | 12592   | 12489.5 | 16819   | 16696   | 19696   | 19696.5 | 19696.5   | 19696.5 | 22389   | 22297   |
| 27     |         |         |        |        | 12592.5 | 12490   | 16819.5 | 16696.5 | 19696.5 | 19697   | 19697     | 19697   | 22387   | 22295   |
| 28     |         |         |        |        | 12593   | 12490.5 | 16820   | 16697   | 19697   | 19697   | 19697     | 19697   | 22388   | 22296   |
| 29     |         |         |        |        | 12593.5 | 12491   | 16820.5 | 16697.5 | 19697.5 | 19698   | 19698     | 19698   | 22388.5 | 22296.5 |
| 30     |         |         |        |        | 12594   | 12491.5 | 16821   | 16698   | 19698   | 19698.5 | 19698.5   | 19698.5 | 22389   | 22297   |
| 31     |         |         |        |        | 12594.5 | 12492   | 16821.5 | 16698.5 | 19698.5 | 19699   | 19699     | 19699   | 22389   |         |
| 32     |         |         |        |        | 12595   | 12492.5 | 16821.5 | 16699   | 19699   | 19699.5 | 19699.5   | 19699.5 | 22389   |         |
| 33     |         |         |        |        | 12595.5 | 12493   | 16821.5 | 16699.5 | 19699.5 | 19700   | 19700     | 19700   | 22389   |         |
| 34     |         |         |        |        | 12596   | 12493.5 | 16821.5 | 16700   | 19700   | 19700   | 19700     | 19700   | 22389   |         |
| 35     |         |         |        |        | 12596.5 | 12494   | 16821.5 | 16700   | 19700   | 19700   | 19700     | 19700   | 22389   |         |
| 36     |         |         |        |        | 12597   | 12494.5 | 16821.5 | 16700   | 19700   | 19700   | 19700     | 19700   | 22389   |         |
| 37     |         |         |        |        | 12597.5 | 12495   | 16821.5 | 16700   | 19700   | 19700   | 19700     | 19700   | 22389   |         |
| 38     |         |         |        |        | 12598   | 12495.5 | 16821.5 | 16700   | 19700   | 19700   | 19700     | 19700   | 22389   |         |
| 39     |         |         |        |        | 12598.5 | 12496   | 16821.5 | 16700   | 19700   | 19700   | 19700     | 19700   | 22389   |         |
| 40     |         |         |        |        | 12599   | 12496.5 | 16821.5 | 16700   | 19700   | 19700   | 19700     | 19700   | 22389   |         |
| 41     |         |         |        |        | 12599.5 | 12497   | 16821.5 | 16700   | 19700   | 19700   | 19700     | 19700   | 22389   |         |
| 42     |         |         |        |        | 12600   | 12497.5 | 16821.5 | 16700   | 19700   | 19700   | 19700     | 19700   | 22389   |         |
| 43     |         |         |        |        | 12600.5 | 12498   | 16821.5 | 16700   | 19700   | 19700   | 19700     | 19700   | 22389   |         |
| 44     |         |         |        |        | 12601   | 12498.5 | 16821.5 | 16700   | 19700   | 19700   | 19700     | 19700   | 22389   |         |
| 45     |         |         |        |        | 12601.5 | 12499   | 16821.5 | 16700   | 19700   | 19700   | 19700     | 19700   | 22389   |         |
| 46     |         |         |        |        | 12602   | 12499.5 | 16821.5 | 16700   | 19700   | 19700   | 19700     | 19700   | 22389   |         |
| 47     |         |         |        |        | 12602.5 | 12500   | 16821.5 | 16700   | 19700   | 19700   | 19700     | 19700   | 22389   |         |
| 48     |         |         |        |        | 12603   | 12500.5 | 16821.5 | 16700   | 19700   | 19700   | 19700     | 19700   | 22389   |         |

|    |         |         |
|----|---------|---------|
| 49 | 12603.5 | 12501   |
| 50 | 12604   | 12501.5 |
| 51 | 12604.5 | 12502   |
| 52 | 12605   | 12502.5 |
| 53 | 12605.5 | 12503   |
| 54 | 12606   | 12503.5 |
| 55 | 12606.5 | 12504   |
| 56 | 12607   | 12504.5 |
| 57 | 12607.5 | 12505   |
| 58 | 12608   | 12505.5 |
| 59 | 12608.5 | 12506   |
| 60 | 12609   | 12506.5 |
| 61 | 12609.5 | 12507   |
| 62 | 12610   | 12507.5 |
| 63 | 12610.5 | 12508   |
| 64 | 12611   | 12508.5 |
| 65 | 12611.5 | 12509   |
| 66 | 12612   | 12509.5 |
| 67 | 12612.5 | 12510   |
| 68 | 12613   | 12510.5 |
| 69 | 12613.5 | 12511   |
| 70 | 12614   | 12511.5 |
| 71 | 12614.5 | 12512   |
| 72 | 12615   | 12512.5 |
| 73 | 12615.5 | 12513   |
| 74 | 12616   | 12513.5 |
| 75 | 12616.5 | 12514   |
| 76 | 12617   | 12514.5 |
| 77 | 12617.5 | 12515   |
| 78 | 12618   | 12515.5 |
| 79 | 12618.5 | 12516   |
| 80 | 12619   | 12516.5 |
| 81 | 12619.5 | 12517   |
| 82 | 12620   | 12517.5 |
| 83 | 12620.5 | 12518   |
| 84 | 12621   | 12518.5 |
| 85 | 12621.5 | 12519   |
| 86 | 12622   | 12519.5 |
| 87 | 12520*  | 12520*  |
| 88 | 12622.5 | 12520.5 |
| 89 | 12623   | 12521   |
| 90 | 12623.5 | 12521.5 |
| 91 | 12624   | 12522   |
| 92 | 12624.5 | 12522.5 |

\* この周波数の使用の条件は、無線通信規則第31条を参照すること。

3 船舶局(FSKの場合は100ポート、PSKの場合は200ポートを超えない速度の狭帯域直接印刷電信方式及び狭帯域データ伝送方式)の周波数表

| チャネル番号 | 4 MHz帯 | 6 MHz帯  | 8 MHz帯  | 12MHz帯   | 16MHz帯   | 18/19MHz帯 | 22MHz帯  | 25/26MHz帯 |
|--------|--------|---------|---------|----------|----------|-----------|---------|-----------|
| 1      | 4170.5 | 6260.25 | 8339.25 | 12419.25 | 16615.25 | 19691     | 22290   | 26101     |
| 2      | 4171   | 6260.75 | 8339.75 | 12419.75 | 16615.75 |           | 22297.5 | 26101.5   |
| 3      | 4171.5 | 6321    | 8375    | 12422    | 16616.25 |           | 22298   | 26102     |
| 4      | 4172   | 6321.5  | 8375.5  | 12476.5  | 16616.75 |           | 22298.5 | 26102.5   |
| 5      | 4179   | 8376    | 12655   | 16682    |          |           | 22299   |           |
| 6      | 4179.5 | 12655.5 | 16682.5 |          |          |           | 22443.5 |           |
| 7      | 4180   | 12656   | 16683   |          |          |           |         |           |
| 8      |        |         | 12656.5 |          |          |           |         |           |

4 海岸局、船舶局（デジタル選択呼出し）の周波数表

| 4 MHz帯  |                       | 6 MHz帯              |                     | 8 MHz帯              |                       | 12MHz帯            |                     |
|---------|-----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-----------------------|-------------------|---------------------|
| 海岸局     | 船舶局                   | 海岸局                 | 船舶局                 | 海岸局                 | 船舶局                   | 海岸局               | 船舶局                 |
| 4218 ** | 4180.5 **<br>4207.5 * | 6326.5 **<br>6312 * | 6275.5 **<br>6312.5 | 8431.5 **<br>8436.5 | 8391.5 **<br>8414.5 * | 12623 **<br>12657 | 12521 **<br>12577 * |
| 4219.5  | 4208                  | 6331                | 6312.5              | 8436.5              | 8415                  | 12657             | 12577.5             |
| 4220    | 4209                  | 6331.5              | 6313                | 8437                | 8415.5                | 12657.5           | 12578               |
| 4220.5  |                       | 6332                | 6313.5              | 8437.5              | 8416                  | 12658             | 12578.5             |

| 16MHz帯   |                       | 18/19MHz帯             |                     | 22MHz帯            |                     | 25/26MHz帯         |                     |
|----------|-----------------------|-----------------------|---------------------|-------------------|---------------------|-------------------|---------------------|
| 海岸局      | 船舶局                   | 海岸局                   | 船舶局                 | 海岸局               | 船舶局                 | 海岸局               | 船舶局                 |
| 16844 ** | 16721 **<br>16804.5 * | 19682.5 **<br>19703.5 | 18872 **<br>18898.5 | 22410 **<br>22444 | 22318 **<br>22374.5 | 26103 **<br>26121 | 25175 **<br>25208.5 |
| 16903    | 16805                 | 16805.5               | 19704               | 18899             | 22444.5<br>22375    | 26121.5<br>25209  |                     |
| 16903.5  | 16806                 | 19704.5               | 18899.5             | 22445             | 22375.5             | 26122             | 25209.5             |
| 16904    |                       |                       |                     |                   |                     |                   |                     |

\* これらの周波数は、遭難、緊急及び安全の目的のために使用する。

\*\* これらの周波数は、データ通信を行う海上移動業務の局からの通信を容認することを条件として、使用することができる。

対に組み合わされる周波数(海岸局/船舶局) 4219.5/4208kHz、6331/6312.5kHz、8436.5/8415kHz、12657/1257.5kHz、16903/16805kHz、19703.5/18898.5kHz、22444/22374.5kHz及び26121/25208.5kHzは、デジタル選択呼出方式のために第一に選択すべき国際周波数である。

別表3-3 4-25MHz帯海上移動業務(データ伝送)の周波数表

| 番号 | 4 MHz帯                |                       | 6 MHz帯                |                       | 8 MHz帯                |                       | 12MHz帯                 |                        | 16MHz帯                 |                        | 18/19MHz帯               |                         | 22MHz帯                 |                        | 25/26MHz帯              |                             |
|----|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------|
|    | 海岸局                   | 船舶局                   | 海岸局                   | 船舶局                   | 海岸局                   | 船舶局                   | 海岸局                    | 船舶局                    | 海岸局                    | 船舶局                    | 海岸局                     | 船舶局                     | 海岸局                    | 船舶局                    | 海岸局                    | 船舶局                         |
| 1  | 4153.5 <sup>2,3</sup> | 4156.5 <sup>3,4</sup> | 6234.5 <sup>2,4</sup> | 6237.5 <sup>3,4</sup> | 8301.5 <sup>2,4</sup> | 8304.5 <sup>3,4</sup> | 12369.5 <sup>3,4</sup> | 12372.5 <sup>3,4</sup> | 16550.5 <sup>2,4</sup> | 16553.5 <sup>3,4</sup> | 18847.5 <sup>3,4</sup>  | 18850.5 <sup>3,4</sup>  | 22181.5 <sup>3,4</sup> | 22184.5 <sup>3,4</sup> | 25122.5 <sup>3,4</sup> | 25125.5 <sup>3,4</sup>      |
| 2  | 4159.5 <sup>3,4</sup> | 4162.5 <sup>3,4</sup> | 6240.5 <sup>3,4</sup> | 6243.5 <sup>3,4</sup> | 8307.5 <sup>3,4</sup> | 8308.5 <sup>3,4</sup> | 12375.5 <sup>3,4</sup> | 12378.5 <sup>3,4</sup> | 16556.5 <sup>3,4</sup> | 16559.5 <sup>3,4</sup> | 18853.5 <sup>3,4</sup>  | 18856.5 <sup>3,4</sup>  | 22187.5 <sup>3,4</sup> | 22190.5 <sup>3,4</sup> | 25128.5 <sup>3,4</sup> | 25131.5 <sup>3,4</sup>      |
| 3  | 4165.5 <sup>3,4</sup> | 4168.5 <sup>3,4</sup> | 6246.5 <sup>3,4</sup> | 6249.5 <sup>3,4</sup> | 8313.5 <sup>3,4</sup> | 8316.5 <sup>3,4</sup> | 12381.5 <sup>3,4</sup> | 12384.5 <sup>3,4</sup> | 16562.5 <sup>3,4</sup> | 16565.5 <sup>3,4</sup> | 18859.5 <sup>3,4</sup>  | 18862.5 <sup>3,4</sup>  | 22193.5 <sup>3,4</sup> | 22196.5 <sup>3,4</sup> | 25134.5 <sup>3,4</sup> | 25137.5 <sup>3,4</sup>      |
| 4  | 4181.5 <sup>2,5</sup> | 4184.5 <sup>2,5</sup> | 6255.5 <sup>3,4</sup> | 6258.5 <sup>3,4</sup> | 8319.5 <sup>3,4</sup> | 8322.5 <sup>3,4</sup> | 12389.5 <sup>3,4</sup> | 12390.5 <sup>3,4</sup> | 16568.5 <sup>3,4</sup> | 16583.5 <sup>3,4</sup> | 18865.5 <sup>3,4</sup>  | 18868.5 <sup>3,4</sup>  | 22202.5 <sup>3,4</sup> | 22205.5 <sup>3,4</sup> | 25140.5 <sup>3,4</sup> | 25143.5 <sup>3,4</sup>      |
| 5  | 4187.5 <sup>2,5</sup> | 4190.5 <sup>2,5</sup> | 6263.5 <sup>3,4</sup> | 6271.5 <sup>2,5</sup> | 8328.5 <sup>3,4</sup> | 8331.5 <sup>3,4</sup> | 12396.5 <sup>3,4</sup> | 12399.5 <sup>3,4</sup> | 16580.5 <sup>3,4</sup> | 16582.5 <sup>3,4</sup> | 18884.75 <sup>2,5</sup> | 18887.75 <sup>2,5</sup> | 22211.5 <sup>3,4</sup> | 22214.5 <sup>3,4</sup> | 25152.5 <sup>3,4</sup> | 25155.5 <sup>3,4</sup>      |
| 6  | 4193.5 <sup>2,3</sup> | 4196.5 <sup>2,3</sup> | 6266.5 <sup>3,4</sup> | 6274.5 <sup>2,5</sup> | 8334.5 <sup>3,4</sup> | 8334.5 <sup>3,4</sup> | 12402.5 <sup>3,4</sup> | 12405.5 <sup>3,4</sup> | 16586.5 <sup>3,4</sup> | 16598.5 <sup>3,4</sup> | 18895.75 <sup>3</sup>   | 18890.75 <sup>3</sup>   | 22217.5 <sup>3,4</sup> | 22220.5 <sup>3,4</sup> | 25158.5 <sup>3,4</sup> | 25161.5                     |
| 7  | 4199.5 <sup>2,5</sup> | 4202.5 <sup>2,5</sup> | 6277.5 <sup>2,5</sup> | 6280.5 <sup>2,5</sup> | 8337.5 <sup>3,4</sup> | 8337.5 <sup>3,4</sup> | 12408.5 <sup>3,4</sup> | 12409.5 <sup>3,4</sup> | 16598.5 <sup>3,4</sup> | 16599.5 <sup>3,4</sup> | 18893.75 <sup>3</sup>   | 18896.75 <sup>2</sup>   | 22223.5 <sup>3,4</sup> | 22226.5 <sup>3,4</sup> | 26104.25               | 26107.25                    |
| 8  | 4205.5 <sup>2,5</sup> | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 6283.5 <sup>3,4</sup> | 6286.5 <sup>2,5</sup> | 8343.5 <sup>3,4</sup> | 8343.5 <sup>3,4</sup> | 12411.5 <sup>3,4</sup> | 12412.5 <sup>3,4</sup> | 16592.5 <sup>3,4</sup> | 16595.5 <sup>3,4</sup> | 18896.75 <sup>2</sup>   | 18899.75 <sup>2</sup>   | 22225.5 <sup>3,4</sup> | 22226.5 <sup>3,4</sup> | 25164.5                | 25167.5                     |
| 9  | 4205.5 <sup>2,5</sup> | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 6289.5 <sup>2,5</sup> | 6292.5 <sup>2,5</sup> | 8349.5 <sup>3,4</sup> | 8349.5 <sup>3,4</sup> | 12414.5 <sup>3,4</sup> | 12417.5 <sup>3,4</sup> | 16598.5 <sup>3,4</sup> | 16598.5 <sup>3,4</sup> | 18897.75 <sup>3</sup>   | 18897.75 <sup>3</sup>   | 22229.5 <sup>3,4</sup> | 22232.5 <sup>3,4</sup> | 25170.5 <sup>3</sup>   | 25173.5 <sup>3</sup>        |
| 10 | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 6295.5 <sup>2,5</sup> | 6298.5 <sup>2,5</sup> | 8355.5 <sup>2,5</sup> | 8355.5 <sup>2,5</sup> | 12423.5 <sup>2,5</sup> | 12426.5 <sup>2,5</sup> | 16604.5 <sup>3,4</sup> | 16604.5 <sup>3,4</sup> | 18901.75 <sup>3</sup>   | 18901.75 <sup>3</sup>   | 22233.5 <sup>3,4</sup> | 22235.5 <sup>3,4</sup> | 25176.5 <sup>3</sup>   | 25179.5 <sup>2,3</sup>      |
| 11 | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 6301.5 <sup>2,5</sup> | 6301.5 <sup>2,5</sup> | 8361.5 <sup>2,5</sup> | 8361.5 <sup>2,5</sup> | 12429.5 <sup>2,5</sup> | 12432.5 <sup>2,5</sup> | 16607.5 <sup>3,4</sup> | 16607.5 <sup>3,4</sup> | 18902.75 <sup>3</sup>   | 18902.75 <sup>3</sup>   | 22239.5 <sup>3,4</sup> | 22243.5 <sup>3,4</sup> | 25182.5 <sup>2,3</sup> | 25185.5 <sup>2,3</sup>      |
| 12 | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 6304.5 <sup>2,5</sup> | 6307.5 <sup>2,5</sup> | 8364.5 <sup>2,5</sup> | 8364.5 <sup>2,5</sup> | 12435.5 <sup>2,5</sup> | 12438.5 <sup>2,5</sup> | 16613.5 <sup>3,4</sup> | 16613.5 <sup>3,4</sup> | 18903.75 <sup>3</sup>   | 18903.75 <sup>3</sup>   | 22246.5 <sup>2,5</sup> | 22249.5 <sup>2,5</sup> | 25188.5 <sup>2,3</sup> | 25191.5 <sup>2,3</sup>      |
| 13 | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 6310.5 <sup>2,5</sup> | 6310.5 <sup>2,5</sup> | 8370.5 <sup>2,5</sup> | 8370.5 <sup>2,5</sup> | 12441.5 <sup>2,5</sup> | 12444.5 <sup>2,5</sup> | 16620.5 <sup>2,5</sup> | 16623.5 <sup>2,5</sup> | 18904.75 <sup>3</sup>   | 18904.75 <sup>3</sup>   | 22250.5 <sup>2,5</sup> | 22252.5 <sup>2,5</sup> | 25194.5 <sup>2,3</sup> | 25197.5 <sup>2,3</sup>      |
| 14 | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 6313.5 <sup>2,5</sup> | 6313.5 <sup>2,5</sup> | 8373.5 <sup>2,5</sup> | 8373.5 <sup>2,5</sup> | 12444.5 <sup>2,5</sup> | 12447.5 <sup>2,5</sup> | 16626.5 <sup>2,5</sup> | 16629.5 <sup>2,5</sup> | 18905.75 <sup>3</sup>   | 18905.75 <sup>3</sup>   | 22255.5 <sup>2,5</sup> | 22258.5 <sup>2,5</sup> | 25197.5 <sup>2,3</sup> | 25200.5 <sup>2,3</sup>      |
| 15 | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 6316.5 <sup>2,5</sup> | 6316.5 <sup>2,5</sup> | 8375.5 <sup>2,5</sup> | 8375.5 <sup>2,5</sup> | 12453.5 <sup>2,5</sup> | 12453.5 <sup>2,5</sup> | 16632.5 <sup>2,5</sup> | 16635.5 <sup>2,5</sup> | 18906.75 <sup>2</sup>   | 18906.75 <sup>2</sup>   | 22264.5 <sup>2,5</sup> | 22266.5 <sup>2,5</sup> | 25203.5 <sup>2,3</sup> | 25206.5 <sup>2,3</sup>      |
| 16 | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 6319.5 <sup>2,5</sup> | 6322.5 <sup>2,5</sup> | 8385.5 <sup>2,5</sup> | 8385.5 <sup>2,5</sup> | 12454.5 <sup>2,5</sup> | 12457.5 <sup>2,5</sup> | 16635.5 <sup>2,5</sup> | 16638.5 <sup>2,5</sup> | 18907.75 <sup>3</sup>   | 18907.75 <sup>3</sup>   | 22270.5 <sup>2,5</sup> | 22273.5 <sup>2,5</sup> | 25206.5 <sup>2,3</sup> | 25209.5 <sup>2,3</sup>      |
| 17 | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 6322.5 <sup>2,5</sup> | 6325.5 <sup>2,5</sup> | 8388.5 <sup>2,5</sup> | 8388.5 <sup>2,5</sup> | 12464.5 <sup>2,5</sup> | 12467.5 <sup>2,5</sup> | 16644.5 <sup>2,5</sup> | 16647.5 <sup>2,5</sup> | 18908.75 <sup>3</sup>   | 18908.75 <sup>3</sup>   | 22273.5 <sup>2,5</sup> | 22276.5 <sup>2,5</sup> | 25213.5 <sup>2,3</sup> | 25216.5 <sup>2,3</sup>      |
| 18 | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 6325.5 <sup>2,5</sup> | 6328.5 <sup>2,5</sup> | 8391.5 <sup>2,5</sup> | 8391.5 <sup>2,5</sup> | 12465.5 <sup>2,5</sup> | 12468.5 <sup>2,5</sup> | 16653.5 <sup>2,5</sup> | 16656.5 <sup>2,5</sup> | 18909.75 <sup>3</sup>   | 18909.75 <sup>3</sup>   | 22276.5 <sup>2,5</sup> | 22279.5 <sup>2,5</sup> | 25217.5 <sup>2,3</sup> | 25220.5 <sup>2,3</sup>      |
| 19 | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 6328.5 <sup>2,5</sup> | 6331.5 <sup>2,5</sup> | 8394.5 <sup>2,5</sup> | 8394.5 <sup>2,5</sup> | 12471.5 <sup>2,5</sup> | 12474.5 <sup>2,5</sup> | 16662.5 <sup>2,5</sup> | 16665.5 <sup>2,5</sup> | 18910.75 <sup>3</sup>   | 18910.75 <sup>3</sup>   | 22282.5 <sup>2,5</sup> | 22285.5 <sup>2,5</sup> | 25224.5 <sup>2,3</sup> | 25227.5 <sup>2,3</sup>      |
| 20 | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 6331.5 <sup>2,5</sup> | 6334.5 <sup>2,5</sup> | 8397.5 <sup>2,5</sup> | 8397.5 <sup>2,5</sup> | 12474.5 <sup>2,5</sup> | 12477.5 <sup>2,5</sup> | 16665.5 <sup>2,5</sup> | 16668.5 <sup>2,5</sup> | 18911.75 <sup>3</sup>   | 18911.75 <sup>3</sup>   | 22285.5 <sup>2,5</sup> | 22288.5 <sup>2,5</sup> | 25231.5 <sup>2,3</sup> | 25234.5 <sup>2,3</sup>      |
| 21 | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 6334.5 <sup>2,5</sup> | 6337.5 <sup>2,5</sup> | 8400.5 <sup>2,5</sup> | 8400.5 <sup>2,5</sup> | 12477.5 <sup>2,5</sup> | 12480.5 <sup>2,5</sup> | 16670.5 <sup>2,5</sup> | 16673.5 <sup>2,5</sup> | 18912.75 <sup>3</sup>   | 18912.75 <sup>3</sup>   | 22290.5 <sup>2,5</sup> | 22293.5 <sup>2,5</sup> | 25238.5 <sup>2,3</sup> | 25241.5 <sup>2,3</sup>      |
| 22 | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 6337.5 <sup>2,5</sup> | 6340.5 <sup>2,5</sup> | 8403.5 <sup>2,5</sup> | 8403.5 <sup>2,5</sup> | 12482.5 <sup>2,5</sup> | 12485.5 <sup>2,5</sup> | 16673.5 <sup>2,5</sup> | 16676.5 <sup>2,5</sup> | 18913.75 <sup>3</sup>   | 18913.75 <sup>3</sup>   | 22293.5 <sup>2,5</sup> | 22296.5 <sup>2,5</sup> | 25245.5 <sup>2,3</sup> | 25248.5 <sup>2,3</sup>      |
| 23 | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 6340.5 <sup>2,5</sup> | 6343.5 <sup>2,5</sup> | 8406.5 <sup>2,5</sup> | 8406.5 <sup>2,5</sup> | 12485.5 <sup>2,5</sup> | 12488.5 <sup>2,5</sup> | 16676.5 <sup>2,5</sup> | 16679.5 <sup>2,5</sup> | 18914.75 <sup>3</sup>   | 18914.75 <sup>3</sup>   | 22296.5 <sup>2,5</sup> | 22299.5 <sup>2,5</sup> | 25253.5 <sup>2,3</sup> | 25256.5 <sup>2,3</sup>      |
| 24 | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 6343.5 <sup>2,5</sup> | 6346.5 <sup>2,5</sup> | 8409.5 <sup>2,5</sup> | 8409.5 <sup>2,5</sup> | 12488.5 <sup>2,5</sup> | 12491.5 <sup>2,5</sup> | 16680.5 <sup>2,5</sup> | 16683.5 <sup>2,5</sup> | 18915.75 <sup>3</sup>   | 18915.75 <sup>3</sup>   | 22300.5 <sup>2,5</sup> | 22303.5 <sup>2,5</sup> | 25261.5 <sup>2,3</sup> | 25264.5 <sup>2,3</sup>      |
| 25 | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 6346.5 <sup>2,5</sup> | 6349.5 <sup>2,5</sup> | 8410.5 <sup>2,5</sup> | 8410.5 <sup>2,5</sup> | 12491.5 <sup>2,5</sup> | 12494.5 <sup>2,5</sup> | 16683.5 <sup>2,5</sup> | 16686.5 <sup>2,5</sup> | 18916.75 <sup>3</sup>   | 18916.75 <sup>3</sup>   | 22303.5 <sup>2,5</sup> | 22306.5 <sup>2,5</sup> | 25268.5 <sup>2,3</sup> | 25271.5 <sup>2,3</sup>      |
| 26 | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 6349.5 <sup>2,5</sup> | 6352.5 <sup>2,5</sup> | 8413.5 <sup>2,5</sup> | 8413.5 <sup>2,5</sup> | 12494.5 <sup>2,5</sup> | 12497.5 <sup>2,5</sup> | 16686.5 <sup>2,5</sup> | 16689.5 <sup>2,5</sup> | 18917.75 <sup>3</sup>   | 18917.75 <sup>3</sup>   | 22306.5 <sup>2,5</sup> | 22309.5 <sup>2,5</sup> | 25275.5 <sup>2,3</sup> | 25278.5 <sup>2,3</sup>      |
| 27 | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 6352.5 <sup>2,5</sup> | 6355.5 <sup>2,5</sup> | 8416.5 <sup>2,5</sup> | 8416.5 <sup>2,5</sup> | 12497.5 <sup>2,5</sup> | 12500.5 <sup>2,5</sup> | 16690.5 <sup>2,5</sup> | 16693.5 <sup>2,5</sup> | 18918.75 <sup>3</sup>   | 18918.75 <sup>3</sup>   | 22313.5 <sup>2,5</sup> | 22316.5 <sup>2,5</sup> | 25282.5 <sup>2,3</sup> | 25285.5 <sup>2,3</sup>      |
| 28 | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 6355.5 <sup>2,5</sup> | 6358.5 <sup>2,5</sup> | 8419.5 <sup>2,5</sup> | 8419.5 <sup>2,5</sup> | 12500.5 <sup>2,5</sup> | 12503.5 <sup>2,5</sup> | 16693.5 <sup>2,5</sup> | 16696.5 <sup>2,5</sup> | 18919.75 <sup>3</sup>   | 18919.75 <sup>3</sup>   | 22316.5 <sup>2,5</sup> | 22319.5 <sup>2,5</sup> | 25289.5 <sup>2,3</sup> | 25292.5 <sup>2,3</sup>      |
| 29 | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 6358.5 <sup>2,5</sup> | 6361.5 <sup>2,5</sup> | 8420.5 <sup>2,5</sup> | 8420.5 <sup>2,5</sup> | 12503.5 <sup>2,5</sup> | 12506.5 <sup>2,5</sup> | 16696.5 <sup>2,5</sup> | 16699.5 <sup>2,5</sup> | 18920.75 <sup>3</sup>   | 18920.75 <sup>3</sup>   | 22320.5 <sup>2,5</sup> | 22323.5 <sup>2,5</sup> | 25296.5 <sup>2,3</sup> | 25300.5 <sup>2,3</sup>      |
| 30 | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 6361.5 <sup>2,5</sup> | 6364.5 <sup>2,5</sup> | 8423.5 <sup>2,5</sup> | 8423.5 <sup>2,5</sup> | 12506.5 <sup>2,5</sup> | 12509.5 <sup>2,5</sup> | 16700.5 <sup>2,5</sup> | 16703.5 <sup>2,5</sup> | 18921.75 <sup>3</sup>   | 18921.75 <sup>3</sup>   | 22323.5 <sup>2,5</sup> | 22326.5 <sup>2,5</sup> | 25303.5 <sup>2,3</sup> | 25306.5 <sup>2,3</sup>      |
| 31 | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 6364.5 <sup>2,5</sup> | 6367.5 <sup>2,5</sup> | 8426.5 <sup>2,5</sup> | 8426.5 <sup>2,5</sup> | 12509.5 <sup>2,5</sup> | 12512.5 <sup>2,5</sup> | 16703.5 <sup>2,5</sup> | 16706.5 <sup>2,5</sup> | 18922.75 <sup>3</sup>   | 18922.75 <sup>3</sup>   | 22326.5 <sup>2,5</sup> | 22329.5 <sup>2,5</sup> | 25310.5 <sup>2,3</sup> | 25313.5 <sup>2,3</sup>      |
| 32 | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 4217.5 <sup>2,5</sup> | 6367.5 <sup>2,5</sup> | 6370.5 <sup>2,5</sup> | 8429.5 <sup>2,5</sup> | 8429.5 <sup>2,5</sup> | 12512.5 <sup>2,5</sup> | 12515.5 <sup>2,5</sup> | 16706.5 <sup>2,5</sup> | 16709.5 <sup>2,5</sup> | 18923.75 <sup>3</sup>   | 18923.75 <sup>3</sup>   | 22329.5 <sup>2,5</sup> | 22332.5 <sup>2,5</sup> | 25317.5 <sup>2,3</sup> | 25320.5 <sup>2,3&lt;/</sup> |

|    |                            |                            |                            |                            |                            |                            |
|----|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 49 | 12563, 25 <sup>2</sup> , 3 | 12563, 25 <sup>2</sup> , 3 | 16715, 5 <sup>2</sup> , 3  | 16715, 5 <sup>2</sup> , 3  | 22336, 75 <sup>2</sup> , 3 | 22336, 75 <sup>2</sup> , 3 |
| 50 | 12566, 25 <sup>2</sup> , 3 | 12566, 25 <sup>2</sup> , 3 | 16718, 5 <sup>2</sup> , 3  | 16718, 5 <sup>2</sup> , 3  | 22339, 75 <sup>2</sup> , 3 | 22339, 75 <sup>2</sup> , 3 |
| 51 | 12569, 25 <sup>2</sup> , 3 | 12569, 25 <sup>2</sup> , 3 | 16721, 5 <sup>2</sup> , 3  | 16721, 5 <sup>2</sup> , 3  | 22342, 75 <sup>2</sup> , 3 | 22342, 75 <sup>2</sup> , 3 |
| 52 | 12572, 25 <sup>2</sup> , 3 | 12572, 25 <sup>2</sup> , 3 | 16724, 5 <sup>2</sup> , 3  | 16724, 5 <sup>2</sup> , 3  | 22345, 75 <sup>2</sup> , 3 | 22345, 75 <sup>2</sup> , 3 |
| 53 | 12575, 25 <sup>2</sup> , 3 | 12575, 25 <sup>2</sup> , 3 | 16727, 5 <sup>2</sup> , 3  | 16727, 5 <sup>2</sup> , 3  | 22348, 75 <sup>2</sup> , 3 | 22348, 75 <sup>2</sup> , 3 |
| 54 | 16730, 5 <sup>2</sup> , 3  | 22351, 75 <sup>2</sup> , 3 | 22351, 75 <sup>2</sup> , 3 |
| 55 | 16733, 5 <sup>2</sup> , 3  | 22354, 75 <sup>2</sup> , 3 | 22354, 75 <sup>2</sup> , 3 |
| 56 | 16736, 5 <sup>2</sup> , 3  | 22357, 75 <sup>2</sup> , 3 | 22357, 75 <sup>2</sup> , 3 |
| 57 | 16739, 5 <sup>2</sup> , 3  | 22360, 75 <sup>2</sup> , 3 | 22360, 75 <sup>2</sup> , 3 |
| 58 | 16742, 5 <sup>2</sup> , 3  | 22363, 75 <sup>2</sup> , 3 | 22363, 75 <sup>2</sup> , 3 |
| 59 | 16745, 5 <sup>2</sup> , 3  | 22366, 75 <sup>2</sup> , 3 | 22366, 75 <sup>2</sup> , 3 |
| 60 | 16748, 5 <sup>2</sup> , 3  | 22369, 75 <sup>2</sup> , 3 | 22369, 75 <sup>2</sup> , 3 |
| 61 | 16751, 5 <sup>2</sup> , 3  | 22372, 75 <sup>2</sup> , 3 | 22372, 75 <sup>2</sup> , 3 |
| 62 | 16754, 5 <sup>2</sup> , 3  | 22438, 75                  | 22377, 75                  |
| 63 | 16757, 5 <sup>2</sup> , 3  | 22441, 75                  | 22380, 75                  |
| 64 | 16760, 5 <sup>2</sup> , 3  |                            |                            |
| 65 | 16763, 5 <sup>2</sup> , 3  |                            |                            |
| 66 | 16766, 5 <sup>2</sup> , 3  |                            |                            |
| 67 | 16769, 5 <sup>2</sup> , 3  |                            |                            |
| 68 | 16772, 5 <sup>2</sup> , 3  |                            |                            |
| 69 | 16775, 5 <sup>2</sup> , 3  |                            |                            |
| 70 | 16778, 5 <sup>2</sup> , 3  |                            |                            |
| 71 | 16781, 5 <sup>2</sup> , 3  |                            |                            |
| 72 | 16784, 5 <sup>2</sup> , 3  |                            |                            |
| 73 | 16787, 5 <sup>2</sup> , 3  |                            |                            |
| 74 | 16790, 5 <sup>2</sup> , 3  |                            |                            |
| 75 | 16793, 5 <sup>2</sup> , 3  |                            |                            |
| 76 | 16796, 5 <sup>2</sup> , 3  |                            |                            |
| 77 | 16799, 5 <sup>2</sup> , 3  |                            |                            |
| 78 | 16802, 5 <sup>2</sup> , 3  |                            |                            |
| 79 | 16823, 25 <sup>2</sup> , 3 |                            |                            |
| 80 | 16826, 25 <sup>2</sup> , 3 |                            |                            |
| 81 | 16829, 25 <sup>2</sup> , 3 |                            |                            |
| 82 | 16832, 25 <sup>2</sup> , 3 |                            |                            |
| 83 | 16835, 25 <sup>2</sup> , 3 |                            |                            |
| 84 | 16838, 25 <sup>2</sup> , 3 |                            |                            |

1 データ伝送によるこの周波数の使用は、ITU-R勧告M.1798に従うものとする。

2 単信通信（1周波数）の使用に限る。広帯域通信に割り当てることができる。

3 3kHzの隣接するチャネルを使用して広帯域通信に割り当てることができる。

4 このチャネルは、同一帯域の広帯域の海岸局のチャネルと対にすることができる。

5 本表の周波数帯のうち4154-4219kHz、6235-6330.5kHz、8302-8436kHz、12370-12656.5kHz、16551-16902.5kHz、18848-18898kHz、19681-19703kHz、22182-22443.5kHz及び25123-25208kHzの使用は、データ通信を行う海上移動業務の局からの混信を容認することを条件に船舶局(40ボートを超えない速度)のA1Aモールス電信の呼出及び通話並びに広帯域電信方式による通信並びに狭帯域直接印刷電信方式及び狭帯域データ伝送方式による通信(FSK)の場合は100ボート、PSKの場合は200ボートを超えない速度の場合に限る。)を行うものに限る。)を行うものに限る。)に割り当てることができる。

6 本表に記載のない周波数帯のうち4221-4231kHz、6332.5-6342.5kHz、8438-8448kHz、12658.5-12668.5kHz、16904.5-16914.5kHz及び22445.5-22455.5kHzは、NAVDAT送信局が最新版のITU-R勧告M.2058に従って運用される海岸局であることを条件にNAVDATシステムに使用することができる。

別表3-4 156.025-162.025MHz帯海上移動無線通信業務の周波数表

| チャネル番号 | 注      | 送信周波数<br>(MHz) |         | 船舶<br>相互間               |      | 港務通信及び<br>船舶通航 |   | 公衆通信 |  |
|--------|--------|----------------|---------|-------------------------|------|----------------|---|------|--|
|        |        | 船舶局            | 海岸局     | 1周波数                    | 2周波数 |                |   |      |  |
|        |        |                |         |                         |      |                |   |      |  |
| 01     |        | 156.050        | 160.625 | ○                       | ○    | ○              | ○ | ○    |  |
| 01     | m)     | 156.025        | 160.625 | ○                       | ○    | ○              | ○ | ○    |  |
| 02     |        | 156.075        | 160.675 | ○                       | ○    | ○              | ○ | ○    |  |
| 02     | m)     | 156.100        | 160.700 | ○                       | ○    | ○              | ○ | ○    |  |
| 03     |        | 156.125        | 160.725 | ○                       | ○    | ○              | ○ | ○    |  |
| 03     | m)     | 156.150        | 160.750 | ○                       | ○    | ○              | ○ | ○    |  |
| 04     |        | 156.175        | 160.775 | ○                       | ○    | ○              | ○ | ○    |  |
| 04     | m)     | 156.200        | 160.800 | ○                       | ○    | ○              | ○ | ○    |  |
| 05     |        | 156.225        | 160.825 | ○                       | ○    | ○              | ○ | ○    |  |
| 05     | m)     | 156.250        | 160.850 | ○                       | ○    | ○              | ○ | ○    |  |
| 06     |        | 156.275        | 160.875 | ○                       | ○    | ○              | ○ | ○    |  |
| 06     | f)     | 156.300        |         | ○                       |      |                |   |      |  |
| 06     | r)     | 160.900        | 160.900 |                         |      |                |   |      |  |
| 07     |        | 156.325        | 160.925 | ○                       | ○    | ○              | ○ | ○    |  |
| 07     | m)     | 156.350        | 160.950 | ○                       | ○    | ○              | ○ | ○    |  |
| 08     |        | 156.375        | 156.375 | ○                       | ○    | ○              | ○ | ○    |  |
| 08     |        | 156.400        |         | ○                       |      |                |   |      |  |
| 09     |        | 156.425        | 156.425 | ○                       |      |                |   |      |  |
| 09     | i)     | 156.450        | 156.450 | ○                       | ○    |                |   |      |  |
| 10     | h), q) | 156.475        | 156.475 | ○                       | ○    |                |   |      |  |
| 10     | h), q) | 156.500        | 156.500 | ○                       | ○    |                |   |      |  |
| 11     | f), j) | 156.525        | 156.525 | 遭難、安全及び呼出しのためのデジタル選択呼出し |      |                |   |      |  |
| 11     | q)     | 156.550        | 156.550 | ○                       |      |                |   |      |  |
| 11     |        | 156.575        | 156.575 | ○                       |      |                |   |      |  |
| 12     |        | 156.600        | 156.600 | ○                       |      |                |   |      |  |
| 12     | i)     | 156.625        |         | ○                       |      |                |   |      |  |
| 13     | k)     | 156.650        | 156.650 | ○                       | ○    |                |   |      |  |
| 13     | h), i) | 156.675        | 156.675 | ○                       | ○    |                |   |      |  |
| 14     |        | 156.700        | 156.700 | ○                       | ○    |                |   |      |  |
| 14     |        | 156.725        | 156.725 | ○                       | ○    |                |   |      |  |
| 15     | g)     | 156.750        | 156.750 | ○                       | ○    |                |   |      |  |
| 15     | n), s) | 156.775        | 156.775 | ○                       | ○    |                |   |      |  |
| 16     | f)     | 156.800        | 156.800 | 遭難、安全及び呼出し              |      |                |   |      |  |
| 16     | n), s) | 156.825        | 156.825 | ○                       |      |                |   |      |  |
| 17     | g)     | 156.850        | 156.850 | ○                       | ○    |                |   |      |  |
| 17     |        | 156.875        |         | ○                       |      |                |   |      |  |
| 18     | m)     | 156.900        | 161.500 | ○                       | ○    | ○              | ○ | ○    |  |
| 18     |        | 156.925        | 161.525 | ○                       | ○    | ○              | ○ | ○    |  |
| 1078   |        | 156.925        | 156.925 | ○                       | ○    | ○              | ○ | ○    |  |
| 2078   | mm)    | 161.525        |         | ○                       |      |                |   |      |  |

\* このチャネルの使用は、デジタル変調方式のものに限る。

一般的な注

a) 主管庁は、船舶相互間並びに港務通信及び船舶通航用の周波数を、無線通信規則第51.69号、第51.73号、第51.74

号、第51、75号、第51、76号、第51、77号及び第51、78号に定める条件に従つて運用する軽飛行機及びヘリコプターと主に海上の支援作業に従事する船舶又はこれに参加する海岸局との通信のために使用することができる。ただし、公衆通信と共に用するチャネルの使用は、関係主管庁と影響を受ける主管庁との間の事前合意を条件とする。

b) この表に掲載されたチャネル(第06、第13、第15、第16、第17、第70、第75及び第76チャネルを除く。)は、関係主管庁と影響を受ける主管庁との間の特別な取決めによることを条件として、高速データ送信及びファクシミリ送信にも使用することができる。

c) この表に掲載されたチャネル(第06、第13、第15、第16、第17、第70、第75及び第76チャネルを除く。)は、関係主管庁と影響を受ける主管庁との間の特別な取決めによることを条件として、直接印刷電信及びデータ送信に使用することができる。

d) この表の周波数は、無線通信規則第5、226号に定める条件に従い、内陸水路における無線通信にも使用することができる。

e) 主管庁は、25kHzチャネルに混信を生じさせないことを基本とし、最新版のITU-R勧告M.1084に従い、以下の条件の下で、12.5kHzチャネルのインターリーブを認めることがある。

- この表の遭難及び安全の周波数、船舶自動識別装置(AIS)の周波数並びにデータ交換の周波数の25kHzチャネル(特に第06、第13、第15、第17、第70、AIS 1及びAIS 2チャネル)への影響並びにITU-R勧告M.489-2で定めた特性的への影響がないこと。
- 12.5kHzチャネルのインターリーブの導入及びそれに伴う国内要件の制定は、影響を受ける主管庁との調整を条件とする。

個別的な注

f) 156.3MHz(第06チャネル)、156.525MHz(第70チャネル)、156.8MHz(第16チャネル)、161.975MHz(AIS 1チャネル)及び162.025MHz(AIS 2チャネル)の周波数は、捜索救難活動及びその他安全関連の通信に目的とする航空機局に及び使用することができます。156.525MHz(第70チャネル)、161.975MHz(AIS 1チャネル)及び162.025MHz(AIS 2チャネル)の周波数は、デジタル選択呼出し又はAIS技術若しくはその両方を使用した航行の安全の高度化に係る自律型海上無線機器にも使用することができる。このような使用は、最新版のITU-R勧告M.2135に従うものとする。

g) 第15及び第17チャネルは、実効輻射電力が1Wを超えて、主管庁の領海内で使用される場合に当該国の国内規則に従うことを条件として、船上通信にも使用することができる。

h) ヨーロッパ海上地区及びカナダでは、第10、第67及び第73チャネルは、無線通信規則第51.69号、第51.73号、第51.74号、第51.75号、第51.76号、第51.77号及び第51.78号に定める条件に従つて、個々の関係主管庁によって、共同の捜索救難活動及び地域の汚染防止作業に従事する船舶局、航空機局及びこの作業に参加する陸上局間の通信のためにも使用することができる。

- i) a) に定める目的のために優先する最初の周波数は、156.450MHz(第09チャネル)、156.625MHz(第72チャネル)及び156.675MHz(第73チャネル)とする。
- j) 第70チャネルは、遭難、安全及び呼出しのためのデジタル選択呼出しにのみ使用する。
- k) 第13チャネルは、世界的基礎で航行安全通信用に使用されるチャネルとし、主として船舶相互間の航行安全通信とする。このチャネルは、関係主管庁の国内規則に従うことを条件として、船舶通航及び港務通信にも使用することができる。

- l) AIS 1及びAIS 2チャネルは、地域的基礎で他の周波数が同じ目的のために特定される場合を除き、世界的な運用が可能な船舶自動識別装置(AIS)に使用される。このようないくつかの使用は、最新版のITU-R勧告M.1371に従うものとする。

m) これらのチャネルは、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、單一周波数チャネルとして使用することができる。單一周波数の使用においては、以下の条件が適用される。

- これらのチャネルの低い方の周波数部分は、船舶局及び海岸局によって單一周波数チャネルとして運用することができる。

- これらのチャネルの高い方の周波数部分を使用する送信は、海岸局に限る。

- 主管庁の許可及び国内規則による規定がある場合にあっては、これらのチャネルの高い方の周波数部分は船舶局の送信に使用することができる。AIS 1、AIS 2、ASM 1及びASM 2チャネルへの有害な混信を避けるため、全ての予防策をとるものとする。

n) AISを除き、第75及び第76チャネルへの有害な混信を避けるための全ての予防策をとるものとする。

mm) これらのチャネルによる送信は、海岸局に限る。主管庁の許可及び国内規則による規定がある場合にあっては、これらチャネルは船舶局の送信に使用することができる。AIS 1、AIS 2、ASM 1及びASM 2チャネルへの有害な混信を避けるため、全ての予防策をとるものとする。

o) (未使用)

p) AIS 1及びAIS 2チャネルは、船舶から送信されるAISを受信するための移動衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

q) 第10及び第11チャネルを使用する場合は、第70チャネルへの有害な混信を避けるための全ての予防策をとるものとする。

r) 海上移動業務において、160.9MHz(第2006チャネル)の周波数は、最新版のITU-R勧告M.2135に従つてAIS技術を使用する自律型海上無線機器用(航行の安全の高度化に係るもの)を除く。この自律型海上無線機器の送信が、空中線の輻射電力が100mWに制限され、空中線の高さが海面から1mを超えてはならない。

s) 第75及び第76チャネルは、船舶局からの長距離用AIS情報(メッセージ番号27:最新版のITU-R勧告M.1371参照)を受信するために移動衛星業務(地球から宇宙)にも割り当てる。

t) (未使用)

u) (未使用)

v) (未使用)

w) 157.1875-157.3375MHz及び161.7875-161.9375MHz(第24、第84、第25、第85、第26、第86、第1024、第1084、第1025、第1085、第1026、第1086、第2024、第2084、第2025、第2085、第2026及び第2086チャネルに相当)の周波数帯、VHFデータ交換システム(VDES)用として特定される。VDESの地上部部分及び衛星部分は、最新版のITU-R勧告M.292に規定される。これらのチャネルは、フイーダリンクに使用してはならない。これらのチャネルは、連続する複数の25kHzのチャネルを結合して、50kHz幅、100kHz幅又は150kHz幅のチャネルとして使用することができる。このチャネルの使用は、以下のとおり。

- 第1024、第1084、第1025及び第085チャネルは、船舶から沿岸、沿岸から船舶及び船舶から船舶の通信に特定するほか、これらの通信に制限を課すことなく、船舶から衛星及び衛星から船舶の通信に使用することができる。
- 第2024、第2084、第2025及び第2085チャネルは、沿岸から船舶及び船舶から船舶の通信に特定するほか、これらの通信に制限を課すことなく、船舶から衛星及び衛星から船舶の通信に使用することができる。
- 第1026、第1086、第2026及び第2086チャネルは、船舶から衛星及び衛星から船舶の通信に特定し、VDESの地

— 上部分に使用してはならない。

— 第24、第84、第25及び第85チャネルは、船舶から沿岸及び沿岸から船舶の通信に特定する。

VDES（地球から宇宙）の使用は、同じ周波数帯で運用される地上システムに対して有害な混信を生じさせ、保護を要求し、また、将来の発達を妨げてはならない。

2029年12月31日まで、第24、第84、第25、第85、第26及び第86チャネルは、デジタル変調を使用する他の海上移動業務の局に対して有害な混信を生じさせ、又は保護を求めないこと及び影響を受ける他の主管庁と調整することを条件として、最新版のITU-R勧告M.1084に規定されるアナログ変調でも使用することができる。

wa) 第一地域及び第三地域では、以下のとおりとする。

最新版のITU-R勧告M.1084に規定される連続する複数の25kHzのチャネルを使用するデジタルシステムの利用に特定する。

157.1375-157.1875MHz及び161.6125-161.7125MHz（第80、第21、第81及び第22チャネルに相当）の周波数帯は、最新版のITU-R勧告M.1084に規定される連続する2つの25kHzのチャネルを使用するデジタルシステムの利用に特定する。

157.125MHz及び161.725MHz（第82チャネル）の周波数帯は、最新版のITU-R勧告M.1084に規定されるデジタルシステムの利用に特定する。

157.0125-157.1875MHz及び161.6125-161.71875MHz（第80、第21、第81、第22、第82、第23及び第83チャネルに相当）の周波数帯は、デジタル変調を使用する他の海上移動業務の局に対して有害な混信を生じさせ、又は保護を求めるべきこと及び影響を受ける他の主管庁と調整することを条件として、最新版のITU-R勧告M.1084に規定されるアナログ変調でも使用することができる。

x) アンゴラ、ボツワナ、エスワティニ、レソト、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、コンゴ民主共和国、セイシェル、南アフリカ共和国、タンザニア、ザンビア及びジンバブエでは、157.1125-157.3375MHz及び161.7125-161.9375MHz（第82、第23、第83、第24、第84、第25、第85、第26及び第86チャネルに相当）の周波数帯は、デジタル変調の発射用とする。中華人民共和国では、157.1375-157.3375MHz及び161.7375-161.9375MHz（第23、第83、第24、第84、第25、第85、第26及び第86チャネルに相当）の周波数帯は、デジタル変調の発射用とする。

y) これらのチャネルは、影響を受ける主管庁と調整することを条件として、单一又は複数の周波数チャネルとして運用することができる。

z) ASM 1及びASM 2チャネルは、最新版のITU-R勧告M.2092に規定されるアプリケーション特定メッセージ（ASM）に使用される。

zz) 第1027、第1028、第87及び第88チャネルは、港務通信及び船舶通航のための單一周波数アナログチャネルとして使用される。

別表 3-5 船上通信局又は船舶局の船上通信設備の周波数表

## (1) アナログ変調方式の周波数表

|            |             |
|------------|-------------|
| 156.7MHz   | 156.8MHz    |
| 457.525MHz | 457.55MHz   |
| 467.6MHz   | 467.6125MHz |

## (2) デジタル変調方式の周波数表

|               |               |               |               |
|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 457.515625MHz | 457.521875MHz | 457.528125MHz | 457.534375MHz |
| 457.540625MHz | 457.546875MHz | 457.553125MHz | 457.559375MHz |
| 457.565625MHz | 457.571875MHz | 457.578125MHz | 457.584375MHz |
| 467.515625MHz | 467.521875MHz | 467.528125MHz | 467.534375MHz |
| 467.540625MHz | 467.546875MHz | 467.553125MHz | 467.559375MHz |
| 467.565625MHz | 467.571875MHz | 467.578125MHz | 467.584375MHz |

別表 6-2 移動体識別用無線局の周波数表

|                          |                                 |          |          |          |          |
|--------------------------|---------------------------------|----------|----------|----------|----------|
| 916.7-920.9MHz           | 占有周波数帯幅が200kHz以下の無線設備           | 916.8MHz | 918MHz   | 919.2MHz | 920.4MHz |
| 2450MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備 | 占有周波数帯幅が200kHzを超える400kHz以下の無線設備 | 920.5MHz | 920.7MHz |          |          |
| 2450MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備 | 占有周波数帯幅が400kHzを超える600kHz以下の無線設備 | 920.6MHz |          |          |          |

別表 7-1 150MHz帯又は400MHz帯簡易無線局の周波数表

|              |              |              |              |              |             |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 154.44375MHz | 154.45MHz    | 154.45625MHz | 154.4625MHz  | 154.46875MHz | 154.47MHz   |
| 154.475MHz   | 154.48125MHz | 154.4875MHz  | 154.49MHz    | 154.49375MHz | 154.5MHz    |
| 154.50625MHz | 154.51MHz    | 154.5125MHz  | 154.51875MHz | 154.525MHz   | 154.53MHz   |
| 154.53125MHz | 154.5375MHz  | 154.54375MHz | 154.55MHz    | 154.55625MHz | 154.5625MHz |
| 154.56875MHz | 154.57MHz    | 154.575MHz   | 154.58125MHz | 154.5875MHz  | 154.59MHz   |
| 154.59375MHz | 154.6MHz     | 154.60625MHz | 154.61MHz    | 154.6125MHz  |             |

別表 5 航空機地球局の周波数表

| 送信周波数                       | 受信周波数                   |
|-----------------------------|-------------------------|
| 1626.5MHzから1660.5MHzまでの周波数帯 | 1525MHzから1559MHzまでの周波数帯 |

別表 6-1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用構内無線局の周波数表

|   |
|---|
| 1216.0125MHz以上1216.9875MHz以下の周波数であって、1216.0125MHz及び1216.0125MHzの自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に36MHzを加えたもの。ただし、1216.0125MHz及び1252.0125MHz並びに216.5125MHz及び1252.5125MHzは、周波数制御用チャネルとする。 |
| 1216MHz以上1217MHz以下の周波数であって、1216MHz及び1216MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に36MHzを加えたもの。ただし、1216MHz及び1252MHzは、周波数制御用チャネルとする。   |

別表 7-2 347.7-351.9MHz帯簡易無線局の周波数表

|             |            |             |            |             |            |
|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|
| 348.5025MHz | 348.575MHz | 348.5875MHz | 348.6MHz   | 348.6125MHz | 348.625MHz |
| 348.6375MHz | 348.65MHz  | 348.6625MHz | 348.675MHz | 348.6875MHz | 348.7MHz   |
| 348.7125MHz | 348.725MHz | 348.7375MHz | 348.75MHz  | 348.7625MHz | 348.775MHz |
| 348.7875MHz | 348.8MHz   |             |            |             |            |

別表 7-3 400MHz帯簡易無線局の周波数表

351.16875MHz以上351.38125MHz以下の周波数であって、351.16875MHz及び351.16875MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの並びに467MHz以上467.4MHz以下の周波数であって、467MHz及び467MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの

別表 7-4 50GHz帯簡易無線局の周波数表

|          |          |          |          |          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 50.44GHz | 50.45GHz | 50.46GHz | 50.47GHz | 50.48GHz | 50.49GHz | 50.5GHz  | 50.51GHz |
| 50.52GHz | 50.53GHz | 50.54GHz | 50.55GHz | 50.56GHz | 50.57GHz | 50.58GHz | 50.59GHz |
| 50.6GHz  | 50.61GHz | 50.62GHz |          |          |          |          |          |
| 50.94GHz | 50.95GHz | 50.96GHz | 50.97GHz | 50.98GHz | 50.99GHz | 51GHz    | 51.01GHz |
| 51.02GHz | 51.03GHz | 51.04GHz | 51.05GHz | 51.06GHz | 51.07GHz | 51.08GHz | 51.09GHz |
| 51.1GHz  | 51.11GHz | 51.12GHz |          |          |          |          |          |

別表 8-1 ラジコン用発振器及びラジオマイクの周波数表

|          |          |
|----------|----------|
| 27.12MHz | 40.68MHz |
|----------|----------|

2 ラジコン用発振器の周波数表

|          |          |          |          |          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 40.61MHz | 40.63MHz | 40.65MHz | 40.67MHz | 40.69MHz | 40.71MHz | 40.73MHz | 40.75MHz |
| 40.77MHz | 40.79MHz | 40.81MHz | 40.83MHz | 40.85MHz |          |          |          |
| 72.13MHz | 72.15MHz | 72.17MHz | 72.19MHz | 72.21MHz | 72.25MHz | 72.26MHz | 72.27MHz |
| 72.79MHz | 72.81MHz | 72.83MHz | 72.85MHz | 72.87MHz | 73.22MHz | 73.23MHz | 73.24MHz |
| 73.25MHz | 73.26MHz | 73.27MHz | 73.28MHz | 73.29MHz | 73.30MHz | 73.31MHz | 73.32MHz |

別表 8-2 市民ラジオの無線局の周波数表

|           |           |          |          |           |           |          |           |
|-----------|-----------|----------|----------|-----------|-----------|----------|-----------|
| 26.968MHz | 26.976MHz | 27.04MHz | 27.08MHz | 27.088MHz | 27.112MHz | 27.12MHz | 27.144MHz |
|-----------|-----------|----------|----------|-----------|-----------|----------|-----------|

別表 8-3 コードレス電話の無線局の周波数表

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 253.8625MHz以上254.9625MHz以下 | 周波数であって、253.8625MHz及び253.8625MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの  |
| 380.2125MHz以上381.3125MHz以下 | の周波数であって、380.2125MHz及び380.2125MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの |

別表 8-4 小電力セキュリティシステムの無線局の周波数表

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| 占有周波数帯幅が8.5kHz以下の無線設備         | 426.25MHz以上426.8375MHz以下の周波数のうち、426.25MHz及び426.25MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの   |
| 占有周波数帯幅が8.5kHzを超える6kHz以下の無線設備 | 426.25MHz以上426.8375MHz以下の周波数のうち、426.2625MHz及び426.2625MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの |

別表 8-5 5.2GHz帯高出力データ通信システム及び小電力データ通信システムの無線局の周波数表

波数表

|   |                    |
|---|--------------------|
| 2400MHz帯の周波数の電波を使用する無线設備  | 2441.75MHz 2484MHz |
| 占有周波数帯幅が20MHz以下の無線設備  | 5170MHz*           |
| 占有周波数帯幅が20MHz以上の無線設備  | 5180MHz 5190MHz*   |
| 占有周波数帯幅が40MHzを超える80MHz以下の無線設備   | 5210MHz*           |
| 占有周波数帯幅が80MHzを超える160MHz以下の無線設備  | 5220MHz 5230MHz*   |
| 占有周波数帯幅が80MHzを超える160MHz以上の周波数のうち、24.77GHz以上25.23GHz以下の周波数であって、24.77GHz及び24.77GHzに10MHzの自然数倍を加えたもの | 5230MHz 5240MHz    |
| 占有周波数帯幅が80MHzを超える160MHz以上の周波数のうち、24.77GHz以上25.23GHz以下の周波数であって、24.77GHz及び24.77GHzに10MHzの自然数倍を加えたもの | 5240MHz 5250MHz    |
| 占有周波数帯幅が80MHzを超える160MHz以上の周波数のうち、24.77GHz以上25.23GHz以下の周波数であって、24.77GHz及び24.77GHzに10MHzの自然数倍を加えたもの | 5250MHz 5260MHz    |
| 占有周波数帯幅が80MHzを超える160MHz以上の周波数のうち、24.77GHz以上25.23GHz以下の周波数であって、24.77GHz及び24.77GHzに10MHzの自然数倍を加えたもの | 5260MHz 5280MHz    |
| 占有周波数帯幅が80MHzを超える160MHz以上の周波数のうち、24.77GHz以上25.23GHz以下の周波数であって、24.77GHz及び24.77GHzに10MHzの自然数倍を加えたもの | 5300MHz 5320MHz    |
| 占有周波数帯幅が80MHzを超える160MHz以上の周波数のうち、24.77GHz以上25.23GHz以下の周波数であって、24.77GHz及び24.77GHzに10MHzの自然数倍を加えたもの | 5320MHz 5340MHz    |
| 占有周波数帯幅が80MHzを超える160MHz以上の周波数のうち、24.77GHz以上25.23GHz以下の周波数であって、24.77GHz及び24.77GHzに10MHzの自然数倍を加えたもの | 5340MHz 5560MHz    |
| 占有周波数帯幅が80MHzを超える160MHz以上の周波数のうち、24.77GHz以上25.23GHz以下の周波数であって、24.77GHz及び24.77GHzに10MHzの自然数倍を加えたもの | 5560MHz 5620MHz    |
| 占有周波数帯幅が80MHzを超える160MHz以上の周波数のうち、24.77GHz以上25.23GHz以下の周波数であって、24.77GHz及び24.77GHzに10MHzの自然数倍を加えたもの | 5620MHz 5640MHz    |
| 占有周波数帯幅が20MHzを超える40MHz以下の無線設備   | 5660MHz 5680MHz    |
| 占有周波数帯幅が20MHzを超える40MHz以上の無線設備   | 5700MHz            |
| 占有周波数帯幅が40MHzを超える80MHz以下の無線設備   | 5710MHz            |
| 占有周波数帯幅が40MHzを超える80MHz以上の無線設備   | 5710MHz 5730MHz    |
| 占有周波数帯幅が80MHzを超える160MHz以下の無線設備  | 5730MHz 5750MHz    |
| 占有周波数帯幅が80MHzを超える160MHz以上の無線設備  | 5750MHz 5770MHz    |

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| 占有周波数帯幅が8.5kHz以下の無線設備         | 426.25MHz以上426.8375MHz以下の周波数のうち、426.25MHz及び426.25MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの   |
| 占有周波数帯幅が8.5kHzを超える6kHz以下の無線設備 | 426.25MHz以上426.8375MHz以下の周波数のうち、426.2625MHz及び426.2625MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの |

別表 8-6 デジタルコードレス電話の無線局の周波数表

|   |  |
|---|--|
| 1893.65MHz以上1905.95MHz以下の周波数であって、1893.65MHz及び1893.65MHzに300kHzの自然数倍を加えたもの | 1893.65MHz以上1905.95MHz以下の周波数のうち、1893.65MHz及び1893.65MHzに300kHzの自然数倍を加えたもの |
|---|--|

別表 8-7 市民ラジオの無線局の周波数表

|  |   |
|--|---|
| 1895.616MHz以上1904.256MHz以下の周波数であって、1895.616MHz及び1895.616MHzに1728kHzの自然数倍を加えたもの | 1895.616MHz以上1904.256MHz以下の周波数のうち、1895.616MHz及び1895.616MHzに1728kHzの自然数倍を加えたもの |
|--|---|

の自然数倍を加えたもの

別表8-7 PHSの陸上移動局の周波数表

別表8-8 狹域通信システムの陸上移動局の周波数表

別表8-8 狹域通信システムの陸上移動局の周波数表  
※実際の周波数と異なる場合がある

別表8-10 700MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局の周波数表

別表9-1 テレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線局の周波数表

160МН

|                                 |   |  |
|---------------------------------|---|--|
| 315MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備         | 426.028125MHz以上426.134375MHz以下の周波数であつて、426.028125MHzの周波数を5.8kHz以下で使用する無線設備      | 占有周波数帯幅がz及び426.028125MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの                                    |
|                                 | 429.178125MHz以上429.7345375MHz以下の周波数であつて、429.178125MHz及び429.178125MHzの自然数倍を加えたもの | 429.178125MHz以上429.7345375MHz以下の周波数であつて、429.178125MHzの自然数倍を加えたもの               |
|                                 | 429.815625MHz以上429.921875MHz以下の周波数であつて、429.815625MHz及び429.815625MHzの自然数倍を加えたもの  | 429.815625MHz以上429.921875MHz以下の周波数であつて、429.815625MHzの自然数倍を加えたもの                |
|                                 | 449.840625MHz以上449.884375MHz以下の周波数であつて、449.840625MHz及び449.840625MHzの自然数倍を加えたもの  | 449.840625MHz以上449.884375MHz以下の周波数であつて、449.840625MHz及び449.840625MHzの自然数倍を加えたもの |
| 占有周波数帯幅が5.8kHzを超えて8.5kHz以下の無線設備 | 426.025MHz以上426.1375MHz以下の周波数であつて、426.025MHz及び426.025MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの     | 429.175MHz以上429.7375MHz以下の周波数であつて、429.175MHz及び429.175MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの    |
|                                 | 429.8125MHz以上429.925MHz以下の周波数であつて、429.8125MHz及び429.8125MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの   | 429.8125MHz以上429.925MHz以下の周波数であつて、429.8125MHz及び429.8125MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの  |
|                                 | 449.8375MHz以上449.8875MHz以下の周波数であつて、449.8375MHz及び449.8375MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの  | 449.8375MHz以上449.8875MHz以下の周波数であつて、449.8375MHz及び449.8375MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの |

|   |                         |  |  |   |
|---|-------------------------|--|--|---|
|   |                         | えたもの。この場合において、449.887MHz及び469.487MHzは周波数制御用チャネルとする。  |  |   |
| 占有周波数帯幅が<br>8.5kHzを<br>超え16kHz<br>以下の無線設備 | 915.9-<br>928.1MHz      | 一の単位チャネルを使用するもの<br>連続する二の単位チャネルを同時に使用するもの<br>連続する三の単位チャネルを同時に使用するもの<br>連続する四の単位チャネルを同時に使用するもの<br>連続する五の単位チャネルを同時に使用するもの<br>連続する六の単位チャネルを使用するもの | 910MHz以上928MHz以下の周波数であって、916MHz及び916MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの<br>916.1MHz以上927.9MHz以下の周波数であって、916.2MHz及び916.1MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの<br>916.2MHz以上927.8MHz以下の周波数であって、916.2MHz及び916.1MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの<br>916.3MHz以上927.7MHz以下の周波数であって、916.3MHz及び916.3MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの<br>916.4MHz以上927.6MHz以下の周波数であって、916.4MHz及び916.4MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの<br>928.15MHz以上929.65MHz以下の周波数であって、928.15MHz及び928.15MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの | 426.0375MHz 426.0625MHz 426.0875MHz 426.1125MHz |
| 9.7MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備                   | 9.7MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備 | 一の単位チャネルを使用するもの<br>連続する二の単位チャネルを同時に使用するもの<br>連続する三の単位チャネルを同時に使用するもの  | 928.2MHz以上929.6MHz以下の周波数であって、928.2MHz及び928.2MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの<br>928.25MHz以上929.55MHz以下の周波数であって、928.25MHz及び928.25MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの   |   |

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 連続する単位チャネルを同時に使用するもの              | 928.3MHz以上929.5MHz以下の周波数であって、928.3MHz及び928.3MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの   |
| 連続する単位チャネルを同時に使用するもの              | 928.35MHz以上929.45MHz以下の周波数であって、928.35MHz及び928.35MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの   |
| 占有周波数帯の周波数帯幅が8.5kHz以下で電波を使用する無線設備 | 1216.00625MHz以上1216.99375MHz以下の周波数であって、1216.00625MHz及び1216.00625MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに36MHzを加えたもの。この場合において、1216.00625MHz、1216.01875MHz、1216.51875MHz、1252.00625MHz、1252.01875MHz、1252.50625MHz及び1252.51875MHzは、周波数制御用チャネルとする。 |
| 占有周波数帯幅が8.5kHzを超えて16kHz以下で無線設備    | 1216.0125MHz以上1216.9875MHz以下の周波数であって、1216.0125MHz及び1216.0125MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに36MHzを加えたもの。この場合において、1216.0125MHz、1216.5125MHz、1252.0125MHz及び1252.5125MHzは周波数制御用チャネルとする。  |
| 占有周波数帯幅が6kHzを超えて32kHz以下の無線設備      | 1216MHz以上1217MHz以下の周波数であつて、1216MHz及び1216MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに36Hzを加えたもの。この場合において、1216MHz及び1252MHzは周波数制御用チャネルとする。   |

別表9-2 医療用テレメーター用特定小電力無線局の周波数表

|   |   |
|---|---|
| 占有周波数帶幅が<br>8.5kHz以下の無線設備   | 420. 05MHz以上421. 0375MHz以下の周波数であって、 420. 05MHz及び<br>420. 05MHzに12. 5kHzの自然数倍を加えたもの      |
| 占有周波数帶幅が<br>424. 4875MHz以上425. 975MHz以下の周波数であって、 424. 4875MHz<br>及び424. 4875MHzに12. 5kHzの自然数倍を加えたもの | 424. 4875MHz以上425. 975MHz以下の周波数であって、 424. 4875MHz<br>及び424. 4875MHzに12. 5kHzの自然数倍を加えたもの |
| 占有周波数帶幅が<br>429. 25MHz以上429. 7375MHz以下の周波数であって、 429. 25MHz及び<br>429. 25MHzに12. 5kHzの自然数倍を加えたもの      | 429. 25MHz以上429. 7375MHz以下の周波数であって、 429. 25MHz及び<br>429. 25MHzに12. 5kHzの自然数倍を加えたもの      |
| 占有周波数帶幅が<br>440. 5625MHz以上441. 55MHz以下の周波数であって、 440. 5625MHz<br>及び440. 5625MHzに12. 5kHzの自然数倍を加えたもの  | 440. 5625MHz以上441. 55MHz以下の周波数であって、 440. 5625MHz<br>及び440. 5625MHzに12. 5kHzの自然数倍を加えたもの  |
| 占有周波数帶幅が<br>444. 5125MHz以上445. 5MHz以下の周波数であって、 444. 5125MHz<br>及び444. 5125MHzに12. 5kHzの自然数倍を加えたもの   | 444. 5125MHz以上445. 5MHz以下の周波数であって、 444. 5125MHz<br>及び444. 5125MHzに12. 5kHzの自然数倍を加えたもの   |
| 占有周波数帶幅が<br>448. 675MHz以上449. 6625MHz以下の周波数であって、 448. 675MHz<br>及び448. 675MHzに12. 5kHzの自然数倍を加えたもの   | 448. 675MHz以上449. 6625MHz以下の周波数であって、 448. 675MHz<br>及び448. 675MHzに12. 5kHzの自然数倍を加えたもの   |
| 占有周波数帶幅が<br>420. 0625MHz以上421. 0125MHz以下の周波数であって、 420. 0625MHz<br>及び420. 0625MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの   | 420. 0625MHz以上421. 0125MHz以下の周波数であって、 420. 0625MHz<br>及び420. 0625MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの   |
| 占有周波数帶幅が<br>424. 5MHz以上425. 95MHz以下の周波数であって、 424. 5MHz及び<br>424. 5MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの              | 424. 5MHz以上425. 95MHz以下の周波数であって、 424. 5MHz及び<br>424. 5MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの              |
| 以下の無線設備   |   |
| 占有周波数帶幅が<br>429. 2625MHz以上429. 7125MHz以下の周波数であって、 429. 2625MHz<br>及び429. 2625MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの   | 429. 2625MHz以上429. 7125MHz以下の周波数であって、 429. 2625MHz<br>及び429. 2625MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの   |
| 占有周波数帶幅が<br>440. 575MHz以上441. 5525MHz以下の周波数であって、 440. 575MHz<br>及び440. 575MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの      | 440. 575MHz以上441. 5525MHz以下の周波数であって、 440. 575MHz<br>及び440. 575MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの      |

別表9-3 体内植込型医療用電子多伝送用特定小電力無線局及び体内植込型医療用遠隔計測

用導定小電力無線局の周波数

1 体内植込型医療用データ伝送用特定小電力無線局の周波数表

101 5MHz 103 5MHz 105 5MHz

卷之三

2 休肉植入刑医療用特小電力無線局の周波数表

1

別表9-4 國際輸送用データ伝送用特定小電力無線局の周波数表

433.92MHz

別表9-5 無線呼出用特定小電力無線局の周波数

429.75MHz 429.7625MHz 429.775MHz 429.7875MHz 429.80MHz

卷之三

別表9-6 ラジオマイク用特定小電力無線局の周波数表

|   |         |         |          |
|---|---------|---------|----------|
| 74.58MHz  | 74.6MHz | 74.7MHz | 74.76MHz |
| 322.025MHz以上322.15MHz以下の周波数であって、322.025MHz及び322.025MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの   |         |         |          |
| 322.25MHz以上322.4MHz以下の周波数であって、322.25MHz及び322.25MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの並びに454.05MHz以上454.19375MHz以下の周波数であって、454.05MHz及び454.05MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの |         |         |          |
| 806.125MHz以上809.75MHz以下の周波数であって、806.125MHz及び806.125MHzに125kHzの自然数倍を加えたもの  |         |         |          |
| 806.125MHz以上809.75MHz以下の周波数であって、806.125MHz及び806.125MHzに125kHzの自然数倍を加えたもの  |         |         |          |

別表9-7 補聴援助用ラジオマイク用特定小電力無線局の周波数表

|  |  |
|--|--|
| 占有周波数帯幅が20kHz以下<br>下の無線設備                | 75.2125MHz以上75.5875MHz以下の周波数であって、75.2125MHz及び75.2125MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの   |
| 占有周波数帯幅が20kHz以下<br>超え30kHz以下の無線設備        | 75.225MHz以上75.575MHz以下の周波数であって、75.225MHz及び75.225MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの         |
| 占有周波数帯幅が30kHzを<br>超え80kHz以下の無線設備         | 169.4125MHz以上169.7875MHz以下の周波数であって、169.4125MHz及び169.4125MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの |
| 占有周波数帯幅が30kHzを<br>超え80kHz以下の無線設備         | 75.2625MHz以上75.5125MHz以下の周波数であって、75.2625MHz及び75.2625MHzに62.5kHzの自然数倍を加えたもの   |
| 占有周波数帯幅が62.5kHzを<br>超え109.4375MHz以下の無線設備 | 169.4375MHz以上169.75MHz以下の周波数であって、169.4375MHz及び169.4375MHzに62.5kHzの自然数倍を加えたもの |

別表9-8 無線電話(ラジオマイクに使用するものを除く。)用特定小電力無線局の周波数表

|   |  |
|---|--|
| 占有周波数帯幅が<br>5.8kHz以下の無線設<br>備                       | 421.578125MHz以上421.578125MHz以下の周波数であって、5.8kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに18.45MHzを加えたもの。この場合において、421.796875MHz、421.803125MHz、440.246875MHz及び440.253125MHzは周波数制御用チャネルとする。                                    |
| 421.809375MHz以上<br>421.809375MHzに6.25kHz<br>以下の無線設備 | 421.809375MHz以上421.909375MHz以下の周波数であって、421.809375MHz及び421.809375MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに18.45MHzを加えたもの   |
| 422.053125MHz以上<br>422.190625MHz以下の無<br>線設備         | 422.053125MHz以上422.190625MHz以下の周波数であって、422.053125MHz及び422.053125MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの。この場合において、422.184375MHz及び422.190625MHzは周波数制御用チャネルとする。  |
| 422.196875MHz以上<br>422.196875MHzに6.25kHz<br>以下の無線設備 | 422.196875MHz以上422.296875MHz以下の周波数であって、422.196875MHz及び422.196875MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの。この場合において、422.196875MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに18.45MHzを加えたもの。この場合において、421.8MHz及び440.25MHzは周波数制御用チャネルとする。 |
| 421.575MHz以上421.8MHz<br>以下の無線設備                     | 421.575MHz以上421.8MHz以下の周波数であって、421.575MHz及び421.575MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに18.45MHzを加えたもの。この場合において、421.8MHz及び440.25MHzは周波数制御用チャネルとする。   |
| 421.8125MHz以上421.9125MHz<br>以下の無線設備                 | 421.8125MHz以上421.9125MHz以下の周波数であって、421.8125MHz及び421.8125MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに18.45MHzを加えたもの   |
| 422.05MHz以上422.1875MHz<br>以下の無線設備                   | 422.05MHz以上422.1875MHz以下の周波数であって、422.05MHz及び422.05MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの   |

別表9-9 音声アシスト用無線電話用特定小電力無線局の周波数表

|   |  |
|---|--|
| 75.8MHz                                     | 422.05MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの。この場合において、422.1875MHzは周波数制御用チャネルとする。   |
| 422.2MHz以上422.3MHz<br>以下の無線設備               | 422.2MHz以上422.3MHz以下の周波数であって、422.2MHz及び422.2MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びに454.05MHz以上454.19375MHz以下の周波数であって、454.05MHz及び454.05MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの     |
| 413.7MHz以上414.14375MHz<br>以下の無線設備           | 413.7MHz以上414.14375MHz以下の周波数であって、413.7MHz及び413.7MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの並びに454.05MHz以上454.19375MHz以下の周波数であって、454.05MHz及び454.05MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの |
| 413.7MHz及び413.7MHz<br>に25kHzの自然数倍を加えた<br>もの | 413.7MHz及び413.7MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの並びに454.05MHz以上454.19375MHz以下の周波数であって、454.05MHz及び454.05MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの                                    |
| 422.05MHz以上422.1875MHz<br>以下の無線設備           | 422.05MHz以上422.1875MHz以下の周波数であって、422.05MHz及び422.05MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの   |

別表9-10 移動体識別用特定小電力無線局の周波数表

|                     |  |
|---------------------|--|
| 1 周波数ホッピング方式を使用するもの |  |
| 2441.75MHz          |  |

別表9-11 ミリ波レーダー用特定小電力無線局の周波数表

|         |         |
|---------|---------|
| 60.5GHz | 60.5GHz |
| 76.5GHz | 76.5GHz |

別表9-12 移動体検知センサー用特定小電力無線局の周波数表

|                    |           |          |          |
|--------------------|-----------|----------|----------|
| 10. 5.25GHz*       | 24. 15GHz | 60. 5GHz | 61. 5GHz |
| * この周波数の使用は、屋内に限る。 |           |          |          |

別表9-13 人・動物検知通报システム用特定小電力無線局の周波数表

|  |   |
|--|---|
| 占有周波数帯幅<br>が5. 8kHz以下<br>の無線設備                 | 142. 934375MHz以上142. 984375MHz以下<br>の周波数であって、142. 934375MHz<br>及び142. 934375MHzに6. 25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに4MHz<br>を加えたもの |
| 占有周波数帯幅<br>が5. 8kHzを超え<br>11. 6kHz以下<br>の無線設備  | 142. 9375MHz以上142. 98125MHz以下<br>の周波数であって、142. 9375MHz及び<br>142. 9375MHzに6. 25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに4MHzを加え<br>たもの        |
| 占有周波数帯幅<br>が11. 6kHzを超え<br>17. 4kHz以下<br>の無線設備 | 142. 940625MHz以上142. 978125MHz以下<br>の周波数であって、142. 940625MHz<br>及び142. 940625MHzに6. 25kHzの自然数倍を加えたもの                     |

別表10－1 22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局で使用する周波数ロック表

| ア'ロック名 | 低群                          | ア'ロック名 | 高群                          | ア'ロック名 | 低群                            | ア'ロック名 | 高群                            | ア'ロック名 | 低群                          | ア'ロック名 | 高群                          |
|--------|-----------------------------|--------|-----------------------------|--------|-------------------------------|--------|-------------------------------|--------|-----------------------------|--------|-----------------------------|
| A1     | 22. 14GHzを超え<br>22. 20GHz以下 | A'1    | 22. 74GHzを超え<br>22. 80GHz以下 | D1     | 25. 27GHzを超え<br>25. 33GHz以下   | D'1    | 26. 125GHzを超え<br>26. 185GHz以下 | C1     | 38. 06GHzを超え<br>38. 12GHz以下 | C'1    | 39. 06GHzを超え<br>39. 12GHz以下 |
| A2     | 22. 20GHzを超え<br>22. 26GHz以下 | A'2    | 22. 80GHzを超え<br>22. 86GHz以下 | D2     | 25. 33GHzを超え<br>25. 39GHz以下   | D'2    | 26. 185GHzを超え<br>26. 245GHz以下 | C2     | 38. 12GHzを超え<br>38. 18GHz以下 | C'2    | 39. 12GHzを超え<br>39. 18GHz以下 |
| A3     | 22. 26GHzを超え<br>22. 32GHz以下 | A'3    | 22. 86GHzを超え<br>22. 92GHz以下 | D3     | 25. 39GHzを超え<br>25. 45GHz以下   | D'3    | 26. 245GHzを超え<br>26. 305GHz以下 | C3     | 38. 18GHzを超え<br>38. 24GHz以下 | C'3    | 39. 18GHzを超え<br>39. 24GHz以下 |
| A4     | 22. 32GHzを超え<br>22. 38GHz以下 | A'4    | 22. 92GHzを超え<br>22. 98GHz以下 | B1     | 25. 45GHzを超え<br>25. 51GHz以下   | B'1    | 26. 305GHzを超え<br>26. 365GHz以下 | C4     | 38. 24GHzを超え<br>38. 30GHz以下 | C'4    | 39. 24GHzを超え<br>39. 30GHz以下 |
|        |                             |        |                             | B2     | 25. 51GHzを超え<br>25. 57GHz以下   | B'2    | 26. 365GHzを超え<br>26. 425GHz以下 | C5     | 38. 30GHzを超え<br>38. 36GHz以下 | C'5    | 39. 30GHzを超え<br>39. 36GHz以下 |
|        |                             |        |                             | B3     | 25. 57GHzを超え<br>25. 63GHz以下   | B'3    | 26. 425GHzを超え<br>26. 485GHz以下 | C6     | 38. 36GHzを超え<br>38. 42GHz以下 | C'6    | 39. 42GHzを超え<br>39. 48GHz以下 |
|        |                             |        |                             | B4     | 25. 63GHzを超え<br>25. 69GHz以下   | B'4    | 26. 485GHzを超え<br>26. 545GHz以下 | C7     | 38. 42GHzを超え<br>38. 48GHz以下 | C'7    | 39. 42GHzを超え<br>39. 48GHz以下 |
|        |                             |        |                             | B5     | 25. 69GHzを超え<br>25. 75GHz以下   | B'5    | 26. 545GHzを超え<br>26. 605GHz以下 |        |                             |        |                             |
|        |                             |        |                             | B6     | 25. 75GHzを超え<br>25. 81GHz以下   | B'6    | 26. 605GHzを超え<br>26. 665GHz以下 |        |                             |        |                             |
|        |                             |        |                             | B7     | 25. 81GHzを超え<br>25. 87GHz以下   | B'7    | 26. 665GHzを超え<br>26. 725GHz以下 |        |                             |        |                             |
|        |                             |        |                             | D4     | 25. 945GHzを超え<br>26. 005GHz以下 | D'4    | 26. 800GHzを超え<br>26. 860GHz以下 |        |                             |        |                             |
|        |                             |        |                             | D5     | 26. 005GHzを超え<br>26. 065GHz以下 | D'5    | 26. 860GHzを超え<br>26. 920GHz以下 |        |                             |        |                             |
|        |                             |        |                             | D6     | 26. 065GHzを超え<br>26. 125GHz以下 | D'6    | 26. 920GHzを超え<br>26. 980GHz以下 |        |                             |        |                             |

高群又は低群のいずれか、又は双方（ロック名のアルファベット及び数字が同一のロックを対とする。）のロックを使用することとする。

別表10-2 携帯無線通信（二周波方式のものに限る。）用の周波数表

| 陸上移動局用周波数帯               | 基地局用周波数帯                |
|--------------------------|-------------------------|
| 718MHzを超え748MHz以下        | 773MHzを超え803MHz以下       |
| 815MHzを超え845MHz以下        | 860MHzを超え890MHz以下       |
| 900MHzを超え915MHz以下        | 945MHzを超え960MHz以下       |
| 1427.9MHzを超えて1462.9MHz以下 | 1475.9MHzを超え1510.9MHz以下 |
| 1710MHzを超えて1785MHz以下     | 1805MHzを超えて1880MHz以下    |
| 1920MHzを超えて1980MHz以下     | 2110MHzを超えて2170MHz以下    |

別表10-3 携帯無線通信（一周波方式のものに限る。）用の周波数表

| 2010MHzを超えて2025MHz以下 |
|----------------------|
| 3400MHzを超えて4100MHz以下 |
| 4500MHzを超えて4600MHz以下 |
| 27GHzを超えて28.2GHz以下   |
| 29.1GHzを超えて29.5GHz以下 |

別表11-1 ラジオ・ゾンデ及び気象用ラジオ・ロボットの周波数表

|                            |   |   |
|----------------------------|---|---|
| 占有周波数帯幅が19.7MHzを超えて38MHz以下 | 4930MHz<br>4970MHz                                  | 4930MHz<br>4970MHz                                  |
| 占有周波数帯幅が9MHzを超えて7MHz以下     | 4920MHz<br>4940MHz<br>4960MHz<br>4980MHz            | 4920MHz<br>4940MHz<br>4960MHz<br>4980MHz            |
| 占有周波数帯幅が4.5MHzを超えて9MHz以下   | 4915MHz<br>4920MHz<br>4925MHz<br>4935MHz<br>4940MHz | 4915MHz<br>4920MHz<br>4925MHz<br>4935MHz<br>4940MHz |
| 占有周波数帯幅が4.5MHz以下           | 4912.5MHz<br>4932.5MHz                              | 4917.5MHz<br>4937.5MHz                              |
| の無線設備                      | 4922.5MHz<br>4942.5MHz                              | 4927.5MHz<br>4947.5MHz                              |

この表の周波数の使用は、上空を除く。

別表11-3 狹域通信システムの基地局の周波数表

|          |          |          |          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 5.775GHz | 5.780GHz | 5.785GHz | 5.790GHz | 5.795GHz | 5.800GHz | 5.805GHz |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|

5.53

8.3kHz未満の周波数の電波の使用を許可する主管庁は、8.3kHzを超える周波数帯が分配されている業務に有害な混信を生じさせないようにしなければならない。

5.54

8.3kHz未満の周波数を使用して科学的研究を行う主管庁は、この種の研究が有害な混信からの実行可能な全ての保護を与えられるように関係主管庁に協力を要請する。

5.55

気象援助業務の局による8.3-11.3kHzの周波数帯の使用は、受信用に限る。9-11.3kHzの周波数帯において、気象援助業務の局は、2013年1月1日より前に無線通信局に通告された無線航行業務の局からの保護を要求してはならない。気象援助業務の局と、同日より後に通告された無線航行業務の局との共用については、最新版のITU-R勧告RS.1881を適用する。

5.54B

付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、アラブ首長国連邦、ロシア、イラン、イラク、クウェート、レバノン、モロッコ、カタール、シリア、スー丹、及びチュニジアでは、8.3-9kHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務、固定業務及び移動業務にも分配する。

5.54C

付加分配：中華人民共和国では、8.3-9kHzの周波数帯は、一次的基礎で海上無線航行業務及び海上移動業務にも分配する。

5.55

附加分配：アルメニア、ロシア、ジョージア、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、14-17kHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務に分配する。

5.56

14-19.95kHz及び20.05-70kHzの周波数帯並びに第一地域では72-84kHz及び86-90kHzの周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数及び報時信号を送信することができる。これらの局は、有害な混信からの保護を与えられる。アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、25kHz及び50kHzの周波数は、同一の条件でこの目的に使用される。

5.57

海上移動業務による14-19.95kHz、20.05-70kHz、70-90kHz(第一地域では72-84kHz及び86-90kHz)の周波数帯の使用は、無線電信海岸局に限る(種別A1A及びF1B電波の発射に限る。)。ただし、この周波数帯において種別A1A又はF1B電波の発射に通常使用される必要周波数帯幅を超えない場合、種別J2B又はJTB電波の発射が許される。

5.58

附加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ジョージア、カザフスタン、キルギス、ロシア、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、67-70kHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5.59

業務の種類の地域差：バングラデシュ及びパキスタンでは、固定業務及び海上移動業務に対する70-72kHz及び84-86kHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

5.60

70-90kHz(第一地域では70-86kHz)及び110-130kHz(第一地域では112-130kHz)の周波数帯においては、パレス方式の無線航行業務は、これらの周波数帯に分配された他の業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、使用することができる。

5.61

第二地域では、70-90kHz及び110-130kHzの周波数帯における海上無線航行業務の局の設置及び運用は、無線通信規則第9.21号に定める手続に従い、この表に従って運用する業務が影響を受けるおそれがある主管庁の同意を得ることを条件とする。ただし、固定業務、海上移動業務及び無線標定業務の局は、この同意に基づいて設置した海上無線航行業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

5.62

90-110kHzの周波数帯で無線航行業務の局を運用する主管庁は、この局が行う業務が有害な混信を受けないように技術上及び運用上の特性を調整することを要請される。

5.63(未使用)

5.64

90-160kHz(第一地域では90-148.5kHz)の間で固定業務に分配された周波数帯における固定業務の局及び110-160kHz(第一地域では110-148.5kHz)の間で海上移動業務に分配された周波数帯における海上移動業務の局については、種別A1A、F1B、A2C、A3C、F1C又はF3C電波の発射のみが許される。ただし、海上移動業務の局については、110-160kHz(第一地域では110-148.5kHz)の周波数帯で種別J2B又はJTB電波の発射も許される。

5.65

業務の種類の地域差：ハンガラデシュでは、固定業務及び海上移動業務による112-117.6kHz及び126-129kHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

5.66

業務の種類の地域差：ドイツでは、固定業務及び海上移動業務による115-117.6kHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。また、無線航行業務によるこの周波数帯の分配は、二次的基礎とする(無線通信規則第5.32号参照)。

5.67

付加分配：キルギス及びトルクメニスタンでは、130-148.5kHzの周波数帯は、二次的基礎で無線航行業務にも分配する。この業務は、これらの国の領域内及び相互の間では、運用上同等の権利を有する。

5.67A

アルジェリア、エジプト、イラク、レバノン、シリア、スー丹、南スー丹及びチュニジアにおける135.7-137.8kHzの周波数帯の使用は、固定業務及び海上移動業務に限られるものとする。上記の国において、アマチュア業務は、135.7-137.8kHzの周波数帯では使用しないこととし、このことは、そうした使用を承認している国において考慮されるべきものとする。

5.68

代替分配：コンゴ共和国、コンゴ民主共和国及び南アフリカ共和国では、160-200kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務に分配する。

5.69

付加分配：ソマリアでは、200-255kHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5.70

代替分配：アンゴラ、ボツワナ、ブルンジ、中央アフリカ、コンゴ共和国、エスワティニ、エチオピア、ケニア、レソト、マダガスカル、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ナイジリア、オマーン、コンゴ民主共和国、南アフリカ共和国、タンザニア、チャド、ザンビア及びジンバブエ

では、200-283.5kHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務に分配する。

5.71(未使用)

5.72(未使用)

5.73

海上無線航行業務による285-325kHz(第一地域では283.5-325kHz)の周波数帯は、無線航行業務の無線標識局に有害な混信を生じさせないことを条件として、狭帯域方式を使用した捕捉的な航行情報の送信に使用できる。

5.74

追加分配：第一地域では、285.3-285.7kHzの周波数帯は、一次的基礎で無線標識以外の海上無線航行業務にも分配する。

5.75

業務の種類の地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、モルドバ、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ及びルーマニアの黒海地方では、海上無線航行業務による315-325kHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とし、バルト海地方では、この周波数帯において海上無線航行業務又は航空無線航行業務の新設局に周波数を割り当てる場合には、関係主管部門間で事前に協議を行うことを条件とする。

5.76

410kHzの周波数は、海上無線航行業務の無線方向探知に指定する。405-415kHzの周波数帯が分配されたその他の無線航行業務は、406.5-413.5kHzの周波数帯の無線方向探知に有害な混信を生じさせてはならない。

5.68

代替分配：コンゴ共和国、コンゴ民主共和国及び南アフリカ共和国では、160-200kHzの周波数

帶は、一次的基礎で固定業務に分配する。

5.69

付加分配：ソマリアでは、200-255kHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5.70

代替分配：アンゴラ、ボツワナ、ブルンジ、中央アフリカ、コンゴ共和国、エスワティニ、エチオピア、ケニア、レソト、マダガスカル、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ナイジリア、オマーン、コンゴ民主共和国、南アフリカ共和国、タンザニア、チャド、ザンビア及びジンバブエ

5.78

業務の種類の地域差：キューバ、アメリカ合衆国及びメキシコでは、航空無線航行業務による415-435kHzの周波数の分配は、一次的基礎とする。

5.79

海上移動業務による415-495kHz及び505-526.5kHzの周波数帯の使用は、無線電信に限る。関心のある主管庁及び影響を受ける主管庁間での同意を得ることを条件として、最新版のITU-R勧告M.2010に従いNAVDATシステムにも使用することができる。NAVDATの送信局は、海岸局に限る。

5.79A

490kHz、518kHz及び4209.5kHzの周波数のナブテックス用の海岸局を開設するときは、主管庁は、国際海事機構（IMO）の手続に従った運用特性の調整を強く勧告される（決議第339（WRC-07、改）参照）。

5.80

第二地域では、航空無線航行業務による435-495kHzの周波数帯の使用は、音声送信を使用しない無指向性ビーコンに限る。

5.80A

472-479kHz帯の周波数を使用するアマチュア業務の局の最大等価等方輻射電力は、1Wを超えてはならない。主管庁は、アルジェリア、サウジアラビア、アゼルバイジャン、バーレーン、ペラルーシ、中華人民共和国、コモロ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ロシア、イラン、イラク、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、レバノン、リビア、モロッコ、モーリタニア、オマーン、ウズベキスタン、カタール、シリア、キルギス、ソマリア、スー丹、チュニジア、ウクライナ及びイエメンの国境から800km以上離れた領域の部分においては、この等価等方輻射電力の制限を5Wまで増加させることができる。この周波数帯において、アマチュア業務の局は、航空無線航行業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5.80B

アルジェリア、サウジアラビア、アゼルバイジャン、バーレーン、ペラルーシ、中華人民共和国、コモロ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ロシア、イラク、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、レバノン、リビア、モーリタニア、オマーン、ウズベキスタン、カタール、シリア、キルギス、ソマリア、スー丹、チュニジア及びイエメンにおける472-479kHzの周波数帯の使用は、海上移動業務及び航空無線航行業務に限る。上記の国においてアマチュア業務は、この周波数帯を使用してはならず、そのような使用を承認した国々はこのことを考慮に入れなければならぬ。

5.81(未使用)

5.82

海上移動業務において、490kHzの周波数は、海岸局の狭帯域直接印刷電信による船舶への航行警報、気象警報及び緊急情報の送信にのみ使用する。490kHzの周波数の使用条件は、無線通信規則第31条及び第52条に定める。航空無線航行業務による415-495kHzの周波数帯の使用に当たり、主管庁は、490kHzの周波数に有害な混信を生じさせないことを明確にすることを要請される。アマチュア業務による472-479kHzの周波数帯の使用に当たり、主管庁は、490kHzの周波数に有害な混信を生じさせないことを明確にしなければならない。

5.82A(未使用)

5.82B(未使用)

5.82C

495-505kHzの周波数帯は、最新版のITU-R勧告M.2010に示す国際的なNAVDATシステムに使用される。NAVDATの送信局は、海岸局に限る。

5.83(未使用)

5.84  
海上移動業務における518kHzの周波数の使用条件は、無線通信規則第31条及び第52条に定められる。

5.85(未使用)

5.86  
第二地域では、525-535kHzの周波数帯においては、放送局の発送波電力は、昼間は1kW、夜間は250Wを超えてはならない。

5.87

付加分配：アンゴラ、ボツワナ、エスワティニ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア及びニジェールでは、526.5-535kHzの周波数帯は、二次的基礎で移動業務にも分配する。

5.87A  
付加分配：ウズベキスタンでは、526.5-1606.5kHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。この周波数分配は、無線通信規則第9.21号に従い関係主管庁の同意を得ることを条件とし、1997年10月27日現在運用中である地上に設置された無線標識の寿命の終了までに限る。

5.88

付加分配：中華人民共和国では、526.5-535kHz の周波数帯は、二次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5.89

第二地域では、放送業務の局による 1605-1705kHz の周波数帯の使用は、地域無線通信主管庁会議(1988 年リオデジャネイロ)において作成された計画に従う。1625-1705kHz の周波数帯における固定及び移動業務の局に対する周波数割当での審査は、地域無線通信主管庁会議(1988 年リオデジャネイロ)において作成された計画に示される分配を考慮する。

5.90

1605-1705kHz の周波数帯において、第二地域で放送局が設置されている場合には、第一地域の海上移動局の業務区域は、地表波伝搬による業務区域に限る。

5.91

附加分配：フィリピン及びスリランカでは、1606.5-1705kHz の周波数帯は、二次的基礎で放送業務にも分配する。

5.92

第一地域の一部の国は、1606.5-1625kHz、1635-1800kHz、1850-2160kHz、2194-2300kHz、2502-2850kHz 及び 3500-3800kHz の周波数帯での無線測位の通信系の運用は、無線通信規則第 9.21 号に定める手続に従って同意を得ることを条件とする。この局の平均輻射電力は、50W を超えてはならない。

5.93

附加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベルギー、カムルーン、コンゴ共和国、デンマーク、エジプト、エリトリア、スペイン、エチオピア、ロシア、ジョージア、ギリシャ、イタリア、カザフスタン、レバノン、リトアニア、シリア、キルギス、スマリア、タジキスタン、チュニジア、トルケニスタン及びトルコでは、1810-1830kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

5.94

附加分配：サウジアラビア、オーストリア、イラク、リビア、ウズベキスタン、スロバキア、ルーマニア、スロベニア、チャド及びトーゴでは、1810-1830kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

5.95

第一地域において、領域の全体又は一部が北緯 40 度以北にある国のアマチュア業務による 1810-1830kHz の周波数帯の使用は、アマチュア局と無線通信規則第 5.98 号及び第 5.99 号の規定に従って運用する他の業務の局との間の有害な混信を避けるための必要となる措置を決定するために無線通信規則第 5.98 号及び第 5.99 号に掲げる国と協議を行った後にのみ許される。

5.96(未使用)

ドイツ、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、クロアチア、デンマー

5.97

第三地域では、ロラン方式は、1825-1875kHz 又は 1925-1975kHz を占有周波数帯として、1850kHz 又は 1950kHz のいずれかで運用する。1800-2000kHz の周波数帯が分配されたその他の業務は、1850kHz 又は 1950kHz で運用するロラン方式に有害な混信を生じさせないことを条件として、この周波数帯の周波数を使用することができる。

5.98

代替分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベルギー、カムルーン、コンゴ共和国、デンマーク、エジプト、エリトリア、スペイン、エチオピア、ロシア、ジョージア、ギリシャ、イタリア、カザフスタン、レバノン、リトアニア、シリア、キルギス、スマリア、タジキスタン、チュニジア、トルケニスタン及びトルコでは、1810-1830kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

5.99

5.100

附加分配：サウジアラビア、オーストリア、イラク、リビア、ウズベキスタン、スロバキア、ルーマニア、スロベニア、チャド及びトーゴでは、1810-1830kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

第一地域において、領域の全体又は一部が北緯 40 度以北にある国のアマチュア業務による 1810-1830kHz の周波数帯の使用は、アマチュア局と無線通信規則第 5.98 号及び第 5.99 号の規定に従って運用する他の業務の局との間の有害な混信を避けるための必要となる措置を決定するために無線通信規則第 5.98 号及び第 5.99 号に掲げる国と協議を行った後にのみ許される。

5.101(未使用)

5.102

代替分配：ボリビア、チリ、ペラグアイ及びペルーでは、1850-2000kHz の周波数帯は、一次的

基礎で固定業務、移動業務(航空移動を除く。)、無線標準業務及び無線航行業務に分配する。

### 5.103

第一地域では、1850-2045kHz、2194-2408kHz、2502-2625kHz 及び 2650-2850kHz の周波数帯において固定業務及び移動業務の局への割当に当たっては、主管庁は、海上移動業務の特別な要求に留意するものとする。

### 5.104

第一地域では、気象援助業務による2025-2045kHzの周波数帯の使用は、海洋学用のブイの局に限る。

### 5.105

グリーンランドを除く第二地域では、2065-2107kHz の周波数帯で無線電話を使用する海岸局及び船舶局は、発射の種別をJ3Eに限り、また、尖頭包絡線電力は、1kWを超えてはならず、できるだけ 2065.0kHz、2079.0kHz、2082.5kHz、2086.0kHz、2093.0kHz、2096.5kHz、2100.0kHz 及び 2103.5kHz の搬送周波数を使用するものとする。アルゼンチン及びウルグアイでは 2068.5kHz 及び 2075.5kHz の搬送周波数は、2072-2075.5kHz の周波数帯で使用されるという無線通信規則第 52.165 号の規定にかかわらず、この目的のためにも使用される。

### 5.106

第二地域及び第三地域では、2065kHz から 2107kHzまでの周波数の固定業務の局による使用は、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、国境内での通信に限られ、かつ、平均電力が 50W を超えない固定業務の局に使用することができる。これらの周波数を通告する際には、これらの規定について無線通信局の注意を喚起するものとする。

### 5.107

附加分配：サウジアラビア、エリトリア、エスワティニ、エチオピア、イラク、リビア及びソマリアでは、2160-2170kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動(R)を除く。)にも分配する。これらの業務の局の平均電力は、50W を超えてはならない。

### 5.108

2182kHz の搬送周波数は、無線電話のための国際遭難周波数及び国際呼出周波数とする。2173.5-2190.5kHz の周波数帯の使用条件は、無線通信規則第 31 条及び第 52 条に定める。

### 5.109

2187.5kHz、4207.5kHz、6312kHz、8414.5kHz、12577kHz 及び 16804.5kHz の周波数は、デジタル選択呼出しのための国際遭難周波数とする。これらの周波数の使用条件は、無線通信規則第 31 条に定める。

### 5.110

2174.5kHz、4177.5kHz、6268kHz、8376.5kHz、12520kHz 及び 16695kHz の周波数は、狭帯域直接印刷電信のための国際遭難周波数とする。これらの周波数の使用条件は、無線通信規則第 31 条に定める。

### 5.111

2182kHz、3023kHz、5680kHz 及び 8364kHz の搬送周波数並びに 121.5MHz、156.525MHz、156.8MHz 及び 243MHz の周波数は、地上無線通信業務に対する現行の手続に従い、有人の宇宙飛行体に関する捜索救助作業のためにも使用することができる。これらの周波数の使用条件は、無線通信規則第 31 条に定める。10003kHz、14993kHz 及び 1993kHz の周波数も同様とする。もっとも、これら の周波数を使用する場合には、発射は±3kHz の周波数帯内に制限しなければならない。

### 5.112

代替分配：スリランカでは、2194-2300kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

### 5.113

放送業務による 2300-2495kHz(第一地域では 2300-2498kHz)、3200-3400kHz、4750-4995kHz 及び 5005-5060kHz の周波数帯の使用条件については、無線通信規則第 5.16 号から第 5.20 号まで、第 5.21 号及び第 23.3 号から第 23.10 号までを参照すること。

### 5.114

代替分配：イラクでは、2502-2625kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

### 5.115

3023kHz 及び 5680kHz の搬送周波数は、それぞれ無線通信規則第 31 条の規定に従い、共同の搜救助作業に従事する海上移動業務の局にも使用することができる。

### 5.116

主管庁は、小電力の無線補聴器に対して世界的に共通のチャネルを設けるため、3155-3195kHz の周波数帯の使用を許可することを要請される。主管庁は、地域的な需要を満たすため、3155-3400kHz の周波数帯において、この種の機器に対して追加のチャネルを割り当てることができる。

3000-4000kHz の範囲内の周波数が、誘導磁界内において短距離で運用するように設計され、る無線補聴器に適していることに留意するものとする。

### 5.117

代替分配：コートジボワール、エジプト、リベリア、スリランカ及びトーゴでは、3155-3200kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動)を除く。)に分配する。

5.118

付附加配：アメリカ合衆国、メキシコ及びペルーでは、3230-3400kHz の周波数帯は、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。

5.119

付附加配：ペルーでは、3500-3750kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5.120(未使用)

5.121(未使用)

5.122

代替分配：ボリビア、チリ、エクアドル、パラグアイ及びペルーでは、3750-4000kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

5.123

付附加配：ボツワナ、エスワティニ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ共和国、ザンビア及びジンバブエでは、3900-3950kHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で放送業務に分配する。

5.124(未使用)

5.125

付附加配：グリーンランドでは、3950-4000kHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。この周波数帯で運用する放送局の電力は、国内業務に必要な限度を超えてはならず、かつ、いかなる場合にも 5kW を超えてはならない。

5.126

第三地域では、3995-4005kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数及び報時信号を送信することができる。

5.127

海上移動業務による 4000-4063kHz の周波数帯の使用は、無線電話を使用する船舶局に限る(無線通信規則第 52.220 号及び付録第 17 号参照)。

5.128

4063-4123kHz 及び 4130-4438kHz の周波数帯は、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、平均電力が 50W を超えない固定業務の局であって、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに例外的に使用することができる。さらに、アフガニスタン、アルゼンチン、アルメニア、ペルーシ、ボツワナ、ブルキナファソ、中央アフリカ、中華人民共和国、ロシア、ジョージア、インド、カザフスタン、マリ、ニジェール、ハキスタン、キルギス、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、平均電力が 1kW を超えない固定業務の局であつて、海岸から少なくとも 600km 離れたものは、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、4063-4123kHz、4130-4133kHz 及び 4408-4438kHz の周波数帯で運用することができる。

5.129(未使用)

5.130

4125kHz 及び 6215kHz の搬送周波数の使用条件は、無線通信規則第 31 条及び第 52 条に定める。

5.131

4209.5kHz の周波数は、海岸局の狭帯域直接印刷技術による船舶への気象警報、航行警報及び緊急情報の送信にのみ使用する。

5.132

4210kHz、6314kHz、8416.5kHz、12579kHz、16806.5kHz、19680.5kHz、22376kHz 及び 26100.5kHz の周波数は、海上安全情報(MSI)の送信のための国際周波数とする(無線通信規則付録第 17 号参考照)。

5.133

無線標定業務の局は、固定業務又は移動業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。無線標定業務による使用は、決議第 612(WRC-12、改)に従って運用する海洋レーダーに限る。

5.134

代替分配：アルメニア、ペルルーシ、モルドバ及びキルギスでは、4438-4488kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動(R)を除く。)に分配する。

5.135

業務の種類の地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ペルルーシ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、ラトビア、リトニア、ニジェール、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トル

クメニスタン及びウクライナでは、5130-5250kHz の周波数帯は、一次的基礎で移動業務・航空移動を除く。)に分配する(無線通信規則第5.33号参照)。

##### 5.133A

代替分配：アルメニア、ベラルーシ、モルドバ及びキルギスでは、5250-5275kHz 及び 26200-26350kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

##### 5.133B

5351.5-5366.5kHz の周波数帯を使用しているアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力が 15W を超えてはならない。ただし、メキシコでは、5351.5-5366.5kHz の周波数帯を使用しているアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力が 20W を超えてはならない。以下の第二地域の国：アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、ドミニカ、エルサルバドル、エクアドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セントルシア、セントクリストファー・ネービス、セントビンセント、スリナム、トリニダード・トバゴ、バルグアイ、ベネズエラ並びに第二地域におけるオランダ国内の海外領土では、5351.5-5366.5kHz の周波数帯を使用しているアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力が 25W を超えてはならない。

##### 5.134

5900-5950kHz、7300-7350kHz、9400-9500kHz、11600-11650kHz、12050-12100kHz、13570-13600kHz、13800-13870kHz、15600-15800kHz、17480-17550kHz 及び 18900-19020kHz の周波数帯の放送業務による使用は、無線通信規則第12条の手続が適用される。主管庁は、決議第517(WRC-19、改)の規定に従い、これらの周波数帯をデジタル変調方式の導入推進のために使用することが要請される。

##### 5.135(未使用)

付加分配：アルメニア、ベラルーシ、モルドバ及びキルギスでは、5250-5275kHz 及び 26200-26350kHz の周波数帯は、無線局の所在する国の領域内でのみ通信を行う場合には、次の業務に使用することができる。  
固定業務(全三地域)  
陸上移動業務(第一地域)  
移動業務・航空移動(R)を除く。)(第二地域及び第三地域)  
ただし、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

##### 5.136

付加分配：5900-5950kHz の周波数帯は、無線局の所在する国の領域内でのみ通信を行う場合に

6200-6213.5kHz 及び 6220.5-6525kHz の周波数帯は、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、平均電力が 50W を超えない固定業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに例外的に使用することができる。これらの周波数の通告に際しては、無線通信局は、この条件に注意喚起する。

##### 5.138

6765-6795kHz(中心周波数 6780kHz)、無線通信規則第5.280号に定める国を除く第一地域の 433.05-434.79MHz(中心周波数 433.92MHz)、61.61-61.5GHz(中心周波数 61.25GHz)、122.123GHz(中心周波数 122.5GHz)及び 244.246GHz(中心周波数 245GHz)の周波数帯は、産業科学医療用(ISM)に分配する。ISM のためのこの周波数帯の使用は、当該主管庁が、影響を受けるおそれがある無線通信業務を有する主管庁の同意を得て、それに特別の承認を与えることを条件とする。主管庁は、この規定を適用するに当たっては、ITU-R の最新の関連する勧告を十分尊重しなければならない。

##### 5.138A(未使用)

5.139(未使用)

##### 5.140

付加分配：アンゴラ、イラク、ソマリア及びトーゴでは、7000-7050kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

##### 5.141

代替分配：エジプト、エリトリア、エチオピア、ギニア、リビア、マダガスカル及びニジェールでは、7000-7050kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務に分配する。

##### 5.141A

付加分配：カザフスタン及びキルギスでは、7000-7100kHz 及び 7100-7200kHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び陸上移動業務にも分配する。

##### 5.141B

付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、オーストラリア、バーレーン、ポツワナ、ブルネイ、中華人民共和国、コモロ、大韓民国、ディエゴ・ガルシア、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、ギニア、インドネシア、イラン、日本、ヨルダン、クウェート、リビア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ニジェール、ニュージーランド、オマーン、パプアニューギニア、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、スークダム、南スーダン、チュニジア、ベトナム及びイエメンでは、7100-7200kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動(R)を除く。)にも分配する。

##### 5.137

5.141C(未使用)

5.142

第二地域でのアマチュア業務による7200-7300kHzの周波数帯の使用は、第一地域及び第三地域で使用する放送業務に制限を課してはならない。

5.143

付加分配：7300-7350kHz の周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務及び陸上移動業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

5.143A

第三地域では、7350-7450kHz の周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、一次的基礎で固定業務の局で、二次的基礎で陸上移動業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

5.143B

第一地域では、7350-7450kHz の周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務及び陸上移動業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。それぞれの局の総合輻射電力は、24dBW を超えてはならない。

5.143C

附加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、コモロ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、イラン、ヨルダン、クウェート、リビア、モロッコ、モーリタニア、ニジェール、オマーン、カタール、シリア、スー丹、南スー丹、チュニジア及びイエメンでは、7350-7400kHz 及び 7400-7450kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5.143D

第二地域では、7350-7400kHz の周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務及び陸上移動業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

5.143E(未使用)

5.144

第三地域では、7995-8005kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数及び報時信号を送信することができる。

5.145

8291kHz、12290kHz 及び 16420kHz の搬送周波数の使用条件は、無線通信規則第 31 条及び第 52 条に定める。

5.145A

無線標準業務の局は、固定業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。無線標準業務による使用は、決議第 612 (WRC-12、改) に従って運用する海洋レーダーに限る。

5.145B

附加分配：アルミニニア、ベラルーシ、モルドバ及びキルギスでは、9305-9355kHz 及び 16100-16200kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務に分配する。

5.146

附加分配：9400-9500kHz、11600-11650kHz、12050-12100kHz、15600-15800kHz、17480-17550kHz 及び 18900-19020kHz の周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。主管庁は、固定業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

5.147

9775-9900kHz、11650-11700kHz 及び 11975-12050kHz の周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、総合輻射電力が 24dBW を超えない固定業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。

5.148(未使用)

5.149

主管庁は、13360-13410kHz、25550-25670kHz、37.5-38.25MHz、73-74.6MHz (第一地域及び第三地域)、150.05-153MHz (第一地域)、322-328.6MHz、406.1-410MHz、608-614MHz (第一地域及び第三地域)、1330-1400MHz、1610.6-1613.8MHz、1660-1670MHz、1718.8-1722.2MHz、2655-2690MHz、3260-3267MHz、3332-3339MHz、3345.8-3352.5MHz、4825-4835MHz、4950-4990MHz、4990-5000MHz、

6650-6675, 2MHz, 10.6-10.68GHz, 14.47-14.5GHz, 22.01-22.21GHz, 22.21-22.5GHz, 22.81-22.86GHz,

23.07-23.12GHz, 31.2-31.3GHz, 31.5-31.8GHz (第一地域及び第三地域)、36.43-36.5GHz, 42.5-

43.5GHz, 48.94-49.04GHz, 76.86GHz, 92-94GHz, 94.1-100GHz, 102-109.5GHz, 111.8-114.25GHz,

128.33-128.59GHz, 129.29-129.49GHz, 130-134GHz, 136-148.5GHz, 151.5-158.5GHz, 168.59-

168.93GHz, 171.11-171.45GHz, 172.31-172.65GHz, 173.52-173.85GHz, 195.75-196.15GHz, 209-

226GHz, 241-250GHz 及び 252-275GHz の周波数帯が分配されている他の業務の局に対する周波数

割当てを行いうに当たっては、電波天文業務を有害な混信から保護するため、実行可能な全ての措置を執ることを要請される。宇宙局又は航空機上の局からの発射は、電波天文業務に対する著しく重大な混信源となり得る（無線通信規則第4.5号、第4.6号及び第29条参照）。

## 5.149A

代替分配：アルメニア、ベラルーシ、モルドバ及びキルギスでは、13450-13550kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で移動業務（航空移動（R）を除く。）に分配する。

## 5.150

13553-13567kHz (中心周波数 13560kHz)、26957-27283kHz (中心周波数 27120kHz)、40.66-40.70MHz (中心周波数 40.68MHz)、第二地域における 90.2-92.8MHz (中心周波数 91.5MHz)、2400-2500MHz (中心周波数 2450MHz)、5725-5875MHz (中心周波数 5800MHz) 及び 24-24.25GHz (中心周波数 24.125GHz) の周波数帯は、産業科学医療用（ISM）の使用に指定する。この周波数帯で運用する無線通信業務は、これらの使用によって生じ得る有害な混信を容認しなければならない。この周波数帯での ISM 装置の運用は、無線通信規則第 15.13 号の規定に従うことを条件とする。

## 5.151

付加分配：13570-13600kHz 及び 13800-13870kHz の周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務及び移動業務、航空移動（R）を除く。）の局で、その所在する国でのみ通信を行うものに使用することができる。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するとときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

## 5.152

海上移動業務による 23350-24000kHz の周波数帯の使用は、船舶間無線電信に限る。

## 5.158

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、中華人民共和国、コートジボワール、ロシア、ジョージア、イラン、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、14250-14350kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。固定業務の局は、24dBW を超える輻射電力を使用してはならない。

## 5.153

第三地域では、15995-16005kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数及び報時信号を送信することができる。

## 5.154

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ロシア、ジョージア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、18088-18168kHz の周波数帯は、1kW を超えない尖頭包絡線電力による国境内での使用のため、一次的基礎で固定業務にも分配する。

## 5.155

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、スロバキア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、21850-21870kHz の周波数帯の固定業務での使用は、航空機の航行の安全に関する業務に限る。

## 5.155B

21870-21924kHz の周波数帯は、航空機の飛行の安全に関する固定業務に使用される。

## 5.156

付加分配：ナイジリアでは、22720-23200kHz の周波数帯は、一次的基礎で気象援助業務（ラジオゾンデ）にも分配する。

## 5.156A

23200-23350kHz の周波数帯の固定業務での使用は、航空機の飛行の安全に関する業務に限る。

## 5.157

海上移動業務による 23350-24000kHz の周波数帯の使用は、船舶間無線電信に限る。

## 5.158

付加分配：アルメニア、ベラルーシ、モルドバ及びキルギスでは、24450-24600kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び陸上移動業務に分配する。

## 5.159

代替分配：アルメニア、ベラルーシ、モルドバ及びキルギスでは、39-39.5MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する。

5. 160

付加分配：ボツワナ、ブルンジ、コンゴ民主共和国及びルワンダでは、41-44MHz の周波数帯は

付加分配：アルメニア、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、ラトビア、モルドバ、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、47-48.5MHz 及び 56.5-58MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び陸上移動業務にも分配する。

5. 161  
附加分配：イラン及び日本では、41-44MHzの周波数は、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。

付加分配：大韓民国、アメリカ合衆国及びメキシコでは、41.015-41.665MHz 及び 43.35-44MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線標定業務にも分配する。無線標定業務の局は、固定業務又は移動業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。無線標定業務による使用は、決議第 612(WRC-12、改)に従って運用する海洋レーダーに限る。

110

代替分配：アルバニア、ドイツ、アルメニア、オーストリア、ペラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、キプロス、バチカン、クロアチア、デンマーク、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、アイスランド、イタリア、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、北マケドニア、マルタ、モルドバ、モンテネグロ、ノルウェー、ウズベキスタン、オランダ、ポルトガル、キルギス、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英國、サンマリノ、スロベニア、スウェーデン、イス、トルコ及びウクライナでは、42-42.5MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する。

5.162 付加分配・オーストラリアでは、44-47MHz の周波数帯は、一次の基礎で放送業務に分配する。

5  
162

付加分配：ドイツ、オーストリア、ベルギー、ポスニア・ヘルツェゴビナ、中華人民共和国、バチカン、デンマーク、スペイン、エストニア、ロシア、フィンランド、フランス、アイルランド、アイスランド、イタリア、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、北マケドニア、モナコ、モンテネグロ、ノルウェー、オランダ、ポーランド、ポルトガル、チェコ、英國、セルビア、スロベニア、スウェーデン及びイスでは、46-68MHzの周波数帯は、二次的基礎で無線標準業務にも分配する。この分配は、決議第217(WRC-97)に従って運用するウインドプロフアイラーダーに限る。

付加分説：アルバニア、アルジェリア、ドイツ、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルガリア、コートジボワール、クロアチア、デンマーク、スペイン、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、モロッコ、モーリタニア、モナコ、モンテネグロ、ナイジェリア、ノルウェー、オランダ、ポーランド、シリア、スロバキア、チュニジア及びトルコでは47-68MHzの周波数帯、南アフリカ共和国では47-50MHzの周波数帯、ラトビアでは48.5-56.5MHz及び58-68MHzの周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。ただし、この脚注に掲げる国々の陸上移動業務の局は、これらの国以外の国の現存の又は計画された放送局に有害な混信を生じさせてはならない。また、当該放送局からの保護を要求してはならない。

付加分配：アンゴラ、カメルーン、コンゴ共和国、エジプト、マダガスカル、モザンビーク、ニジェール、ソマリア、スーダン、南スーダン、タンザニア及びチャドでは、47-68MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務航空移動を除く。)にも分配する。

5. 166(未使用)

600

業務の種類の地域差：オーストリア、キプロス、バチカン、クロアチア、デンマーク、スペイン、フィンランド、ハンガリー、ラトビア、オランダ、チェコ、英國、スロバキア及びスロベニアでは、50.0-50.5MHz の周波数帯は、一次的基礎でアマチュア業務に分配する。

これらの国のアマチュア業務の局は、この規定に掲げていない国（無線通信規則）に従つて 50.0-50.5MHz の周波数帯で運用される放送業務、固定業務及び移動業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。これらの業務の局に対しては、無線通信規則第 5.169B 号に規定される保護基準も適用される。第一地域では、無線通信規則第 5.169 号に掲げる国を除き、無線通信規則第 5.162A 号の規定に基づき運用される無線標準業務のウインドプロファイルレーダーは、50.0-50.5MHz の周波数帯を使用するアマチュア業務の局と同等の基礎で運用することを許される。

5. 163

第一地域では、三次的基礎で運用されているアマチュア業務の局は、放送業務の局に対して有

害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。第一地域では、50-52MHz の周波数帯を使用するアマチュア局により生じる電界強度は、アナログ放送局を運用している第一地域の国並びに無線通信規則第 5. 167 号及び第 5. 168 号に掲げる放送局が存在する第三地域の国境沿いの地上高 10m において、時間率 10%以上で+6dB(μV/m) を超えてはならない。

5. 166C

第一地域では、無線通信規則第 5. 169 号に掲げる国を除き、50-52MHz の周波数帯を使用するアマチュア業務の局は、無線通信規則第 5. 162A 号の規定に従って運用する無線標準業務のワイドプロファイラーに対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 166D

業務の種類の地域差：レバノンでは、50-52MHz の周波数帯は一次的基礎でアマチュア業務に分配される。レバノンにおけるアマチュア業務の局は、この規定に掲げていない国において無線通信規則に従って 50-52MHz の周波数帯で運用されている放送業務、固定業務及び移動業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 166E

ロシアでは、50.080-50.280MHz の周波数帯のみが二次的基礎でアマチュア業務に分配される。この規定に掲げていない国における他の業務に対する保護基準は、無線通信規則第 5. 166B 号及び第 5. 169B 号の規定を適用する。

5. 167

代替分配：バンダラデシュ、ブルネイ、インド、イラン、パキスタン及びシンガポールでは、50-54MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務及び放送業務に分配する。

5. 167A

付加分配：インドネシア及びタイでは、50-54MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務及び放送業務にも分配する。

5. 168  
付加分配：オーストラリア、中華人民共和国及び朝鮮民主主義人民共和国では、50-54MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 169

代替分配：ボツワナ、エスワティニ、レソト、マラウイ、マリ、ナミビア、コソボ民主共和国、ルワンダ、南アフリカ共和国、ザンビア及びジンバブエでは、54-68MHz の周波数帯は、一次的基础で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）にも分配する。

する。セネガルでは、50-51MHz の周波数帯は、一次的基礎でアマチュア業務に分配する。

5. 169A

代替分配：第一地域の以下の国：アンゴラ、サウジアラビア、バーレーン、ブルキナファソ、ブルンジ、アラブ首長国連邦、カンボジア、ヨルダン、ケニア、クウェート、モーリシャス、モザンビーク、オマーン、ウガンダ、カタール、南スードーン及びタンザニアでは、50-54MHz の周波数帯は、一次的基礎でアマチュア業務に分配する。ギニアビサウでは、50.0-50.5MHz の周波数帯は、一次的基礎でアマチュア業務に分配する。ジブチでは、50-52MHz の周波数帯は、一次的基礎でアマチュア業務に分配する。無線通信規則第 5. 169 号に掲げる国を除き、この脚注に基づき第一地域において 50-54MHz の全て又は一部の周波数帯で運用されるアマチュア業務の局は、アルジェリア、エジプト、イラン、イラク、イスラエル、リビア、パレスチナ\*、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、スー丹及びチュニジアにおいて無線通信規則に従って運用されている他の業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。50-54MHz の周波数帯を使用するアマチュア局により生じる電界強度は、保護が必要として掲げられた国（国境沿いの地上高 10m において、時間率 10%以上で+6dB(μV/m) を超えてはならない。\*

\* 決議第 99(ドハイ、2018、改)に従うとともに、1995 年 9 月 28 日のイスラエル-パレスチナ暫定合意を考慮する。

5. 169B

無線通信規則第 5. 169 号に掲げる国を除き、第一地域において 50-54MHz の全て又は一部の周波数帯で運用されるアマチュア業務の局は、アルジェリア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、エジプト、ロシア、イラン、イラク、カザフスタン、キルギス、リビア、ウズベキスタン、パレスチナ\*、シリア、スー丹、チュニジア及びウクライナにおいて無線通信規則に従って運用されている他の業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局から保護を要求してはならない。50-54MHz の周波数帯を使用するアマチュア局は、この規定に掲げる国（国境沿いの地上高 10m において、時間率 10%以上で+6dB(μV/m) を超えてはならない。\*

\* 決議第 99(ドハイ、2018、改)に従うとともに、1995 年 9 月 28 日のイスラエル-パレスチナ暫定合意を考慮する。

5. 170

付加分配：ニュージーランドでは、51-54MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 171

付加分配：ボツワナ、エスワティニ、レソト、マラウイ、マリ、ナミビア、コソボ民主共和国、ルワンダ、南アフリカ共和国、ザンビア及びジンバブエでは、54-68MHz の周波数帯は、一次的基础で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）にも分配する。

5.172

業務の種類の地域差：第一地域のフランス海外県及びガイアナでは、固定業務及び移動業務による54-68MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

5.173

業務の種類の地域差：第一地域のフランス海外県及びガイアナでは、固定業務及び移動業務による68-72MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

5.174(未使用)

5.175

代替分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、モルドバ、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、68-73MHz及び76-87.5MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配する。ラトビア及びリトニアでは、68-73MHz及び76-87.5MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務及び移動業務、航空移動(R)を除く。)に分配する。その他の国でこれらの周波数帯が分配されている業務及び上に掲げる国の放送業務は、関係する隣接国の同意を得ることを条件とする。

5.176

付加分配：オーストラリア、中華人民共和国、大韓民国、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国及びサモアでは、68-74MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5.177

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、73-74MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5.178

付加分配：コロンビア、キューバ、エルサルバドル、グアテマラ、ガイアナ、ホンジュラス及びニカラグアでは、73-74.6MHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5.179

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中華人民共和国、ロシア、ジョージア、カザフスタン、リトニア、モンゴル、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、74.6-74.8MHz及び75.2-75.4MHzの周波数帯は、地上に設置した送信機のためにのみ、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5.180

75MHzの周波数は、マーク・ビーコンに割り当てる。主管庁は、電力は地理的位置によりマーク・ビーコンに有害な混信を生じさせではない。また、制約を与えるおそれがある他の業務の局に對して保護周波数帯の境界に近い周波数を割り当てるこを差し控えなければならない。

航空機上の受信機の特性を向上させ、74.8MHz及び75.2MHzの境界に近い送信局の電力を制限するため、あらゆる努力を行うものとする。

5.181

付加分配：エジプト、イスラエル及びシリアでは、74.8-75.2MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、二次的基礎で移動業務にも分配する。航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせないことを明確にするため、無線通信規則第9.21号の規定に従った手続の適用により識別されるおそれのある全ての主管庁による航空無線航行業務での使用の要望がなくなるまで、この周波数帯に移動業務の局を導入してはならない。

5.182

付加分配：サモアでは、75.4-87MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5.183

付加分配：中華人民共和国、大韓民国、日本、フィリピン及び朝鮮民主主義人民共和国では、76-87MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5.184(未使用)

5.185

業務の種類の地域差：アメリカ合衆国、第二地域のフランス海外県、ガイアナ及びパラグアイでは、固定業務及び移動業務による76-88MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

5.186(未使用)

5.187

代替分配：アルバニアでは、81-87.5MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配し、特別地域会議(1960年、ジュネーブ)の最終文書に従って使用する。

5.188

付加分配：オーストラリアでは、85-87MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。オーストラリアにおける放送業務の導入に当たり、関係主管庁の特別協定に従うことを条件とする。

5.189(未使用)

5.199(未使用)

5.190

付加分配：モナコでは、87.5-88MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。

5.191(未使用)

5.192

付加分配：中華人民共和国及び大韓民国では、100-108MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5.193(未使用)

5.194

付加分配：キルギス、ソマリア及びトルクメニスタンでは、104-108MHz の周波数帯は、二次的基礎で移動業務(航空移動(R)を除く。)にも分配する。

5.195(未使用)

付加分配：アルメニア、アルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、エストニア、ロシア、ジオージア、ハンガリー、イラン、イラク、日本、カザフスタン、マリ、モンゴル、モサンビーク、ウズベキスタン、パプアニューギニア、ポーランド、キルギス、ルーマニア、セネガル、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、132-136MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動(OR)業務にも分配する。航空移動(OR)業務の局への割当てに当たっては、主管庁は航空移動(R)業務を行う局に割り当たった周波数について考慮しなければならない。

5.197

付加分配：シリアでは、108-111.975MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、二次的基礎で移動業務にも分配する。航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせないことを明確にするため、無線通信規則第 9.21 号に基づく手続により識別されるおそれのあるいかなる主管庁によっても航空無線航行業務の要請がなくなるまで、この周波数帯に移動業務の局を導入してはならない。

5.198A

108-117.975MHz の周波数帯は、国際航空標準に従って、航空航行監視機能の援助のための航行情報を送信するシステムに限り、一次的基礎で航空移動(R)業務にも分配される。この使用は、決議第 413(WRC-07、改)の規定に従わなければならぬ。なお、108-112MHz の周波数帯の航空移動(R)業務による使用は、国際航空標準に従い、航空航行監視機能の援助のための航行情報を提供する地上に設置する送信機と関連の受信機で構成されるシステムに限る。

5.198(未使用)

5.200

117.975-137MHz の周波数帯においては、121.5MHz の周波数は航空非常用周波数とし、必要な場合には、123.1MHz の周波数は121.5MHz の補助の航空用周波数とする。海上移動業務の移動局は、無線通信規則第 31 条に定める条件に従い、遭難及び安全の目的のためにこれらの周波数で航空移動業務の局と通信することができる。

5.201

付加分配：アルメニア、アルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、エストニア、ロシア、ジオージア、ハンガリー、イラン、イラク、日本、カザフスタン、マリ、モンゴル、モサンビーク、ウズベキスタン、パプアニューギニア、ポーランド、キルギス、ルーマニア、セネガル、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、132-136MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動(OR)業務にも分配する。航空移動(OR)業務の局への割当てに当たっては、主管庁は航空移動(R)業務を行う局に割り当たった周波数について考慮しなければならない。

5.202

付加分配：サウジアラビア、アルメニア、アルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、アラブ首長国連邦、ロシア、ジョージア、イラン、ヨルダン、マリ、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、ルーマニア、セネガル、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、136-137MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動(OR)業務にも分配する。航空移動(OR)業務の局への割当てに当たっては、主管庁は航空移動(R)業務を行う局に割り当たられた周波数について考慮しなければならない。

5.203(未使用)

5.203A(未使用)

5.203B(未使用)

5.203C

137-138MHz の周波数帯における短期間ミッショングの非静止衛星システムによる宇宙運用業務(宇宙から地球)の使用は、決議第 660(WRC-19)に従うことを条件とする。決議第 32(WRC-19)の規定を適用する。これらのシステムは、この周波数帯において一次的基礎で分配された既存業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、当該既存業務からの保護を要求してはならない。

5. 204

業務の種類の地域差: アフガニスタン、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、中華人民共和国、キューバ、アラブ首長国連邦、インド、インドネシア、イラン、イラク、クウェート、モンテネグロ、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シンガポール、タイ及びエメンでは、137-138MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動(R)を除く。)に分配する(無線通信規則第5.33号参照)。

5. 205

業務の種類の地域差: イスラエル及びヨルダンでは、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)による137-138MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

5. 206

業務の種類の地域差: アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、エジプト、フィンランド、フランス、ジョージア、ギリシャ、カザフスタン、レバノン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、シリア、スロバキア、チエコ、ルーマニア、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、航空移動(OR)業務による137-138MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

5. 207

附加分配: オーストラリアでは、137-144MHzの周波数帯は、放送業務が地域的な分配での運用が可能となるまで、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 208

移動衛星業務による137-138MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に従った調整を条件とする。

5. 208A

137-138MHz、387-390MHz及び400.15-401MHzの周波数帯において移動衛星業務並びに157.1875-157.3375MHz及び161.7875-161.9375MHzの周波数帯において海上移動衛星業務(宇宙から地球)の宇宙局に割当てを行っては、主管庁は、150.05-153MHz、322-328.6MHz、406.1-410MHz及び608-61.4MHzの周波数帯で運用される電波天文業務を不要発射による有害な混信から保護するために最新版のITU-R勧告Ra.769に示されている実行可能な全ての措置を執る。

5. 208B

137-138MHz、157.1875-157.3375MHz、161.7875-161.9375MHz、387-390MHz、400.15-401MHz、1452-1492MHz、1525-1610MHz、161.3.8-1626.5MHz、2655-2690MHz及び21.4-22GHzの周波数帯は、決議第739(WRC-19、改)の規定を適用する。

5. 209

移動衛星業務による137-138MHz、148-150.05MHz、399.9-400.05MHz、400.15-401MHz、454-456MHz及び459-460MHzの周波数帯の使用は、非静止衛星システムに限る。

5. 209A

無線通信規則付録第4号に従って短期間ミッショングに特定された非静止衛星システムの宇宙運用業務による137.175-137.825MHzの周波数帯の使用には、無線通信規則第9.11A号の規定を適用しない。

5. 210

附加分配: イタリア、チェコ及び英國では、138-143.6MHz及び143.65-144MHzの周波数帯は、二次的基礎で宇宙研究業務(宇宙から地球)にも分配する。

5. 211

附加分配: ドイツ、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、デンマーク、アラブ首長国連邦、スペイン、フィンランド、ギリシャ、ギニア、アイルランド、イスラエル、ケニア、クウェート、レバノン、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、北マケドニア、マリ、マレタ、モンテネグロ、ノルウェー、オランダ、カタール、スロバキア、英國、セルビア、スロベニア、ソマリア、スウェーデン、イス、タンザニア、チュニジア及びトルコでは、138-144MHzの周波数帯は、一次的基礎で海上移動業務及び陸上移動業務にも分配する。

5. 212

代替分配: アンゴラ、ボツワナ、カムルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、エスワティニ、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、イラク、ヨルダン、レント、リベリア、リビア、マラウイ、モサンビック、ナミビア、ニジェール、オマーン、ウガンダ、シリア、コンゴ民主共和国、ルワンダ、シェラレオネ、南アフリカ共和国、チャド、トーゴ、ザンビア及びジンバブエでは、138-144MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する。

5. 213

附加分配: 中華人民共和国では、138-144MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線測定業務にも分配する。

5. 214

附加分配: エリトリア、エチオピア、ケニア、北マケドニア、モンテネグロ、セルビア、ソマリア、スードン、南スーダン及びタンザニアでは、138-144MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 215(未使用)

付加分配：中華人民共和国では、144-146MHz の周波数帯は、二次的基礎で航空移動(OR)業務にも分配する。

付加分配：アフガニスタン、パングラデシュ、キューバ、ガイアナ及びインドでは、146-148MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

付加分配：148-149.9MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。個々の発射の周波数の幅は、±25kHz を超えてはならない。

宇宙運用業務(地球から宇宙)による 148-149.9MHz の周波数帯の使用は、短期間ミッションの非静止衛星システムに使用することができる。決議第 32(WRC-19)に従った短期間ミッションに使用される宇宙運用業務の非静止衛星システムは、無線通信規則第 9.21 号の規定に従った同意を条件としない。調整の段階では、無線通信規則第 9.17 号及び第 9.18 号の規定も適用される。148-149.9MHz の周波数帯では、短期間ミッションの非静止衛星システムは、この周波数帯において既存の一次業務に対し有害な混信を生じさせ、これらの業務からの保護を要求してはならず、また、宇宙運用業務及び移動衛星業務に更なる制限を課してはならない。さらに、148-149.9MHz の周波数帯で短期間ミッションを行う宇宙運用業務の非静止衛星システムの地球局は、アルメニア、アゼルバイジャン、ペルルーシ、中華人民共和国、大韓民国、キューバ、ロシア、インド、イラン、日本、カザフスタン、マレーシア、ケニア、クウェート、レソト、ラトビア、レバノン、リビア、リヒテンシタイン、リトニア、ルクセンブルク、北マケドニア、マレーシア、マリ、マルタ、モーリタニア、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、モザンビーク、ナミビア、ノルウェー、ニュージーランド、オマーン、ウガンダ、ウズベキスタン、パキスタン、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、オランダ、フィリピン、ポーランド、ボルトガル、カタール、シリヤ、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、スロバキア、ルーマニア、英國、セネガル、セルビア、シェラレオネ、シンガポール、スロベニア、スダーン、スリランカ、南アフリカ共和国、スウェーデン、イス、タンザニア、チャド、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、ベトナム、イエメン、サンビア及びシンバabwe

移動衛星業務による 148-149.9MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従った調整を条件とする。移動衛星業務は、148-149.9MHz の周波数帯の固定、移動及び宇宙運用業務の発達と使用を妨げてはならない。短期間ミッションとして特定された非静止衛星システムの宇宙運用業務による 148-149.9MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号の規定は適用しない。

移動衛星業務による 149.9-150.05MHz 及び 399.9-400.05MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従った調整を条件とする。

148-149.9MHz の周波数帯を使用する移動衛星業務の局は、次に掲げる国の分配表に従って運用される固定業務又は移動業務の局に有害な混信を生じさせではない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

付加分配：オーストリア及びインドでは、150.05-153MHz の周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。

付加分配：アルジェリア、アルメニア、アゼルバイジャン、ペルルーシ、中華人民共和国、ロシ

ア、フランス、イラン、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ及びペトナムでは、154-156MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線標準業務にも分配する。無線標準業務による 154-156MHz の周波数帯の使用は、地上から運用を行う宇宙物体探査システムに限る。154-156MHz の周波数帯における無線標準業務の局の運用は、無線通信規則第 9.21 号に定める手続に従わなければならない。第一地域における影響を受ける可能性のある主管府の特定に関しては、他の主管府の領域との境界の地上高 10m 及び 25kHz の参考周波数帯域において、時間率 10% で 12dB ( $\mu\text{V}/\text{m}$ ) の瞬時電界強度値を使用しなければならない。第三地域における影響を受ける可能性のある主管府の特定に関しては、他の主管府の領域との境界の地上高 60m において、時間率 1% で -6dB 又は公共保安・災害救済通信のように比較的大きな保護が要求される使用について -10dB の  $\text{I}/\text{N}$  比 ( $\text{N} = 161 \text{dBW} / 4\text{kHz}$ ) を使用しなければならない。<sup>156</sup> 162.0125-162.0375MHz、156.5125-156.5375MHz、161.9625-161.9875MHz 及び 162.0125-162.0375MHz を使用すればならない。<sup>156</sup> 162.0125-162.0375MHz の周波数帯において、宇宙監視レーダーの帯域外の等価等方輻射電力の値は -16dBW を超えてはならない。この分配に基づくウクライナの無線標準業務への周波数の割当では、モルドバの同意がなければ使用されないものとする。

#### 5.226

156.525MHz の周波数は、デジタル選択呼出 (DSC) を利用した海上移動業務の VHF 無線電話のための国際遭難周波数、国際安全周波数及び国際呼出周波数とする。この周波数及び 156.4875-156.5025MHz の周波数帯の使用条件は、無線通信規則第 31 条、第 52 条及び付録第 18 号に定める。156.8MHz の周波数は、海上移動業務の VHF 無線電話のための国際遭難周波数、国際安全周波数及び国際呼出周波数とする。この周波数及び 156.7625-156.8375MHz の周波数帯の使用条件は、無線通信規則第 31 条及び付録第 18 号に定める。

#### 156-156.4875MHz、156.5025-156.7625MHz、156.8375-157.45MHz、160.6-160.975MHz 及び 161.475-162.05MHz の周波数帯においては、海上移動業務の局に割り当てた周波数に限り、各主管府は、この業務に優先権を与えないなければならない（無線通信規則第 31 条、第 52 条及び付録第 18 号参照）。

海上移動業務の VHF 無線電話に有害な混信を生じさせるおそれがある地区では、これらの周波数帯が分配されている他の業務の局によるこれらの周波数帯内のいかなる周波数の使用も避けるものとする。ただし、156.8MHz 及び 156.525MHz の周波数並びに海上移動業務に優先権が与えられている周波数帯は、関係主管府及び影響を受ける主管府の同意を得ることを条件とし、かつ、現在の周波数使用方法及び現存する合意に留意して、内陸水路の無線通信に使用することができる。

#### 5.227

付加分配：156.4875-156.5125MHz 及び 156.5375-156.5625MHz の周波数帯は、固定業務及び陸上移動業務にも一次的基礎で分配される。固定業務及び陸上移動業務によるこれらの周波数帯の使用は、海上移動業務の VHF 無線電話に有害な混信を生じさせてはならない。また、保護を要求してはならない。

#### 5.227A(未使用)

移動衛星業務（地球から宇宙）による 156.7625-156.7875MHz 及び 156.8125-156.8375MHz の周波数帯の使用は、長距離用 AIS 情報（メッセージ 27、最新版の ITU-R 勘定 M.1371 を参照）の船舶自動識別装置（AIS）による発信を受信する場合に限る。船舶自動識別装置（AIS）の発射を除き、通信用の海上移動業務で運用を行うシステムによるこれらの周波数帯での発射は、1W を超えてはならない。

#### 5.228A

161.9625-161.9875MHz 及び 162.0125-162.0375MHz の周波数帯は、捜索救助活動及びその他完全に関する通信を目的とする航空機局に使用することができる。

#### 5.228AA

海上移動衛星業務（地球から宇宙）による 161.9375-161.9625MHz 及び 161.9875-162.0125MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 18 号に従って運用するシステムに限る。

#### 5.228AB

海上移動衛星業務（地球から宇宙）による 157.1875-157.3375MHz 及び 161.7875-161.9375MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 18 号に従って運用される非静止衛星システムに限る。

#### 5.228AC

海上移動衛星業務（宇宙から地球）による 157.1875-157.3375MHz 及び 161.7875-161.9375MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 18 号に従って運用される非静止衛星システムに限る。この使用は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中華人民共和国、大韓民国、キューバ、コロンビア、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、南アフリカ共和国及びペトナムの地上無線通信業務に対して同意を得ることを条件とする。

#### 5.228B

固定業務及び陸上移動業務による 161.9625-161.9875MHz 及び 162.0125-162.0375MHz の周波数帯の使用は、海上移動業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

#### 5.228C

海上移動業務及び移動衛星業務（地球から宇宙）による 161.9625-161.9875MHz 及び 162.0125-162.0375MHz の周波数帯の使用は、船舶自動識別装置（AIS）に限る。航空移動（OR）業務によるこれらの周波数帯の使用は、航空機による捜索救助活動からの船舶自動識別装置（AIS）の発射に限る。

これらの周波数帯における AIS の運用は、隣接する周波数帯で運用する固定業務及び移動業務の開発及び使用に制限を課してはならない。

##### 5. 228D

161.9625-161.9875MHz(AIS 1)及び162.0125-162.0375MHz(AIS 2)の周波数帯は、固定業務及び移動業務への分配が有効ではなくなる2025年1月1日までは、一次的基礎で固定業務及び移動業務による使用を継続することができる。主管庁は、固定業務及び移動業務によるこれらの周波数帯の使用を移行日よりも前に止めるために、全ての実行可能な努力を行うことを奨励される。この移行期間の間、これらの周波数帯における海上移動業務は、固定業務、陸上移動業務及び航空移動業務に対して優先権を有する。

##### 5. 228E

161.9625-161.9875MHz 及び 162.0125-162.0375MHz の周波数帯における航空移動(OR)業務による船舶自動識別装置の使用は、捜索救助活動及びその他安全に関する通信を目的とする航空機局に限る。

##### 5. 228F

移動衛星業務(地球から宇宙)による 161.9625-161.9875MHz 及び 162.0125-162.0375MHz の周波数帯の使用は、海上移動業務で運用されている局からの船舶自動識別装置の発射を受信する場合に限る。

##### 5. 229

付加分配：モロッコでは、162-174MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配する。この周波数帯の使用は、分配表に従って運用中又は使用を計画中の業務が影響を受けるおそれがある主管庁の同意を得ることを条件とする。1981年1月1日に現存する局は、その時点における技術特性を維持する限り、そのような同意による影響を受けない。

##### 5. 230

付加分配：中華人民共和国では、163-167MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従つて同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務(宇宙から地球)にも分配する。

##### 5. 231

付加分配：アフガニスタン及び中華人民共和国では、167-174MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。この周波数帯における放送業務の導入は、影響を受けるおそれがある業務を有する第三地域の隣接国の同意を得ることを条件とする。

##### 5. 232(未使用)

##### 5. 233

付加分配：中華人民共和国では、174-184MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従つて同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙研究業務(宇宙から地球及び宇宙運用業務(宇宙から地球))にも分配する。これらの業務は、現存の、又は計画された放送局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

##### 5. 234(未使用)

付加分配：ドイツ、オーストリア、ベルギー、デンマーク、スペイン、フィンランド、フランス、イスラエル、イタリア、リヒテンシュタイン、マルタ、モナコ、ノルウェー、オランダ、英國、スウェーデン及びイスラエルでは、174-223MHz の周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。陸上移動業務の局は、この脚注に掲げられていない国の現存の、又は計画された放送局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

##### 5. 235(未使用)

付加分配：コンゴ共和国、エジプト、エリトリア、エチオピア、ザンビア、ギニア、リビア、マリ、シェラレオネ、ソマリア及びチャドでは、174-223MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

##### 5. 236(未使用)

##### 5. 237

付加分配：コンゴ共和国、エジプト、エリトリア、エチオピア、ザンビア、ギニア、リビア、マリ、シェラレオネ、ソマリア及びチャドでは、174-223MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

##### 5. 238(未使用)

付加分配：バングラデシュ、インド、パキスタン及びフィリピンでは、200-216MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

##### 5. 239(未使用)

付加分配：中華人民共和国では、163-167MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従つて同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務(宇宙から地球)にも分配する。

##### 5. 241

付加分配：中華人民共和国及びインドでは、216-223MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。

##### 5. 241

付加分配：中華人民共和国及びインドでは、216-223MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。

##### 5. 242(未使用)

付加分配：カナダ及びメキシコでは、216-220MHz の周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務に

も分配する。

### 5. 243

付加分配：ゾマリニアでは、216-225MHz の周波数帯は、他国の現存又は計画された放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

### 5. 244(未使用)

付加分配：日本では、222-223MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも、二次的基礎で無線標準業務にも分配する。

### 5. 245

付加分配：日本では、222-223MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも、二次的付加分配：日本では、222-223MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

### 5. 246

代替分配：スペイン、フランス、イスラエル及びモナコでは、223-230MHz の周波数帯は、一次的基礎無線通信規則第 5. 33 号参照)で放送業務及び陸上移動業務に分配する。なお、分配表を作成の際は、放送業務が周波数の優先選択権を持つこととする。また、二次的基礎で固定業務及び移動業務(陸上移動を除く。)に分配する。なお、陸上移動業務の局はモロッコ及びアルジェリアの現存の、又は計画された放送局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局から保護を要求してはならない。

### 5. 247

付加分配：サウジアラビア、バーレーン、アラブ首長国連邦、ヨルダン、オマーン、カタール及びシリアでは、223-235MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

### 5. 248(未使用)

### 5. 249(未使用)

### 5. 250

付加分配：中華人民共和国では、225-235MHz の周波数帯は、二次的基礎で電波天文業務にも分配する。

### 5. 251

付加分配：ナイジェリアでは、230-235MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に定める同意を得ることを条件として、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

### 5. 252

代替分配：ボツワナ、エスワティニ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ

共和国、ザンビア及びジンバブエでは、230-238MHz 及び 246-254MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で放送業務に分配する。

### 5. 253(未使用)

付加分配：233-322MHz 及び 335. 4-399. 9MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ること及び無線通信規則第 5. 256A 号に掲げる付加分配を除く分配表に従って運用し、又は運用する計画のある他の業務の局に有害な混信を生じさせないことを条件として、移動衛星業務に使用することができる。

### 5. 254

移動衛星業務の 312-315MHz(地球から宇宙)及び 387-390MHz(宇宙から地球)の周波数帯は、非静止衛星システムにも使用することができる。これらの使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に基づく調整を条件とする。

### 5. 256

243MHz の周波数は、救命浮機局及び救命のための装置が使用する周波数とする。

### 5. 258A

付加分配：中華人民共和国、ロシア及びカザフスタンでは、258-261MHz の周波数帯は、一次的基础で宇宙研究業務(地球から宇宙)及び宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。宇宙研究業務(地球から宇宙)及び宇宙運用業務(地球から宇宙)の局は、この周波数帯の移動業務及び移動衛星業務の局に有害な混信を生じさせ、それらの局からの保護を要求し、また、それらの局の使用及び発達を妨げてはならない。また、宇宙研究業務(地球から宇宙)及び宇宙運用業務(地球から宇宙)の局は、他国における固定業務の局の将来の発達を妨げてはならない。

### 5. 257

267-272MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、主管庁は、その国内における宇宙遠隔測定のため、一次的基礎で使用することができる。

### 5. 258

航空無線航行業務による 328. 6-335. 4MHz の周波数帯の使用は、ILS(グライドバス用)に限る。

### 5. 259

付加分配：エジプト及びシリアでは、328. 6-335. 4MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に従って同意を得ることを条件として、二次的基礎で移動業務にも分配する。航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせないことを明確にするため、無線通信規則第 9. 21 号に基づく手続によ

り識別されるおそれのあるいかなる主管庁においても航空無線航行業務の要請がなくなるまで、この周波数帯に移動業務の局を導入してはならない。

## 5. 260(未使用)

### 5. 260A

399. 9-400. 05MHz の周波数帯において、移動衛星業務の地球局のいかなる発射の最大等価等方輻射電力も、任意の 4kHz の周波数帯域幅において 5dBW を超えてはならず、かつ、移動衛星業務の各地球局の最大等価等方輻射電力は、399. 9-400. 05MHz の周波数帯全体で 5dBW を超えてはならない。2022 年 11 月 22 日までの間、2019 年 11 月 22 日までに完全な通告情報が無線通信局に受領され、その時に利用が開始されている衛星システムには、この制限は適用しない。2022 年 11 月 22 日以降、これらの制限は、この周波数帯で運用される移動衛星業務の全てのシステムに適用される。

399. 99-400. 02MHz の周波数帯では、上記の等価等方輻射電力の制限は、2022 年 11 月 22 日以降、移動衛星業務の全てのシステムに適用される。主管庁は、2019 年 11 月 22 日以降、399. 99-400. 02MHz の周波数帯の移動衛星業務の衛星回線が上記の等価等方輻射電力の制限を遵守するよう要求される。

5. 260B  
400. 02-400. 05MHz の周波数帯における移動衛星業務の遠隔指令の上り回線には、無線通信規則第 5. 260A 号の規定は適用しない。

### 5. 261

標準周波数 400. 1MHz の ±25kHz の周波数の幅での発射に制限しなければならない。

### 5. 262

付加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ボツワナ、コロンビア、キューバ、エジプト、アラブ首長国連邦、エクアドル、ロシア、ジョージア、ハンガリー、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、リベリア、マレーシア、モルドバ、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリリア、キルギス、シンガポール、ソマリア、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、400. 05-401MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

### 5. 263

400. 15-401MHz の周波数帯は、宇宙空間における有人宇宙船間の通信に使用するため、宇宙研究業務にも分配される。この使用において、宇宙研究業務は安全確保のための業務とはみなされない。

5. 264  
移動衛星業務による 400. 15-401MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従った調整を条件とする。無線通信規則第 5 号第 1 附属書に示される電力束密度制限は世界無線通信会議で改正されるときまで適用される。

### 5. 264A

401-403MHz の周波数帯においては、気象衛星業務及び地球探査衛星業務の地球局は、遠地点高度が 35, 786km 以上の軌道を持つ静止衛星システム及び非静止衛星システムに対して、いかなる発射の最大等価等方輻射電力も、任意の 4kHz の周波数帯域幅において 22dBW を超えてはならない。

気象衛星業務及び地球探査衛星業務の地球局は、遠地点高度が 35, 786km 未満の軌道を持つ非静止衛星システムに対して、いかなる発射の最大等価等方輻射電力も、任意の 4kHz の周波数帯域幅において 7dBW を超えてはならない。

気象衛星業務及び地球探査衛星業務の地球局は、遠地点高度が 35, 786km 以上の軌道を持つ静止衛星システム及び非静止衛星システムに対して、いかなる発射の最大等価等方輻射電力も、401-403MHz の周波数帯全体で 22dBW を超えてはならない。

2029 年 11 月 22 日までの間、これらの制限は、2019 年 11 月 22 日までに完全な通告情報が無線通信局に受領され、その時までに利用が開始されている衛星システムには適用しない。2029 年 11 月 22 日以降、これらの制限は、この周波数帯で運用される気象衛星業務及び地球探査衛星業務の全てのシステムに適用される。

### 5. 264B

2007 年 4 月 28 日より前に完全な通告情報が無線通信局に受領された気象衛星業務及び地球探査衛星業務の非静止衛星システムは、無線通信規則第 5. 264A 号の規定の適用が免除され、401. 898-402. 522MHz の周波数帯において、最大等価等方輻射電力が 12dBW を超えない限り引き続き一次的基礎で運用することができる。

### 5. 265

403-410MHz の周波数帯は、決議第 205(WRC-19、改)を適用する。

### 5. 266

移動衛星業務による 406-406. 1MHz の周波数帯の使用は、小電力の衛星非常用位置指示無線標識に限る（無線通信規則第 31 条参照）。

### 5. 267

406-406. 1MHz の周波数帯では、承認された使用に有害な混信を生じさせる可能性のあるいかが

る発射も禁止する。

### 5.268

宇宙研究業務による410-420MHzの周波数帯の使用は、軌道を周回する有人宇宙船による宇宙から宇宙への通信回線に限る。410-420MHzの周波数帯による宇宙研究業務(宇宙から宇宙)の送信局からの発射により生ずる地表面での電力束密度は、電波の到来角を $\delta$ 、参照帯域幅を4kHzとした場合に、 $0^\circ \leq \delta \leq 5^\circ$ に対しては-153dB(W/m<sup>2</sup>)、 $5^\circ \leq \delta \leq 70^\circ$ に対しては-153+0.077( $\delta - 5$ )dB(W/m<sup>2</sup>)、 $70^\circ \leq \delta \leq 90^\circ$ に対しては-148dB(W/m<sup>2</sup>)を超えてはならない。この周波数帯においては、宇宙研究業務(宇宙から宇宙)の局は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求し、また、それらの局の使用と発達を妨げてはならない。無線通信規則第4.10号の規定は適用しない。

### 5.269

業務の種類の地域差：オーストラリア、アメリカ合衆国、インド、日本及び英国では、無線標準業務に対する420-430MHz及び440-450MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

### 5.270

付加分配：オーストラリア、アメリカ合衆国、インド、キルギス及びフィリピンでは、420-430MHz及び440-450MHzの周波数帯は、二次的基礎で航空無線航行業務(電波高度計)にも分配する。

### 5.271

付加分配：ペラルーシ、中華人民共和国、インド、キルギス及びトルクメニスタンでは、420-460MHzの周波数帯は、二次的基礎で航空無線航行業務(電波高度計)にも分配する。

### 5.272(未使用)

### 5.273(未使用)

### 5.274

付加分配：デンマーク、ノルウェー、スウェーデン及びチャドでは、430-432MHz及び438-440MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

### 5.275

付加分配：クロアチア、エストニア、フィンランド、リビア、北マケドニア、モンテネグロ及びセルビアでは、430-432MHz及び438-440MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

### 5.276

付加分配：アフガニスタン、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、ブルキナファソ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エーカードル、エリトリア、エチオピア、ギリシャ、ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、ヨルダン、ケニア、クウェート、リビア、マレーシア、ニジエール、ナイジリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スードン、イスラ、タイ、トーゴ、トルコ及びイエメンでは、430-440MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配し、430-435MHz及び438-440MHzの周波数帯は、エーカードルを除き、一次的基礎で移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

### 5.277

付加分配：アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カムルーン、コンゴ共和国、ジブチ、ロシア、ジョージア、ハンガリー、イスラエル、カザフスタン、マリ、ウズベキスタン、ポーランド、コング民衆共和国、キルギス、スロバキア、ルーマニア、ルワンダ、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、430-440MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

### 5.278

業務の種類の地域差：アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ガイアナ、ホンジュラス、パナマ、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラでは、アマチュア業務に対する430-440MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

### 5.279

付加分配：メキシコでは、430-435MHz及び438-440MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動業務(航空移動を除く。)にも、二次的基礎で固定業務にも分配する。

### 5.279A

地球探査衛星業務(能動)のセンサーによる432-438MHzの周波数帯の使用は、ITU-R勧告RS.1260-2に従うものとする。さらに、432-438MHzの周波数帯における地球探査衛星業務(能動)は、中華人民共和国の航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。この脚注の規定は、地球探査衛星業務(能動)が無線通信規則第5.29号及び第5.30号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。

### 5.280

ドイツ、オーストラリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、リヒテンシュタイン、北マケドニア、モンテネグロ、ポルトガル、セルビア、スロベニア及びイスラでは、433.05-434.79MHzの周波数帯(中心周波数433.92MHz)は、産業科学医療用(ISM)の使用に指定する。この周波数帯で運用するこれらの国の無線通信業務は、この使用によって生じ得る有害な混信を容認しなければ

ならない。この周波数帯におけるISM装置の運用は、無線通信規則第15.13号の規定に従うこととする。

##### 5.281

代替分配：第二地域のフランス海外県及びインドでは、433.75-434.25MHzの周波数帯は、一次的基礎で宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。フランス及びブラジルでは、その周波数帯は二次的基礎で宇宙運用業務(地球から宇宙)に分配する。

##### 5.282

435-438MHz, 1260-1270MHz, 2400-2450MHz, 3400-3410MHz(第二地域及び第三地域に限る。)及び5650-5670MHzの周波数帯においては、アマチュア衛星業務は、分配表(無線通信規則第5.43号参照)に従って運用する他の業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、使用することができる。この使用を許可する主管庁は、アマチュア衛星業務の局の発射によって生ずるいかなる有害な混信も無線通信規則第25.11号の規定に従って直ちに除去することを確保する。アマチュア衛星業務による1260-1270MHz及び5650-5670MHzの周波数帯の使用は、地球から宇宙への方向に限る。

##### 5.283

付加分配：オーストリアでは、438-440MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

##### 5.284

付加分配：カナダでは、440-450MHzの周波数帯は、二次的基礎でアマチュア業務にも分配する。

##### 5.285

業務の種類の地域差：カナダでは、無線標準業務に対する440-450MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

##### 5.286

449.75-450.25MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、宇宙運用業務(地球から宇宙)及び宇宙研究業務(地球から宇宙)に使用することができる。

##### 5.286A

移動衛星業務による454-456MHz及び459-460MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に従った調整を条件とする。

##### 5.286AA

450-470MHzの周波数帯は、IMTを導入しようとする主管庁によって特定される(決議第224(WRC-19、改)参照)。ただし、この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

##### 5.286B

無線通信規則第5.286号に掲げる国では454-455MHz、第二地域では455-456MHz及び459-460MHz並びに無線通信規則第5.286E号に掲げる国では454-456MHz及び459-460MHzの移動衛星業務による使用は、分配表に従って運用される固定業務又は移動業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

##### 5.286C

無線通信規則第5.286D号に掲げる国では454-455MHz、第二地域では455-456MHz及び459-460MHz並びに無線通信規則第5.286E号に掲げる国では454-456MHz及び459-460MHzの周波数帯の移動衛星業務による使用は、分配表に従って運用される固定業務及び移動業務の局の使用と差違を妨げてはならない。

##### 5.286D

付加分配：カナダ、アメリカ合衆国及びパナマでは、454-455MHzの周波数帯は、一次的基礎で移動衛星業務(地球から宇宙)にも分配する。

##### 5.286E

付加分配：カーボベルデ、ネパール及びナイジェリアでは、454-456MHz及び459-460MHzの周波数帯は、一次的基礎で移動衛星業務(地球から宇宙)にも分配する。

##### 5.287

海上移動業務による457.5125-457.5875MHz及び467.5125-467.5875MHzの周波数帯の使用は、船上通信局に限る。使用装置の特性やチャネルの配置は、ITU-R勧告M.1174-4による。領水内におけるこれらの周波数帯の使用は、関係主管庁の国内規制に従うことを条件とする。

##### 5.288

アメリカ合衆国及びフィリピンの領水内では、船上通信局で使用することが望ましい周波数は、457.525MHz、457.550MHz、457.575MHz及び457.600MHzとし、これらの周波数は、それぞれ、467.750MHz、467.775MHz、467.800MHz及び467.825MHzと特に組み合わされる。使用装置の特性は、ITU-R勧告M.1174-4の規定に適合しなければならない。

##### 5.289

460-470MHz及び1690-1710MHzの周波数帯においては、気象衛星業務以外の地球探査衛星業務は、宇宙から地球への伝送のため、分配表に従って運用する局に有害な混信を生じさせないこと

を条件として運用することができる。

5.290

業務の種類の地域差：アフガニスタン、アゼルバイジャン、ペラルーン、中華人民共和国、ロシア、日本、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、気象衛星業務(宇宙から地球)に対する460-470MHzの周波数帯の分配は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

5.291

附加分配：中華人民共和国では、470-485MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従つて同意を得ること及び現存の又は計画された放送局に有害な混信を生じさせないことを条件として、一次的基礎で宇宙研究業務(宇宙から地球)及び宇宙運用業務(宇宙から地球)にも分配する。

5.291A

附加分配：ドイツ、オーストリア、デンマーク、エストニア、リヒテンシュタイン、チェコ、セルビア及びイスラスでは、470-494MHzの周波数帯は、二次的基礎で無線標準業務にも分配する。この使用は、決議第217(WRC-97)に従つてウインドファラレーダーの運用に限る。

5.292

業務の種類の地域差：アルゼンチン、ウルグアイ及びベネズエラでは、移動業務に対する470-512MHzの周波数帯の分配は、無線通信規則第9.21号の規定に従つて同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

5.293

業務の種類の地域差：カナダ、チリ、キューバ、アメリカ合衆国、ガイアナ、ジャマイカ及びパナマでは、固定業務に対する470-512MHz及び614-806MHzの周波数帯の分配は、無線通信規則第9.21号の規定に従つて同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。パハマ、バルバドス、カナダ、チリ、キューバ、アメリカ合衆国、ガイアナ、ジャマイカ、メキシコ及びパナマでは、移動業務に対する470-512MHz及び614-698MHzの周波数帯の分配は、無線通信規則第9.21号の規定に従つて同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。アルゼンチン及びエクアドルでは、固定業務及び移動業務に対する470-512MHzの周波数帯の分配は、無線通信規則第9.21号の規定に従つて同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

5.294

附加分配：サウジアラビア、カムルーン、コートジボワール、エジプト、エチオピア、イスラエル、リビア、シリリア、チャド及びイエメンでは、470-582MHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務にも分配する。

5.295

パハマ、バルバドス、カナダ、アメリカ合衆国及びメキシコでは、470-608MHzの周波数帯又はその一部はIMTに特定される(決議第224(WRC-19, 改)参照)。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアブリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。その周波数帯内にあるIMTシステムの移動業務の局は、無線通信規則第9.21号の規定に従つて同意を得ることを条件として、隣接国の放送業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、当該放送業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43号及び第5.43A号を適用する。

5.296

附加分配：アルベニア、ドイツ、アンゴラ、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カメールン、バチカン、コンゴ共和国、コートジボワール、クロアチア、デンマーク、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、スペイン、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ジョージア、ガーナ、ハンガリー、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、ケニア、クウェート、レソト、ラトビア、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、北マケドニア、マラウイ、マリ、マルタ、モロッコ、モーリシャス、モーリタニア、モルドバ、モナコ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、ウガンダ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、カタール、シリリア、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英國、ルワンダ、サンマリノ、セルビア、スダーン、南アフリカ共和国、スウェーデン、イスラス、タンザニア、チャド、トーゴ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、ザンビア及びジンバブエでは、470-694MHzの周波数帯は、放送及び放送番組の制作に対する補助的使用として、二次的基礎で陸上移動業務にも分配する。これらの国は陸上移動業務の局は、これらの国以外の国で分配表に従つて運用される現存の、又は計画された局に有害な混信を生じさせてはならない。

5.296A

ミクロネシア、ソロモン、ツバル及びバヌアツにおける470-698MHzの周波数帯又はその一部並びにミングラデシュ、モルディブ及びニュージーランドにおける610-698MHzの周波数帯又はその一部はIMTを導入しようとする主管庁によって特定される(決議第224(WRC-19, 改)参照)。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアブリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。これらの周波数帯に分配された移動業務は、無線通信規則第9.21号の規定に従つて同意が得られた場合に限りIMTシステムに使用され、近隣国の放送業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、当該放送業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43号及び第5.43A号を適用する。

5.297

付加分配：カナダ、コスタリカ、キューバ、エルサルバドル、アメリカ合衆国、グアテマラ、ガイアナ及びジャマイカでは、512-608MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。パハマ、バルバドス及びメキシコでは、512-608MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動業務にも分配する。メキシコでは、512-608MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務にも分配する(無線通信規則第 5.32 号参照)。

#### 5.298

付加分配：インドでは、549-75-550.25MHz の周波数帯は、二次的基礎で宇宙運用業務(宇宙から地球)にも分配する。

#### 5.299(未使用)

付加分配：サウジアラビア、カタルー、エジプト、アラブ首長国連邦、イスラエル、ヨルダニア、リビア、オマーン、カタール、シリア及びスードンでは、582-790MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

#### 5.301(未使用)

#### 5.300

#### 5.302(未使用)

#### 5.303(未使用)

#### 5.304

付加分配：アフリカ放送地区(無線通信規則第 5.10 号から第 5.13 号まで参照)では、606-614MHz の周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。

#### 5.305

付加分配：中華人民共和国では、606-614MHz の周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。

#### 5.306

付加分配：アフリカ放送地区(無線通信規則第 5.10 号から第 5.13 号まで参照)を除く第一地域及び第三地域では、608-614MHz の周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。

#### 5.307

付加分配：インドでは、608-614MHz の周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。

#### 5.308A

パハマ、バルバドス、ベリーズ、カナダ、コロンビア、アメリカ合衆国、グアテマラ及びメキシコでは、614-698MHz の周波数帯又はその一部は IMT に特定される(決議第 224(WRC-19、改)参照)。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。その周波数帯内にある IMT システムの移動業務の局は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件とし、隣接国の放送業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、当該放送業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43 号及び第 5.43A 号を適用する。

#### 5.309

業務の種類の地域差：エルサルバドルでは、固定業務による 614-806MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

#### 5.310(未使用)

#### 5.311(未使用)

#### 5.311A(未使用)

#### 5.312

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ペラルー、ロシア、ジョージア、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは 645-862MHz の周波数帯、並びにブルガリアでは 646-686MHz、726-753MHz、778-811MHz 及び 822-832MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

#### 5.312A

第一地域においては、694-790MHz の周波数帯の移動業務(航空移動を除く。)による使用は、決議第 760(WRC-19、改)の規定に従うものとする。決議第 224(WRC-19、改)も参照。

5.313A

オーストラリア、バングラデシュ、ブルネイ、カンボジア、中華人民共和国、大韓民国、フィジー、インド、インドネシア、日本、キリバス、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ニュージーランド、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国、ソロモン、サモア、シンガポール、タイ、トンガ、ツバル、バヌアツ及びベトナムでは、698-790MHz の周波数帯又はその一部は、IMT を導入しようとしている主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5.313B(未使用)

5.314(未使用)

5.315(未使用)

5.316(未使用)

5.316A(未使用)

5.316B

第一地域においては、790-862MHz の周波数帯の移動業務(航空移動を除く。)への分配は、無線通信規則第 9.21 号に基づいて得られる、無線通信規則第 5.312 号に挙げられている国での航空無線航行業務に関する合意が条件になるものとする。GE06 協定の参加国では、移動業務の局の使用は、当該合意の手続が完了することも条件となる。また、決議第 224(WRC-19、改)及び決議第 749(WRC-19、改)が適用される。

5.317

付加分配：第二地域(ブラジル、アメリカ合衆国及びメキシコを除く。)では、806-890MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動衛星業務による使用は、国境内外での運用を目的とする。

5.317A

一次的基礎で移動業務に分配されている第二地域での 698-960MHz の周波数帯、第一地域での 694-790MHz の周波数帯並びに第一地域及び第三地域での 790-960MHz の周波数帯について、IMT を導入しようとする主管庁によって特定される(場合により、決議第 224(WRC-19、改)、決議第 760(WRC-19、改)及び決議第 749(WRC-19、改)参照)。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5.318

付加分配：カナダ、アメリカ合衆国及びメキシコでは 849-851MHz 及び 894-896MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空機による公衆通信のため航空移動業務にも分配する。849-851MHz の周波数帯の使用は航空局からの送信に限り、また、894-896MHz の周波数帯の使用は航空機局からの送信に限り。

5.319

付加分配：ペルルーシ、ロシア及びウクライナでは、806-840MHz(地球から宇宙)及び 856-890MHz(宇宙から地球)の周波数帯は、移動衛星業務(航空移動衛星(R)を除く。)にも分配する。この業務によるこれらの周波数帯の使用は、他の国で分配表に従って運用する業務の局に有害な混信を生じさせ、又はこれらの局からの保護を要求してはならない。また、関係主管庁間の特別協定に従うことを要する。

5.320

付加分配：第三地域では、806-890MHz 及び 942-960MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動衛星業務(航空移動衛星(R)を除く。)にも分配する。この業務による使用は、国境内外での運用に限り。この同意を求めるに当たり、有害な混信を生じさせないよう適切な保護が分配表に従って運用する業務に与えられるべきである。

5.321(未使用)

5.322

第一地域では、882-960MHz の周波数帯の放送業務の局は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、アルジェリア、ブルンジ、エジプト、スペイン、レソト、リビア、モロッコ、マラウイ、ナミビア、ナイジェリア、南アフリカ共和国、タンザニア、ジンバブエ及びサンビアを除くアフリカ放送区域(無線通信規則第 5.10 号から第 5.13 号まで参照)に限り、運用できる。

5.323

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ペルルーシ、ロシア、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは 862-960MHz の周波数帯、ブルガリアでは 862-880MHz 及び 915-925MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。この使用は、無線通信規則第 9.21 号に定める手続に従い、関係主管庁の同意を得ることを条件とし、1997 年 10 月 27 日現在運用中である地上に設置された無線標識の寿命の終了までに限り。

### 5.324(未使用)

5.325

業務の種類の地域差：アメリカ合衆国では、無線標準業務に対する 890-942MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする（無線通信規則第 5.33 号参照）。

5.325A

業務の種類の地域差：アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、キューバ、ミニカ共和国、エルサルバドル、エクアドル、第二地域のフランス海外県、グアテマラ、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラでは、902-928MHz の周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務に分配する。メキシコでは、902-928MHz の周波数帯を、一次的基礎で移動業務（航空移動を除く。）に分配する。コロンビアでは、902-905MHz の周波数帯を、一次的基礎で陸上移動業務に分配する。

5.326

業務の種類の地域差：チリでは、903-905MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、移動業務（航空移動を除く。）に一次的基礎で分配する。

5.327

業務の種類の地域差：オーストラリアでは、無線標準業務による 915-928MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5.33 号参照）。

5.327A

航空移動（R）業務による 960-1164MHz の周波数帯の使用は、認知された国際航空標準に従い運用されるシステムに限る。この使用は、決議第 417 (WRC-15、改) に従うものとする。

5.328

航空無線航行業務による 960-1215MHz の周波数帯の使用は、航空機上の航空援助電子装置及び直接これに関係する地上施設の使用及び発達のために世界的な基礎で保留する。

5.328A

1164-1215MHz の周波数帯における無線航行衛星業務の局は、決議第 609 (WRC-07、改) の規定に従って運用するものとし、960-1215MHz の周波数帯における航空無線航行業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用されない。無線通信規則第 21.18 号の規定を適用する。

5.328AA

1087.7-1092.3MHz の周波数帯は、国際航空標準に従い運用されている航空機送信機からの放送

型自動位置情報伝送・監視 (ADSB) の発射を受信する宇宙局に限定して、一次的基礎で航空移動衛星 (R) 業務（地球から宇宙）にも分配する。航空移動衛星 (R) 業務で運用する局は、航空無線航行業務で運用する局からの保護を要求してはならない。決議第 425 (WRC-19、改) を適用する。

5.328B

完全な調整情報又は通告情報が 2005 年 1 月 1 日後に無線通信局に受領された無線航行衛星業務のシステム及びネットワークによる 1164-1300MHz、1559-1610MHz 及び 5010-5030MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.12 号、第 9.12A 号及び第 9.13 号の規定に従うことを条件とする。決議第 610 (WRC-03) も適用するが、無線航行衛星業務（宇宙から宇宙）のシステム及びネットワークの場合、決議第 610 (WRC-03) は、送信宇宙局にのみ適用される。無線通信規則第 5.329A 号に従って、1215-1300MHz 及び 1559-1610MHz の周波数帯での無線航行衛星業務（宇宙から宇宙）のシステム及びネットワークについては、無線通信規則第 9.7 号、第 9.12 号、第 9.12A 号及び第 9.13 号の規定は、無線航行衛星業務（宇宙から宇宙）における他のシステム及びネットワークに関してのみ適用される。

5.329

1215-1300MHz の周波数帯は、無線通信規則第 5.331 号で承認された無線航行業務に対して有害な混信を生じさせず、また、当該業務からの保護を要求しないことを条件として、無線航行衛星業務に使用することができる。さらに、1215-1300MHz の周波数帯を使用する無線航行衛星業務は、無線標準業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。無線通信規則第 5.43 号は、無線標準業務には適用しない。決議第 608 (WRC-19、改) を適用する。

5.329A

1215-1300MHz 及び 1559-1610MHz の周波数帯で運用する無線航行衛星業務（宇宙から宇宙）のシステムは安全業務のアプリケーションを提供するためのものではなく、かつ、無線航行衛星業務（宇宙から地球）のシステム又は周波数分配表に従って運用するその他の業務に更なる制限を課してはならない。

5.330

付加分配：アンゴラ、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、カムルーン、中華人民共和国、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガイアナ、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、クウェート、ネパール、オマーン、ペキスタン、フィリピン、カタール、シリア、ソマリア、スー丹、南スーダン、チャド、トーゴ及びイエメンでは、1215-1300MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5.331

附加分配：アルジェリア、ドイツ、サウジアラビア、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルキナファソ、ブルンジ、カメ

ルーン、中華人民共和国、大韓民国、クロアチア、デンマーク、エジプト、アラブ首長国連邦、エストニア、ロシア、フィンランド、フランス、ガーナ、ギリシャ、ギニア、赤道ギニア、ハンガリー、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、北マケドニア、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モンテネグロ、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、オランダ、ポーランド、ポルトガル、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、スロバキア、英國、セルビア、スロベニア、ソマリア、スーダン、南スーダン、スリランカ、南アフリカ共和国、スウェーデン、イスス、タイ、トーゴ、トルコ、ベネズエラ及びベトナムでは、1215-1300MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。カナダ及びアメリカ合衆国では、1240-1300MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配し、また、無線航行業務での使用は航空無線航行業務に限る。

##### 5.332

1215-1260MHz の周波数帯では、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、無線標定業務、無線航行衛星業務及びその他の一次的基礎で分配された業務に有害な混信を生じさせ、これらの業務からの保護を要求し、また、これらの業務の運用又は発達に制限を課してはならない。

##### 5.333(未使用)

付加分配：カナダ及びアメリカ合衆国では、1350-1370MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

##### 5.335

カナダ及びアメリカ合衆国では、1240-1300MHz の周波数帯において、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、航空無線航行業務に混信を生じさせ、この業務からの保護を要求し、また、この業務の運用又は発達に制限を課してはならない。

##### 5.335A

1260-1300MHz の周波数帯では、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、無線標定業務及び脚注により一次的基礎で分配されたその他の業務に対して有害な混信を生じさせ、これらの業務からの保護を要求し、また、これらの業務の運用又は発達に制限を課してはならない。

##### 5.336(未使用)

##### 5.337

航空無線航行業務による1300-1350MHz、2700-2900MHz 及び9000-9200MHz の周波数帯の使用は、地上に設置したレーダー及びこれらの周波数帯の周波数のみを送信する航空機上のトランスポンダであって同一の周波数帯で運用するレーダーによってのみ動作するものに限る。

##### 5.337A

無線航行衛星業務の地球局又は無線標定業務の局による1300-1350MHz の周波数帯の使用は、航空無線航行業務に対して混信を生じさせ、また、この業務の運用及び発達に制限を課してはならない。

##### 5.338

キルギス、スロバキア及びトルクメニスタンでは、無線航行業務の現存する設備は、1350-1400MHz の周波数帯で運用を継続することができる。

5.338A  
1350-1400MHz、1427-1452MHz、22.55-23.5GHz、24.25-27.5GHz、30-31.3GHz、49.7-50.2GHz、50.4-50.9GHz、51.4-52.4GHz、52.4-52.6GHz、81-86GHz 及び92-94GHz の周波数帯には、決議第750(WRC-19、改)の規定を適用する。

##### 5.339

1370-1400MHz、2640-2655MHz、4950-4990MHz 及び15.20-15.35GHz の周波数帯は、二次的基礎で宇宙研究業務(受動)及び地球探査衛星業務(受動)にも分配する。

##### 5.339A(未使用)

##### 5.340

以下の周波数帯の発射は、全て禁止する。

1400-1427MHz  
2690-2700MHz(無線通信規則第5.422号の条件によるものを除く。)  
10.68-10.7GHz(無線通信規則第5.483号の条件によるものを除く。)  
15.35-15.4GHz(無線通信規則第5.511号の条件によるものを除く。)  
23.6-24GHz  
31.3-31.5GHz  
31.5-31.8GHz(第二地域)  
48.94-49.04GHz(航空機搭載の局)  
50.2-50.4GHz  
52.6-54.25GHz  
86-92GHz  
100-102GHz

109. 5-111. 8GHz  
114. 25-116GHz  
148. 5-151. 5GHz

164-167GHz

182-185GHz

190-191. 8GHz

200-205GHz

226-231. 5GHz

250-252GHz

### 5. 341

1400-1727MHz、101-120GHz 及び 197-220GHz の周波数帯においては、地球外からの意図的な発射の探査計画に基づく受動的研究が一部の国によって遂行されている。

### 5. 341A

第一地域では、1427-1452MHz 及び 1492-1518MHz の周波数帯は、決議第 223(WRC-15、改)により IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。IMT の無線局の使用は、無線通信規則第 5. 342 号<sup>151</sup>により航空遠隔測定のために使用する航空移動業務に関する規定に従って同意を得ることを条件とする。

### 5. 341B

第二地域では、1427-1518MHz の周波数帯は、決議第 223(WRC-15、改)により IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

### 5. 341C

第三地域では、1427-1452MHz 及び 1492-1518MHz の周波数帯は、決議第 223(WRC-15、改)により IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。1429-1452MHz 及び 1492-1518MHz の周波数帯において IMT を導入する前述の主管庁によってなされるこれらの周波数帯の使用は、航空移動業務の局を使用している国から無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件とする。この特定は、これららの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5. 342

1452-1492MHz の周波数帯は、決議第 223(WRC-19、改)及び決議第 761(WRC-19、改)により IMT を導入しようとする第三地域の主管庁によって特定される。IMT を導入する前述の主管庁によるこの周波数帯の使用は、航空移動業務の局を使用している国から無線通信規則第 9. 21 号の規定に従

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ウズベキスタン、キルギス、ロシア及

びウクライナでは 1429-1535MHz の周波数帯は、一次的基礎で国境内における航空テレメトリの目的に限った航空移動業務にも分配する。2007 年 4 月 1 日からは、1452-1492MHz の周波数帯の使用は関係主管庁間の同意を得ることを条件とする。

### 5. 343

第二地域では、遠隔測定のための航空移動業務による 1435-1535MHz の周波数帯の使用は、移動業務によるその他の使用に対して優先権を有する。

### 5. 344

代替分配：アメリカ合衆国では、1452-1525MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する(無線通信規則第 5. 343 号参照)。

### 5. 345

放送衛星業務及び放送業務による 1452-1492MHz の周波数帯の使用は、デジタル音声放送に限られ、決議第 528(WRC-19、改)の規定に従うことを条件とする。

### 5. 346

アルジェリア、アンゴラ、サウジアラビア、バーレーン、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメールン、中央アフリカ、コンゴ共和国、コートジボワール、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エスワティニ、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、イラク、ヨルダン、ケニア、クウェート、レソト、レバノン、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モロッコ、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、パレスチナ<sup>152</sup>、カタール、コンゴ民主共和国、ルワンダ、セネガル、セーシェル、スードン、南スエーデン、南アフリカ共和国、タンザニア、チャド、トーゴ、チュニジア、ザンビア及びジンバブエでは、1452-1492MHz の周波数帯は、決議第 223(WRC-19、改)により IMT を導入しようとすると前述に掲げた主管庁によって特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。IMT の導入によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 21 号に基づいて得られる、無線通信規則第 5. 342 号により航空遠隔測定のために使用する航空移動業務に関する合意が条件となるものとする(決議第 761(WRC-19、改)参照)。

\*\* IMT に特定された 1452-1492MHz の周波数帯の移動業務への分配のパレスチナによる使用は、決議第 99(ドバイ、2018、改)に従うことと留意するとともに、1995 年 9 月 28 日のイスラエル-パレスチナ暫定合意を考慮する。

### 5. 346A

1452-1492MHz の周波数帯は、決議第 223(WRC-19、改)及び決議第 761(WRC-19、改)により IMT を導入しようとする第三地域の主管庁によって特定される。IMT を導入する前述の主管庁によるこの周波数帯の使用は、航空移動業務の局を使用している国から無線通信規則第 9. 21 号の規定に従

つて同意を得ることを条件とする。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

#### 5.347(未使用)

5.347A(未使用)

移動衛星業務による 1518-1525MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号の規定に従つて調整を行うことを条件とする。1518-1525MHz の周波数帯における移動衛星業務の局は、固定業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用しない。

#### 5.348

1518-1525MHz の周波数帯において、日本の領域で運用する限定された移動無線又は公衆電話交換網(PSTN)と接続して使用される陸上移動業務に関して、無線通信規則第 9.11A 号の規定の適用に当たつての移動衛星業務(宇宙から地球)の宇宙局に対する地表面での電力束密度の調整しきい値は、無線通信規則付録第 5 号表 5-2 に記載された調整しきい値の代わりに、全ての到来角について任意の 4 kHz の周波数帯域幅において  $-150\text{dB}(\text{W/m}^2)$  とする。1518-1525MHz の周波数帯における移動衛星業務の局は、日本の領域で運用される移動業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用しない。

#### 5.348B

1518-1525MHz の周波数帯においては、移動衛星業務の局は、アメリカ合衆国の領域(無線通信規則第 5.433 号及び第 5.344 号参照)及び無線通信規則第 5.342 号に掲げる国の領域で運用される移動業務の航空移動テレメトリ局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用しない。

#### 5.348C(未使用)

業務の種類の地域差：サウジアラビア、アゼルバイジャン、バーレーン、カムルーン、エジプト、イラン、イラク、イスラエル、カザフスタン、クウェート、レバノン、北マケドニア、モロッコ、カタール、シリア、キルギス、トルクメニスタン及びイエメンでは、移動業務(航空移動を除く。)による 1525-1530MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

#### 5.349

付加分配：キルギス及びトルクメニスタンでは、1525-1530MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動業務にも分配する。

1525-1544MHz、1545-1559MHz、1626.5-1645.5MHz 及び 1646.5-1660.5MHz の周波数帯は、いかなる業務のファーダリンクにも使用してはならない。ただし、これらの周波数を使用する宇宙局を経由して通信を行うため、特定の地点にあっては、移動衛星業務の地球局の使用が主管庁によって許される場合もある。

5.351

1518-1544MHz、1545-1559MHz、1610-1645.5MHz、1646.5-1660.5MHz、1668-1675MHz、1980-2010MHz、2170-2200MHz、2483.5-2520MHz 及び 2670-2690MHz の周波数帯の移動衛星業務による使用については、決議第 212(WRC-07、改)及び決議第 225(WRC-07、改)を参照。

5.351A

1525-1530MHz の周波数帯においては、移動衛星業務(海上移動衛星を除く。)の局は、アルジェリア、サウジアラビア、エジプト、ギニア、インド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、クウェート、マリ、モロッコ、モーリタニア、ナイジリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタル、シリア、ベトナム及びイエメンの 1998 年 4 月 1 日前に通告された固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5.352(未使用)

5.352A

1525-1530MHz の周波数帯においては、移動衛星業務(海上移動衛星を除く。)の局は、アルジェリア、サウジアラビア、エジプト、ギニア、インド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、クウェート、マリ、モロッコ、モーリタニア、ナイジリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタル、シリア、ベトナム及びイエメンの 1998 年 4 月 1 日前に通告された固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5.353(未使用)

5.353A

1530-1544MHz 及び 1626.5-1645.5MHz の周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第 9 条の第 II 節の手続の適用においては、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度(GMDSS)の遭難、緊急及び安全通信に必要なスペクトルの確保に優先権を与えるなければならない。海上移動衛星による遭難、緊急及び安全通信には、ネットワークにおいて運用されている他の全ての移動衛星通信に対して優先アクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、GMDSS の遭難、緊急及び安全通信に許容し得ない混音を生じさせてはならない。また、これらの通信からの保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先は考慮されなければならない(決議第 222(WRC-2000)の規定が適用される。)。

5.354

移動衛星業務による 1525-1559MHz 及び 1626.5-1660.5MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号の規定に従つて調整を行うことを条件とする。

#### 5.350

5.355

附加分配：バーレーン、ハンガラデン、コソゴ共和国、ジブチ、エジプト、エリトリア、イラク、イスラエル、クウェート、カタール、シリア、スマリア、スードン、チャド、トーゴ及びイエメンでは、1540-1559MHz、1610-1645.5MHz 及び 1646.5-1660MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務にも分配する。

5.356

移動衛星業務(宇宙から地球)による 1544-1545MHz の周波数帯の使用は、遭難及び安全に関する運用に限る(無線通信規則第 31 条参照)。

5.357

1545-1555MHz の周波数帯における航空移動(R)業務の地上の航空局から直接航空機局へ又は航空機局相互間の伝送は、衛星から航空機への回線の延長又は補完のために使用される場合には許される。

5.357A

1545-1555MHz 及び 1646.5-1656.5MHz の周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第 9 条第 II 節の手続の適用においては、無線通信規則第 44 条 1 から 6 までの優先権を有する通報を送信する航空移動衛星(R)業務に必要なスペクトルの確保に優先権を与えなければならない。無線通信規則第 44 条 1 から 6 までの優先権を有する航空移動衛星(R)業務は、必要であれば、ネットワークにおいて運用されている他の全ての移動衛星通信に対して優先アクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、無線通信規則第 44 条 1 から 6 までの優先権を有する航空移動衛星(R)業務に対し許容し得ない混信を生じさせてはならない。また、当該業務に対する保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先は考慮されなければならない(決議第 222(WRC-12、改)の規定が適用される。)。

5.358(未使用)

5.359

附加分配：ドイツ、サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カムルーン、ロシア、ジョージア、ギニア、ギニアビサウ、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、リトニア、モーリタニア、ウガンダ、ウズベキスタン、パキスタン、ボーランド、シリア、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、ルーマニア、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン及びウクライナでは、1550-1559MHz、1610-1645.5MHz 及び 1646.5-1660MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。主管庁は、これらの周波数帯における新たな固定業務の局の設置を避けるため、全ての実行可能な努力を行わなければならぬ。

5.360(未使用)

5.361(未使用)

5.362(未使用)

5.362A

アメリカ合衆国では、1555-1559MHz 及び 1656.5-1660.5MHz の周波数帯においては、航空移動衛星(R)業務の通信には、必要であれば既存の使用者に取って代わることも含めて、ネットワークにおいて運用されている他の全ての移動衛星通信に対して優先的なアクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、無線通信規則第 44 条 1 から 6 までの優先権を有する航空移動衛星(R)業務に対し、許容し得ない混信を生じさせてはならない。また、当該業務に対する保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先は考慮されなければならない。

5.362B(未使用)

5.362C(未使用)

5.363(未使用)

5.364

移動衛星業務(地球から宇宙)及び無線測位衛星業務(地球から宇宙)による 1610-1626.5MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号による調整を行うことを条件とする。この周波数帯においていすれかの業務により運用する移動地球局は、影響を受ける主管庁の同意を得ない限り、無線通信規則第 5.366 号の規定に従って運用しているシステム(無線通信規則第 4.10 号が適用されるシステム)に使用される周波数帯の一部で、-15dBW/4kHz を超える最大等値等方輻射電力による電力密度を生じることはできない。そのようなシステムが運用されていない周波数帯においては、移動地球局の平均の等値等方輻射電力による電力密度は-3dBW/4kHz の値を超えてはならない。移動衛星業務の局は航空無線航行業務の局、無線通信規則第 5.366 号の規定に従って運用している局及び無線通信規則第 5.359 号の規定に従って運用している固定業務の局に対して、これらの局からの保護を要求してはならない。移動衛星網の調整に責任を持つ主管庁は、無線通信規則第 5.366 号の規定に従って運用している局の保護を確保するため、全ての実行可能な努力を行わなければならない。

5.365

移動衛星業務(宇宙から地球)による 1613.8-1626.5MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整を行うことを条件とする。

5.366

1610-1626, 5MHz の周波数帯は、航空機上の航行援助電子装置及び直接これに関係する地上又は衛星上の設備の使用及び発達のために世界的基礎で保留する。この衛星の使用は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件とする。

5.367

付加分配：1610-1626, 5MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動衛星(R)業務にも無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件に分配する。

5.368

1610-1626, 5MHz の周波数帯では、無線測位衛星及び移動衛星業務の局は、無線通信規則第 4.10 号の規定は適用しない。ただし、1610-1626, 5MHz の周波数帯では、無線通信規則第 5.366 号に従って運用する航空無線航行衛星業務、無線通信規則第 5.367 号に従って運用する航空移動衛星(R)業務及び 1621.35-1626, 5MHz の周波数帯における GMDS に使用する海上移動業務に関して、無線通信規則第 4.10 号の規定は適用される。

5.369 業務の種類の地域差：アンゴラ、オーストリア、中華人民共和国、エリトリア、エチオピア、インド、イラン、イスラエル、レバノン、リベリア、マダガスカル、マリ、バキスタン、パプアニア・ギニア、シリア、コンゴ民主共和国、スーダン、南スーダン、トーゴ及びザンビアでは、無線測位衛星業務(地球から宇宙)に対する 1610-1626, 5MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って、この規定に掲げる国以外の国から同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5.370 業務の種類の地域差：ベネズエラでは、無線測位衛星業務(地球から宇宙)に対する 1610-1626, 5MHz の周波数帯の分配は、二次的基礎とする。

5.371

付加分配：第一地域では、1610-1626, 5MHz(地球から宇宙)の周波数帯は、二次的基礎で無線測位衛星業務にも無線通信規則第 9.21 号による同意を得ることを条件に分配する。

5.372

無線測位衛星業務及び移動衛星業務の局は、1610.6-1613.8MHz の周波数帯を使用する電波天文業務に有害な混信を生じさせてはならない(無線通信規則第 29.13 号参照)。1613.8-1626, 5MHz の周波数帯で運用する移動衛星業務(宇宙から地球)の非静止衛星システムの全ての宇宙局から生じる 1610.6-1613.8MHz の周波数帯における等価電力束密度(epfd)は、ITU-R 勘告 RA.1631-0 に示す電波天文業務の参考アンテナパターンを使用して、ITU-<sup>4</sup>方法及び ITU-R 勘告 RA.1631-0 に示す電波天文業務の参考アンテナパターンを使用して、ITU-

R 勘告 RA.769-2 及び ITU-R 勘告 RA.1513-2 に規定される保護基準を遵守しなければならない。

5.373

1621.35-1626, 5MHz の周波数帯を受信する海上移動地球局は、1610-1621.35MHz の周波数帯で無線通信規則に従って運用される海上移動衛星業務で運用される地球局若しくは無線測位衛星業務の海上地球局又は 1626.5-1660.5MHz の周波数帯で無線通信規則に従って運用される海上移動衛星業務の地球局に対して、通告する主管庁間で別に合意がなされた場合を除き、更なる制限を課してはならない。

5.374

1631.5-1634.5MHz 及び 1656.5-1660MHz の周波数帯で運用する移動衛星業務の移動地球局は、無線通信規則第 5.359 号に掲げる国で運用する固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

5.375

移動衛星業務(地球から宇宙)及び衛星間の回線による 1645.5-1646.5MHz の周波数帯の使用は、遭難及び安全に関する通信に限る(無線通信規則第 31 条参照)。

5.376

1646.5-1656.5MHz の周波数帯における航空移動(R)業務の航空機局から直接地上の航空局へ又は航空機局相互間の伝送は、航空機から衛星への回線の延長又は補完のために使用される場合には許される。

5.376A

1660.0-1660.5MHz の周波数帯で運用する移動地球局は、電波天文業務の局に有害な混信を生じさせなければならない。

5.377(未使用)

5.378(未使用)

5.379

付加分配：バンダラデシ、インド、インドネシア、ナイジェリア及びペキスタンでは、1660.5-1668.4MHz の周波数帯は、二次的基礎で気象援助業務にも分配する。

##### 5.379A

主管庁は、可能な限り特に1664.4-1668.4MHz の周波数帯での気象援助業務の空中から地上への送信を回避することにより、電波天文の将来の研究のために1660.5-1668.4MHz の周波数帯であらゆる可能な保護を与えることが求められる。

##### 5.379B

移動衛星業務による1668-1675MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号の規定に基づく調整に従うことを条件とする。1668-1668.4MHz の周波数帯においては、決議第904(WRC-07)を適用する。

##### 5.379C

1668-1670MHz の周波数帯における電波天文業務を保護するため、この周波数帯で運用される移動衛星業務のネットワーク内の移動地球局から生ずる総電力束密度は、国際周波数登録原簿に登録されたいかなる電波天文局においても、2000秒間の積分時間の2%以上で、10MHz の周波数帯域幅において-181dB (W/m<sup>2</sup>) 及び任意の 20kHz の周波数帯域幅において-194dB (W/m<sup>2</sup>) を超えてはならない。

##### 5.379D

1668-1675MHz の周波数帯において、移動衛星業務、固定業務、移動業務及び宇宙研究業務(受動)の共用のため、決議第944(WRC-07、改)を適用する。

##### 5.379E

1668.4-1675MHz の周波数帯における移動衛星業務の局は、中華人民共和国、イラン、日本及びカズベキスタンの気象援助業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。1668.4-1675MHz の周波数帯では、主管庁は、気象援助業務の新しいシステムを導入しないよう要請され、また、可能な限り速やかに既存の気象援助業務の局を他の周波数帯に移行するよう奨励される。

##### 5.380(未使用)

##### 5.380A

1670-1675MHz の周波数帯では、移動衛星業務の局は、2004年1月1日前に通告された既存の気象衛星業務の地球局に有害な混信を生じさせてはならない。また、その発展を妨げてはならない。この周波数帯における、これらの地球局への新たな割当てについても、移動衛星業務の局による有害な混信から保護を受けるものとする。

##### 5.381

付加分配：アフガニスタン、キューバ、インド、イラン及びペキスタンでは、1690-1700MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

##### 5.382

業務の種類の地域差：サウジアラビア、アルメニア、アルゼンチン、バーレーン、ベラルーシ、コソボ共和国、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ロシア、ギニア、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、レバノン、北マケドニア、モーリタニア、モルドバ、モンゴル、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、カタール、シリア、キルギス、スマリア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ及びイエメンでは、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に対する1690-1700MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とし(無線通信規則第5.33号参照)、朝鮮民主主義人民共和国では、固定業務に対する1690-1700MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎(無線通信規則第5.33号参照)、移動業務(航空移動を除く。)に対する分配は、二次的基礎とする。

##### 5.383(未使用)

##### 5.384

付加分配：インド、インドネシア及び日本では、1700-1710MHz の周波数帯は、一次的基礎で宇宙研究業務(宇宙から地球)にも分配する。

##### 5.384A

1710-1885MHz、2300-2400MHz 及び2500-2690MHz の周波数帯又はその一部は、決議第223(WRC-15、改)に従ってIMTを導入しようとする主管庁による使用のために特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

##### 5.385

付加分配：1718.8-1722.2MHz の周波数帯は、スペクトル線観測のため、二次的基礎で電波天文業務にも分配する。

##### 5.386

付加分配：1750-1850MHz の周波数帯は、第二地域(メキシコを除く。)並びにオーストラリア、グアム、インド、インドネシア及び日本では、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ること及び対流圈散乱による通信に特別の考慮を払うことを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務(地球から宇宙)及び宇宙研究業務(地球から宇宙)にも分配する。

##### 5.387

付加分配：ペラルーシ、ジョージア、カザフスタン、キルギス、ルーマニア、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、1770-1790MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で気象衛星業務にも分配する。

##### 5. 388

1885-2025MHz 及び 2110-2200MHz の周波数帯は、世界的基礎で、IMT を行おうとする主管庁による使用を予定する。この使用は、これらの周波数帯に分配されている他の業務による使用を妨げない。この周波数帯は、決議第 212(WRC-15、改)に従って IMT に使用できる(決議第 223(WRC-15、改)も参照)。

##### 5. 388A

決議第 221(WRC-07、改)に従い、第一地域及び第三地域では、1885-1980MHz、2010-2025MHz 及び 2110-2170MHz の周波数帯を、第二地域では、1885-1980MHz 及び 2110-2160MHz の周波数帯を、IMT を提供する基地局としての高高度プラットフォーム局(HAPS)に使用することができる。HAPS を基地局として使用する IMT アプリケーションによる使用は、これらの周波数帯が分配されている業務の局による当該周波数帯の使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内において優先権を確立するものでもない。

##### 5. 388B

アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ベナン、ブルキナファソ、カメリーン、コモロ、コートジボワール、中華人民共和国、キューバ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガボン、ガーナ、インド、イラン、イスラエル、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、パキスタン、カタール、シリア、セネガル、シンガポール、スー丹、南スー丹、タンザニア、チャド、トーゴ、チュニジア、イエメン、サンビア及びジンバブエでは、国内の固定業務及び IMT の移動局を含む移動業務を同一チャネル干涉から保護するため、無線通信規則第 5. 388A 号に掲げる周波数帯において隣接国で IMT の基地局として使用する高高度プラットフォーム局(HAPS)は、HAPS の通告時点で影響を受ける主管庁の明確な同意がない場合、国境外の地表面で-127dB(W/m<sup>2</sup> · MHz) の同一チャネル電力束密度を超えてはならない。

##### 5. 389(未使用)

##### 5. 389A

移動衛星業務による 1980-2010MHz 及び 2170-2200MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に基づく調整及び決議第 716 (WRC-2000、改) の規定に従うことを条件とする。

##### 5. 389B

移動衛星業務による 1980-1990MHz の周波数帯の使用は、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、チ

リ、エクアドル、アメリカ合衆国、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、パラグアイ、ペルー、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ及びベネズエラにおける固定業務及び移動業務に有害な混信を与えてはならず、また、これらの業務の発達を妨げてはならない。

##### 5. 389C

移動衛星業務による第二地域での 2010-2025MHz 及び 2160-2170MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に基づく調整及び決議第 716 (WRC-2000、改) の規定に従うことを条件とする。

##### 5. 389D(未使用)

##### 5. 389E

移動衛星業務による第二地域での 2010-2025MHz 及び 2160-2170MHz の周波数帯の使用は、第一地域及び第三地域における固定業務及び移動業務に有害な混信を与えてはならず、また、これらの業務の発達を妨げてはならない。

##### 5. 389F

アルジェリア、カーボベルデ、エジプト、イラン、マリ、シリア及びチュニジアでは、移動衛星業務による 1980-2010MHz 及び 2170-2200MHz の周波数帯の使用は、固定業務及び移動業務に有害な混信を与えてはならず、2005 年 1 月 1 日前にこれらの業務の発達を妨げてはならず、また、前者の業務は後者の業務から保護を要求してはならない。

##### 5. 390(未使用)

##### 5. 391

2025-2110MHz 及び 2200-2290MHz の周波数帯における移動業務に対する周波数の割当てに当たっては、主管庁は、ITU-R 勘告 SA. 1154-0 に規定するように高密度の移動システムを導入してはならず、その他のいかなる種類の移動システムの導入に際してもこの勘告を考慮しなければならない。

##### 5. 392

主管庁は、2025-2110MHz 及び 2200-2290MHz の周波数帯の宇宙研究業務、宇宙運用業務及び地球探査衛星業務において、2 以上の非静止衛星間の宇宙から宇宙への発射が、これらの業務における静止及び非静止衛星間の地球から宇宙、宇宙から地球及び宇宙から宇宙への発射に対して制限を課すことがないよう、実行可能な全ての措置を執ることを要請される。

##### 5. 392A(未使用)

5.393

付加分配：カナダ、アメリカ合衆国及びインドでは、2310-2360MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送衛星業務(音声)及び補助的な地上音声の放送業務にも分配する。この分配の使用は、高い方の 25MHz の周波数帯における放送衛星システムに対する制限に関する決議事項 3 を除き、デジタル音声放送に限定し、また、決議第 528(WRC-19、改)の規定に従うことを条件とする。補助的な地上音声放送の局は、使用開始前の隣接国との二か国間調整に従うことを条件とする。

5.394

アメリカ合衆国では、航空移動業務による遠隔測定のための 2300-2390MHz の周波数帯の使用は、移動業務のその他の使用に対して優先権を有する。カナダでは、航空移動業務による遠隔測定のための 2360-2400MHz の周波数帯の使用は、移動業務のその他の使用に対して優先権を有する。

5.395

フランス及びトルコでは、航空移動業務による遠隔測定のための 2310-2360MHz の周波数帯の使用は、移動業務のその他の使用に対して優先権を有する。

5.396(未使用)

5.397(未使用)

5.398

2483.5-2500MHz の周波数帯の無線測位衛星業務に関しては、無線通信規則第 4.10 号の規定は適用されない。

5.398A

業務の種類の地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン及びウクライナでは、2483.5-2500MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線標定業務に分配する。これらの国々における無線標定業務の局は、2483.5-2500MHz の周波数帯において、無線通信規則に従って運用する固定業務、移動業務及び移動衛星業務の局に対して有害な混信を生じさせではない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5.399

無線通信規則第 5.401 号で言及する場合を除き、2483.5-2500MHz の周波数帯において、2012 年 2 月 17 日以降に通告情報が無線通信局に受領され、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン及びウクライナを含む業務区域において運用を行う無線測位衛星業務の局は、無線通信規則第 5.398A 号に従ってこれらの国々

で運用する無線標定業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5.400(未使用)

5.401

アンゴラ、オーストラリア、バングラデシュ、中華人民共和国、エリトリア、エスワティニ、エチオピア、インド、レバノン、リベリア、リビア、マダガスカル、マリ、パキスタン、パプアニューギニア、シリア、コソボ民主共和国、スー丹、トーコ及びサンビアでは、2483.5-2500MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って、この規定に掲げる国以外の国から同意を得ることを条件として、WRC-12 以前より一次的基礎で無線測位衛星業務に既に分配されている。完全な調整情報が 2012 年 2 月 18 日以前に無線通信局により受領されている無線測位衛星業務のシステムは、調整要求情報の受領日現在で規則上の地位は保持される。

5.402

移動衛星業務及び無線測位衛星業務による 2483.5-2500MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号の規定に従って調整を行うことを条件とする。主管庁は 2483.5-2500MHz の周波数の発射による電波天文業務への有害な混信(特に、世界的に電波天文業務に分配された 4990-5000MHz の周波数帯に落ち込む第二高調波により生じる混信)を防止する全ての可能な措置を執ることを要請される。

5.403

2520-2535MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、移動衛星業務(航空移動衛星を除く。)(宇宙から地球)の国境内に限定した運用のためにも使用することができる。無線通信規則第 9.11A 号の規定を適用する。

5.404

付加分配：インド及びイランでは、2500-2516.5MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、無線測位衛星業務(宇宙から地球)の国境内に限定した運用にも使用することができる。

5.405(未使用)

5.406(未使用)

5.407

アルゼンチンでは、2500-2530MHz の周波数帯の移動衛星業務(宇宙から地球)の宇宙局からの地表面での電力束密度は、関係主管庁との同意が成立しない限り、-152dB(W/m<sup>2</sup>/4kHz)を超えてはな

らない。

5. 408(未使用)

5. 409(未使用)

ここで、 $\theta$ は水平面上の入射波の到來角度を度で表示したものである。この範囲外では、無線通信規則第21条の表21-4を適用する。さらに、2007年11月14日までに、完全な通告情報が無線通信局によって受領され、その時までに利用が開始されているシステムには、無線通信規則第9.11A号と関連した無線通信規則第9条及び第11条の規定を適用するとともに、無線通信規則(2004年版)付録第5号附属書1の表5-2の調整しきい値が適用される。

5. 410

2500~2690MHz の周波数帯は、第一地域では無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として対流圏散乱による通信に使用することができる。無線通信規則第9.21号の規定は、第一地域の完全に外側にある対流圏散乱回線には適用しない。主管庁は、この周波数帯における新たな対流圏散乱通信システムの開発を避けるため、実行可能な全ての努力をしなければならない。この周波数帯で新たな対流圏散乱による無線通信回線を計画する場合には、この回線のアンテナが、静止衛星の軌道方向に向かないよう、実行可能な全ての措置を執らなければならぬ。

5. 411(未使用)

5. 412

代替分配：キルギス及びトルクメニスタンでは、2500~2690MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

5. 413

主管庁は、2500~2690MHz の周波数帯で放送衛星業務の通信系を設計するに当たっては、2690~2700MHz の周波数帯の電波天文業務を保護するため必要な全ての措置を執ることを要請される。

5. 414

2500~2520MHz の周波数帯の移動衛星業務(宇宙から地球)への分配は、無線通信規則第9.11A号の規定に従って調整を行うことを条件とする。

5. 414A

日本及びインドでは、無線通信規則第5.403号に基づく移動衛星業務(宇宙から地球)の衛星ネットワークによる2500~2520MHz 及び2520~2535MHz の周波数帯の使用は、国境内での運用に限定され、無線通信規則第9.11A号の適用を条件とする。以下の pfd 値は、当該移動衛星業務ネットワークの通告主管庁の領域から 1000km の範囲内における全ての条件及び全ての変調方式における第9.11A号に基づく調整しきい値として使用されなければならない。

-136dB (W/(m<sup>2</sup>·MHz))

0° ≤ θ ≤ 5° の場合

-136 + 0.55 (0-5) dB (W/(m<sup>2</sup>·MHz))

5° < θ ≤ 25° の場合

-125 dB (W/(m<sup>2</sup>·MHz))

25° < θ ≤ 90° の場合

5. 416

放送衛星業務による2520~2670MHz の周波数帯の使用は、共同受信のための国内通信系及び地域通信系に限るものとし、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件とする。無線通信規則第9.19号の規定は、この周波数帯における主管庁の二国間及び多国間の交渉に適用する。

5. 415A

附加分配：インド及び日本では、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、2515~2535MHz の周波数帯は、航空移動衛星業務(宇宙から地球)の国境内に限定した運用のためにも使用することができる。

5. 415

固定衛星業務による 2500~2690MHz (第二地域)並びに 2500~2535MHz 及び 2655~2690MHz (第三地域)の周波数帯の使用は、国内通信系及び地域通信系に限る。この使用は、第一地域の放送衛星業務に対して特別な注意を払い、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件とする。

5. 416

放送衛星業務による 2520~2670MHz の周波数帯の使用は、共同受信のための国内通信系及び地域通信系に限るものとし、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件とする。無線通信規則第9.19号の規定は、この周波数帯における主管庁の二国間及び多国間の交渉に適用する。

5. 417(未使用)

5. 417A(未使用)

5. 417B(未使用)

5. 417C(未使用)

5. 417D(未使用)

決議第 539(WRC-19、改)に従うことを条件とする。無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2005 年 6 月 1 日より後に受領された放送衛星業務(音声)の静止衛星システムは、国内向けのシステムに限定される。無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報が 2005 年 6 月 1 日より後に受領された 2630-2655MHz の周波数帯で運用する静止衛星を用いた放送衛星業務(音声)の宇宙局から生ずる地表面での電力束密度は、全ての条件及び全ての変調方式において、以下の制限値を超えてはならない。

$$-130 \text{ dB}(\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{MHz}))$$

$0^\circ \leq \theta \leq 5^\circ$  の場合

$$-130 + 0.4(\theta - 5) \text{ dB} (\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{MHz}))$$

$5^\circ < \theta \leq 25^\circ$  の場合

$$-122 \text{ dB} (\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{MHz}))$$

$25^\circ < \theta \leq 90^\circ$  の場合

ここで、 $\theta$ は水平面上の入射波の到来角である。これらの制限値は、合意を得た主管庁の領域内において超えることができる。上記制限値の例外として、放送衛星業務(音声)システムの通告主管庁の領域から 1500km 以内における無線通信規則第 9.11 号の規定に基づく調整しきい値として、-122dB (W/(m<sup>2</sup> · MHz)) の電力束密度値が使用されなければならない。

さらに、本規定に掲げる主管庁は、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報が 2005 年 6 月 1 日より後に受領されたシステムに対して、二つの重複する周波数割当て、すなわち本規定に基づくもの及び無線通信規則第 5.416 号に基づくものを同時に有してはならない。

#### 5.418A

無線通信規則第 5.418 号に掲げる第三地域の国では、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日後に受領された放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムによる 2630-2655MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日後に受領されたとみなされる静止衛星網に対して、無線通信規則第 9.12A 号の規定に従うことを条件とし、かつ、無線通信規則第 22.2 号の規定は適用しない。無線通信規則第 22.2 号は、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 3 日前に受領されたとみなされる静止衛星網に対して適用し続けなければならない。

#### 5.418B

無線通信規則第 5.418 号の規定に基づき、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日後に受領された放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムによる 2630-2655MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.12 号の規定に従うことを条件とする。

#### 5.418C

無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日後に受領された静止衛星網による 2630-2655MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 5.418 号の規定に基づく放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムに対して、無線通信規則第 9.13 号の規定に従うことを条件とし、かつ、無線通信規則第 22.2 号の規定は適用しない。

#### 5.419

2670-2690MHz の周波数帯に移動衛星システムを導入する場合は、主管庁は、1992 年 3 月 3 日前にこの周波数帯で運用している衛星システムを保護するため、必要な全ての措置を執らなければならない。この周波数帯における移動衛星システムの調整は無線通信規則第 9.11A 号に従うものとする。

#### 5.420

2655-2670MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として移動衛星業務(航空移動衛星を除く。) (地球から宇宙) の国境内に設定した運用のためにも使用することができる。その調整には、無線通信規則第 9.11A 号を適用する。

#### 5.420A(未使用)

#### 5.421(未使用)

#### 5.422

付加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ペラルーシ、ブルネイ、コング共和国、コートジボワール、キューバ、ギニア、ギニアビサウ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガボン、ジョージア、ギニアビサウ、イラク、イスラエル、ヨルダーン、クウェート、レバノン、モーリタニア、モンゴル、モンテネグロ、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フリーピン、カタール、シリア、キルギス、コンゴ民主共和国、ルーマニア、ソマリア、タジキスタン、チュニシア、トルコミニスタン、ウクライナ及びイエメンでは、2690-2700MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。この分配の使用は、1985 年 1 月 1 日までに運用を開始した装置に限る。

#### 5.423

2700-2900MHz の周波数帯においては、地上に設置した気象用レーダーは、航空無線航行業務の局と同等の基礎で運用することを許される。

#### 5.424

付加分配：カナダでは、2850-2900MHz の周波数帯は、海岸に設置したレーダーによる使用のため、一次的基礎で海上無線航行業務にも分配する。

2950MHz の補助周波数帯に限定しなければならない。

#### 5. 426

航空無線航行業務による 2900-3100MHz の周波数帯の使用は、地上に設置したレーダーに限る。

#### 5. 427

2900-3100MHz 及び 9300-9500MHz の周波数帯においては、レーダートランスポンダからの応答は、レーダービーコン(レークン)からの応答と混同されることがないものでなければならず、また、無線通信規則第 4.9 号に留意しつつも、無線航行業務の船舶又は航空機に設置したレーダーに有害な混信を生じさせてはならない。

#### 5. 428

付加分配：キルギス及びトルクメニスタンでは、3100-3300MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

#### 5. 429

付加分配：サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ベナン、ブルネイ、カンボジア、カムeroon、中華人民共和国、コンゴ共和国、大韓民国、コートジボワール、エジプト、アラブ首長国連邦、インド、インドネシア、イラン、イラク、日本、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、ニュージーランド、オマーン、ウガンダ、パキスタン、カタール、シリア、コソボ民主主義人民共和国、スー丹及びイエメンでは、3300-3400MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。ニュージーランド及び地中海沿岸諸国は、固定業務及び移動業務を無線標準業務から保護することを要求してはならない。

#### 5. 429A

付加分配：アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、ジブチ、エスワティニ、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、レソト、リベリア、マラウイ、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、スーダン、南スーダン、南アフリカ共和国、タンザニア、チャド、トーゴ、ザンビア及びジンバブエでは、3300-3400MHz の周波数帯は、移動業務(航空移動を除く。)に一次的基礎で分配する。3300-3400MHz の周波数帯で運用している移動業務の局は、無線標準業務で運用されている局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これら

#### 5. 429B

以下に示す北緯 30 度以南に位置する第一地域の国：アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメールン、コンゴ共和国、コートジボワール、エジプト、エスワティニ、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ウガンダ、コンゴ民主共和国、ルワンダ、スーダン、

南スーダン、南アフリカ共和国、タンザニア、チャド、トーゴ、ザンビア及びジンバブエでは、

3300-3400MHz の周波数帯は、IMT の導入のために特定される。この周波数帯の使用は、決議第 223(WRC-19、改)に従う。移動業務の IMT の無線局による 3300-3400MHz の周波数帯の使用は、無線標準業務のシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、当該システムからの保護を

要求してはならない。IMT を導入しようとする主管庁は、無線標準業務の運用を保護するよう隣接国の同意を得なければならない。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

#### 5. 429C

業務の種類の地域差：アルゼンチン、ペリーズ、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ及びウルグアイでは、3300-3400MHz の周波数帯は、移動業務(航空移動を除く。)に一次的基礎で分配される。アルゼンチン、ブラジル、ドミニカ共和国、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ及びウルグアイでは、3300-3400MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配される。3300-3400MHz の周波数帯で運用している固定業務及び移動業務の局は、無線標準業務で運用されている局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

#### 5. 429D

第二地域の以下の国：アルゼンチン、ペリーズ、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ及びウルグアイでは、3300-3400MHz の周波数帯の使用は、IMT の導入のために特定される。そうした使用は、決議第 223(WRC-19、改)に従う。アルゼンチン、パラグアイ及びウルグアイでの使用は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従うこと条件とする。移動業務の IMT の無線局による 3300-3400MHz の周波数帯の使用は、無線標準業務のシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、当該システムからの保護を要求してはならない。IMT を導入しようとする主管庁は、無線標準業務の運用を保護するよう隣接国との同意を得なければならない。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

#### 5. 429E

付加分配：パプアニューギニアでは、3300-3400MHz の周波数帯は、移動業務(航空移動を除く。)に一次的基礎で分配される。3300-3400MHz の周波数帯で運用する移動業務の局は、無線標準業務で運用されている局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

#### 5. 429F

第三地域の以下の国：カンボジア、インド、インドネシア、ラオス、パキスタン、フィリピン及

ビームトナムでは、3300-3400MHz の周波数帯の使用は、IMT の導入のために特定される。そうした

使用は、決議第 223 (WRC-19、改)に従う。移動業務の IMT の無線局による 3300-3400MHz の周波数帯の使用は、無線標定業務のシステムに有害な混信を生じさせなければならない。また、当該システムからの保護を要求してはならない。主管庁は、この周波数帯での IMT システムの基地局又は移動局を使用開始する前に、無線標定業務を保護するため無線通信規則第 9.21 号に基づき隣接国に同意を求めるなければならない。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

#### 5.430

付加分配：キルギス及びトルクメニスタンでは、3300-3400MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

#### 5.430A

3400-3600MHz の周波数帯の移動業務(航空移動を除く。)への分配は、無線通信規則第 9.21 号に従い他の主管庁の同意を得ることを条件とする。この周波数帯は、IMT に特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則上で優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第 9.17 号及び第 9.18 号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他の主管庁の領域との境界で、時間率 20%以上で、地上高 3m 地点での電力束密度(pfd)が、-154.5dB (W/(m<sup>2</sup>·4kHz)) を超えないことを確保しなければならない。この pfd 制限値を超える旨を主管庁が同意するには、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則上で優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第 9.17 号及び第 9.18 号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他の主管庁の領域との境界で、時間率 20%以上で、地上高 3m 地点での電力束密度(pfd)が、-154.5dB (W/(m<sup>2</sup>·4kHz)) を超えないことを確保しなければならない。この pfd 制限値は、主管庁が同意を表明している他の主管庁との境界で、時間率 20%以上で、地上高 3m 地点での電力束密度(pfd)が、-154.5dB (W/(m<sup>2</sup>·4kHz)) を超えないことを確保しなければならない。この pfd 制限値は、主管庁が同意を表明して、計算と検証が行われなければならない。合意が成立しない場合は、pfd の計算と検証は、上記の情報を考慮に入れたながら、無線通信局によって行われるものとする。3400-3600MHz の周波数帯における IMT システムを含む移動業務の局は、無線通信規則(2004 年版)の表 21-4 で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

#### 5.431B

第二地域では、3400-3600MHz の周波数帯は、IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第 9.17 号及び第 9.18 号の規定も適用する。主管庁は、IMT システムの基地局又は移動局を使用開始する前に、無線通信規則第 9.21 号に基づき他の主管庁に同意を求めて、他の主管庁の領域との境界で、時間率 20%以上で、地上高 3m 地点での電力束密度(pfd)が、-154.5dB (W/(m<sup>2</sup>·4kHz)) を超えないことを確保しなければならない。この pfd 制限値は、主管庁が同意を表明して、計算と検証が行われなければならない。合意が成立しない場合は、pfd の計算と検証は、上記の情報を考慮に入れたながら、無線通信局によって行われるものとする。3400-3600MHz の周波数帯における IMT システムを含む移動業務の局は、無線通信規則(2004 年版)の表 21-4 で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

#### 5.432

業務の種類の地域差：大韓民国、日本、パキスタン及び朝鮮民主主義人民共和国では、移動業務(航空移動を除く。)による 3400-3500MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

#### 5.432A

大韓民国、日本、パキスタン及び朝鮮民主主義人民共和国では、3400-3500MHz の周波数帯は、IMT に特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第 9.17 号及び第 9.18 号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他の主管庁の領域との境界で、時間率 20%以上で、地上高 3m 地点での電力束密度(pfd)が、-154.5dB (W/(m<sup>2</sup>·4kHz)) を超えないことが確保されなければならない。この pfd 制限値は、主管庁が同意を表明して、他の主管庁の領域との境界で、時間率 20%以上で、地上高 3m 地点での電力束密度(pfd)を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁との相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。その合意が成立しない場合は、pfd の計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われるものとする。3400-3600MHz の周波数帯における移動業務の局は、宇宙局からの保護を、無線通信規則(2004 年版)の表 21-4 で定められている以上に要求してはならない。

#### 5.431

附加分配：ドイツでは、3400-3475MHz の周波数帯は、二次的基礎でアマチュア業務にも分配する。

#### 5.431A

第二地域では、3400-3500MHz の周波数帯の移動業務(航空移動を除く。)への一次的基礎による分配は、無線通信規則第 9.21 号に従い他の主管庁との合意を得ることを条件とする。

#### 5.432B

業務の種類の地域差：オーストラリア、バングラデシュ、ブルネイ、中華人民共和国、第三地

域のフランス海外県、インド、インドネシア、イラン、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール及びタイでは、3400-3500MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従い他の主管庁の同意を得ることを条件に、移動業務（航空移動を除く。）に一次的基礎で分配し、IMT に特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第 9.17 号及び第 9.18 号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他の主管庁の領域との境界で、時間率 20% 以上で、地上高 3m 地点での電力束密度 (pfd) が、 $-154.50 \text{ dB} (\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{kHz}))$  を超えないことが確保されなければならない。この pfd 制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができます。他の主管庁の領域との境界における pfd 制限値を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならぬ。合意が成立しない場合は、pfd の計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われる。3400-3500MHz の周波数帯における移動業務の局は、無線通信規則(2004 年版)の表 21-4 で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

5. 433

第三地域及び第三地域では、無線標準業務は、3400-3600MHzの周波数帯において一次の基礎で分配される。ただし、この周波数帯において無線標準システムを有する全ての主管庁は、1985年までに運用を停止することを要請される。その後は、主管庁は、固定衛星業務を保護するため、実行可能な全ての措置を取り、固定衛星業務には調整の要求を課さない。

5.433

大韓民国、インド、インドネシア、イラン、日本、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン及び朝鮮民主主義人民共和国では、3500-3600MHz の周波数帯は、IMT に特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第9.17号及び第9.18号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他のいかなる主管庁の領域との境界においても、時間率 20%以上で、地上高 3m 地点での電力束密度 (pdf) が、 $-154.5 \text{ dB} (\text{W}/(\text{m}^2 \cdot 4\text{kHz}))$  を超えないことを確保しなければならない。この pdf 制限値は、主管庁が同意を表明している国 の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界における pdf 制限値を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地図局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行わなければならぬ。合意が成立しない場合は、pdf の計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われる。3500-3600MHz の周波数帯における移動業務の局は、無線通信規則(2004 年版)の表 21-4

アド朝集

る情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行わなければならない。合意が成立しない場合は、pdf の計算と検証は、上記の情報を考慮に入れるながら無線通信局によって行われる。3500-3600MHz の周波数帯における移動業務の局は、無線通信規則(2004 年版)の表 21-4 で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

ている以上の宇宙局からの保護を要求してほならない

5. 435  
日本では、3620-3700MHz の周波数帯においては、無線標準業務を除外する。

C. 456

航空移動 (K) 業務の局による 4200-4400MHz の周波数帯の使用は、国際航空標準に従って運用する航空電子機器内無線通信 (WAIC) のためにのみ保留する。この使用は、決議第 424 (WRC-15) の規定に従うものとする。

5. 437

5. 438 地球探査衛星業務及び宇宙研究業務における受動検知器の使用は、4200-4400MHz の周波数帯において、二次的基礎で許される。

5.  
438

5.439  
付加分配：イランでは、4200-4400MHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務にも分配する。

5  
440

5.434

標準周波数範囲時衛星業務は、4202MHz の周波数を宇宙から地球への伝送に、6427MHz の周波数を地球から宇宙への伝送に使用することができる。これら伝送は、これらの周波数の±2MHz 内に制限しなければならず、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件とする。

##### 5. 440A

第二地域（ブラジル、キューバ、フランス海外県、グアテマラ、パラグアイ、ウルグアイ及びペネズエラを除く。）及びオーストラリアでは、4400-4940MHz の周波数帯は、航空機局による飛行テストのための航空移動テレメトリに使用することができる（無線通信規則第 1.83 号参照）。この使用は、決議第 416(WRC-07)に従い、固定衛星業務及び固定業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの業務からの保護を要求してはならない。これらの使用は、移動業務の他の用途や、この周波数帯に同等の優先度で分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

##### 5. 441

固定衛星業務による 4500-4800MHz（宇宙から地球）及び 6725-7025MHz（地球から宇宙）の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 30B 号に従わなければならない。固定衛星業務の静止衛星システムによる 10.7-10.95GHz（宇宙から地球）、11.2-11.45GHz（宇宙から地球）及び 12.75-13.25GHz（地球から宇宙）の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 30B 号に従わなければならない。固定衛星業務の非静止衛星システムによる 10.7-10.95GHz（宇宙から地球）、11.2-11.45GHz（宇宙から地球）及び 12.75-13.25GHz（地球から宇宙）の周波数帯の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整に關し、無線通信規則第 9.12 号の規定に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の完全な調整情報又は通告情報及び静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報を無線通信局が受領した日にかわらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号は適用されない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないかかる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。

##### 5. 441A

ブラジル、パラグアイ及びウルグアイでは、4800-4900MHz の周波数帯又はその一部は、IMT の導入のために特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。IMT の導入のためのこの周波数帯の使用は、隣接国の同意を得ることを条件とし、IMT の無線局は、移動業務を行う他のアプリケーションの局からの保護を要求してはならない。そうした使用は、決議第 223(WRC-19、改)に従う。

##### 5. 441B

アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベナン、ボツワナ、ブラジル、ブルキナファソ、ブ

ルンジ、カンボジア、カメルーン、中華人民共和国、コートジボワール、ジブチ、エスワティニ、ロシア、ガンビア、ギニア、イラン、カザフスタン、ケニア、ラオス、レソト、リベリア、マラウイ、モーリシャス、モンゴル、モザンビーク、ナイジェリア、ウガンダ、ウズベキスタン、コンゴ民主共和国、キルギス、大韓民国、スーダン、南アフリカ共和国、タンザニア、トーゴ、ベトナム、ザンビア及びジンバブエでは、4800-4990MHz の周波数帯又はその一部は、IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。IMT の無線局は、無線通信規則第 9.21 号に基づく関係主管庁の同意を得ることを条件とし、IMT の無線局は、移動業務を行う他のアプリケーションの局からの保護を要求してはならない。さらに、主管庁は、移動業務を行う IMT の無線局を使用開始する前に、この局によって生じる電力束密度(prd)が、沿岸諸国から公認された低潮線として定義される海岸線から 20km の地点で海拔 0m から 19km までの間で-155dB (W/(m<sup>2</sup>·1MHz)) を超えないことを確保しなければならない。この pdf 基準は WRC-23 での見直しに従うことを条件とする。決議第 223(WRC-19、改)を適用する。この特定は WRC-19 後に効力を有する。

##### 5. 442

4825-4835MHz 及び 4950-4990MHz の周波数帯においては、移動業務に対する分配は、移動業務（航空移動を除く。）に限る。第二地域（ブラジル、キューバ、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ウルグアイ及びペネズエラを除く。）及びオーストラリアでは、4825-4835MHz の周波数帯は、航空機局による飛行テストのための航空移動テレメトリに限定して、航空移動業務にも分配される。この使用は、決議第 416(WRC-07)に従い、固定業務に有害な混信を生じさせてはならない。

##### 5. 443

業務の種類の地域差：アルゼンチン、オーストラリア及びカナダでは、電波天文業務による 4835MHz 及び 4950-4990MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5.33 号参照）。

##### 5. 443A(未使用)

5. 443AA  
5000-5030MHz 及び 5091-5150MHz の周波数帯において、航空移動衛星(R)業務は、無線通信規則第 9.21 号に定める手続に従って同意を得ることを条件とする。航空移動衛星(R)業務によるこの周波数帯の使用は、国際標準の航空システムに限る。

##### 5. 443B

5030MHz 以上で運用するマイクロ波着陸システムに有害な混信を生じさせないよう、5010-5030MHz の周波数帯で運用する無線航行衛星業務システム（宇宙から地球）内の全ての宇宙局により 5030-5150MHz の周波数帯において地表面で生ずる総電力束密度は、150kHz の周波数帯域幅に

において-124.5dB(W/m<sup>2</sup>)を超えてはならない。4990-5000MHz の周波数帯の電波天文業務に有害な混信を生じさせないよう、5010-5030MHz の周波数帯で運用する無線航行衛星業務システムは、決議第 741(WRC-15、改)で定められた 4990-5000MHz の周波数帯における制限値に従わなければならぬ。

#### 5. 445(未使用)

##### 5. 443D

航空移動(R)業務による 5030-5091MHz の周波数帯の使用は、国際標準の航空システムに限る。

5030-5091MHz の周波数帯における航空移動(R)業務から不要発射は、隣接する 5010-5030MHz の周波数帯における RNSS システムのダウリンクを保護するために制限される。関連する ITU-R 勘告によって適切な値が規定されるまでは、いかなる航空移動(R)業務の局においても、5010-5030MHz の周波数帯における不要発射の等価等方輻射電力密度は、-75dBW/MHz の制限値を使用するものとする。

##### 5. 443D

5030-5091MHz の周波数帯において、航空移動衛星(R)業務は、無線通信規則第 9.11A 号に従つた調整を条件とする。航空移動衛星(R)業務によるこの周波数帯の使用は、国際標準の航空システムに限る。

##### 5. 444

5030-5150MHz の周波数帯は、精測進入着陸のための国際標準方式(マイクロ波着陸方式)の運用に使用する。この方式は、5091-5150MHz の周波数帯のその他の使用に優先する。5091-5150MHz の周波数帯の使用には、無線通信規則第 5. 444A 号の規定及び決議第 114(WRC-15、改)を適用する。

##### 5. 444A

5091-5150MHz の周波数帯の固定衛星業務(地球から宇宙)への分配は、移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリングに限ることとし、無線通信規則第 9.11A 号の規定に従つて調整することを条件とする。移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリングによる 5091-5150MHz の周波数帯の使用は、決議第 114(WRC-15、改)に従うことを条件とする。さらに、航空無線航行業務が有害な混信から保護されるよう、航空無線航行業務の地上局を運用している主管庁から 450km 未満の距離にある移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリング地球局と調整を行うことが求められる。

##### 5. 444B

航空移動業務による 5091-5150MHz の周波数帯の使用は、以下のものに限る。

- 航空移動(R)業務に運用されるシステムで、国際航空標準に従い、空港における地上での使用。この使用は、決議第 748(WRC-19、改)に従うものとする。
- 決議第 418(WRC-19、改)に従った、航空機局(無線通信規則第 1.83 号参照)からの航空遠隔測定伝送。

#### 5. 446

附加分配：無線通信規則第 5.369 号に掲げる国では、5150-5216MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従つて同意を得ることを条件として、一次的基礎で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。第二地域(マキシコを除く。)では、この周波数帯は一次的基礎で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。無線通信規則第 5.369 号に掲げる国及びバングラデシュを除く第一地域及び第三地域では、この周波数帯は、二次的基礎で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。無線測位衛星業務による使用は、1610-1626.5MHz 及び 2483.5-2500MHz の周波数帯で運用する無線測位衛星業務に接続するフィーダリングに限る。地表面での総電力束密度は、全ての到來角について任意の 4kHz の周波数帯域幅において-159dB(W/m<sup>2</sup>)を超えてはならない。

#### 5. 446A

5150-5250MHz の周波数帯においては、移動業務の局は、固定衛星業務の地球局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43A 号の規定は、固定衛星業務の地球局に対する移動業務には適用しない。

#### 5. 446B

5150-5250MHz の周波数帯においては、移動業務の局は、固定衛星業務の地球局から保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43A 号の規定は、固定衛星業務の地球局に対する移動業務には適用しない。

#### 5. 446C

付加分配：第一地域(アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、アラブ首長国連邦、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、モロッコ、オマーン、カタール、シリア、スー丹、南スーサン及びチュニジアを除く。)では、5150-5250MHz の周波数帯は、決議第 418(WRC-19、改)に基づき、航空機局(無線通信規則第 1.83 号参照)からの航空遠隔計測の伝送に限定して、航空移動業務にも一次的基礎で分配する。それらの無線局は、無線通信規則第 5 条に従い運用している他の無線局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43 号は適用されない。

#### 5. 446D

附加分配：ブラジルでは、5150-5250MHz の周波数帯は、決議第 418(WRC-19、改)に基づき、航空機局(無線通信規則第 1.83 号参照)からの航空遠隔計測の伝送に限定して、一次的基礎で航空移動業務にも分配する。

#### 5. 447

附加分配：コートジボワール、エジプト、レバノン、シリリア及びチュニジアでは、5150-5250MHz

の周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従つて同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動業務にも分配する。この場合、決議第229(WRC-19、改)の規定は適用されない。

い。

5.447A  
5150-5250MHzの周波数帯における固定衛星業務(地球から宇宙)への分配は、移動衛星業務の非静止衛星を用いたシステムのファーダリンクに限られ、無線通信規則第9.11A号の規定に従つて調整することを条件とする。

5.447B

附加分配:5150-5216MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。この分配は、移動衛星業務による非静止衛星を用いたシステムのファーダリンクに限られ、無線通信規則第9.11A号の規定に従うことを条件とする。5150-5216MHzの周波数帯での宇宙から地球方向で運用している固定衛星業務の宇宙局から地表面への電力束密度は、全ての到来角について任意の4kHzの周波数帯域幅において-164dB(W/m<sup>2</sup>)を超えてはならない。

5.447C

無線通信規則第5.447A号及び第5.447B号の下で運用されている5150-5250MHzの周波数帯の固定衛星業務の通信網に責任を有する主管庁は、無線通信規則第5.446号の下で運用され、かつ、1995年11月17日前から使用している非静止衛星ネットワークに責任を有する主管庁及び無線通信規則第9.11A号の規定に従い同じ基礎で、調整しなければならない。1995年11月17日から使用を開始した無線通信規則第5.446号の下で運用されている衛星ネットワークは、無線通信規則第5.447A号及び第5.447B号の下で運用されている固定衛星業務の局から保護を要求してはならず、有害な混信を与えてはならない。

5.447D

一次的基礎での宇宙研究業務による5250-5255MHzの周波数帯の分配は、能動宇宙検知器に限る。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。

5.447E

附加分配:オーストラリア、大韓民国、インド、インドネシア、イラン、日本、マレーシア、パプアニューギニア、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国、スリランカ、タイ及びベトナムでは、5250-5350MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

固定業務によるこの周波数帯の使用は、固定無線アクセスシステムの導入のためのものであり、ITU-R勧告F.1613-0に従うものとする。さらに、固定業務は、無線測位業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。ただし、無線通信規則第5.43A号の規定は、地球探査衛星業務(能動)に対する固定業務には適用しない。

既存の無線測位システムを保護する固定業務の固定無線アクセスシステムの導入後、将来的無線測位システムの導入にあたって、固定無線アクセスシステムにより厳格な制限を課してはならぬ

5.447F

5250-5350MHzの周波数帯においては、移動業務の局は、無線標準業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。無線標準業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)は、決議第229(WRC-19、改)に規定されるものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

5.448

附加分配:キルギス、ルーマニア及びトルクメニスタンでは、5250-5350MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5.448A

5250-5350MHzの周波数帯における地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)は、無線標準業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43A号の規定は適用しない。

5.448B

5350-5570MHzの周波数帯で運用する地球探査衛星業務(能動)及び5460-5570MHzの周波数帯で運用する宇宙研究業務(能動)は、5350-5460MHzの周波数帯における航空無線航行業務、5460-5470MHzの周波数帯における無線航行業務及び5470-5570MHzの周波数帯における海上無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。

5.448C

5350-5460MHzの周波数帯で運用する宇宙研究業務(能動)は、この周波数帯に分配された他の業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの業務からの保護を要求してはならない。

5.448D

5350-5470MHzの周波数帯においては、無線標準業務の局は、無線通信規則第5.449号の規定に従つて運用する航空無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、それらのシステムからの保護を要求してはならない。

5.449

航空無線航行業務による5350-5470MHzの周波数帯の使用は、航空機上に設置したレーダー及びこれと連携する航空機上に設置したビーコンに限る。

5.450

附加分配:オーストラリア、アゼルバイジャン、イラン、キルギス、ルーマニア、トルクメニスタン及びウクライナでは、5470-5650MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配す

る。

##### 5.450A

5470-5725MHz の周波数帯においては、移動業務の局は、無線測位業務からの保護を要求してはならない。無線測位業務は、決議第 229(WRC-19、改)に規定されるものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

##### 5.450B

5470-5650MHz の周波数帯においては、5600-5650MHz の周波数帯において気象的に使用する地上設置レーダーを除く無線標定業務の局は、海上無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、それらのシステムからの保護を要求してはならない。

##### 5.451

付加分配：英国では、5470-5850MHz の周波数帯は、二次的基礎で陸上移動業務にも分配する。無線通信規則第 21.2 号、第 21.3 号、第 21.4 号及び第 21.5 号に定める電力制限は、5725-5850MHz の周波数帯に適用する。

##### 5.452

5600-5650MHz の周波数帯においては、地上に設置した気象用レーダーは、海上無線航行業務の局と同等の基礎で運用することを許される。

##### 5.453

付加分配：サウジアラビア、バーレーン、パングラデシュ、ブルネイ、カムルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、大韓民国、コートジボワール、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エスワティニ、ガボン、ギニア、赤道ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、日本、ヨルダニア、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マダガスカル、マレーシア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、スリランカ、タンザニア、チャド、タイ、トーゴ、ベトナム及びイエメンでは、5650-5850MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。この場合、決議第 229(WRC-19、改)は適用しない。さらに、アフガニスタン、アンゴラ、ベナン、ブータン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、コンゴ民主共和国、フィジー、ガーナ、キリバス、レソト、マラウイ、モルディブ、モーリシャス、ミクロネシア、モンゴル、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ニュージーランド、パプアニューギニア、ルワンダ、ソロモン、南スダーン、南アフリカ共和国、トンガ、バヌアツ、サンビア及びジンバブエでは、一次的基礎で固定業務に分配し、固定業務で運用されている無線局は他の無線局に対して有害な混信を生じさせてはならず、それらの局からの保護を要求してはならない。

##### 5.454

業務の種類の地域差：アゼルバイジャン、ロシア、ジョージア、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、宇宙研究業務に対する 5670-5725MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

##### 5.455

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ペラルーシ、キューバ、ロシア、ジョージア、ハンガリー、カザフスタン、モルドバ、ウズベキスタン、キルギス、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、5670-5850MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

##### 5.456(未使用)

##### 5.457

オーストラリア、フルキナファソ、コートジボワール、マリ及びナイジェリアでは、6440-6520MHz(HAPS から地上方向)及び 6560-6640MHz(地上から HAPS 方向)の周波数帯における固定業務への分配は、これらの国々の領域内における高度プラットフォーム局(HAPS)のゲートウェイリンクにも使用することができる。このような使用は、HAPS のゲートウェイリンクにおける運用に限られ、既存業務に対して有害な混信を生じさせなければならず、それらの局からの保護を要求してはならない。また、決議第 150(WRC-12)を順守しなければならない。HAPS のゲートウェイリンクは、既存業務の将来的な発達を妨げてはならない。これらの周波数帯における HAPS のゲートウェイリンクの使用は、HAPS のゲートウェイリンクを使用しようとしている主管庁の国境から 1000km 以内に領域を持つ他の主管庁との明確な同意を要する。

##### 5.458A

5925-6425MHz 及び 14-14.5GHz の周波数帯においては、船上地球局は、固定衛星業務の宇宙局と通信することができる。この使用は、決議第 902(WRC-03)に従うものとする。ただし、5925-6425MHz の周波数帯において、固定衛星業務の宇宙局と通信を行う船上地球局は、沿岸諸国から公認された低潮線から少なくとも 330km 離れた位置であれば、あらゆる主管庁との事前の合意なしに最小口径 1.2m の送信アンテナを使用及び運用することができる。

##### 5.458B

5925-6425MHz 及び 14-14.5GHz の周波数帯においては、船上地球局は、決議第 902(WRC-03)の規定に含まれる特性及び条件下で、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、コモロ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ヨルダン、クウェート、リビア、モロッコ、モーリタニア、オマーン、カタール、シリア、スードン、チュニジア及びイエメンにおいて、二次的基礎の海上移動衛星業務で運用することができる。この使用は、決議第 902(WRC-03)の規定に従うものとする。

##### 5.459C

第二地域（ブラジル、キューバ、フランス海外県、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ウルグアイ及びペネズエラを除く。）では、5925-6700MHzの周波数帯は、航空機局による飛行テストのための航空移動テレメトリーに使用することができる（無線通信規則第1.83号参照）。この使用は、決議第416（WRC-07）に従い、固定衛星業務及び固定業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの業務からの保護を要求してはならない。この使用は、移動業務の他のアプリケーションや、この周波数帯に同等の優先度で分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

##### 5.458

6425-7075MHz の周波数帯においては、マイクロ波受動検知器による測定が海上で行われる。7075-7250MHz の周波数帯においては、マイクロ波受動検知器による測定が行われる。主管庁は、6425-7075MHz 及び 7075-7250MHz の周波数帯の将来の計画において、地球探査衛星業務（受動）及び宇宙研究業務（受動）の需要に留意するものとする。

##### 5.458A

固定衛星業務の宇宙局に 6700-7075MHz の周波数帯の割当てを行いう際、主管庁は、不必要な発射による有害な混信から、6650-6675.2MHz の周波数帯での電波天文のスペクトル線観測を保護するあらゆる実行可能な措置を執ることが求められる。

##### 5.458B

6700-7075MHz の周波数帯の固定衛星業務の宇宙から地球への分配は、移動衛星業務の非静止衛星システムのためのフィーダリングに限られ、無線通信規則第 9.11A 号の規定に従って調整することを条件とする。移動衛星業務の非静止衛星システムのためのフィーダリングによる 6700-7075MHz（宇宙から地球）の周波数帯の使用には、無線通信規則第 22.2 号を適用しない。

##### 5.458C（未使用）

##### 5.459

付加分配：ロシアでは、7100-7155MHz 及び 7190-7235MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙軍用業務（地球から宇宙）にも分配する。7190-7235MHz の周波数帯において、地球探査衛星業務（地球から宇宙）に関して、無線通信規則第 9.21 号の規定は適用しない。

##### 5.460

深宇宙に係る宇宙研究業務（地球から宇宙）システムによる電波の発射は、7190-7235MHz の周波数帯に影響を与えてはならない。7190-7235MHz の周波数帯で運用する宇宙研究業務の静止衛星は、既存及び将来的固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用しない。

##### 5.460A

地球探査衛星業務（地球から宇宙）による 7190-7250MHz の周波数帯の使用は、宇宙機の運用のための追尾、遠隔測定及び遠隔指令に限る。7190-7250MHz の周波数帯の地球探査衛星業務（地球から宇宙）の宇宙局は、既存及び将来的固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号を適用しない。無線通信規則第 9.17 号を適用する。加えて、固定業務及び移動業務の既存及び将来の置局の保護を確保するために、非静止衛星軌道又は静止衛星軌道にある地球探査衛星業務の宇宙機を支援する地球局の位置は、隣接する国との国境から最低でもそれぞれ 10km 及び 50km の距離を維持しなければならない。ただし、該当する主管庁間でより短い距離での置局について別に合意がなされた場合を除く。

##### 5.460B

7190-7235MHz の周波数帯で地球探査衛星業務（地球から宇宙）を運用している静止軌道上の宇宙局は、既存及び将来の宇宙研究業務を行う局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用しない。

##### 5.461

附加分配：7250-7375MHz（宇宙から地球）及び 7900-8025MHz（地球から宇宙）の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動衛星業務にも分配する。

##### 5.461A

気象衛星業務（宇宙から地球）による 7450-7550MHz の周波数帯の使用は、静止衛星システムに限る。この周波数帯において 1997 年 11 月 30 日前に通告された非静止気象衛星システムは、その寿命の終了まで一次的基礎で運用することができる。

##### 5.461A

海上移動衛星業務による 7375-7750MHz の周波数帯の使用は、静止衛星網に限る。

##### 5.461AB

7375-7750MHz の周波数帯において、海上移動衛星業務の地球局は、固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）の局からの保護を要求してはならない。また、これらの局の使用と発展を妨げてはならない。無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用しない。

##### 5.461B

気象衛星業務（宇宙から地球）による 7750-7900MHz の周波数帯の使用は、非静止衛星システムに限る。

5. 462(未使用)

5. 462A  
第一地域及び第三地域(日本を除く。)では、静止衛星を用いた地域探査衛星業務による 8025-8400MHz の周波数帯の使用は、影響を受ける主管庁の同意を得ることなく、次の到來角( $\theta$ )に対する規定値(決議第 124(WRC-97)参照。)を超える電力束密度を生じさせてはならない。

$0^\circ \leq \theta < 5^\circ$  に対しては 1 MHz の周波数帯幅において-135+0.5( $\theta-5$ ) dB (W/m<sup>2</sup>)  
 $5^\circ \leq \theta < 25^\circ$  に対しては 1 MHz の周波数帯幅において-135dB (W/m<sup>2</sup>)  
 $25^\circ \leq \theta \leq 90^\circ$  に対しては 1 MHz の周波数帯幅において-125dB (W/m<sup>2</sup>)

5. 463

8025-8400MHz の周波数帯では、航空機局は送信することを許されない。

5. 464(未使用)

宇宙研究業務による 8400-8450MHz の周波数帯の使用は、深宇宙に限る。

5. 466

業務の種類の地域差：シンガポール及びスリランカでは、宇宙研究業務に対する 8400-8500MHz の周波数帯の分配は、二次的基礎とする(無線通信規則第 5.32 号参照)。

5. 467(未使用)

付加分配：サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、ブルンジ、カメールーン、

中華人民共和国、コンゴ共和国、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エスワティニ、ガボン、ガイアナ、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ネパール、ナイジェリア、オマーン、

ウガンダ、バキスタン、カタール、シリリア、朝鮮民主主義人民共和国、セネガル、シンガポール、ソマリア、スードン、チャド、トーゴ、チュニジア及びイエメンでは、8500-8750MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 468

付加分配：アルジェリア、ドイツ、バーレーン、ベルギー、中華人民共和国、エジプト、アラブ首長国連邦、フランス、ギリシャ、インドネシア、イラン、リビア、オランダ、カタール及びスードンでは、8825-8850MHz 及び 9000-9200MHz の周波数帯は、一次的基礎で海上無線航行業務(海岸に設置するレーダー)に限る。)に分配する。

5. 471

付加分配：アルジェリア、オーストリア、オゼルバイジャン、ベラルーシ、キューバ、ロシア、ジヨージア、ハンガリー、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、8850-9000MHz 及び 9200-9225MHz の周波数帯は、一次的基礎で海上無線航行業務(海岸に設置するレーダー)に分配する。

5. 473

付加分配：アルメニア、オーストリア、アルゼンチン、ベラルーシ、キューバ、ロシア、ジヨージア、ハンガリー、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、8850-9000MHz 及び 9200-9300MHz の周波数帯は、一次的基礎で海上無線航行業務(海岸に設置するレーダー)に分配する。

5. 473A

9000-9200MHz の周波数帯において、無線標準業務で運用されている局は、無線通信規則第 5.337 号に従い航空無線航行業務で運用されているシステムや、無線通信規則第 5.471 号に掲げられている国において、この周波数帯において一次的基礎で運用されている海上無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、これらのシステムからの保護を要求してはならない。

5. 474

9200-9500MHz の周波数帯においては、捜索及び救助用トランスポンダ(SART)は、適切な ITU-R の勧告に配慮することにより使用が許される(無線通信規則第 31 号参照)。

5. 474A

5. 469A

8500-8650MHz の周波数帯においては、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)の局は、無線標準業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、その使用及び発達を妨げてはならない。

5. 470

航空無線航行業務による 8750-8850MHz の周波数帯の使用は、航空機上の中心周波数 8800MHz のトップラー航行援助装置に限る。

地球探査衛星業務(能動)による9200-9300MHz 及び9900-10400MHz の周波数帯の使用は、9300-9900MHz の周波数帯内では十分に対応することができない600MHz 以上の帯域を必要とするシステムに限る。この使用は、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、インドネシア、イラン、レバノン及びチュニジアから無線通信規則第9.21号に基づく同意を得ることを条件とする。無線通信規則第9.52号に基づく回答をしなかつた主管庁は、調整要求に同意しなかつたとみなされる。この場合、地球探査衛星業務(能動)を運用している衛星システムの通告主管庁は、無線通信規則第9条の第II部に基づき無線通信司の支援を求めることができる。

#### 5.474B

地球探査衛星業務(能動)で運用する局は、ITU-R勧告RS.2066-0に従う。

#### 5.474C

地球探査衛星業務(能動)で運用する局は、ITU-R勧告RS.2065-0に従う。

#### 5.474D

地球探査衛星業務(能動)の局は、9200-9300MHz の周波数帯の海上無線航行業務及び無線標準業務、9900-10000MHz の周波数帯の無線航行業務及び無線標準業務並びに10.0-10.4GHz の周波数帯の無線標準業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

#### 5.475

航空無線航行業務による9300-9500MHz の周波数帯の使用は、航空機上に設置した気象用レーダー及び地上に設置したレーダーに限る。なお、地上に設置した航空無線航行業務のレーダービーコンは、海上無線航行業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、9300-9320MHz の周波数帯において許される。

#### 5.475A

航空無線航行業務による9300-9500MHz の周波数帯の使用は、航空機上に設置した気象用レーダー及び地上に設置したレーダーに限る。なお、地上に設置した航空無線航行業務のレーダービーコンは、海上無線航行業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、9300-9320MHz の周波数帯において許される。

#### 5.475B

9300-9500MHz の周波数帯で運用されている無線標準業務の局は、無線通信規則に従って運用されている無線航行業務のレーダーに有害な混信を生じさせてはならない。また、このレーダーからの保護を要求してはならない。なお、地上に設置した気象用レーダーは、他の無線標準の使用に対して優先権を有する。

#### 5.476(未使用)

#### 5.476A

9300-9800MHz の周波数帯においては、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)の局は、無線航行業務及び無線標準業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

#### 5.477

業務の種類の地域差：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カムルーン、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガイアナ、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、リベリア、マレーシア、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、パキスタン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スードン、南スードン、トリニダード・トバゴ及びエメンでは、固定業務に対する9800-10000MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

#### 5.478

付加分配：アゼルバイジャン、キルギス、ルーマニア、トルクメニスタン及びウクライナでは、9800-10000MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

#### 5.478A

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)による9800-9900MHz の周波数帯の使用は、9300-9800MHz の500MHz 幅の周波数帯では十分に対応することができない場合に限る。

#### 5.478B

9800-9900MHz 帯における地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)の局は、この周波数帯に二次的基礎で分配されている固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

#### 5.479

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)による9300-9500MHz の周波数帯の使用は、9500-9800MHz の300MHz 幅の周波数帯では十分に対応することができない場合に限る。

#### 5.479

9975-10025MHz の周波数帯は、気象用レーダーのため、二次的基礎で気象衛星業務にも分配する。

付加分配：アルゼンチン、ブラジル、チリ、キューバ、エルサルバドル、エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、パラグアイ、第二地域におけるオランダ国内の海外国及び海外領土、ペルー並びにウルグアイでは、10-10.45GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。コロンビア、コスタリカ、メキシコ及びベネズエラでは、10-10.45GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5.481

付加分配：アルジェリア、ドイツ、アンゴラ、ブラジル、中華人民共和国、コートジボワール、エジプト、エルサルバドル、エクアドル、スペイン、グアテマラ、ハンガリー、日本、ケニア、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、ウズベキスタン、ペキスタン、パラグアイ、ペルー、朝鮮民主主義人民共和国、ルーマニア、チュニシア及びウルグアイでは、10.45-10.5GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。コスタリカでは、10.45-10.5GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5.482

供給される電力を-3dBW 以下としなければならない。この制限は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として超過することができる。ただし、アルジェリア、サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、エジプト、トルコ、クウェート、レバノン、リビア、モロッコ、モーリタニア、モルドバ、ナイジェリア、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、キルギス、シンガポール、タジキスタン、チュニシア、トルクメニスタン及びベトナムでは、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に対するこの制限は適用しない。

5.482A

10.6-10.68GHz の周波数帯を 地球探査衛星業務(受動)、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)で共用するに当たっては、決議第 751(WRC-07)が適用される。

5.483

付加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、中華人民共和国、コロンビア、大韓民国、エジプト、アラブ首長国連邦、ジョージア、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、レバノン、モンゴル、カタール、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、タジキスタン、トルクメニスタン及びイエメンでは、10.68-10.7GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。この分配の使用は、1985 年 1 月 1 日までに運用を開始したものに限る。

5.484

第一地域では、固定衛星業務(地球から宇宙)による 10.7-11.7GHz の周波数帯の使用は、放送衛星業務のためのフィーダーリングに限る。

5.484A

固定衛星業務の非静止衛星システムによる 10.95-11.2GHz(宇宙から地球)、11.45-11.7GHz(宇宙から地球)、第二地域の 11.7-12.2GHz(宇宙から地球)、第三地域の 12.2-12.75GHz(宇宙から地

球)、第一地域の 12.5-12.75GHz(宇宙から地球)、13.75-14.5GHz(地球から宇宙)、17.8-18.6GHz(宇宙から地球)、19.7-20.2GHz(宇宙から地球)、27.5-28.6GHz(地球から宇宙)の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第 9.12 号の規定の適用に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の非静止衛星システムのための完全な調整情報又は通告情報のいすれか及び静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報のいすれかの無線通信局による受領の日にかかるらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第 5.431 号は適用されない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないかかる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。

5.484B

決議第 155(WRC-15)を適用する。

5.485

第二地域では、11.7-12.2GHz の周波数帯においては、固定衛星業務の宇宙局のトランスポンダは、その送信の最大等価等方輻射電力がテレビジョンチャネル当たり 53dBW を超えないこと及び調整された固定衛星業務の周波数割当てと比べて大きな混信を生じさせず、また、混信からの大いな保護を求めないことを条件として、放送衛星業務の送信にも使用することができる。宇宙業務においては、この周波数帯は、主として固定衛星業務に使用しなければならない。

5.486

業務の種類の地域差：アメリカ合衆国では、固定業務による 11.7-12.1GHz の周波数帯の分配は、二次的基礎とする(無線通信規則第 5.32 号参照)。

5.487

第一地域及び第三地域では、11.7-12.5GHz の周波数帯においては、それぞれの分配における固定業務、固定衛星業務、移動業務(航空移動を除く。)及び放送業務は、無線通信規則付録第 30 号の第一地域及び第三地域の範囲に従って運用する放送衛星局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの間からの保護を求めてはならない。

5.487A

付加分配：第一地域では 11.7-12.5GHz、第二地域では 12.2-12.7GHz 及び第三地域では 11.7-12.2GHz の周波数帯は、非静止衛星システムに限り、一次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配し、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第 9.12 号の規定に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、それが適当な場合には固定衛星業務の非静止衛星システムのための完全な調整情報又は通告情報、また、それが適当な場合には静止衛星通信網のための完全な調整情報又は通告情報の無線通信局による受領の日にかかる

らず、無線通信規則に従つて運用する放送衛星業務の静止衛星網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用しない。この周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生ずる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。

5.488

第二地域での固定衛星業務の静止衛星網による 11.7-12.2GHz の周波数帯の使用については、第一地域、第二地域及び第三地域における地上無線通信業務の局との調整のため、無線通信規則第 9.14 号の規定に従うことの条件とする。第二地域での放送衛星業務による 12.2-12.7GHz の周波数帯の使用については、無線通信規則付録第 30 号を参照すること。

5.489

附加分配：ペルーでは、12.1-12.2GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5.490

第二地域では、12.2-12.7GHz の周波数帯においては、現存及び将来の地上無線通信業務は、無線通信規則付録第 30 号に掲げる第二地域のための計画に従つて運用する宇宙業務に有害な混信を生じさせてはならない。

5.491(未使用)

5.492

無線通信規則付録第 30 号に掲げる計画又は第一地域及び第三地域リストに含まれる放送衛星業務の局に対して割り当られている周波数は、その送信が、その計画又はリストに従つて運用する放送衛星業務の送信と比べて大きな混信を生じさせず、又は混信から大きな保護を必要としないことを条件として、固定衛星業務(宇宙から地球)の送信にも使用することができる。

5.493

第三地域では、12.5-12.75GHz の周波数帯の放送衛星業務は、業務区域端における全ての条件及び全ての変調方式に対して -11dB(W/m<sup>2</sup>·27MHz) を超えない電力束密度に限る。

5.494

附加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、カタール、中央アフリカ、コンゴ共和国、コートジボワール、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガボン、ガーナ、ギニア、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、マダガスカル、マリ、モロッコ、モンゴル、ナイジェリア、オマーン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、ソマリア、スーダン、南スーダン、チャド、トーゴ及びイエメンでは、12.5-12.75GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5.495  
附加分配：ギリシャ、モナコ、モンテネグロ、ウガンダ及びチュニシアでは、12.5-12.75GHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5.496

附加分配：オーストリア、アゼルバイジャン、キルギス及びトルクメニスタンでは、12.5-12.75GHz の周波数帯は一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。ただし、これらの業務の局は、この脚注に掲げていない第一地域の国の固定衛星業務の地球局に有害な混信を生じさせてはならない。また、この脚注に掲げる国の固定局及び移動局に対しては、これらの地域局の調整を必要としない。無線通信規則第 12 条の表 21-4 に定める地表面での固定衛星業務に関する電力束密度の制限は、この脚注に掲げる国の領域内に適用する。

5.497

航空無線航行業務による 13.25-13.4GHz の周波数帯の使用は、ドップラー航行援助装置に限る。

5.498(未使用)

13.25-13.4GHz の周波数帯で運用する地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)は、航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、その使用と発達を妨げてはならない。

5.498A

付加分配：パングラデシュ及びインドでは、13.25-14GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。パキスタンでは、13.25-13.75GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5.499

固定衛星業務(宇宙から地球)による 13.4-13.65GHz の周波数帯の使用は、静止衛星システムに限り、2015 年 11 月 27 日までに無線通信局が事前公表情報として受領した、静止衛星軌道にある宇宙局から非静止衛星軌道にある関連する宇宙局へデータを中継するための宇宙研究業務(宇宙から宇宙)の衛星システムに関して無線通信規則第 9.21 号に基づく同意を得ることを条件とする。

5.499B

主管庁は、固定衛星業務(宇宙から地球)への一次的基礎での分配によって、13.4-13.65GHz の周波数帯に一次的基礎で分配した標準周波数瞬時衛星業務(地球から宇宙)の送信地球局の置局及び運用を妨げてはならない。

## 5.499C

13.4-13.65GHz の周波数帯の宇宙研究業務への一次的基礎での分配は、以下に限るものとする。

— 2015 年 11 月 27 日までに無線通信局が事前公表情報として受領した、静止衛星軌道にある

宇宙局から非静止衛星軌道にある関連する宇宙局へデータを中継するための宇宙研究業務

（宇宙から宇宙）の衛星システム

— 能動宇宙検知器

— 静止衛星軌道にある宇宙局から関連する地球局へデータを中継するための宇宙研究業務

（宇宙から地球）の衛星システム

宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。

## 5.499D

13.4-13.65GHz の周波数帯においては、宇宙研究業務（宇宙から地球）及び宇宙研究業務（宇宙から宇宙）の衛星システムは、固定業務、移動業務、無線標準業務及び地球探査衛星（能動）業務の規則に従って運用している地球探査衛星業務（能動）の宇宙局からの保護を要求してはならず、

無線通信規則第 5.42A 号の規定は適用しない。無線通信規則第 22.2 号の規定は、この周波数帯における固定衛星業務（宇宙から地球）に対する地球探査衛星業務（能動）には適用しない。

## 5.499E

13.4-13.65GHz の周波数帯においては、固定衛星業務（宇宙から地球）及び宇宙研究業務（宇宙から宇宙）の衛星システムは、固定業務、移動業務、無線標準業務及び地球探査衛星（能動）業務の規則に従って運用している地球探査衛星業務（能動）の宇宙局からの保護を要求してはならず、

無線通信規則第 5.42A 号の規定は適用しない。無線通信規則第 22.2 号の規定は、この周波数帯における固定衛星業務（宇宙から地球）に対する地球探査衛星業務（能動）には適用しない。

## 5.500

付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ブルネイ、カタルーニャ、エジプト、アラブ首長国連邦、カボボン、インドネシア、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、マダガスカル、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、カタール、シリア、シンガポール、スマーダン、チャド及びチュニジアでは、13.4-14GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。パキスタンでは、13.4-13.75GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

## 5.501

付加分配：アゼルバイジャン、ハンガリー、日本、モンゴル、キルギス、ルーマニア及びトルコメニスタンでは、13.4-14GHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

## 5.501A

13.65-13.75GHz の周波数帯の宇宙研究業務への一次的基礎での分配は、能動宇宙検知器に限られる。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。

## 5.501B

13.4-13.75GHz の周波数帯では、地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）は、無線標準定業務に有害な混信を生じさせてはならず、また、その使用と発達を妨げてはならない。

— 2015 年 11 月 27 日までに無線通信局が事前公表情報として受領した、静止衛星軌道にある

宇宙局から非静止衛星軌道にある関連する宇宙局へデータを中継するための宇宙研究業務

（宇宙から宇宙）の衛星システム

— 能動宇宙検知器

— 静止衛星軌道にある宇宙局から関連する地球局へデータを中継するための宇宙研究業務

（宇宙から地球）の衛星システム

宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。

## 5.502

13.75-14GHz の周波数帯においては、静止衛星による固定衛星業務のネットワークの地球局の最小空中線口径は 1.2m とし、また、非静止衛星による固定衛星業務のシステムの地球局の最小空中線口径は 4.5m としなければならない。さらに、無線標準業務又は無線航行業務の局から発射される 1 秒当たりの平均の等価等方輻射電力は、仰角が 2 度を超える場合においては 59dBW、仰角が 2 度以下の場合においては 65dBW を超えてはならない。主管庁は、この周波数帯において空中線口径が 4.5m 未満の固定衛星業務の静止衛星通信網の地球局を使用する前に、この地球局から生ずる電力束密度が以下の値を超えないことを確認しなければならない。

— 沿岸諸国により公認された低潮線上での海拔 36m において、時間率 1% 以上で -115dBW (W/(m<sup>2</sup>·10MHz))

— 事前の同意が得られない限り、この周波数帯において陸上移動レーダーを設置している又は設置予定の主管庁の国境上での地上高 3m において、時間率 1% 以上で -115dBW (W/(m<sup>2</sup>·10MHz))

空中線口径が 4.5m 以上の固定衛星業務の地球局については、いかなる発射の等価等方輻射電力も最低 68dBW とし、かつ、85dBW を超えてはならない。

## 5.503

13.75-14GHz の周波数帯においては、事前公表の情報が 1992 年 1 月 31 日以前に無線通信局に受領された宇宙研究業務の新しい静止宇宙局は、固定衛星業務の局と同等に運用でき、同日後に受領された宇宙研究業務の新しい静止宇宙局については、二次的基礎で運用する。事前公表の情報が 1992 年 1 月 31 日以前に無線通信局に受領された宇宙研究業務の静止宇宙局が運用を終了するまでは、

— 13.77-13.78GHz の周波数帯においては、静止衛星軌道の宇宙局と共に運用する固定衛星業

務のいかなる地球局から発射される等価等方輻射電力密度は、次の値を超えてはならない、

i ) 固定衛星業務の地球局の空中線口径が 1.2m 以上 4.5m 未満の場合においては、

4.7D+28dBW/40kHz、ここで D は空中線口径 (m)

ii ) 固定衛星業務の地球局の空中線口径が 4.5m 以上 31.9m 未満の場合においては、

49.2+20log(D/4.5) dBW/40kHz、ここで D は空中線口径 (m)

iii ) 固定衛星業務の地球局の空中線口径が 31.9m 以上の場合においては、66.2dBW/40kHz

iv ) 空中線口径が 4.5m 以上のあるらゆる固定衛星業務の地球局からの狭帯域(必要周波数帯幅が 40 kHz 未満)発射の場合においては、56.2dBW/40kHz

— 非静止衛星軌道の宇宙局と共に運用する固定衛星業務のいかなる地球局から発射される等価等方輻射電力密度は、13.772-13.778GHz の周波数帯において 6MHz の周波数帯域幅当たり 51dBW を超えてはならない、

降雨減衰を補償するため、固定衛星業務の宇宙局における電力束密度が、地球局の使用によつ

て生ずる等価等方輻射電力により晴天時における上記制限値を超えない範囲で、この周波数帯域における等価等方輻射電力密度を増加させるための自動電力制御装置を使用することができる。

##### 5.503A(未使用)

##### 5.504

無線航行業務による14-14.3GHzの周波数帯の使用は、固定衛星業務の宇宙局に十分な保護を与えるものでなければならない。

##### 5.504A

14-14.5GHzの周波数帯においては、二次業務の航空移動衛星業務の航空機地球局は、固定衛星業務の宇宙局とも通信することができる。無線通信規則第5.29号、第5.30号及び第5.31号の規定を適用する。

##### 5.504B

14-14.5GHzの周波数帯における航空移動衛星業務の航空機地球局は、スペイン、フランス、イタリア、英國及び南アフリカ共和国の領域に位置する14.47-14.5GHzの周波数帯において観測を行ういかなる電波天文局に対しても、ITU-R勧告M.1643-0第1附屬書C部の規定に従わなければならぬ。

##### 5.504C

14-14.25GHzの周波数帯においては、サウジアラビア、バーレーン、ポツワナ、コートジボワール、エジプト、ギニア、インド、イラン、クウェート、ナイジェリア、オマーン、シリア及びチュニジアの領域において航空移動衛星業務の航空機地球局によって生ずる電力束密度は、影響を受ける主管庁による特別な同意がなければ、ITU-R勧告M.1643-0第1附屬書B部に示す制限値を超えてはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が無線通信規則第5.29号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。

##### 5.505

付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ポツワナ、ブルネイ、カムルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、大韓民国、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エスワティニ、ガボン、ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、オマーン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スー丹、南スー丹、チャド、ベトナム及びイエメンでは、14-14.3GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

##### 5.506

14-14.5GHzの周波数帯は、他の固定衛星業務の通信網と調整を行うことを条件として、固定衛

##### 5.506A

14-14.5GHzの周波数帯においては、等価等方輻射電力が21dBWを超える船舶地球局は、決議第902(WRC-03)に規定される船上地球局と同じ条件で運用しなければならない。この脚注は、無線通信規則付録第4号に定めた完全な情報が2003年7月5日前に無線通信局に受領された船舶地球局に適用してはならない。

##### 5.506B

固定衛星業務の宇宙局と通信する船上地球局は、キプロス及びマルタからの事前同意の必要なしに、決議第902(WRC-03)に示すこれらの国からの最小距離において、14-14.5GHzの周波数帯で運用できる。

##### 5.507(未使用)

附加分配：ドイツ、フランス、イタリア、リビア、北マケドニア及び英國では、14.25-14.3GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

##### 5.508A

14.25-14.3GHzの周波数帯においては、サウジアラビア、バーレーン、ポツワナ、中華人民共和国、コートジボワール、エジプト、フランス、ギニア、インド、イタリア、クウェート、ナイジェリア、オマーン、シリア、英國及びチュニジアの領域において、あらゆる航空移動衛星業務の航空機地球局によって生ずる電力束密度は、影響を受ける主管庁による特別の同意がなければ、ITU-R勧告M.1643-0第1附屬書B部に示す制限値を超えてはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が無線通信規則第5.29号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。

##### 5.509(未使用)

5.509A  
14.3-14.5GHzの周波数帯においては、サウジアラビア、バーレーン、ポツワナ、カムルーン、中華人民共和国、コートジボワール、エジプト、フランス、ガボン、ギニア、インド、イラン、イタリア、クウェート、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、シリア、英國、スリランカ、チュニジア及びベトナムの領域において、あらゆる航空移動衛星業務の航空機地球局によって生ずる電力束密度は、影響を受ける主管庁による特別の同意がなければ、ITU-R勧告M.1643-0第1附屬書B部に示す制限値を超えてはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が無線通信規則第

5.29号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。

#### 5.509B

放送衛星業務用フィーダリンク以外の固定衛星業務(地球から宇宙)による、決議第163(WRC-15)に掲げる国における14.5-14.75GHzの周波数帯の使用及び決議第164(WRC-15)に掲げる国における14.5-14.8GHzの周波数帯の使用は、静止衛星に限る。

#### 5.509C

放送衛星業務用フィーダリンク以外の固定衛星業務(地球から宇宙)による、決議第163(WRC-15)に掲げる国における14.5-14.75GHzの周波数帯の使用及び決議第164(WRC-15)に掲げる国における14.5-14.8GHzの周波数帯の使用においては、固定衛星業務の地球局の最小空中線口径は6mであり、かつ、空中線入力での最大スペクトル電力密度は44.5dBW/Hzでなければならない。地球局は、陸上の既知の場所にあることを通告されなければならない。

#### 5.509D

決議第163(WRC-15)に掲げる国の14.5-14.75GHzの周波数帯及び決議第164(WRC-15)に掲げる国の14.5-14.8GHzの周波数帯において、主管庁が放送衛星業務用フィーダリンク以外の固定衛星業務(地球から宇宙)の地球局の使用を開始する前に、この地球局によって生じる電力束密度が、沿岸諸国から公認された低潮線として定義される全ての海岸から海側22kmの地点で海拔0mから19000mまでの全ての高度において-151.5dB(W/(m<sup>2</sup>·4kHz))を超えないことを確保しなければならない。

#### 5.509E

決議第163(WRC-15)に掲げる国の14.5-14.75GHzの周波数帯及び決議第164(WRC-15)に掲げる国の14.5-14.8GHzの周波数帯において、放送衛星業務用フィーダリンク以外の固定衛星業務(地球から宇宙)の地球局の位置は、他の国との国境から最もでも500kmの距離を維持しなければならない。ただし、関係主管庁間でそれよりも短い距離での置局について明示的合意がなされた場合を除く。この規定を適用する際は、主管庁はこれらの無線通信規則の関連部分及び関連するITU-R勧告の最新版を考慮するものとする。

#### 5.509F

決議第163(WRC-15)に掲げる国の14.5-14.75GHzの周波数帯及び決議第164(WRC-15)に掲げる国の14.5-14.8GHzの周波数帯において、放送衛星業務用フィーダリンク以外の固定衛星業務(地球から宇宙)の地球局は、固定業務及び移動業務の将来の置局を妨げてはならない。

#### 5.509G

14.5-14.8GHzの周波数帯は、一次的基礎で宇宙研究業務にも分配する。ただし、そうした使用は、関連する地球局から静止衛星軌道の宇宙局にデータを中継する宇宙研究業務(地球から宇宙)

を運用している衛星システムに限る。宇宙研究業務の局は、固定業務、移動業務及び固定衛星業務(放送衛星業務及び無線通信規則付録第30A号に基づく保護周波数帯を使用する関連する宇宙運用機能へのフィーダリンク並びに第二地域の放送衛星業務用フィーダリンクに限る。)に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの業務からの保護を要求してはならない。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。

#### 5.510

決議第163(WRC-15)及び決議第164(WRC-15)に従う使用を除き、固定衛星業務(地球から宇宙)による14.5-14.8GHzの周波数帯の使用は、放送衛星業務のためのフィーダリンクに限る。この使用は、ヨーロッパ圏外の国のために保留する。放送衛星業務用フィーダリンク以外による使用は、14.75-14.8GHzの周波数帯については第一地域及び第二地域では許されない。

#### 5.511

附加分配: サウジアラビア、バーレーン、カタルーン、エジプト、アラブ首長国連邦、ギニア、イラン、イラク、イスラエル、クウェート、レバノン、オマーン、パキスタン、カタール、シリアル及びソマリアでは、15.35-15.4GHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

#### 5.511A

固定衛星業務(宇宙から地球)による15.43-15.63GHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に定める調整に従うことを条件として、移動衛星業務の非静止システムのフィーダリンクに限定される。

#### 5.511B(未使用)

#### 5.511C

航空無線航行業務で運用する局は、ITU-R勧告S.1340-0に従って有効等価等方輻射電力を制限しなければならない。フィーダリンク地球局からの有害な混信から航空無線航行局(無線通信規則第4.10号の適用)を保護するために必要となる最低調整距離及びフィーダリンク地球局によって局所地平線に向けて送信される最大等価等方輻射電力は、ITU-R勧告S.1340-0に従わなければならぬ。

#### 5.511D(未使用)

#### 5.511E

15.4-15.7GHzの周波数帯において、無線標準業務の局は、航空無線航行業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

## 5.511F

15.35-15.4GHz の周波数帯における電波天文業務を保護するため、15.4-15.7GHz の周波数帯において運用する無線標準業務の局の電力束密度は、電波天文観測のいかなる地点においても、15.35-15.4GHz の周波数帯のうちの 50MHz の周波数帯幅当たり時間率 2%以上で-156dB(W/m<sup>2</sup>)のレベルを超えてはならない。

## 5.512

附加分配：アルジェリア、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、コンゴ共和国、エジプト、エルサルバドル、アラブ首長国連邦、エリトリア、フィンランド、グアテマラ、インド、インドネシア、イラン、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マーシャル、マリ、モロッコ、モーリタニア、モンテネグロ、ネパール、ニカラグア、ニジエール、オマーン、パキスタン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、シンガポール、ソマリア、スー丹、南スー丹、スワジ蘭ド、チャド、トーゴ及びイエメンでは、15.7-17.3GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

## 5.513

付加分配：イスラエルでは、15.7-17.3GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。これらの業務は、無線通信規則第 5.512 号に掲げていない国の分配表に従って運用する業務からの保護を求めてはならない。また、これらに有害な混信を生じさせてはならない。

## 5.513A

17.2-17.3GHz の周波数帯で運用される能動宇宙検知器は、無線標準業務及びその他一次的基礎で分配されている他の業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの発達を妨げてはならない。

## 5.514

附加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、カメルーン、エルサルバドル、アラブ首長国連邦、グアテマラ、インド、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、日本、ヨルダン、クウェート、リビア、リトアニア、オバール、ニカラグア、ナイジエリア、オマーン、ウズベキスタン、バキスタン、カタール、キルギス、スー丹及び南スー丹では、17.3-17.7GHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。無線通信規則第 21.3 号及び第 21.5 号に定める電力制限が適用される。

## 5.515

17.3-17.8GHz の周波数帯における固定衛星業務（地球から宇宙）と放送衛星業務への分配については、無線通信規則付録第 30A 号の第 4 附録第 1 項の規定にも従うものとする。

## 5.516

固定衛星業務（地球から宇宙）の静止衛星システムによる 17.3-18.1GHz の周波数帯の使用は、放送衛星業務のためのフィーダリンクに限る。固定衛星業務（地球から宇宙）のシステムによる第二地域の 17.3-17.8MHz の周波数帯の使用は、静止衛星に限る。12.2-12.7GHz の周波数帯における放送衛星業務のためのフィーダリンクによる第二地域の 17.3-17.8GHz の周波数帯の使用については、無線通信規則第 11 条を参照すること。固定衛星業務の非静止衛星システムによる第一地域及び第三地域での 17.3-18.1GHz（地球から宇宙）及び第二地域での 17.8-18.1GHz（地球から宇宙）の周波数帯の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第 9.12 号の規定の適用を条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、それが適当な場合には静止衛星固定衛星業務のシステムのための完全な調整情報又は通告情報の無線通信局による受領の日にかかるらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用されない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。

## 5.516A

17.3-17.7 GHz の周波数帯では、第一地域における固定衛星業務（宇宙から地球）の地球局は、無線通信規則付録第 30A 号に従って運用する放送衛星業務のフィーダリンク地球局からの保護を求めてはならない。また、フィーダリンクの業務領域内のいかなる放送衛星業務のフィーダリンク地球局の配置に対して制限を課してはならない。

## 5.516B

以下の周波数帯は、固定衛星業務における高密度に配置して使用する無線通信システムによる利用のために特定する。

17.3-17.7GHz (宇宙から地球) 第一地域、  
18.3-19.3GHz (宇宙から地球) 第二地域、  
19.7-20.2GHz (宇宙から地球) 全地域、  
39.5-40GHz (宇宙から地球) 第一地域、  
40-40.5GHz (宇宙から地球) 全地域、  
40.5-42GHz (宇宙から地球) 第二地域、  
47.5-47.9GHz (宇宙から地球) 第一地域、  
48.2-48.54GHz (宇宙から地球) 第一地域、  
49.44-50.2GHz (宇宙から地球) 第一地域、  
及び  
27.5-27.82GHz (地球から宇宙) 第一地域、  
28.35-28.45GHz (地球から宇宙) 第二地域、  
28.45-28.94GHz (地球から宇宙) 全地域、

28. 94-29. 1GHz (地球から宇宙) 第二及び第三地域、

29. 25-29. 46GHz (地球から宇宙) 第二地域、

29. 46-30GHz (地球から宇宙) 全地域、

48. 2-50. 2GHz (地球から宇宙) 第二地域。

この特定は、固定衛星業務の他のアプリケーション又は一次的基礎でこれらの周波数帯が分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、また、これらの周波数帯の使用者間に無線通信規則内における優先権を確立するものでもない。主管庁は、これらの周波数帯に関する規制的規定を検討する際にこれらの事項を考慮すべきである。決議第143(WRC-19、改)を参照すること。

5. 517

第二地域では、17. 7-17. 8GHz の周波数帯における固定衛星業務(宇宙から地球)の使用は、無線通信規則に従い運用している放送衛星業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 517A

17. 7-19. 7GHz (宇宙から地球) 及び27. 5-29. 5GHz (地球から宇宙) の周波数帯を使用する、静止衛星系の固定衛星業務の宇宙局と通信する移動する地球局の運用は、決議第169(WRC-19)が適用される。

5. 518(未使用)

付加分配：第二地域における 18-18. 3GHz の周波数帯及び第一地域及び第三地域における 18. 1-18. 4GHz の周波数帯は、一次的基礎で気象衛星業務(宇宙から地球)にも分配し、静止衛星による使用に限る。

5. 520

代替分配：アラブ首長国連邦及びギリシャでは、18. 1-18. 4GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定衛星業務(地球から宇宙)による 18. 1-18. 4GHz の周波数帯の使用は、放送衛星業務の静止衛星システムのファイダリンクに限る。

5. 521

固定衛星業務(地球から宇宙)による 18. 1-18. 4GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)及び移動業務に分配する(無線通信規則第5. 33号参照)。無線通信規則第5. 519号の規定も適用する。

5. 522(未使用)

5. 522A

18. 6-18. 8GHz の周波数帯における固定業務及び固定衛星業務の電波の発射は、それぞれ無線通信規則第21. 5A号及び第21. 16. 2号に示す値に制限される。

5. 522B

固定衛星業務による 18. 6-18. 8GHz の周波数帯の使用は、静止衛星システム及び遠地点高度が20000km以上の軌道を持つシステムに限定される。

5. 522C

18. 6-18. 8GHz の周波数帯において、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、アラブ首長国連邦、ヨルダン、レバノン、リビア、モロッコ、オマーン、カタール、シリア、チュニジア及びイエメンでは、WRC-2000の最終文書の発効日時点での運用されていた固定業務システムは、無線通信規則第21. 5A号の制限を受けない。

5. 523(未使用)

5. 523A

静止及び非静止の固定衛星業務による 18. 8-19. 3GHz(宇宙から地球) 及び 28. 6-29. 1GHz(地球から宇宙) の周波数帯の使用は、無線通信規則第9. 11A号の適用を条件とし、無線通信規則第22. 2号は適用されない。1995年11月18日前の調整に基づく静止衛星通信網を有する主管庁は、関係する全ての機関が容認することができる結果を得ることを目的として、同日前に通告情報が無線通信局によって受領された非静止衛星通信網と、無線通信規則第9. 11A号の規定に従って調整するため可能な最大限の協力をしなければならない。非静止衛星通信網は、1995年11月18日前に完全な通告情報(無線通信規則付録第4号)が無線通信局によって受領されたとみなされる静止固定衛星業務の通信網に許容し得ない混信を生じさせてはならない。

5. 523B

固定衛星業務による 19. 3-19. 6GHz の周波数帯(地球から宇宙)の使用は、移動衛星業務を行う非静止衛星システムのファイダリンクに限る。この使用は、無線通信規則第9. 11A号の適用を条件とするが、無線通信規則第22. 2号は適用されない。

5. 523C

無線通信規則第22. 2号は、19. 3-19. 6GHz 及び 29. 1-29. 4GHz の周波数帯において、非静止移動衛星業務の通信網のファイダリンクと、1995年11月18日前に完全な調整情報又は通告情報(無線通信規則付録第4号)が無線通信局によって受領されたとみなされる固定衛星業務の通信網との間で引き続き適用される。

5. 523D

固定衛星業務を行う静止衛星システム及び移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクによる19, 3-19, 7GHz の周波数帯(宇宙から地球)の使用は、無線通信規則第 9, 11A 号の適用を条件とするが、無線通信規則第 22, 2 号の適用は条件としない。固定衛星業務を行う非静止衛星システム、又は無線通信規則第 5, 523C 号及び第 5, 523E 号に示す場合によるこの周波数帯の使用は、引き続き無線通信規則第 9 条(第 9, 11A 号を除く。)及び第 11 条による手続並びに第 22, 2 号の適用は条件とする。

##### 5. 523E

無線通信規則第 22, 2 号は、19, 6-19, 7GHz 及び 29, 4-29, 5GHz の周波数帯において、非静止移動衛星業務の通信網のフィーダリンクと、1997 年 11 月 21 日までに完全な調整情報又は通告情報(無線通信規則付録第 4 号)が無線通信局によって受領されたとみなされる固定衛星業務の通信網との間で引き続き適用される。

##### 5. 524

附加分配：アフガニスタン、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ブルネイ、カムルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、コスタリカ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、グアテマラ、ギニア、インド、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ネパール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スードーン、南スードーン、チャド、トーゴ及びチュニジアでは、19, 7-21, 2GHz の周波数帯は一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。この附加的使用は、19, 7-21, 2GHz の周波数帯における固定衛星業務又は一次業務で分配されている 19, 7-20, 2GHz の周波数帯における移動衛星業務の宇宙局の電力束密度にいかなる制限も課してはならない。

##### 5. 525

移動衛星及び固定衛星業務の通信網相互間の地域間調整を容易にするため、移動衛星業務における最も干渉に弱い搬送波は、できる限り 19, 7-20, 2GHz 及び 29, 5-29, 9GHz の周波数帯の使用は、高い周波数部分に配置しなければならない。

##### 5. 526

第二地域における移動衛星業務による 19, 7-20, 1GHz 及び 29, 5-29, 9GHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 5, 526 号に規定する固定衛星業務及び移動衛星業務の両業務を行う衛星通信網に使用する通信網のためのものである。第二地域における 19, 7-20, 1GHz 及び 20, 1-20, 2GHz の周波数帯において移動衛星業務のシステムを運用する主管庁は、無線通信規則第 5, 524 号の規定に従って固定及び移動システムを運用する主管庁によるこれらの周波数帯の継続使用を確保するため、あらゆる実現可能な措置を講じなければならない。

##### 5. 527A

固定衛星業務の局と通信する移動する地球局の運用は、決議第 156(WRC-15)に従うことを条件とする。

##### 5. 528

移動衛星業務に対する分配は、狭域スポットビームアンテナや他の先進技術を宇宙局において使用する通信網のためのものである。第二地域における 19, 7-20, 1GHz 及び 20, 1-20, 2GHz の周波数帯において移動衛星業務のシステムを運用する主管庁は、無線通信規則第 5, 524 号の規定に従って固定及び移動システムを運用する主管庁によるこれらの周波数帯の継続使用を確保するため、あらゆる実現可能な措置を講じなければならない。

##### 5. 529

第二地域における移動衛星業務による 19, 7-20, 1GHz 及び 29, 5-29, 9GHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 5, 526 号に規定する固定衛星業務及び移動衛星業務の両業務を行う衛星通信網に限定する。

##### 5. 530(未使用)

関連する主管庁間で別に合意がなされた場合を除き、当該主管庁の固定業務及び移動業務のいかなる局についても、第一地域及び第三地域の他の主管庁の領域における任意の地点の地上高 3m において、時間率 20% 以上で -120, 4dB(W/(m<sup>2</sup>·MHz)) を超える電力束密度を生じさせてはならない。計算の実施にあたっては、主管庁は最新版の ITU-R 勘告 P. 452(最新版の ITU-R 勘告 B0. 1898 を参考)を使用しなければならない。

##### 5. 530B

21, 4-22GHz の周波数帯において、放送衛星業務の発達を促進するため、第一地域及び第三地域の主管庁は、移動業務の局を配置しないよう奨励され、特定地点間のリンクを設定する固定業務の局の設置を制限することを奨励される。

##### 5. 530C(未使用)

5. 530D(未使用)

##### 5. 530E

21, 4-22GHz の周波数帯における固定業務への分配は、第二地域においては高高度プラットフォーム局(HAPS)の使用に特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている他の固定

##### 5. 527

19, 7-20, 2GHz 及び 29, 5-30, 0GHz の周波数帯においては、無線通信規則第 4, 10 号は移動衛星業務には適用しない。

業務のアプリケーション又は同等の優先度で分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。このような固定業務の分配における HAPS の使用は、HAPS から地上方向に限られ、決議第 165(WRC-19)に従わなければならぬ。

#### 5. 534

5. 534(未使用)

付加分配：日本では、21.4-22GHz の周波数帯は、一次的基礎として放送業務にも分配する。

#### 5. 532

地球探査衛星業務(受動)及び宇宙研究業務(受動)による 22.21-22.5GHz の周波数帯の使用は、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に制約を課してはならない。

#### 5. 532A

宇宙研究業務の地球局の位置は、既存の固定業務及び移動業務又はそれらの業務の将来的な発展を保護するため、隣接する国々との国境から最低でもそれぞれ 54km の距離を維持しなければならない。ただし、該当する主管庁間でそれよりも短い距離での置局について別に合意がなされた場合を除く。無線通信規則第 9.17 号及び第 9.18 号は適用しない。

5. 532AA  
24.25-25.25GHz の周波数帯における固定業務への分配は、第二地域における高高度プラットフォーム局(HAPS)に特定される。この特定は、この周波数帯で同等の優先度で分配されている他の固定業務のアプリケーション又は他の無線通信業務による使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。このような固定業務の分配における HAPS の使用は、HAPS から地上方向に限定され、無線通信規則第 166(WRC-19)の規定に従うこと。

#### 5. 532AB

24.25-25.25GHz の周波数帯は、地上上で構成される IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。ただし、この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。決議第 242(WRC-19) が適用される。

#### 5. 536

衛星間業務による 25.25-27.5GHz の周波数帯の使用は、宇宙研究及び地球探査衛星の利用に限定し、また、宇宙における産業医療活動からのデータの送信に限る。

#### 5. 536A

地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地球局を運用する主管庁は、他の主管庁が運用する固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならない。さらに、地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地球局は、最新版の ITU-R 勘告 SA.1862 を考慮して運用しなければならない。決議第 242(WRC-19) を適用する。

#### 5. 536B

アルジェリア、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ブラジル、中華人民共和国、大韓民国、デンマーク、エジプト、アラブ首長国連邦、エストニア、フィンランド、ハンガリーや間業務は、空港面探査を行う無線航行業務からの有害な干渉を容認しなければならない。

#### 5. 534A

25.25-27.5GHz の周波数帯の固定業務に対する分配は、決議第 166(WRC-19)に従い、第二地域においては高高度プラットフォーム局(HAPS)での使用に特定される。このような固定業務の分配における HAPS の使用は、25.25-27.0GHz の周波数帯においては地上から HAPS 方向に制限され、27.0-27.5GHz の周波数帯においては HAPS から地上方向に制限される。さらに、25.5-27.0GHz の周波数帯の HAPS による使用は、ゲートウェイに限定される。この特定は、この周波数帯が分配されている他の固定業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

#### 5. 535

24.75-25.25GHz の周波数帯については、放送衛星業務のフィーダリンクの局は他の固定衛星業務(地球から宇宙)の使用より優先される。これ以外の使用については、これら放送衛星局の既存又は計画されたフィーダリンクに干渉を与えてはならず、かつ、これらの局からの有害な干渉を容認しなければならない。

#### 5. 535A

固定衛星業務による 29.1-29.5GHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、静止衛星システム及び移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクに限定される。この使用は無線通信規則第 9.11A 号の適用を条件とするが、無線通信規則第 5.523C 及び第 5.523E に示すように、引き続き無線通信規則第 9 条(第 9.11A 号を除く。)及び第 11 条による手続並びに第 22.2 号の適用を条件とする場合を除いて、無線通信規則第 22.2 号の適用は条件としない。

#### 5. 536

衛星間業務による 25.25-27.5GHz の周波数帯の使用は、宇宙研究及び地球探査衛星の利用に限定し、また、宇宙における産業医療活動からのデータの送信に限る。

#### 5. 536A

地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地球局を運用する主管庁は、他の主管庁が運用する固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならない。さらに、地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地球局は、最新版の ITU-R 勘告 SA.1862 を考慮して運用しなければならない。決議第 242(WRC-19) を適用する。

#### 5. 536B

アルジェリア、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ブラジル、中華人民共和国、大韓民国、デンマーク、エジプト、アラブ首長国連邦、エストニア、フィンランド、ハンガリーや間業務は、空港面探査を行う無線航行業務からの有害な干渉を容認しなければならない。

リー、インド、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、リトアニア、モルドバ、ノルウェー、オマーン、ウガンダ、パキスタン、フィリピン、ポーランド、ボルトガル、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英國、シンガポール、スロベニア、スーダン、スウェーデン、タンザニア、トルコ、ベトナム及びジンバブエでは、25.5-27GHz の周波数帯の地球探査衛星業務で運用する地球局は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、また、それらの使用及び発達を妨げてはならない。決議第242(WRC-19)を適用する。

##### 5.536C

アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ボツワナ、ブラジル、カメルーン、コモロ、キューバ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エストニア、フィンランド、イラン、イスラエル、ヨルダン、ケニア、クウェート、リトアニア、マレーシア、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、カタール、シリア、ソマリア、スーダン、南スーダン、タンザニア、チュニジア、ウルグアイ、ザンビア及びジンバブエでは、25.5-27GHz の周波数帯における宇宙研究業務で運用する地球局は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、また、それらの局の使用及び発達を妨げてはならない。

##### 5.537

27-27.5GHz の周波数帯を使用して衛星間通信を行う非静止衛星業務は、無線通信規則第22.2号の規定を適用しない。

##### 5.537A

ペータン、カメールン、中華人民共和国、大韓民国、ロシア、インド、インドネシア、イラン、イラク、日本、カザフスタン、マレーシア、モルディブ、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、スーダン、スリランカ、タイ及びベトナムでは、27.9-28.2GHz の周波数帯における固定業務への分配は、これらの国の領域内に限って高密度プラットフォーム局(HAPS)にも使用することができる。上記の国でHAPSによる固定業務に割り当られたこの300MHz の周波数帯の使用は、HAPSから地上方向への運用に限定し、他の固定業務システム又は他の一次業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。さらに、HAPSは、それらの他の業務の発達を妨げてはならない。決議第145(WRC-19、改)を参照すること。

##### 5.538

付加分配：27.500-27.501GHz と 29.999-30.000GHz の周波数帯は、上り回線電力制御を行ったもののビーコン波送信用として、一次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。このような宇宙から地球への送信は、静止軌道上で近接した衛星の方向において等価等方輻射電力で10dBW を超えてはならない。

5.539  
27.5-30GHz の周波数帯は、放送衛星業務のために定められたファーダリンクのための固定衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

5.540  
付加分配：27.501-29.999GHz の周波数帯は、上り回線電力制御を行うためのビーコン波送信用として、二次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。

##### 5.541

28.5-30GHz の周波数帯においては、地球探査衛星業務は無線局間のデータ伝送に限るものとし、能動又は受動センサーによる情報収集に優先させるものであつてはならない。

##### 5.541A

29.1-29.5GHz (地球から宇宙)の周波数帯における非静止衛星による移動衛星業務のネットワークと静止衛星による固定衛星業務のネットワークのフィーダリンクは、両ネットワーク間の相互混信のレベルを下げながら必要なリンク性能を満たすような電力レベルで地球局からの送信が行われるよう、上り回線の適応電力制御又は他のフェード補償の手法を用いるものとする。この手法は、無線通信規則付録第4号の調整情報が1996年5月17日後に無線通信局に受領されたとみなされるネットワークについて、将来の世界無線通信会議において変更されるまで適用する。同日前に無線通信規則付録第4号の調整情報を提出した主管庁は、この手法をできる限り利用することが求められる。

##### 5.542

付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ブルネイ、カメルーン、中華人民共和国、コソボ共和国、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ギニア、インド、伊朗、イラク、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ネバール、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、ソマリア、スーダン、南スーダン、スリランカ及びチャドでは、29.5-31GHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。この場合には、無線通信規則第21.3号及び第21.5号に定める電力制限値を適用する。

##### 5.543

29.95-30GHz の周波数帯は、遠隔測定、追尾及び制御の目的のため、二次的基礎で地球探査衛星業務の宇宙から宇宙への回線に使用することができる。

##### 5.543A(未使用)

##### 5.543B

31-31.3GHz の周波数帯の固定業務に対する分配は、全世界において高高度プラットフォーム局 (HAPS) での使用に特定される。この特定は、この周波数帯が同等の優先度で分配されている他の業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。このような固定業務の分配における HAPS の使用は、決議第 167 (WRC-19) に従う。

##### 5.544

31-31.3GHz の周波数帯においては、無線通信規則第 21 条の表 21-4 に定める電力束密度の制限は、宇宙研究業務に適用する。

##### 5.545

業務の種類の地域差：アルメニア、ジョージア、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、宇宙研究業務に対する 31-31.3GHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

##### 5.546

業務の種類の地域差：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ペルルーシン、エジプト、アラブ首長国連邦、スペイン、エストニア、ロシア、ジョージア、ハンガリー、イラン、イスラエル、ヨルダン、レバノン、モルドバ、モンゴル、オマーン、ウズベキスタン、ボーランド、シリア、キルギス、ルーマニア、英國、南アフリカ共和国、タジキスタン、トルクメニスタン及びトルコでは、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に対する 31.5-31.8GHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

##### 5.547

業務の種類の地域差：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ペルル

ーシン、エジプト、アラブ首長国連邦、スペイン、エストニア、ロシア、ジョージア、ハンガリー、イラン、イスラエル、ヨルダン、レバノン、モルドバ、モンゴル、オマーン、ウズベキスタン、ボーランド、シリア、キルギス、ルーマニア、英國、南アフリカ共和国、タジキスタン、トルクメニスタン及びトルコでは、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に対する 31.5-31.8GHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5.548

業務の種類の地域差：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ペルル

ーシン、エジプト、アラブ首長国連邦、スペイン、エストニア、ロシア、ジョージア、ハンガリー、イラン、イスラエル、ヨルダン、レバノン、モルドバ、モンゴル、オマーン、ウズベキスタン、ボーランド、シリア、キルギス、ルーマニア、英國、南アフリカ共和国、タジキスタン、トルクメニ

スタン及びトルコでは、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に対する 31.5-31.8GHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

代替分配：アメリカ合衆国では、31.8-33GHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務及び宇宙研究業務(深宇宙)(宇宙から地球)に分配する。

##### 5.547D

代替分配：アメリカ合衆国では、32-32.3GHz の周波数帯は、一次的基礎で衛星間業務及び無線航行業務に分配する。

##### 5.547E

代替分配：アメリカ合衆国では、32-33.4GHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務に分配する。

##### 5.548

32-33GHz の周波数帯における衛星間業務、32-33.4GHz の周波数帯における無線航行業務及び 31.8-33.4GHz の周波数帯における宇宙研究業務(深宇宙)の通信系を設計するに当たっては、主管庁は、無線航行業務の安全面に留意しつつ、これらの業務間の有害な混信を防止するために必要な全ての措置を執らなければならない(勧告第 707 参照)。

##### 5.549

付加分配：サウジアラビア、バーレーン、バンダラデシュ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ノーパール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、シンガポール、ソマリア、スードン、南スーダン、スリランカ、トーゴ、チュニジア及びエジプトでは、33.4-36GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

##### 5.549A

35.5-36.0GHz の周波数帯においては、地球探査衛星業務(能動)又は宇宙研究業務(能動)のあらゆる宇宙検知器により生じる地表面での平均電力束密度は、ビームの中心から 0.8 度を超える、かかる角度においても、この周波数帯で  $-73.3 \text{dB} (\text{W/m}^2)$  を超えてはならない。

##### 5.550

業務の種類の地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ペルルーシ、ロシア、ジョージア、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、宇宙研究業務に対する 34.7-35.2GHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

### 5.55A

地球探査衛星業務（受動）と固定業務及び移動業務との間の36-37GHz帯の共用に当たっては、決議第752(WRC-07)を適用する。

### 5.551(未使用)

5.551A(未使用)

37-43.5GHzの周波数帯、又はその一部は、地上系で構成されるIMTを導入しようとする主管庁のために特定される。この特定は、この周波数帯で分配されている業務のいかなるアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

37.5-42.5GHzの周波数帯においてはFSS地球局、39.5-40GHz（第一地域）、40-40.5GHz（全地域）及び40.5-42GHz（第二地域）の周波数帯（無線通信規則第5.516Bを参照）の固定衛星業務においては高密度に配置して使用する無線通信システムを導入する可能性があるため、主管庁は、適宜、これらの帯域のIMTに対する制限をさらに考慮するものとする。決議第243(WRC-19)が適用される。

### 5.550C

固定衛星業務の非静止衛星システムによる37.5-39.5GHz（宇宙から地球）、39.5-42.5GHz（宇宙から地球）、47.2-50.2GHz（地球から宇宙）及び50.4-51.4GHz（地球から宇宙）の周波数帯の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整に関する無線通信規則第9.12号の規定が適用される（他の業務の非静止衛星システムとの調整のためには適用されない）。決議第770(WRC-19)も適用され、無線通信規則第22.2号も引き続き適用される。

### 5.550D

38-39.5GHzの周波数帯の固定業務に対する分配は、全世界において高高度プラットフォーム局(HAPS)を導入しようとする主管庁による使用に特定される。HAPSから地上方向において、HAPS地上局は固定、移動及び固定衛星業務の局からの保護を要求してはならず、無線通信規則第5.43A号は適用しない。この特徴は、この周波数帯で分配されている他の固定業務のアプリケーション又は同等の優先度で分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。さらに、HAPSは固定衛星、固定及び移動業務の発展に過度な制約を課してはならない。このような固定業務の分配におけるHAPSの使用は、決議第168(WRC-19)に従う。

### 5.550E

移動衛星業務（宇宙から地球）の非静止衛星システムによる39.5-40GHz及び40-40.5GHzの周波数帯の使用は、固定衛星業務及び移動衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整に関する無線通信規則第9.12号の規定が適用されるが、他の業務の非静止衛星システムとの調整には適用されない。無線通信規則第22.2号は、非静止衛星システムに引き続き適用される。

### 5.551F

5.551A(未使用)

37-42.5GHzの周波数帯で運用する固定衛星業務（宇宙から地球）又は放送衛星業務の非静止衛星システムの全ての宇宙局から生じる42.5-43.5GHzの周波数帯における等価電力束密度(epfd)は、いかなる電波天文局においても、時間率2%以上で次の値を超えてはならない。

- 単一開口電波望遠鏡として登録された電波天文局において、42.5-43.5GHzの周波数帯のうち、1GHzの周波数帯域幅において-23dB(W/m<sup>2</sup>)及び任意の500kHzの周波数帯域幅において-24dB(W/m<sup>2</sup>)
- 超長基線電波干渉局として登録された電波天文局において、42.5-43.5GHzの周波数帯のうち、任意の500kHzの周波数帯域幅において-20dB(W/m<sup>2</sup>)

これらのepfd値は、ITU-R勧告S.1586-1に示す方法及びITU-R勧告Ra.1631-0に示す電波天文業務の参考アンテナパラメータの最大利得を使用して求められなければならない場合、基本設定値である5度を採用する。)の範囲に適用しなければならない。

これらの値は、次のいずれかの電波天文局において適用する。

- 2003年7月5日前に運用を開始し、かつ、2004年1月4日前に無線通信局に通告された
- 制限値が適用される宇宙局の無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報又は通告情

報のうちいずれか適当なものが受領される日前に通告された電波天文局これら日後に通告された他の電波天文局は、宇宙局を許可した主管庁に同意を求めることができる。第二地域では、決議第743(WRC-03)を適用する。同意を得た国の電波天文局の設置場所において、この脚注の制限値を超えることができる。

43.5-47GHz 及び 66-71GHz の周波数帯においては、陸上移動業務の局は、これらの周波数帯が分配されている宇宙無線通信業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、運用することができる(無線通信規則第5.43号参照)。

##### 5.551

42-42.5GHz の周波数帯で運用する固定衛星業務(宇宙から地球)又は放送衛星業務のあらゆる静止宇宙局から生じる 42.5-43.5GHz の周波数帯における電力束密度は、いかなる電波天文局においても、次の値を超えてはならない。

- 単一開口電波望遠鏡として登録された電波天文局において、42.5-43.5GHz の周波数帯のうち、1GHz の周波数帯域幅において-137dB(W/m<sup>2</sup>) 及び任意の 500kHz の周波数帯域幅において-153dB(W/m<sup>2</sup>)
- 超長基線電波干渉局として登録された電波天文局において、42.5-43.5GHz の周波数帯のうち、任意の 500kHz の周波数帯域幅において-116dB(W/m<sup>2</sup>) これらの値は、以下のいずれかの電波天文局において適用する。

- 2003年7月5日前に運用を開始し、かつ、2004年1月4日前に無線通信局に通告された電波天文局
- 制限値が適用される宇宙局の無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報又は通告情報のうちいずれか適当なものが受領される日前に通告された電波天文局

これらの日後に通告された他の電波天文局は、宇宙局を許可した主管庁に同意を求めるができる。第二地域では、決議第743(WRC-03)を適用する。同意を得た国の電波天文局の設置場所において、この脚注の制限値を超えることができる。

##### 5.552

地球から宇宙への伝送のための固定衛星業務による 42.5-43.5GHz 及び 47.2-50.2GHz の周波数帯の分配は、放送衛星のためのフィーダリンクを収容するため、宇宙から地球への伝送のための 37.5-39.5GHz の周波数帯の分配より広く分配する。主管庁は、40.5-42.5GHz の周波数帯で運用する放送衛星業務のためのフィーダリンク用に 47.2-49.2GHz の周波数帯を保留するため、実行可能な全ての措置を執ることを要請される。

##### 5.552A

47.2-47.5GHz 及び 47.9-48.2GHz の周波数帯における固定業務に対する分配は、高高度プラットフォーム局(HAPS)の使用に特定する。この特定は、一次的基礎で分配された業務のアプリケーションによるこの周波数帯の使用を妨げず、無線通信規則における優先順位を確立しない。このような使用のための 47.2-47.5GHz 及び 47.9-48.2GHz の周波数帯の固定業務に対する分配は、決議第122(WRC-19、改)に従うことを条件とする。

##### 5.553A

アルジェリア、アンゴラ、バーレーン、ペラルーシ、ベナン、ボツワナ、ブラジル、ブルキナファソ、カーボベルデ、大韓民国、コートジボワール、クロアチア、アラブ首長国連邦、エストニア、エスワティニ、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ハンガリー、イラン、イラク、ヨルダン、クウェート、レソト、ラトビア、リベリア、リトアニア、マダガスカル、马拉维、马里、モロッコ、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジエヌバエ、ナイジェリア、オマーン、カタール、セネガル、セーシェル、シェラレオネ、スロベニア、スレバ、南アフリカ共和国、スウェーデン、タンザニア、トーゴ、チュニジア、ザンビア及びジンバブエでは、45.5-47GHz の周波数帯は、無線通信規則第5.553号を考慮して、地上系で構成される IMT を導入しようとする主管庁のために特定される。航空移動業務及び無線航行業務に関する IMT の導入との周波数帯の使用は、関係する主管庁との無線通信規則第9.21号に基づく合意の対象であり、これらの業務に対して有害な混信を生じさせてはならず、また、それらの局からの保護を要求してはならない。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。決議第244(WRC-19)が適用される。

##### 5.553B

第二地域並びにアルジェリア、アンゴラ、サウジアラビア、オーストラリア、バーレーン、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カムルーン、中央アフリカ、コモロ、コンゴ共和国、大韓民国、コートジボワール、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エスワティニ、エチオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、赤道ギニア、インド、イラン、イラク、日本、ヨルダン、ケニア、クウェート、レソト、リベリア、リビア、リトアニア、マダガスカル、マレーシア、马拉维、ケニア、クウェート、レソト、リベリア、リビア、リトアニア、マダガスカル、マレーシア、马拉维、モロッコ、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、カタール、シリリア、コンゴ民主共和国、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、セーシェル、シェラレオネ、シンガポール、スロベニア、ソマリア、スレバ、南スレバ、南アフリカ共和国、スウェーデン、タンザニア、チャド、トーゴ、チュニジア、ザンビア及びジンバブエにおいては、47.2-48.2GHz の周波数帯は、IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。決議第243(WRC-19)が適用される。

##### 5.554

43.5-47GHz、66-71GHz、95-100GHz、123-130GHz、191.8-200GHz 及び 232-265GHz の周波数帯における特定の固定地点の陸上局を接続する衛星回線の使用は、移動衛星業務又は無線航行衛星業

務に関連して使用する場合に限る。

##### 5.554A

固定衛星業務(宇宙から地球)による 47.5-47.9GHz、48.2-48.5GHz 及び 49.44-50.2GHz の周波数帯の使用は、静止衛星に限定する。

##### 5.555

付加分配：48.94-49.04GHz の周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務に分配する。

##### 5.555A(未使用)

##### 5.555B

48.2-48.54GHz 及び 49.44-50.2GHz の周波数帯で運用するあらゆる固定衛星業務(宇宙から地球)の静止宇宙局から生じる 48.94-49.04GHz の周波数帯における電力束密度は、いかなる電波天文局においても、任意の 500 kHz の周波数帯域幅において -151.8dB(W/m<sup>2</sup>) を超えてはならない。

##### 5.555C

固定衛星業務(地球から宇宙)による 51.4-52.4GHz の周波数帯の使用は、静止衛星ネットワークに限定される。地球局は、最小空中線口径が 2.4m のゲートウェイ地球局に限定される。

##### 5.556

51.4-54.25GHz、58.2-59GHz 及び 64-65GHz の周波数帯においては、電波天文業務は、国内的合意に基づいて行うことができる。

##### 5.556A

衛星間業務による 54.25-56.9GHz、57.0-58.2GHz 及び 59.0-59.3GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道にある衛星に限る。衛星間業務の局による地表面 0km から 1000km までの高度における单一入射電力束密度は、全ての条件及び全ての変調方式に対して、到達する全ての角度に対し、-147dB(W/m<sup>2</sup>·100MHz) を超えてはならない。

##### 5.557

付加分配：日本では、54.25-55.78GHz の周波数帯は、低密度の用途として、一次的基礎で移動業務にも分配する。

##### 5.557A

付加分配：日本では、55.78-58.2GHz の周波数帯は、一次的基礎で無線標定業務にも分配する。

55.78-56.26GHz の周波数帯では、地球探査衛星業務(受動)の局を保護するため、固定業務の局のアンテナへ送信機より送られる最大電力密度は、-26dB(W/MHz) に制限される。

##### 5.558

55.78-58.2GHz、59-64GHz、66-71GHz、122.25-123GHz、130-134GHz、167-174.8GHz 及び 191.8-200GHz の周波数帯においては、航空移動業務の局は、衛星間業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、運用することができる(無線通信規則第 5.43 号参照)。

##### 5.558A

衛星間システムによる 56.9-57GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道における衛星間リンク及び高軌道非静止衛星から低軌道非静止衛星への送信に限る。静止衛星軌道における衛星間リンクについては、地表面 0km から 1000km までの高度における单一入射電力束密度は、全ての条件及び全ての変調方式に対して、到達する全ての角度に対し、-147dB(W/m<sup>2</sup>·100MHz) を超えてはならない。

##### 5.559

59-64GHz の周波数帯においては、無線標定業務の航空機に設置したレーダーは、衛星間業務に有害な混信を生じさせてはならないことを条件として、運用することができる(無線通信規則第 5.43 号参照)。

##### 5.559A(未使用)

##### 5.559A

66-71GHz の周波数帯は、地上系で構成される IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。決議第 241 (WRC-19) が適用される。

##### 5.559B

無線標定業務による 77.5-78GHz の周波数帯の使用は、自動車に設置したレーダーを含む地上で使用するアプリケーションのための近距離レーダーに限る。これらのレーダーの技術特性は、最新版の ITU-R 勧告 M.2057 に規定する。無線通信規則第 4.10 号の規定は適用しない。

##### 5.560

78-79GHz の周波数帯においては、宇宙局上に設置したレーダーは、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務において一次的基礎で運用することができる。

##### 5.560A(未使用)

74-76GHzの周波数帯において、固定業務、移動業務及び放送業務の局は、放送衛星業務のための適切な周波数割当計画会議の決定に従って運用する固定衛星業務の局及び放送衛星業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。

ならない。また、これらの義務の使用と発展を妨げてはならない。

5. 562E  
世界特許本審呈業務(能通) / 女子大・大阪府立大  
133 5-134GH の固油基「限定されズ

81-81.5GHz の周波数帯は、二次的基礎でアマチュア業務及びアマチュア衛星業務にも分配する。(WRC-2000)

日本では、固定衛星業務（地球から宇宙）による 84-86GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道を  
使った放送衛星業務のファイーダリンクに限る。

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)による94-94.1GHzの周波数帯の使用は、宇宙雲レーダーに限る。

5.562A  
94-94.1GHz 及び 130-134GHz の周波数帯における電波天文アンテナの主ビームに向けられた地球探査衛星(業務能動)の宇宙局からの送信は、いくつかの電波天文受信機に支障をきたすおそれがある。送信機及び開港する電波天文局を運用する宇宙業務運営体は、そのような事態を極力避けるため相互に運用を計画すべきである。

105-109.5GHz、111.8-114.25GHz 及び 217-226GHz の周波数帯において、この分配の使用は、宇宙電波天文のみに限定される。

衛星間業務による 116-122.25GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道の衛星に限定される。全ての条件及び全ての変調方式に対して、地表面 0km から 1000km までの高度及び受動検知器が存在する全ての静止軌道位置の近傍で、衛星間業務の局により生じる单一入射電力束密度は、全ての到来角度において  $-148\text{dB}(\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{Hz}))$  を超えてはならない。

5. 562D

付加分配：大韓民国では、128-130GHz、171-171.6GHz、172.2-172.8GHz及び173.3-174GHzの周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。この脚注に示した周波数帯で運用する大韓民国の電波天文局は、無線通信規則に従って運用している他の国の業務からの保護を要求しては

陸上移動及び固定業務のアプリケーションによる上記の周波数帯の使用は、275-450GHz の周波数帯の無線通信業務の他のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、優先権を確立するものでもない。

##### 5. 565

275-1000GHz の周波数範囲のうち、以下の周波数帯は、受動業務のアプリケーションのために主管庁により使用が特定されている。

- 電波天文業務: 275-323GHz, 327-371GHz, 388-424GHz, 426-442GHz, 453-510GHz, 623-71GHz, 795-909GHz 及び 926-945GHz
- 地球探査衛星業務(受動)及び宇宙研究業務(受動): 275-286GHz, 296-306GHz, 313-356GHz, 361-365GHz, 369-392GHz, 397-399GHz, 409-411GHz, 416-434GHz, 439-467GHz, 477-502GHz, 523-527GHz, 538-581GHz, 611-630GHz, 634-654GHz, 657-692GHz, 713-718GHz, 729-733GHz, 750-754GHz, 771-776GHz, 823-846GHz, 850-854GHz, 857-862GHz, 866-882GHz, 905-928GHz, 951-956GHz, 968-973GHz 及び 985-990GHz

受動業務による 275-1000GHz の周波数帯の使用は、能動業務によるこの周波数帯の使用を妨げてはならない。275-1000GHz の周波数範囲を能動業務のために利用しようとする主管庁は、275-1000GHz の周波数範囲の分配表が規定される日まで、これらの受動業務を有害な混信から保護するため、実行可能な全ての措置を執ることを要請される。1000-3000GHz の周波数範囲における全ての周波数は、能動業務及び受動業務の双方に使用することができる。

第3 超広帯域無線システムの無線局の周波数表

|                                     |
|-------------------------------------|
| 3400MHz 以上 4800MHz 未満 <sup>1</sup>  |
| 7.25GHz 以上 10.25GHz 未満 <sup>1</sup> |
| 24.25GHz 以上 29GHz 未満 <sup>1</sup>   |

1 この周波数帯の使用は、第2に規定する周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、また、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならない。

第4 特定基地局の開設設計画の認定において指定された周波数

|                        |
|------------------------|
| 99MHz を超え 108MHz 以下    |
| 773MHz を超え 803MHz 以下   |
| 945MHz を超え 960MHz 以下   |
| 1805MHz を超え 1845MHz 以下 |
| 3400MHz を超え 3480MHz 以下 |
| 3600MHz を超え 4100MHz 以下 |
| 4500MHz を超え 4600MHz 以下 |
| 27GHz を超え 28.2GHz 以下   |
| 29.1GHz を超え 29.5GHz 以下 |